

東海大学プロジェクト研究
「QOL向上のための、日本とアジアにおける都市ガバナンスモデルの構築」
(2019年度～21年度) 研究報告書

21世紀日本の都市ガバナンス・市民社会
事例集 (中間報告)

Japanese Urban Governance and Civil Society
in the 21st century
(An Interim Report)

辻中豊・和嶋克洋 編

東海大学

2021年3月

はじめに

本研究報告書は、東海大学プロジェクト研究「QOL向上のための、日本とアジアにおける都市ガバナンスモデルの構築」（出雲明子代表）に基づく研究成果の一部である。このプロジェクト研究の狙いは次のとおりである。

「政治体制や社会発展の異なるアジア諸国（とりわけ中国等）でも、日本同様、ローカルガバナンスの向上、その結果としての住民福利（QOL）向上という点には共通の強い関心を有している。急速なグローバル化と社会変容の中で、個々の体制の存続に密接に関連するからである。本研究は、アジアでのローカルガバナンスモデルの構築を念頭に、これまでの日本のローカルガバナンス調査結果を広く学際的国際的に分析し、そこから住民に応答的で自生的なQOL向上の市ガバナンスモデルを構築することを目的とする。」（計画調書より）

このプロジェクト研究は、出雲明子准教授を代表に、辻中豊、岡本三彦、奥健太郎、藤巻裕之という東海大学政治経済学部政治学科の教員に、筑波大学の2名の教員、崔宰榮、山本英弘を加えて2019年に開始されたものである。

プロジェクト研究の分担者である辻中豊は、「団体の基礎構造に関する調査」研究グループ（辻中豊代表、略称：JIGS、団体基礎構造研究会）を1990年代後半から組織形成し、25年余りにわたって日本および世界の市民社会組織、利益団体に関する実証的調査研究を行なってきた。現在このグループは、辻中の筑波大学からの異動（2018年4月）に伴って東海大学政治経済学部政治学科、NPO・NGOセンターに事務局（連絡先：辻中研究室）を置くとともに、これまで同様に筑波大学人文社会系、ICR/国際比較日本研究センター(CAJS)¹（連絡先：ICR山本英弘研究室）にも研究拠点を置いている。

つまり、本調査研究は、団体基礎構造研究会の成果のうえに、新たな東海大学研究グループによるプロジェクト研究が接合されて構築されたものである。

それゆえ、本報告書の内容をなす調査研究は、独立行政法人日本学術振興会 科学研究費補助金基盤研究A「日本とアジアの市民社会と都市ガバナンスの比較実証・公共政策研究」

¹ 2014年度より人文社会国際比較研究機構（ICR）が新設され、研究成果の国際発信などの面でサポートが強化されている。

(2020年度から2024年度 課題番号：20H00064、辻中豊代表) (Comparative Empirical and Public Policy Study on Civil Society and Urban Governance between Japan and Asia、略称：辻中基盤Aプロジェクト) による成果の一部でもある。

2019年に発生し2020年以降急速に問題化したCOVID-19パンデミックだけでなく、近年、日本を含むアジア諸国においても、いや世界全体において、地域をめぐる様々な問題が噴出し、その解決に向けて従来からの行政機構だけでなく、地方自治体や市民社会組織、さらにはそこでの市民の意識や活動が重要な役割を演じていることが注目されている。都市の課題とローカルガバナンスへの関心がますます高まっている。

東海大学プロジェクト研究ならびに、今回の基盤 A プロジェクトにおいては、ローカルガバナンスの特徴 (国家・市民社会関係パターン) を比較実証的に明らかにすることを目的として、社会団体調査、地方政府 (自治体) 調査、住民組織 (自治会・町内会) 調査、市民意識調査という4つの異なる調査データを使用している。

本中間報告書は、以上の4調査のうちのJIGS4調査 (前回の基盤A (2016年度から2019年度) 『日本とアジアにおけるローカルガバナンス (国家・市民社会関係) の比較実証研究』 課題番号：16H01996、辻中豊代表において、実施) において、社会団体調査以外の3つの調査データが揃う13都市 (水戸市は社会団体調査でも $N \geq 20$ で4調査データが揃う) の事例研究を集中的に行うことを中心としている (第I部、第II部)。13都市とは、つくば市、盛岡市、厚木市、新発田市、水戸市、伊那市、高松市、宮古市、笠間市、高山市、延岡市、練馬区、杉並区である。

他方で、本稿は、第III部として地方政府調査の中間報告も収めた。地方政府調査は、JIGS4では56都市をカバーしており、ここでは先行するJIGS調査 (JIGS2 特別推進研究 (2005年度から2009年度) 『日韓米独中における3レベルの市民社会構造とガバナンスに関する総合的比較実証研究』 (課題番号：17002001、辻中豊代表) による調査) における、市区調査と比較可能な51都市の中間報告を収めた。さらに第IV部として、瀬戸内海沿岸での、政策イノベーションに関する調査研究も所収した。

なお、本報告書は、現段階での調査分析をまとめたものであり、完成した論文になっていない部分も多い。あくまで中間報告であり、それぞれ論文として公刊するのは、今後の課題としたい。

2021年 2月

辻中 豊 (編者を代表して)

東海大学政治経済学部・教授
筑波大学名誉教授

目次

はじめに	辻中豊
第 I 部 13 都市の JIGS4 データ比較資料—類似都市による分類—	和嶋克洋
第 II 部 JIGS4 対象 13 都市の市・区政と市民活動資料	和嶋克洋
第 III 部 日本・56 (51) 都市分析の中間報告—『行政サービスと市民参加に関する自治体全国調査』の二時点 (JIGS2:2007-JIGS4 : 2017) 比較分析—	戸川和成
第 IV 部 都市ガバナンスにおける社会イノベーションとエコシステム分析に向けて： 理論的背景の整理と事例検証	青尾 謙

第 I 部

13 都市の JIGS4 データ比較資料

—類似都市による分類—

和嶋克洋

はじめに.

ガバナンスの概念は、行政と地域に所在する多様かつ多数のアクター相互の連携、協働を旨とする。そのためその地域におけるガバナンスの全容と成否を明らかにするには、個々の協働事例の成否のみに注目するのでは足りず、ガバナンスの構成員である行政はじめ多数の市民団体や自治会、はては個々の市民までに対する、一貫したサーベイ調査によって、個々の多様な評価をすくい上げることによって、その地域の全容を俯瞰することが可能となる。日本における都市ガバナンスの現状を明らかにするためには、同様の調査を複数の地域に対して実施することで、各地域の長所や短所などの特徴を整理していく作業が必要である。

2015年以降の第4次となる「団体の基礎構造に関する調査 (JIGS)」プロジェクトはこの考えのもと、日本各地の自治体に協力を要請し、現在までに岩手県盛岡市、宮古市、茨城県水戸市、笠間市、つくば市、東京都杉並区、練馬区、神奈川県厚木市、新潟県新発田市、長野県伊那市、岐阜県高山市、香川県高松市、宮崎県延岡市の11の市と2の特別区において行政、自治会、市民の3つを対象とした調査をそれぞれ実施した。

本稿は、そのうち、自治会に対する調査と市民に対する調査の2つから、特に自治会に関するものを中心としてまとめたものである。特定の小地域に属する住民が構成する地縁団体であるところの町内会・自治会は日本において最も普遍的な市民の団体であり、ガバナンスの充実を図る諸自治体はその重要な一手として自治会に着目することが通例である。このために自治会の現状についてのサーベイ調査はガバナンスの状況を知る上で極めて重要である。

具体的に本稿で整理している変数は (1) 自治会の設立年 (2) 自治会のリソースに関するもの (3) 地域活動一般についてのもの (4) 自治会の活動状況に関するもの (5) 自治会と市区政治に関するもの (6) 自治会・市民の政策満足度に関するものである。

本稿で扱う2調査については、それぞれ別にコードブックが作成済みである。調査方法の詳細や各設問に対する度数分布などについて、自治会に対する調査は辻中豊編 (2019) 『第四次団体の基礎構造に関する調査 (日本13都市：町内会・自治会など近隣住民組織に関する調査) J-JIGS4-NHA コードブック』東海大学 (つくばリポジトリ <http://hdl.handle.net/2241/00159702>) を、市民に対する調査では辻中豊編 (2019) 『第四次 団体の基礎構造に関する調査 (日本・市民意識調査) コードブック』東海大学 (つくばリポジトリ <http://hdl.handle.net/2241/00160071>) を参照いただきたい。

本稿内の表は各変数、各市区の回答数を100として、各回答への該当数を百分率で表している。それぞれの設問における正確な度数についてはコードブックに譲るが、両調査の全体における市区ごとの回答数をここで提示しておく。その結果は次ページの表のとおりである。すなわち自治会調査1650、市民調査3259が各調査全体のサンプル数である。各調査各市区の母集団に対するサンプル率は大きく異なっており留意は必要であるが、これが関係各位に協力を得た現時点での最善である。

さて、13都市はその置かれた社会的経済的状况によって、類似しているものがある。本稿においては、東京都特別区である杉並区と練馬区、東京から1時間程度の距離にある郊外都市であるつく

ば市と厚木市、県庁所在地である盛岡市、水戸市、高松市、日本アルプスを挟んで立地する山間地域である伊那市と高山市、というグループを抽出している。このほかに残る4市からも、県庁所在地の隣接市とか、臨海部とかのグループ分けをすることは可能であるが、他のグループとの重複などの理由で今回は見送っている。各都市の社会的状況については第II部も参照されたい。

以下のデータを見て、グループごとにいくつかの特徴を見出すことができるが、その具体的内容や因果については現在なお詳細な分析の途中にあり、今回は中間報告として、データの紹介のみにとどまっている。

表. JIGS4 自治会調査及び市民調査の母集団及びサンプル数

		自治会調査		市民調査	
		自治会数 (母集団数)	回答数 (サンプル数)	人口 (H30.1.1 住民基本台帳) (母集団数)	回答数 (サンプル数)
東京区部	杉並区	160	24	446,962	400
	練馬区	252	85	555,579	400
近郊都市	つくば市	602	303	170,632	392
	厚木市	217	124	173,276	359
県庁所在地	盛岡市	383	279	216,592	377
	水戸市	1,286	79	202,662	357
	高松市	2,605	208	313,748	390
山間地域	伊那市	89	58	48,810	87
	高山市	281	13	63,702	107
その他	笠間市	313	16	57,427	83
	新発田市	333	231	72,136	121
	延岡市	393	125	88,743	130
	宮古市	225	105	39,491	56
合計		7,139	1,650	2,449,760	3,259

1. 自治会調査 自治会の設立年

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
～1945	4.2	9.4	1.7	1.6	5.4	2.5	4.3
1946～1950	12.5	5.9	0.7	2.4	5.0	6.3	6.3
1951～1955	37.5	8.2	1.3	2.4	7.5	5.1	4.8
1956～1960	20.8	9.4	0.7	2.4	3.9	3.8	4.8
1961～1965	8.3	12.9	0.3	7.3	10.0	6.3	3.8
1966～1970	4.2	8.2	0.7	3.2	9.0	2.5	3.8
1971～1975		3.5	2.3	6.5	7.5	8.9	4.8
1976～1980		8.2	4.3	6.5	10.4	3.8	2.4
1981～1985		3.5	3.3	8.1	6.1	1.3	1.4
1986～1990		4.7	3.3	0.8	3.9	5.1	1.9
1991～1995		3.5	2.3	1.6	5.7	1.3	2.9
1996～2000		4.7	1.7	1.6	2.5	5.1	1.4
2001～2005			3.3	0.8	1.4		1.0
2006～2010		1.2	3.3	1.6	0.4		
2011～2015			4.3	0.8	1.4	1.3	0.5
2016～	4.2	1.2	1.7				1.0
欠損値	8.3	15.3	65.0	52.4	19.7	46.8	54.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
～1945	12.1			4.3	5.6	2.9	4.9
1946～1950	1.7			2.6	6.4	3.8	4.9
1951～1955	3.4		6.3	2.2	5.6	2.9	7.3
1956～1960	1.7			0.4	4.0	4.8	5.2
1961～1965	1.7			3.5	4.8	7.6	6.1
1966～1970		7.7		1.7	4.8	5.7	4.7
1971～1975			18.8	3.0	5.6	12.4	7.3
1976～1980			6.3	1.7	1.6	4.8	5.0
1981～1985	1.7			0.9	2.4	5.7	3.4
1986～1990	1.7			2.2	2.4	4.8	3.1
1991～1995				4.8	0.8	1.9	2.8
1996～2000				1.7		1.9	2.6
2001～2005				1.7	1.6	2.9	1.8
2006～2010				1.7		4.8	2.2
2011～2015				2.2		1.0	1.6
2016～						1.0	1.8
欠損値	75.9	92.3	68.8	65.4	54.4	31.4	50.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 自治会調査 自治会のリソース

加入世帯	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
～100 世帯	4.2	27.1	72.9	24.2	26.9	60.8	67.3
101-200 世帯		9.4	15.5	23.4	16.1	17.7	14.4
201-300 世帯		16.5	4.6	16.9	16.5	7.6	4.8
301-400 世帯		4.7	1.7	8.9	9.3	1.3	1.9
401-500 世帯	8.3	2.4	1.3	9.7	8.6		5.3
501-600 世帯		9.4	0.3	3.2	7.2	1.3	1.0
601-700 世帯	12.5		0.7	2.4	4.3		
701-800 世帯		2.4		2.4	2.9		0.5
801-900 世帯	8.3	1.2		1.6	2.2		1.0
901-1000 世帯	4.2	4.7		3.2	2.5		
1001 世帯～	58.3	18.8	0.3	1.6	2.9	7.6	2.4
欠損値	4.2	3.5	2.6	2.4	0.7	3.8	1.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
加入世帯Ⅱ	山間地域		その他				13 都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
～100 世帯	27.6	38.5	81.3	72.3	54.4	57.1	47.3
101-200 世帯	39.7	23.1	6.3	13.4	29.6	22.9	19.3
201-300 世帯	22.4	7.7	12.5	3.9	11.2	11.4	11.3
301-400 世帯	1.7	7.7		1.3	4.0	3.8	4.2
401-500 世帯	1.7			2.2	0.8	1.9	4.2
501-600 世帯	1.7			1.3		1.9	3.0
601-700 世帯	1.7			1.7			3.9
701-800 世帯		7.7		1.3			2.9
801-900 世帯				0.4			2.4
901-1000 世帯		7.7		0.4			3.8
1001 世帯～	3.4			1.3			10.7
欠損値		7.7		0.4		1.0	2.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

役員数	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
0人							0.5
1-5人	4.2	18.8	44.6	16.1	6.5	34.2	43.3
6-10人	8.3	24.7	33.0	29.8	20.1	36.7	28.8
11-20人	45.8	23.5	14.5	29.8	40.9	19.0	14.9
21-50人	37.5	24.7	2.3	21.0	28.3	5.1	8.2
51人以上		1.2	0.3	1.6	1.1		0.5
欠損値	4.2	7.1	5.3	1.6	3.2	5.1	3.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
役員数Ⅱ	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
0人							0.5
1-5人	12.1	23.1	62.5	40.3	40.0	16.2	27.8
6-10人	31.0	46.2	18.8	36.4	29.6	44.8	29.9
11-20人	31.0	7.7	12.5	16.9	22.4	31.4	23.9
21-50人	15.5	7.7	6.3	4.8	4.8	4.8	13.1
51人以上	5.2			0.4			1.5
欠損値	5.2	15.4		1.3	3.2	2.9	4.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

総収入	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
～100万円	8.3	30.6	52.1	19.4	16.1	64.6	56.3
101-200万円	25.0	21.2	14.9	26.6	32.3	11.4	18.8
201-300万円	25.0	10.6	5.6	16.1	19.0	2.5	4.3
301-400万円	12.5	4.7	2.3	10.5	12.5	6.3	1.9
401-500万円		3.5	1.3	4.0	3.6	1.3	0.5
501-600万円	8.3		1.0	4.8	1.4	1.3	0.5
601-700万円	4.2		0.3	1.6	2.2		
701万円～	4.2	2.4	1.3	3.2	3.9	2.5	
欠損値	12.5	27.1	21.1	13.7	9.0	10.1	17.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総収入Ⅱ	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
～100万円	3.4	7.7	62.5	27.7	40.8	60.0	34.9
101-200万円	3.4	15.4	12.5	33.8	27.2	19.0	20.1
201-300万円	17.2		6.3	11.7	9.6	6.7	11.2
301-400万円	17.2		6.3	6.5	2.4		7.6
401-500万円	10.3	7.7		0.9	0.8		3.4
501-600万円	3.4	15.4		2.2			4.3
601-700万円	10.3	7.7		1.7	0.8	1.0	3.3
701万円～	24.1	23.1		0.4	0.8		6.6
欠損値	10.3	23.1	12.5	15.2	17.6	13.3	15.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

1世帯あたり 自治会費	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
なし		1.2	3.6				1.0
～2.5千円	91.7	69.4	8.3	20.2	4.7	15.2	14.4
2.6-5.0千円		7.1	18.5	62.1	54.1	51.9	26.4
5.1-7.5千円			16.8	8.1	17.6	17.7	16.3
7.6千-1万円		1.2	13.2	0.8	9.0	6.3	11.5
1.01万-2万円		5.9	19.1	0.8	8.2	5.1	16.3
2.01万円～	8.3	15.3	20.5	8.1	6.5	3.8	13.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1世帯あたり 自治会費Ⅱ	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
なし				0.4		3.8	2.0
～2.5千円	1.7		6.3	2.2	3.2	16.2	21.1
2.6-5.0千円			37.5	10.8	15.2	51.4	33.5
5.1-7.5千円	1.7		25.0	9.5	40.0	19.0	17.2
7.6千-1万円	8.6	23.1	18.8	8.7	15.2	1.9	9.9
1.01万-2万円	34.5	15.4	6.3	32.9	17.6	1.0	13.6
2.01万円～	53.4	61.5	6.3	35.5	8.8	6.7	19.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 地域の交流について

自治会調査 Q15-1 住民同士のつきあい

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
1 生活面	4.2	4.7	15.2	9.7	12.2	6.3	13.9
2 立ち話	41.7	60.0	55.4	62.1	62.0	60.8	59.6
3 あいさつ程度	45.8	32.9	26.7	25.8	25.1	31.6	23.6
4 つきあいなし	4.2				0.4	1.3	1.0
欠損値	4.2	2.4	2.6	2.4	0.4		1.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
1 生活面	24.1	23.1	31.3	27.7	22.4	16.2	16.2
2 立ち話	67.2	76.9	37.5	56.3	57.6	64.8	58.6
3 あいさつ程度	8.6		31.3	15.6	15.2	17.1	25.0
4 つきあいなし					1.6		1.7
欠損値				0.4	3.2	1.9	2.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

自治会調査 Q16-1 地域活動の活発さ

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
1 盛ん		4.7	4.3	5.6	3.6	3.8	5.3
2 やや盛ん	29.2	24.7	17.5	24.2	23.7	19.0	18.8
3 ある程度	33.3	42.4	32.7	47.6	43.0	41.8	38.5
4 あまり盛んではない	29.2	20.0	31.0	15.3	24.7	31.6	29.8
5 盛んではない	4.2	7.1	12.2	4.8	4.3	3.8	6.7
欠損値	4.2	1.2	2.3	2.4	0.7		1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
1 盛ん	8.6	23.1	18.8	8.2	8.0	1.9	8.0
2 やや盛ん	24.1	15.4	12.5	26.0	31.2	20.0	22.0
3 ある程度	53.4	53.8	18.8	40.7	33.6	41.0	40.0
4 あまり盛んではない	12.1	7.7	37.5	18.6	17.6	28.6	23.4
5 盛んではない	1.7		12.5	6.5	7.2	6.7	6.5
欠損値					2.4	1.9	2.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

市民調査 Q3 地域活動の活発さ

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
1 盛ん	1.3	2.5	2.8	2.2	2.9	2.0	1.5
2 やや盛ん	12.3	8.3	12.0	17.5	11.4	8.7	12.1
3 ある程度	30.8	26.3	30.9	40.4	39.8	27.2	31.8
4 あまり盛んではない	33.5	35.5	36.0	23.7	34.2	37.8	36.2
5 盛んではない	22.3	27.5	18.4	16.2	11.7	24.4	18.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
1 盛ん	8.0	0.9	2.4	1.7	3.8		2.7
2 やや盛ん	16.1	16.8	13.3	9.9	11.5	10.7	12.3
3 ある程度	35.6	43.0	24.1	37.2	40.8	35.7	34.1
4 あまり盛んではない	25.3	29.0	41.0	34.7	26.2	32.1	32.7
5 盛んではない	14.9	10.3	19.3	16.5	17.7	21.4	18.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

市民調査 Q10 公私の付き合い（該当者の割合）

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
民生委員	6.0	6.0	9.9	8.4	10.1	8.1	10.5
青年団・消防団役員	2.3	3.0	6.4	5.3	4.5	5.9	6.9
PTA 会員	10.3	7.8	11.0	8.1	9.5	10.1	14.1
社会福祉協議会役員	1.5	2.0	2.6	3.1	3.4	3.9	3.6
協同組合役員	1.3	2.5	3.8	1.9	4.8	4.2	4.4
NPO 市民団体役員	4.0	4.0	5.9	1.9	4.5	2.5	3.8
政治団体役員	3.0	1.3	2.6	2.5	3.4	2.8	4.1
市・区課長	3.8	3.3	1.8	2.2	6.9	4.5	5.6
市・区議	4.0	5.0	6.1	5.3	6.6	6.4	7.7
国会議員	2.0	2.3	1.8	0.6	1.3	1.7	3.8
該当なし	82.3	82.0	73.0	81.3	73.7	74.2	72.6
	山間地域		その他				13 都市
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	平均
民生委員	19.5	16.8	12.0	15.7	16.2	23.2	12.5
青年団・消防団役員	21.8	20.6	10.8	14.9	8.5	12.5	9.5
PTA 会員	19.5	14.0	13.3	16.5	13.1	17.9	12.7
社会福祉協議会役員	10.3	10.3	9.6	7.4	6.2	8.9	5.6
協同組合役員	4.6	9.3	4.8	5.0	3.8	10.7	4.7
NPO 市民団体役員	2.3	6.5	6.0	7.4	6.2	3.6	4.5
政治団体役員	5.7	1.9	4.8	6.6	3.8	3.6	3.5
市・区課長	10.3	7.5	7.2	6.6	4.6	5.4	5.4
市・区議	11.5	9.3	9.6	9.1	10.8	3.6	7.3
国会議員	2.3	3.7	3.6	3.3	0.8	0.0	2.3
該当なし	54.0	58.9	73.5	64.5	73.8	66.1	71.5

4. 自治会の活動について

自治会調査 Q20-1 活動の担い手 1位

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
農林水産業		1.2	12.2	4.8	10.0	11.4	8.7
会社経営・自営業	8.3	16.5	4.6	4.8	7.5	7.6	5.3
常勤		2.4	33.7	18.5	11.1	11.4	9.6
非常勤・パート		3.5	3.0	4.0	2.5	2.5	1.4
退職者	79.2	61.2	37.6	62.9	64.5	63.3	67.8
専業主婦	8.3	9.4	1.0	0.8	1.4	3.8	2.9
その他			2.0	0.8	0.7		1.4
欠損値	4.2	5.9	5.9	3.2	2.2		2.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
農林水産業	13.8	38.5	6.3	20.3	4.0	17.1	12.4
会社経営・自営業		30.8	12.5	3.9	6.4	13.3	10.1
常勤	41.4	15.4		15.6	9.6	8.6	16.1
非常勤・パート	6.9			2.2	0.8	1.9	2.9
退職者	34.5	15.4	81.3	55.0	71.2	53.3	57.5
専業主婦					2.4	2.9	3.7
その他				1.7	2.4		1.5
欠損値	3.4			1.3	3.2	2.9	3.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

自治会調査 Q06-1 自治会の役割 1位

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
1 親睦	54.2	56.5	32.0	54.0	60.9	49.4	45.2
2 生活環境の維持	20.8	29.4	50.5	33.9	32.3	41.8	38.5
3 問題への取り組み	20.8	9.4	7.6	4.8	5.0	3.8	6.7
4 市町村への協力	4.2	2.4	5.0	4.0	1.1	2.5	7.2
5 市町村への要望			3.0	3.2	0.7	2.5	1.0
6 その他		2.4	0.7				1.0
欠損値			1.3				0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
1 親睦	19.0	23.1	18.8	41.1	48.8	53.3	42.8
2 生活環境の維持	53.4	53.8	43.8	40.7	40.0	29.5	39.1
3 問題への取り組み	13.8	23.1	18.8	11.7	4.8	9.5	10.8
4 市町村への協力	5.2		6.3	2.6	1.6	5.7	4.0
5 市町村への要望	6.9		12.5	3.5	2.4	1.9	3.8
6 その他	1.7						1.4
欠損値				0.4	2.4		1.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

自治会調査 Q22 自治会活動への参加率

総会	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
8割以上		9.4	38.6	13.7	11.1	17.7	43.8
6-8割		14.1	23.1	12.9	14.0	25.3	21.2
4-6割	8.3	15.3	14.2	29.8	16.1	29.1	16.3
2-4割	8.3	14.1	11.6	22.6	23.7	10.1	8.2
2割以下	79.2	44.7	6.3	20.2	33.3	15.2	7.7
欠損値	4.2	2.4	6.3	0.8	1.8	2.5	2.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総会Ⅱ	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
8割以上	36.2	23.1	25.0	47.6	27.2	15.2	25.7
6-8割	31.0	30.8	18.8	23.4	32.0	18.1	22.0
4-6割	19.0	7.7	43.8	11.3	20.0	21.0	19.4
2-4割	6.9	7.7	6.3	6.5	12.0	29.5	12.9
2割以下	5.2	30.8	6.3	10.0	4.8	14.3	21.4
欠損値	1.7			1.3	4.0	1.9	2.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

清掃・美化・ リサイクル活動	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
8割以上		11.8	46.2	32.3	14.3	40.5	35.6
6-8割	8.3	14.1	17.8	34.7	20.1	25.3	21.2
4-6割	8.3	14.1	17.2	15.3	20.8	8.9	15.4
2-4割	16.7	20.0	7.6	8.1	18.3	13.9	14.4
2割以下	62.5	36.5	4.6	8.1	23.3	6.3	10.1
欠損値	4.2	3.5	6.6	1.6	3.2	5.1	3.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
清掃・美化・ リサイクル活動Ⅱ	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
8割以上	62.1	84.6	43.8	44.6	16.8	15.2	37.3
6-8割	25.9	15.4	25.0	19.9	29.6	27.6	21.9
4-6割	10.3		25.0	14.7	28.0	26.7	17.1
2-4割	1.7		6.3	12.6	12.0	14.3	12.1
2割以下				6.1	8.8	10.5	17.7
欠損値				2.2	4.8	5.7	4.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

お祭り	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
8割以上	4.2	5.9	18.2	9.7	6.1	3.8	14.9
6-8割	8.3	11.8	17.8	21.0	13.6	11.4	15.4
4-6割	33.3	21.2	14.2	33.9	23.3	22.8	22.1
2-4割	20.8	20.0	8.3	21.8	30.8	35.4	21.6
2割以下	29.2	22.4	14.2	8.1	13.6	15.2	17.3
欠損値	4.2	18.8	27.4	5.6	12.5	11.4	8.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
お祭りⅡ	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
8割以上	19.0	61.5	12.5	29.4	10.4	11.4	15.9
6-8割	20.7	7.7	25.0	21.2	10.4	15.2	15.3
4-6割	37.9	15.4	25.0	21.2	33.6	24.8	25.3
2-4割	13.8	7.7	18.8	13.4	21.6	20.0	19.5
2割以下	3.4		12.5	5.6	13.6	14.3	14.1
欠損値	5.2	7.7	6.3	9.1	10.4	14.3	10.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

市民調査 Q8 自治会活動への参加

定例会・総会	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
1 毎回参加	0.5	2.0	7.4	3.9	2.1	6.2	5.9
2 ほとんど参加	3.5	3.5	7.9	6.1	4.0	8.4	8.5
3 ときどき	6.3	9.5	11.2	12.5	15.4	13.4	16.4
4 あまり参加していない	9.5	12.0	14.8	17.5	17.2	16.0	16.2
5 まったく参加していない	80.3	73.0	58.7	59.9	61.3	56.0	53.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
定例会・総会Ⅱ	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
1 毎回参加	4.6	9.3	12.0	5.8	7.7		5.6
2 ほとんど参加	12.6	16.8	8.4	8.3	10.0	1.8	7.7
3 ときどき	27.6	13.1	13.3	10.7	10.0	19.6	13.8
4 あまり参加していない	12.6	16.8	9.6	15.7	14.6	12.5	14.2
5 まったく参加していない	42.5	43.9	56.6	59.5	57.7	66.1	59.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

清掃・美化・ リサイクル活動	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
1 毎回参加	0.5	0.5	6.9	12.3	4.5	7.3	7.9
2 ほとんど参加	3.0	4.5	11.0	11.1	8.2	9.2	13.8
3 ときどき	6.5	11.8	12.5	10.0	18.6	16.0	15.6
4 あまり参加していない	11.5	13.5	14.3	17.3	17.0	16.8	15.4
5 まったく参加していない	78.5	69.8	55.4	49.3	51.7	50.7	47.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
清掃・美化・ リサイクル活動Ⅱ	山間地域		その他				13 都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
1 毎回参加	16.1	12.1	9.6	6.6	8.5	7.1	7.7
2 ほとんど参加	17.2	18.7	12.0	14.0	15.4	10.7	11.5
3 ときどき	23.0	16.8	18.1	20.7	15.4	14.3	15.3
4 あまり参加していない	12.6	10.3	10.8	14.0	13.1	7.1	13.4
5 まったく参加していない	31.0	42.1	49.4	44.6	47.7	60.7	52.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

地域のお祭り	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
1 毎回参加	1.3	1.5	5.6	4.7	4.0	3.6	5.1
2 ほとんど参加	4.8	5.3	7.9	8.4	6.1	5.3	6.4
3 ときどき	17.0	21.0	17.6	18.7	17.5	19.6	20.3
4 あまり参加していない	12.3	19.0	16.3	18.1	20.4	15.4	16.9
5 まったく参加していない	64.8	53.3	52.6	50.1	52.0	56.0	51.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地域のお祭りⅡ	山間地域		その他				13 都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
1 毎回参加	5.7	15.0	7.2	11.6	4.6	3.6	5.7
2 ほとんど参加	8.0	15.9	7.2	7.4	6.9	3.6	7.2
3 ときどき	31.0	18.7	25.3	22.3	21.5	16.1	20.5
4 あまり参加していない	14.9	14.0	15.7	14.0	21.5	10.7	16.1
5 まったく参加していない	40.2	36.4	44.6	44.6	45.4	66.1	50.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 自治会と市・区政

自治会調査 Q30-1 自治会の影響力

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
1 影響あり		8.2	9.2	20.2	5.0	6.3	4.3
2 多少	41.7	20.0	28.1	27.4	24.0	32.9	17.8
3 ある程度	37.5	28.2	22.1	30.6	29.7	16.5	28.4
4 あまりない	16.7	23.5	28.7	17.7	33.3	32.9	32.7
5 影響力ない	4.2	9.4	7.9	1.6	6.5	6.3	14.4
欠損値		10.6	4.0	2.4	1.4	5.1	2.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
1 影響あり	19.0	15.4	31.3	10.8	8.8	5.7	12.0
2 多少	27.6	23.1	31.3	24.7	31.2	21.0	27.0
3 ある程度	22.4	30.8	18.8	26.0	25.6	27.6	26.5
4 あまりない	24.1	23.1	18.8	32.9	24.8	33.3	26.4
5 影響力ない	3.4			4.3	4.8	7.6	6.4
欠損値	3.4	7.7		1.3	4.8	4.8	4.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

市民調査 Q16 影響力の評価：28.町内会・自治会

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
7 影響力あり	2.0	0.8	2.8	2.2	2.9	2.5	1.3
6	3.0	3.3	3.3	7.0	4.2	3.6	3.3
5	12.5	16.8	17.3	14.8	11.4	14.3	15.9
4 中間	50.5	48.0	46.7	48.2	46.9	49.3	49.2
3	15.8	13.5	14.0	11.7	16.4	12.6	12.3
2	6.3	7.5	7.7	7.2	8.5	7.3	7.9
1 影響力なし	10.0	10.3	8.2	8.9	9.5	10.4	10.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
7 影響力あり	5.7	0.9	1.2	2.5	3.8		2.4
6	6.9	3.7	1.2	4.1	7.7	1.8	4.1
5	11.5	14.0	18.1	16.5	12.3	10.7	14.3
4 中間	42.5	57.0	59.0	46.3	46.2	37.5	48.3
3	12.6	6.5	7.2	15.7	13.1	21.4	13.3
2	8.0	10.3	6.0	6.6	7.7	14.3	8.1
1 影響力なし	12.6	7.5	7.2	8.3	9.2	14.3	9.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

自治会調査 Q27-1 市・区担当課への要望

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
1 頻繁	8.3	3.5	10.2	13.7	4.7	3.8	0.5
2 やや頻繁	25.0	9.4	15.5	23.4	9.7	5.1	7.2
3 ある程度	45.8	56.5	46.5	50.0	60.6	62.0	34.6
4 あまりない	20.8	14.1	17.8	9.7	18.6	17.7	39.9
5 全くない		4.7	4.3	0.8	2.5	6.3	13.5
欠損値		11.8	5.6	2.4	3.9	5.1	4.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
1 頻繁	20.7	15.4		7.4	10.4	2.9	8.5
2 やや頻繁	31.0	15.4	31.3	20.8	20.0	6.7	17.0
3 ある程度	44.8	69.2	50.0	49.8	51.2	62.9	52.6
4 あまりない	3.4		18.8	16.5	9.6	17.1	17.0
5 全くない				3.5	4.0	2.9	4.7
欠損値				2.2	4.8	7.6	5.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

自治会調査 Q37 市・区の自治会政策 (1 満足/2 やや満足の合計の割合)

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
補助金	41.7	30.6	28.4	37.9	25.1	20.3	14.9
情報提供	41.7	40.0	36.0	41.9	33.7	27.8	27.9
業務委託	20.8	21.2	20.1	14.5	7.2	7.6	10.6
誠実な対応	33.3	21.2	29.4	37.9	22.2	17.7	12.5
協議の場	20.8	22.4	15.8	24.2	13.6	13.9	11.5
活動支援全般	33.3	27.1	17.2	28.2	12.5	11.4	11.1
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
補助金	12.1	7.7	25.0	23.4	20.0	20.0	23.6
情報提供	43.1	7.7	62.5	39.4	35.2	39.0	36.6
業務委託	15.5	0.0	6.3	26.4	13.6	15.2	13.8
誠実な対応	24.1	7.7	62.5	26.8	27.2	18.1	26.2
協議の場	22.4	0.0	12.5	17.7	13.6	14.3	15.6
活動支援全般	24.1	7.7	18.8	21.6	19.2	16.2	19.1

6. 分野別政策満足度

自治会調査 Q38 政策満足度（1 満足/2 やや満足の合計の割合）

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
住環境	41.7	36.5	23.1	30.6	27.2	19.0	29.3
コミュニティ・文化	29.2	20.0	10.6	22.6	11.8	19.0	30.8
生活安全	45.8	34.1	20.8	36.3	28.3	24.1	33.2
公共施設	41.7	31.8	18.8	24.2	19.7	17.7	20.7
厚生福祉	41.7	35.3	21.8	29.0	17.9	20.3	22.1
教育	41.7	34.1	21.5	33.9	25.4	26.6	21.6
環境	6.3	37.5	11.6	24.2	21.1	17.7	17.8
農林水産業	12.5	8.2	9.2	5.6	5.7	2.5	5.3
工業誘致	4.2	5.9	7.3	14.5	5.4	1.3	5.8
まちづくり	12.5	15.3	10.2	16.1	11.5	11.4	18.8
観光	12.5	3.5	7.3	6.5	7.5	3.8	9.1
国際交流	4.2	4.7	8.9	8.9	6.5	0.0	3.4
政策全般	41.7	25.9	16.5	29.8	18.3	13.9	13.5
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
住環境	17.2	15.4	18.8	27.3	28.0	27.6	26.3
コミュニティ・文化	15.5	23.1	12.5	21.6	17.6	11.4	18.9
生活安全	34.5	38.5	18.8	28.1	27.2	20.0	30.0
公共施設	37.9	30.8	31.3	22.1	20.8	24.8	26.3
厚生福祉	25.9	7.7	18.8	19.9	16.8	16.2	22.6
教育	27.6	15.4	18.8	31.2	24.8	18.1	26.2
環境	28.2	27.6	23.1	22.5	22.4	17.1	21.3
農林水産業	13.8	0.0	18.8	7.8	5.6	7.6	7.9
工業誘致	24.1	7.7	0.0	3.5	8.8	2.9	7.0
まちづくり	19.0	15.4	6.3	12.6	17.6	12.4	13.8
観光	15.5	15.4	6.3	7.8	13.6	8.6	9.0
国際交流	10.3	7.7	6.3	3.9	2.4	3.8	5.5
政策全般	20.7	7.7	25.0	17.3	20.8	11.4	20.2

市民調査 Q13S1 政策満足度 (1 満足/2 やや満足の合計の割合)

	東京区部		近郊都市		県庁所在地		
	杉並区	練馬区	つくば市	厚木市	盛岡市	水戸市	高松市
住環境	28.0	30.3	27.0	26.2	24.4	21.0	24.1
コミュニティ・文化	14.3	18.0	17.3	21.2	17.5	14.0	18.2
広報活動	17.3	20.3	21.9	24.0	19.6	15.7	19.0
生活安全	27.5	27.8	25.3	23.7	28.4	18.2	26.2
公共施設	24.0	28.5	22.4	26.2	24.9	18.5	23.8
厚生福祉	21.5	25.5	25.3	29.0	20.7	14.6	20.0
教育	15.8	21.5	25.8	20.6	16.2	15.1	20.3
環境	17.3	24.0	18.4	18.9	18.8	11.8	17.4
農林水産業	10.0	14.5	15.1	15.6	13.3	9.2	12.6
工業誘致	10.0	12.3	11.7	13.9	11.4	9.5	12.8
まちづくり	14.3	16.8	15.8	16.2	13.8	12.6	16.2
観光	8.0	11.3	14.5	14.8	14.9	11.8	16.2
国際交流	8.3	10.0	27.3	12.3	10.3	9.8	10.5
政策全般	24.5	26.8	23.0	27.0	20.4	17.9	22.3
	山間地域		その他				13都市 平均
	伊那市	高山市	笠間市	新発田市	延岡市	宮古市	
住環境	16.1	19.6	21.7	21.5	17.7	14.3	22.5
コミュニティ・文化	12.6	16.8	18.1	19.0	12.3	10.7	16.2
広報活動	17.2	21.5	15.7	17.4	13.1	12.5	18.1
生活安全	21.8	27.1	22.9	18.2	20.0	17.9	23.4
公共施設	20.7	22.4	20.5	21.5	10.8	12.5	21.3
厚生福祉	16.1	27.1	21.7	19.8	9.2	10.7	20.1
教育	11.5	20.6	13.3	16.5	12.3	12.5	17.1
環境	13.8	21.5	12.0	10.7	13.8	12.5	16.2
農林水産業	9.2	19.6	10.8	10.7	11.5	8.9	12.4
工業誘致	6.9	15.0	12.0	13.2	6.2	7.1	10.9
まちづくり	6.9	24.3	21.7	14.9	9.2	7.1	14.6
観光	9.2	29.9	26.5	11.6	8.5	5.4	14.0
国際交流	4.6	27.1	9.6	9.1	6.9	5.4	11.6
政策全般	16.1	27.1	20.5	16.5	16.9	17.9	21.3

第Ⅱ部

JIGS4 対象

13 都市の市・区政と市民活動資料

和嶋克洋

はじめに。

この第Ⅱ部の資料群では、JIGS4 プロジェクトの3調査の対象となっている13都市について、その分析の参考として、その2010年代後半における社会経済政治に関する情報の一部を収録するものである。盛岡市、宮古市、水戸市、笠間市、つくば市、杉並区、練馬区、厚木市、新発田市、伊那市、高山市、高松市、延岡市の順に収録されている。各市区に対する構成は以下の4つからなる。

第1に各市区ページの最初は、社会・経済・政治に関する枢要な統計情報をまとめたファクトシートである。市区名の横にはJIGS4の自治会・市民調査における「市区政治全般に対する満足度」を問う設問に対して、「満足」「やや満足」とするものの割合がある。数字の横の順位は今回の13都市中における順位である。以下、市の面積、人口、産業構成がまとめられる。これらの値は総務省の「統計で見る市区町村のすがた2018」（総務省統計局2018）に依るものである。続いて、市区内の法人数の情報があるがこれは国税庁の法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）より各市区内の法人数および、名称に「社団法人」「特定非営利活動法人」を含むものの数字を上記人口で除して、10万人あたりとしたものである。次にそれぞれ市歳出総額、市職員数などの値が並べられる。それぞれ総務省の「平成30年度市町村別決算状況調」（https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h30_shichouson.html）、「平成30年地方公共団体定員管理調査」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tein/191224data.html）を参照したものである。

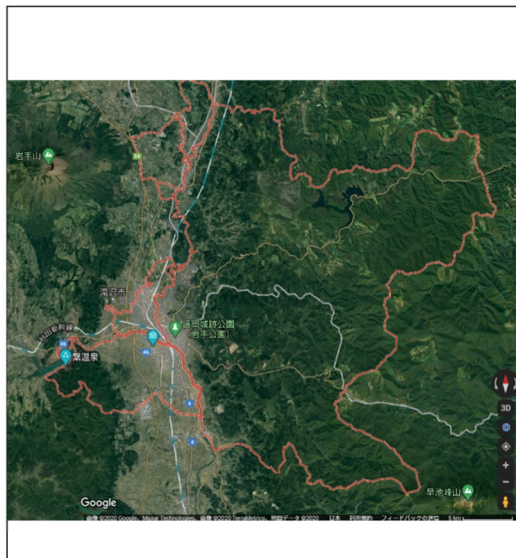
政治に関するものは市長の党派、生年、当選年に関する情報、当該地域の党派性として、県会議員選挙の党派別当選人数及び2018年参議院議員選挙比例区における党派別の得票率、また協働に関する重要な条例として「自治基本条例」の制定有無をまとめている。最後に市区の沿革と政策文書であるマスタープランの目指す都市像についてのスローガンが書かれている。これらの情報はそれぞれの地方自治体のホームページからによっている。

第2と第3は、市区議会議員および市区内NPO法人についてその所在分布とリストをまとめたものである。NPO法人については前述の法人番号公表サイトより、名称による抽出で、市区議会議員は各市議会ホームページの議員紹介による。これらの住所情報をGoogleマイマップ(<https://www.google.co.jp/intl/ja/maps/about/mymaps/>)を用いて、地図上にプロットしたものである。なお、高山市の議員については公開された住所情報がなかったことから、収録を見送っている。

第4の情報として、盛岡市、宮古市、つくば市、杉並区、練馬区、厚木市の6市区について、自治基本条例や各市の総合計画などの基本的政策文書における協働の捉え方についてまとめている。

盛岡市 (政策満足度 やや満足 自治会 18.3 % 7 位、市民 20.4 % 8 位)

面積	886.47 km ²	3 位
人口	290136 人	4 位
うち外国人	0.5 %	8 位
うち65歳以上	25.1 %	11 位
人口密度	327.3 人	7 位
産業構造1次産業	3.4 %	7 位
2次産業	14.3 %	12 位
3次産業	82.3 %	3 位
法人数	8061 社	5 位
10万人当	2778 社	9 位
社団	65 社	2 位
NPO	51 社	7 位



市歳出総額	1103 億円	5 位
うち委託料	8.5 %	6 位
うち補助費	10.9 %	2 位

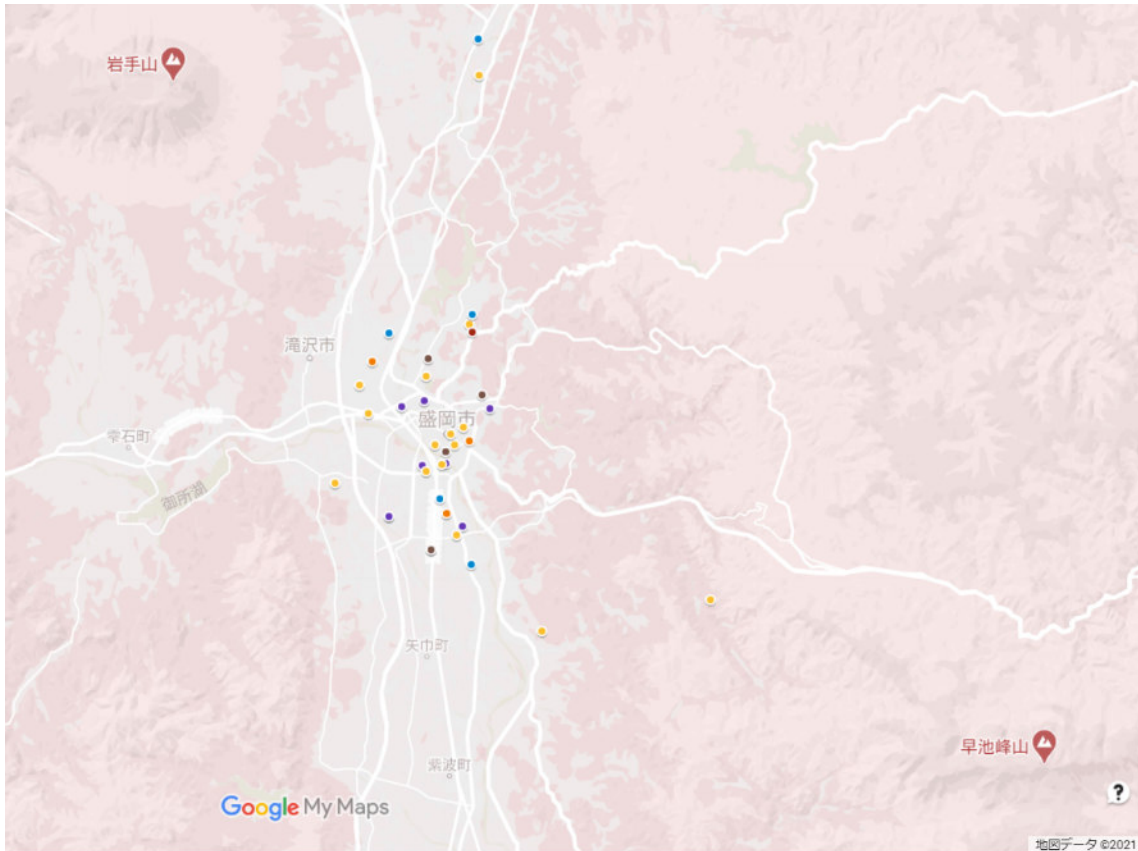
市職員数	2200 人	4 位
うち一般行政	1349 人	4 位
うち住民関連	11.9 %	3 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合	
市長(2017)	谷藤裕明	生年	1950 年	県会議員	2 人	3 人	5 人	20 %
党派	自民党	当選	2003 年	参院比例(2018)	31.5 %	47 %		12 位
前歴	岩手県議			13都市順位	12 位	1 位		
自治基本条例	なし							

市沿革	<p>豊かな森に囲まれ、あふれ出る清らかな水に恵まれた盛岡。雄大な岩手山の裾野に広がるこの土地は、旧石器時代から人々が暮らし、生活の跡を残しています。縄文時代にはいくつもの集落が点在し、森や野原の恵みと海からの恵みが交わる交易地としてにぎわいが生まれました。</p> <p>明治時代の廃藩置県により、盛岡藩は盛岡県、その後岩手県に変わりました。そして1889年(明治22年)の市町村制施行により、全国39都市の一つとして人口2万9190人、面積4.47平方キロメートルの県都盛岡市が誕生しました。</p> <p>近年の盛岡市は、1989年(平成元年)に市制施行100周年を迎え、1992年(平成4年)4月には南に隣接する都南村と、2006年(平成18年)1月には北に隣接する玉山村と合併を果し、人口約30万人、面積886.47平方キロメートルの新生盛岡市となりました。また、2008年(平成20年)4月には中核市へと移行し、県から民生や保健衛生、環境、都市計画などの行政分野における事務の移譲を受け、新たなスタートを切り、現在に至っています。</p>
市マスタープランの標語	<p>心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成 ～市民協働によるまちづくり～</p>

盛岡市公式ホームページ、<http://www.city.morioka.iwate.jp/>

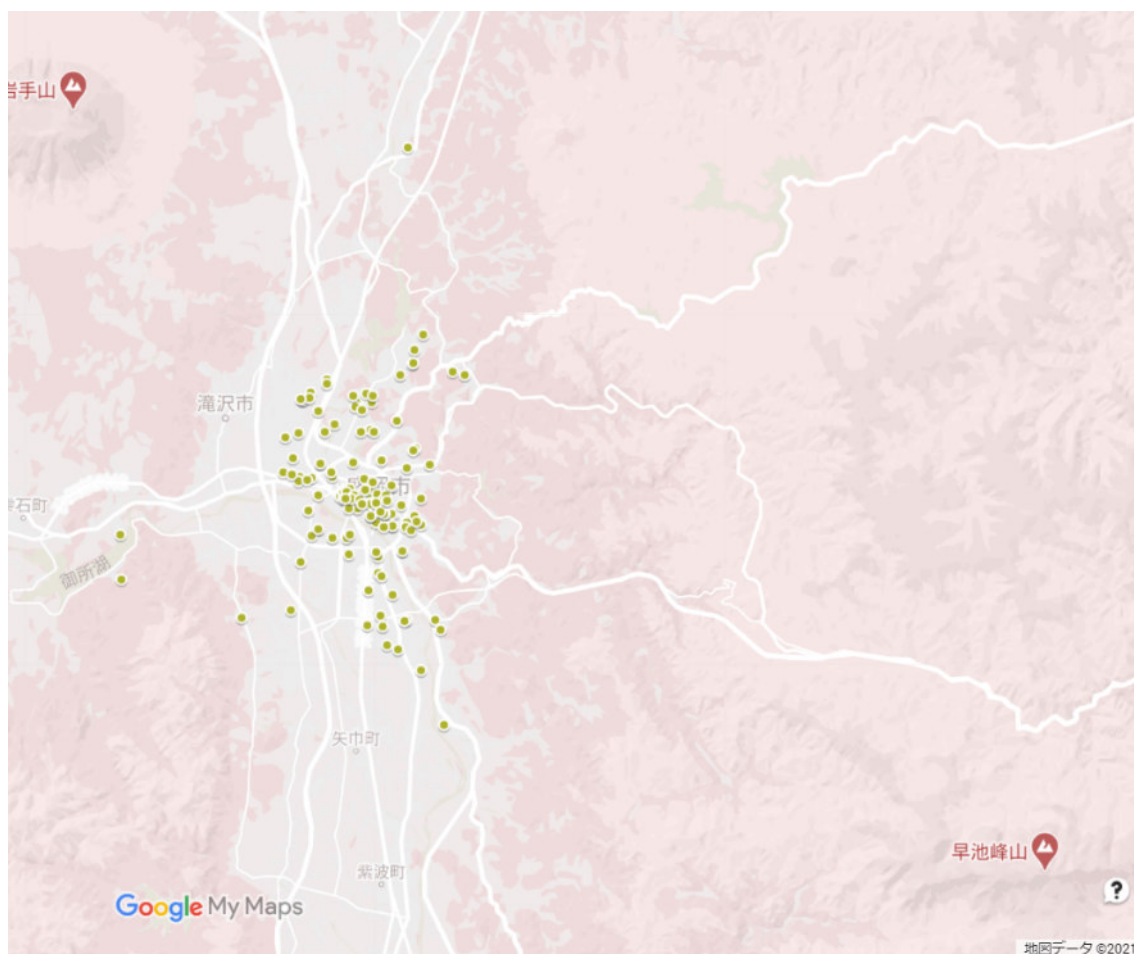
2. 市議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
浅沼克人	盛岡市下飯岡 19-19	盛友会	総務
天沼久純	盛岡市上鹿妻天沼 34	盛友会	教育福祉
池野直友	盛岡市津志田町 1-15-11	公明党	建設
伊勢志穂	盛岡市前九年 1-9-26	市政クラブ	総務
遠藤政幸	盛岡市西青山 3-2-18	盛友会	総務
大石仁雄	盛岡市八幡町 1-15	盛友会	産業環境
太田隆司	盛岡市山王町 7-15	公明党	教育福祉
大谷陽介	盛岡市三本柳 4-4-33	市政クラブ	教育福祉
大畑正二	盛岡市南大通 2-10-8-102	創盛会	建設
小笠原秀夫	盛岡市永井 16-73-2 オーエスビル 2F	盛友会	教育福祉
加藤麻衣	—	市政クラブ	総務
兼平孝信	盛岡市永井 18-111-10	創盛会	教育福祉
神部伸也	盛岡市みたけ四丁目 19-17	日本共産党 盛岡市議団	産業環境
菊田隆	盛岡市津志田南 1-9-8	盛友会	総務

工藤健一	盛岡市松園 2-7-22	盛友会	教育福祉
工藤由春	盛岡市稲荷町 16-36	盛友会	建設
後藤百合子	盛岡市加賀野 1-17-3	盛友会	建設
櫻裕子	盛岡市高松 3-2-30	盛友会	産業環境
庄子春治	盛岡市三本柳 23-9-72	日本共産党 盛岡市議団	総務
鈴木一夫	盛岡市仙北二丁目 23-24	市政クラブ	産業環境
鈴木俊祐	盛岡市松園 1-3-4	無所属(自由 民主党)	産業環境
鈴木努	盛岡市南仙北 2-5-8	日本共産党 盛岡市議団	教育福祉
高橋和夫	盛岡市好摩字夏間木 83-192	日本共産党 盛岡市議団	建設
高橋重幸	盛岡市上田三丁目 8-30	市政クラブ	建設
竹田浩久	盛岡市芋田字下武道 49	盛友会	総務
竹花せい子	盛岡市本宮 2-19-22	市政クラブ	教育福祉
伊達康子	盛岡市月が丘 1-24-20	公明党	総務
田山俊悦	盛岡市乙部 7-69	盛友会	産業環境
千葉伸行	盛岡市紺屋町 1-25	盛友会	建設
豊村徹也	盛岡市山岸 3-23-10	創盛会	総務
長岡利明	盛岡市本宮 1-28-13	盛友会	建設
中野孝之助	盛岡市仙北 2-11-33	盛友会	総務
中村亨	盛岡市下飯岡 3-22-1	市政クラブ	建設
野中靖志	盛岡市浅岸 2-18-56 バーディハイツ 202号	市政クラブ	産業環境
藤澤由蔵	盛岡市根田茂 4-54	盛友会	産業環境
三田村亜美子	盛岡市東松園 2-1-1	日本共産党 盛岡市議団	教育福祉
村上貢一	盛岡市緑が丘 3-10-7	創盛会	産業環境
村田芳三	盛岡市馬場町 2-9	盛友会	教育福祉

3. NPO の分布



特定非営利活動法人アイディング	岩手県盛岡市仙北3丁目21番6号
特定非営利活動法人アクシス委員会連合	岩手県盛岡市前九年3丁目3番17号
特定非営利活動法人 a c t l a b	岩手県盛岡市手代森14地割16番地241
特定非営利活動法人いーはとーぶスポーツクラブ	岩手県盛岡市中央通1丁目5番20号
特定非営利活動法人いいものクラブ	岩手県盛岡市三ツ割字櫃石20番地1 有限会社ダイユウ機販明広内
特定非営利活動法人石川啄木・宮澤賢治を研究し広める会	岩手県盛岡市黒石野2丁目7番10号
特定非営利活動法人いなほ	岩手県盛岡市本宮2丁目20番16号
特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター	岩手県盛岡市南大通1丁目15番7号
特定非営利活動法人いわてアカデミー学院	岩手県盛岡市清水町1番17号3F
特定非営利活動法人岩手ECC救命救急医療教育研究会	岩手県盛岡市中央通1丁目7番35号
特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21	岩手県盛岡市内丸16-15内丸ビル406
特定非営利活動法人いわて音楽振興センター	岩手県盛岡市南大通2丁目5番30号
特定非営利活動法人岩手音声訳の会	岩手県盛岡市黒石野1丁目29番5号

特定非営利活動法人いわて環境と循環プロジェクト	岩手県盛岡市南仙北1丁目13番6号
特定非営利活動法人岩手禁煙推進ネットワーク	岩手県盛岡市繁字尾入野64番地9盛岡繁温泉病院内
特定非営利活動法人いわてGINGA-NET	岩手県盛岡市材木町4番29号
特定非営利活動法人いわてグリーンサポート	岩手県盛岡市上飯岡6地割10番地18
特定非営利活動法人いわて景観まちづくりセンター	岩手県盛岡市中野1丁目10番31号
特定非営利活動法人岩手県就労支援事業者機構	岩手県盛岡市上ノ橋町1番50号
特定非営利活動法人岩手県青少年自立支援センター・ボランの広場	岩手県盛岡市松尾町19番8号
特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	岩手県盛岡市三本柳8地割1番3「ふれあいランド岩手」内
特定非営利活動法人岩手県地域情報ネットワークセンター	岩手県盛岡市東新庄2丁目17番6号
特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	岩手県盛岡市みたけ3丁目38番20号
特定非営利活動法人岩手県中途失聴・難聴者協会	岩手県盛岡市三本柳8地割1番地3
特定非営利活動法人岩手県調査業協会	岩手県盛岡市盛岡駅前通16番14号
特定非営利活動法人岩手県レクリエーション協会	岩手県盛岡市みたけ3丁目38番20号
特定非営利活動法人いわて高次脳機能障害友の会イーハトーヴ	岩手県盛岡市中野1丁目1番26号
特定非営利活動法人いわてシニアネット	岩手県盛岡市永井第17地割21番地11
特定非営利活動法人いわて障害者雇用支援ネットワーク	岩手県盛岡市南大通2丁目10番38号
特定非営利活動法人いわて森林再生研究会	岩手県盛岡市上田堤1丁目13番7号
特定非営利活動法人岩手自殺防止センター	岩手県盛岡市盛岡駅前北通5番10号2階
特定非営利活動法人いわて住環境保護管理機構	岩手県盛岡市津志田南2丁目13番38号
特定非営利活動法人イワテスカラシップ	岩手県盛岡市中ノ橋通2丁目7番38号（アンビシャスシティ志家内）
特定非営利活動法人いわてソーシャルサポートセンター	岩手県盛岡市本町通1丁目9-14
特定非営利活動法人いわて創造福祉ネット	岩手県盛岡市中屋敷町1番30号
特定非営利活動法人岩手地域総合研究所	岩手県盛岡市中央通2丁目8番21号岩手県自治体労働組合総連合内
特定非営利活動法人岩手点訳の会	岩手県盛岡市西青山2丁目21番48号
特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会	岩手県盛岡市中ノ橋通2丁目4番16号
特定非営利活動法人岩手の野球を発展・躍進させる会	岩手県盛岡市大通1丁目2番1号（産ビル1F）
特定非営利活動法人いわて発達障害サポートセンターええ町づくり隊	岩手県盛岡市永井22地割41番地8
特定非営利活動法人いわてパノラマ福祉館	岩手県盛岡市羽場14地割8番地4
特定非営利活動法人岩手福祉会	岩手県盛岡市黒石野2丁目2番18号
特定非営利活動法人岩手ボランティア育成会	岩手県盛岡市津志田西1丁目19番7号

特定非営利活動法人岩手マスターズ水泳協会	岩手県盛岡市本宮5丁目1番11号
特定非営利活動法人岩手未来機構	岩手県盛岡市長田町6番16号
特定非営利活動法人いわてユニバーサルデザインセンター	岩手県盛岡市みたち4丁目14番53号
特定非営利活動法人インクルいわて	岩手県盛岡市盛岡駅前北通7番17号橋市駅前マンション905号
特定非営利活動法人インラージ岩手	岩手県盛岡市北天昌寺町17番8号
特定非営利活動法人うれし野こども図書室	岩手県盛岡市三ツ割1丁目14番8号
特定非営利活動法人エイサック	岩手県盛岡市前九年3丁目3番17号
特定非営利活動法人えき・いきいき	岩手県盛岡市盛岡駅前通13番23号阿部ビル内
特定非営利活動法人STSアクティブイングリッシュセンター	岩手県盛岡市上田3丁目13番34号
特定非営利活動法人M3Project	岩手県盛岡市盛岡駅前通13番23号
特定非営利活動法人円心カラテキッズ	岩手県盛岡市稲荷町4番14号
特定非営利活動法人エンデバーニースポーツ倶楽部	岩手県盛岡市黒川23地割99番地1
特定非営利活動法人おもちゃバンク	岩手県盛岡市黒石野3丁目20番13号プレステージ黒石野107号
特定非営利活動法人楓の会	岩手県盛岡市南大通1丁目4番7-303号
特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて	岩手県盛岡市厨川5丁目8番6号
特定非営利活動法人キッツキネットワーカー岩手	岩手県盛岡市箱清水1丁目15番2号
特定非営利活動法人くらしのサポーターズ	岩手県盛岡市中野2丁目5番13号吉田直美方
特定非営利活動法人くるみ子ども会	岩手県盛岡市材木町7番42号
特定非営利活動法人Green Fields	岩手県盛岡市仙北3丁目17番15号
特定非営利活動法人グルージャ盛岡総合スポーツクラブ	岩手県盛岡市肴町4番20号永卯ビル2階
特定非営利活動法人圭和会	岩手県盛岡市長橋町3番47号
特定非営利活動法人健康科学学院	岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目1番21号
特定非営利活動法人codeMo	岩手県盛岡市西見前19地割60番地5
特定非営利活動法人好望・恕	岩手県盛岡市みたち1丁目6番2号
特定非営利活動法人コウモリの保護を考える会	岩手県盛岡市下米内2丁目10番10号
特定非営利活動法人こころ	岩手県盛岡市北夕顔瀬町2番44号
特定非営利活動法人心の架け橋いわて	岩手県盛岡市愛宕町11番10号チサンマンション盛岡407号室
特定非営利活動法人ゴーフォワードジャパン	岩手県盛岡市東松園3丁目8番2号
特定非営利活動法人参画プランニング・いわて	岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目5番1号肴町恵ビル3階
特定非営利活動法人サンガ岩手	岩手県盛岡市本宮5丁目10番13号

特定非営利活動法人視覚障がい者のための手でみる博物館	岩手県盛岡市東中野字五輪7番1
特定非営利活動法人自然エネルギーを広める岩手の会	岩手県盛岡市松尾町19番8号
特定非営利活動法人シニアパワーいわて	岩手県盛岡市東山1丁目8番8号
特定非営利活動法人市民協岩手	岩手県盛岡市緑が丘1丁目5番35号
特定非営利活動法人手話っ知	岩手県盛岡市東見前7地割144番地9
特定非営利活動法人鍼灸・マッサージ師支援ニューサカエ	岩手県盛岡市本宮字水門26番地8
特定非営利活動法人森林ボランティア山仕事くらぶ	岩手県盛岡市手代森14地割16番地145
特定非営利活動法人授産事業総合開発研究所	岩手県盛岡市松園2丁目26番17号
特定非営利活動法人J O Y	岩手県盛岡市北松園2丁目27番3号
特定非営利活動法人乗馬とアニマルセラピーを考える会	岩手県盛岡市岩脇町1番25号
特定非営利活動法人自立生活支援センター・もりおか	岩手県盛岡市南仙北2丁目27-1鈴木ビル1階2号室
特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・岩手	岩手県盛岡市紺屋町4番24号
特定非営利活動法人住まい・地域づくりプロジェクト	岩手県盛岡市南大通1丁目8番7号CFCビル5F
特定非営利活動法人3D SPORTS	岩手県盛岡市紺屋町6番31号丸中産業ビル204号
特定非営利活動法人生活温故知新	岩手県盛岡市中央通3丁目14番31号
特定非営利活動法人政策二一	岩手県盛岡市下ノ橋町7番36号
特定非営利活動法人精神保健を考えるいわての会	岩手県盛岡市南青山町16番24号
特定非営利活動法人成年後見センターもりおか	岩手県盛岡市大通1丁目1番16号
特定非営利活動法人善隣館	岩手県盛岡市大沢川原3丁目2番37号
特定非営利活動法人T i m e	岩手県盛岡市小鳥沢2丁目8番8号
特定非営利活動法人第二のわが家	岩手県盛岡市山岸4丁目18番19号
特定非営利活動法人ちえの福祉会	岩手県盛岡市厨川4丁目5番7号
特定非営利活動法人桃源郷づくり岩手県民運動	岩手県盛岡市東中野町5番15号
特定非営利活動法人南部桜下村塾	岩手県盛岡市東中野町21番2号
特定非営利活動法人日本在宅フットケア普及協会	岩手県盛岡市西見前15地割68番地44
特定非営利活動法人日本メイブル協会	岩手県盛岡市東中野字五輪7番1
特定非営利活動法人日本ヨガ連盟	岩手県盛岡市紺屋町4番24号
特定非営利活動法人能楽を活かす会	岩手県盛岡市桜台2丁目1番4号
特定非営利活動法人農村空間21	岩手県盛岡市本宮2丁目10番1号
特定非営利活動法人のびっこ寮育センター	岩手県盛岡市黒石野1丁目19番23号
特定非営利活動法人ハーツ生活支援	岩手県盛岡市上田1丁目6番47-502号
特定非営利活動法人ハートアライズ	岩手県盛岡市下太田下川原159番地3号宮田ビル

特定非営利活動法人ハートビュア盛岡	岩手県盛岡市緑が丘3丁目20番56号
特定非営利活動法人はまゆり	岩手県盛岡市上堂3丁目19番34号
特定非営利活動法人ババラギの里	岩手県盛岡市渋民字愛宕53番地8
特定非営利活動法人フードバンク岩手	岩手県盛岡市上ノ橋町1番50号
特定非営利活動法人福祉&農業支援	岩手県盛岡市天昌寺町7番25号
特定非営利活動法人福祉住環境フォーラム・ライブポート	岩手県盛岡市本宮3丁目36-38-105
特定非営利活動法人フラット寺町	岩手県盛岡市名須川町18番5号
特定非営利活動法人ベシエントタグポート	岩手県盛岡市盛岡駅前通2番30-407号
特定非営利活動法人ホースマザー&フレンズ	岩手県盛岡市住吉町10番5号
特定非営利活動法人豊心会	岩手県盛岡市愛宕町11番7号
特定非営利活動法人本州産クマガラ研究会	岩手県盛岡市桜台1丁目35番14号
特定非営利活動法人訪問理美容協会スマイル	岩手県盛岡市大館町26番53
特定非営利活動法人Voter's Port	岩手県盛岡市繫字湯ノ館121番地1
特定非営利活動法人防災ネットいわて	岩手県盛岡市みたけ4丁目4番20号
特定非営利活動法人まつぞのスポーツクラブ	岩手県盛岡市北松園1丁目9番2号
特定非営利活動法人マニラ育英会	岩手県盛岡市大通3丁目1番23号
特定非営利活動法人みたけ弥勒クラブ	岩手県盛岡市みたけ5丁目17番17号
特定非営利活動法人みどりと自然を育む会	岩手県盛岡市山岸4丁目19番34号
特定非営利活動法人緑の相談室	岩手県盛岡市内丸4番15号
特定非営利活動法人未来図書館	岩手県盛岡市肴町4番20号永卯ビル3階
特定非営利活動法人メディカルハーモニー	岩手県盛岡市大通3丁目9番29号
特定非営利活動法人盛岡市水泳協会	岩手県盛岡市本宮5丁目1番11号熊さんビル3階
特定非営利活動法人盛岡市ファミリーサポートセンター	岩手県盛岡市若園町2番2号
特定非営利活動法人もりおか中津川の会	岩手県盛岡市下ノ橋町7番36号
特定非営利活動法人盛岡ボードゲームクラブ	岩手県盛岡市上田堤2丁目6番19号
特定非営利活動法人盛岡まち並み塾	岩手県盛岡市鉾屋町3番15号
特定非営利活動法人盛岡ユースセンター	岩手県盛岡市大通3丁目1番地23号
特定非営利活動法人もりおかユースポート	岩手県盛岡市盛岡駅前通16番15号保科済生堂ビル3階
特定非営利活動法人盛岡YMCA	岩手県盛岡市本町通3丁目1番1号
特定非営利活動法人もりねこ	岩手県盛岡市菜園2丁目6番6号三栄ビル2F
特定非営利活動法人You-Me ゆいっこ	岩手県盛岡市向中野2丁目47番1号
特定非営利活動法人ユリノキ会	岩手県盛岡市北天昌寺町8番17号
特定非営利活動法人RAY of HOPE	岩手県盛岡市三本柳1地割19番地6長根荘5号室

特定非営利活動法人六等星	岩手県盛岡市前九年1丁目1番11号
特定非営利活動法人WaiWaiーぐるんば	岩手県盛岡市紅葉が丘2番3号
特定非営利活動法人ASIA Environmental Alliance	岩手県盛岡市青山3丁目25番2号302号室

4. 盛岡市政策文書に見る協働

総合計画

盛岡市総合計画基本構想 2015-2025 では「ひと・まち・未来が輝き世界につながるまち盛岡」を都市の目指す将来像と考え、その基本目標として「人がいきいきと暮らすまちづくり」「盛岡の魅力があふれるまちづくり」「人を育み未来につなぐまちづくり」「人が集い活力を生むまちづくり」の4つを基本目標として掲げている。この内第1の「人がいきいきと暮らすまちづくり」の10の個別施策のうちの9番が「地域コミュニティの維持・活性化」で「地域コミュニティがこれまでになってきた多岐にわたる役割を維持し、活動を活性化するため、遅延または目的をともにする団体などへの支援に取り組みます」との文がある。また「地域コミュニティの維持・活性化」は基本目標の「盛岡の魅力があふれるまちづくり」「人を育み未来につなぐまちづくり」にも関わるものとしている。

盛岡市総合計画実施計画 2020-2022 では「地域コミュニティの維持・活性化」の現状と課題として、

町内会・自治会においては地域の安全・安心を守る活動や住民同士の親睦を深める活動が自主的に行われており、また市の施策に対しても理解と協力をいただきながら、連携してまちづくりを進めています。また、市内全30のコミュニティ推進地区組織*1においては、地域の課題に対応した様々な取組を行っていただいております。そのうち12の地区においては、地域の課題解決・将来像の実現のため、地域づくり計画を策定していただき、地区にあるさまざまな主体と一緒に、市の補助金を受けて様々な事業を行う地域協働*2によるまちづくりに取り組んでいただいております。しかし、少子高齢化の進行により活動の担い手が不足している、活動への参加者が少ないといった、地縁団体*3の持続的な活動に対する不安が生じてきており、これらの課題を市と地域が一緒になって解決する必要があります。

*1 コミュニティ推進地区組織 地域の連帯を深めるため、市は町内会・自治会や学区などを考慮して区域を定めており、現在は市内を30地区に分けたコミュニティ推進地区組織が結成されています。*2 地域協働 町内会・自治会、NPO、企業といった地域にあるさまざまな主体で構成される地域づくり組織と市が、相互に連携・役割分担してまちづくりを進める取組をいいます。*3 地縁団体 町内会・自治会及びコミ

コミュニティ推進地区組織などの地域組織をいいます。

(盛岡市 :64)

と記している。

同目標のための主要事業としては地区行政事務（令和 2 年度計画予算額 78 百万円）・コミュニティ推進事業（28 百万円）・公衆街路灯関連事業（93 百万円）・地域協働推進事業（14 百万円）の 4 つを挙げている。

同目標のために各主体に期待される役割として、

- | | |
|----------|---|
| 市民 | ・町内会・自治会などの活動に積極的に参加しましょう。 |
| 地域・NPO 等 | ・多くの住民が、町内会・自治会などの活動に参加して交流や親睦を深めることにより、環境保全や防災などのまちづくり活動への参加のきっかけや、地域自ら課題を解決する主体的な取組につなげていきましょう。・NPO などは、専門的知識や情報・ノウハウを活用してまちづくりに積極的に参画し、地域社会に貢献しましょう。 |
| 事業者 | ・専門的知識や情報・人材などを活用し、地域社会を構成する一員として積極的に社会貢献活動を行い、まちづくりに参加しましょう。 |

(盛岡市 :67)

と記している。

成果指標としてまちづくり評価アンケート調査における「コミュニティ活動に参加したことがある」と答えた市民の割合を令和 6 年度に 56.5%（平成 25 年度 46.5%、令和元年度 45.2%）とすることを掲げている。

同政策分野に関連する個別の計画として「市民協同推進指針」「町内会・自治会協同推進計画（平成 27～令和 2 年度）」「第 2 次地域協働推進計画（平成 28～令和 2 年度）」があると挙げている。

市民協同推進指針

盛岡市市民協働推進指針は平成 26 年 3 月に策定された。市のこれまでの発展を協働のまちづくりの成果とたたえつつ、「担い手不足などに伴う地縁団体の持続的な活動展開に対する不安、NPO に対する適切な支援体制の構築など、市民協働を進める上での課題も浮き彫りになってきてい」とし、「これまで市が行ってきた地縁団体やNPOに対する

支援 や地域協働の取り組みなどを包括して、改めて市民協働を推進していくための支援のあり方や市の協働に関する施策の方向性について定めるとともに、市やそれぞれの主体の役割を明らかにし、市民等と市が共通した認識のもとに市民協働によるまちづくりを進めることを目的として」いる。(指針 :11)。

指針は市民協働を「市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力し合うこと」と定義し、その活動領域は完全な行政活動と市民活動の間で「市が一律に決めるものでも、固定的・画一的なものでもなく、社会の変化や市民等のニーズによって、市民等と市が担う領域が流動的に変化するもの」とし、大きく「市民等が中心となり、市の協力を得て行う領域」と「市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域」に分けている。

指針は平成 26 年当時の市民等との協働を前提とした市の計画として、32 の計画を挙げている。課題としては(1)地縁団体の持続的な活動に対する不安の解消(2)NPO に対する支援体制の構築(3)市と各主体間の協働・支援のマッチング(4)協働に関する啓発の推進(5)職員の理解の促進を挙げる。

この指針の下に「町内会・自治会協同推進計画」「第 2 次盛岡市地域共同推進計画」「NPO 活動促進のための基本方針」、その他の団体・企業等に対する共同事例集の発行などの施策の実施の 4 項目の取り組みを示している。

指針の進行管理は庁内関係課による市民協同推進連絡会議の随時開催と、有識者による市民協働推進アドバイザー会議の定期開催により管理すること、2011 年に設置した市民協同推進基金を財源とし、地縁団体実施事業や市との協働事業に対し、効果的で透明性や客観性が確保される適切な補助制度の構築と、貴金積み増しや寄付金制度の拡充などをうたっている。

町内会・自治会協同推進計画

「盛岡市町内会・自治会協同推進計画 平成 27 年度～32 年度——地域の力を 盛岡のまちづくりにつなげよう」は平成 27 年 3 月に策定されている。この計画は先の市民協同推進指針に基づき、「町内会・自治会の自律性を尊重する原則を踏まえながら、これらの団体が持続的な活動 展開を行っていくための市の支援策について具体的な取組を定めるもの」とされた(計画 :1)。計画は (1) 役員の担い手不足(2)アパート・マンション等の世帯の加入率の低迷(3)町内会・自治会活動の活性化(4)公共的役割を担うことに対する負担感を解決すべき課題として挙げる。

具体的な取り組みとして、「制度の充実と取り組みの強化」として(1)町内会役員負担軽減のための(仮称)協同推進奨励金制度の創設(2)非常勤の地区担当員制度に代わる新しい(仮称)地域担当職員制度の実施(3)町内会・自治会活動の活性化に関する条例の研究(4)

町内会・自治会への加入促進の4項目。「拠点機能等の充実」として(1)市民協同推進センターの設置(2)市の組織の充実の2項目。「職員の意識改革と能力開発」として(1)職員の意識改革と(2)職員の能力開発の2項目。「市民意識の醸成」として(1)情報の共有化(2)地域活動への参加促進の2項目。以上の取り組みがあげられている。計画の進行管理は市民協同推進指針と同様の連絡会議とアドバイザー会議によるとした。

第2次盛岡市地域共同推進計画

「第2次盛岡市地域共同推進計画」は平成28年3月に策定された。計画は平成23年4月に策定された第1次計画の成果と「制度の定着」が不十分という課題を踏まえ、前述の総合計画、協同推進指針の下で、「制度の定着」から「地域協働の取組において目指す方向性を定め、その実現を図る」ことへと目標を一步進め、第2次地域協働推進計画（以下「本計画」）を策定し、地域協働をさらに推進する」と定めた。

1次計画に対する課題は具体的には施策における課題として(1)地域共同事業の振り返り・計画見直しへの意識づけの不足(2)地域づくり支援員制度の機能不足(3)地区割の不整合(4)組織・拠点の整理と圃場金制度の再編の4つを挙げ、地域における課題として(1)活動を担う人材の不足(2)専門的知識や経験の不足(3)事務負担（感）の増の3つを挙げた。

計画は施策の目的として、「地区の自主性を尊重しながら、地域づくり組織と市が相互に連携・役割分担してまちづくりを進めることにより、地域活動の担い手の育成や、地区の課題解決を図る」こととし、その基本方針としては

- 1 地区の意思を尊重しながら、地域協働による取組の拡大を図る
地域協働への取組開始はあくまで地区の意思によるものであることから、市では全地区実施を努力目標とします。
- 2 新たな地域担当職員制度を活用し、きめ細かい取組を推進する
原則として地区に居住する職員を地域担当職員として配置し、専任の職員とともに必要な支援を行います。
- 3 地域づくり計画を簡素化・有効期限化し、取組の効果を高めるとともに地区の負担軽減を図る
新規に地域づくり計画を立案する地区に対しては、その簡素化を認めて地区の負担を軽減しながら、地域づくり計画には期限を設け、目標達成のための事業の振り返りと見直しの意識を、市と地区とで共有します。

とした。

計画における具体的な施策は「地域協働への市の支援」として、①専任職員の体制強化②地域担当職員の配置③専門的知識を持った職員の派遣からなる(1)市職員による地域活動の

支援、④元気まちづくり補助金制度の運用からなる(2)補助金制度の運用、⑤地域づくり計画の簡素化・有効期限化からなる(3)地区の事務処理の負担軽減等、⑥市民協同推進センターの設置と⑦コミュニティ情報誌の発行からなる(4)相談窓口と情報提供の充実の4分類7施策が挙げられ、次に「地域協同の環境づくり」として⑧人材育成講座の充実からなる(5)人材育成講座等の実施、⑨地域共同事例発表会の実施からなる(6)事例発表会等の実施、⑩地区割の見直しと⑪組織・補助制度・拠点施設の再編検討からなる(7)機構・組織・制度の見直し検討の3分類4施策、最後に⑫地区のニーズ集約と計画立案・見直しからなる(8)地域共同事業の実施の1分類1施策が挙げられ、計8分類12施策が求められる。次いで計画はこれら12施策について、5年間の実施工程を示している。

計画の推進体制としては「コミュニティ推進地区組織をはじめ、NPOや地域活動にかかわりを持つ団体など、多様な主体と緊密に連携」するとし、その進行管理は市民協同推進指針に定められた連絡会議とアドバイザー会議によると記している。また計画の中間、3年目に当たる平成30年度には上記会議結果を踏まえ計画の見直しを定めている。

NPO 活動促進のための基本方針

「NPO 活動促進のための基本方針」は平成16年9月に策定された。方針は「市民との協働のまちづくり」を基本目標に掲げ、「NPOをパートナーとして位置付け、その活動を積極的に支えるとともに、あらゆる分野で連携することにより、「市民との協働のまちづくり」を目指します」とうたった。より具体的には「自主性・主体性の尊重」「先駆性・多様性の尊重」「客観性・透明性の確保」「パートナーシップの確立」を基本姿勢とした。

NPO 活動の定義としては

- ①自らの自由意志に基づき、自主的に行う活動であること
- ②市を基盤とした活動であること
- ③非営利活動であること 「非営利」は、その活動から利益を上げてはいけないという意味ではなく、利益を出資者や構成員に分配しないという意味
- ④公益性を有する活動であること 「公益」は、不特定かつ多数の市民の利益をはじめとする、広く社会全般の利益という意味
- ⑤誰に対しても開かれていること
- ⑥政治活動及び宗教活動を目的としないこと
- ⑦反社会的な活動でないこと 市民生活の秩序や安全に脅威を与える活動でないこと

を挙げ、これを行う NPO の範囲としては、

- ア NPO 活動を行う団体であること
- イ 事務所の所在地が市内にあること、またはその活動が市内で行われていることを原則とするが、市内での活動が可能な団体も含む
- ウ 会員の資格に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 規約、会則等で代表者や運営方法が決まっていること
- オ 独立した組織での活動が継続的に行われること
- カ 暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体ではないこと

の条件を挙げた。

NPO の社会的意義役割としては (ア) 多様な市民ニーズへの対応 (イ) 地域社会の活力源 (ウ) まちづくりの推進力 (エ) 新たな社会経済活動の創出 (オ) 多様な社会参加の実現を挙げ、NPO と協同することの意義として、(ア) 相互補完 (イ) 行政の意識向上 (ウ) NPO 活動の活発化の 3 つを挙げている。

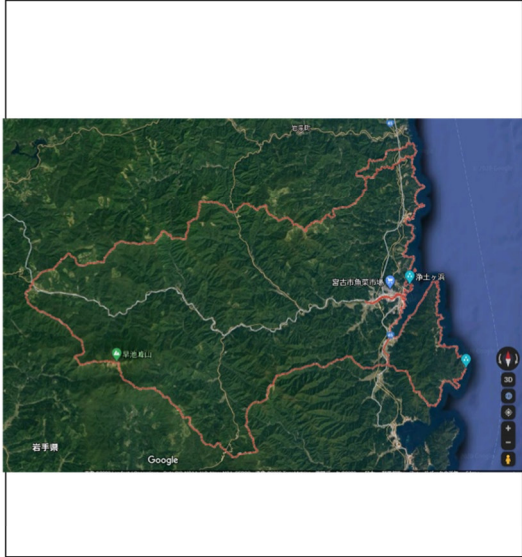
方針は NPO 活動の現状と課題として、活動の増加を見込みつつ、資金不足、事務機能と活動拠点の未整備、市民への認知不足、団体間交流の不足などを課題に挙げ、また今後の持続と発展のために専門的な能力を持った人材の育成と NPO が社会に向けて積極的に発信できる環境整備が必要であるとした。

また、企業の社会貢献活動も NPO 活動と同様に重要と位置づけ、「企業が取り組む社会貢献活動は、これまでは寄附や活動助成などの資金や物の提供が中心でしたが、今後は企業の持つ事業計画や企画立案のノウハウ、会計知識などの提供や人材の派遣などが期待され」とし、そのための企業—市民間の情報交流の仕組みづくりが必要とする。

基本施策としては「NPO 活動への支援」として(1)人材の育成(2)活動の場の提供(3)情報の提供(4)まちづくりへの市民参加の推進(5)委託の推進(6)財政的支援の検討の 6 つを挙げ、「推進体制の整備」として(1)NPO 活動の促進に向けた行政組織の充実(2)職員の意識向上を目指すこととした。

宮古市 (政策満足度 やや満足 自治会 11.4 % 12 位、市民 17.9 % 10 位)

面積	1259.15 km ²	2 位
人口	52973 人	13 位
うち外国人	0.4 %	12 位
うち65歳以上	34 %	1 位
人口密度	42.1 人	12 位
産業構造1次産業	8.0 %	3 位
2次産業	28.3 %	3 位
3次産業	63.7 %	11 位
法人数	1100 社	13 位
10万人当	2077 社	13 位
社団	23 社	10 位
NPO	53 社	4 位



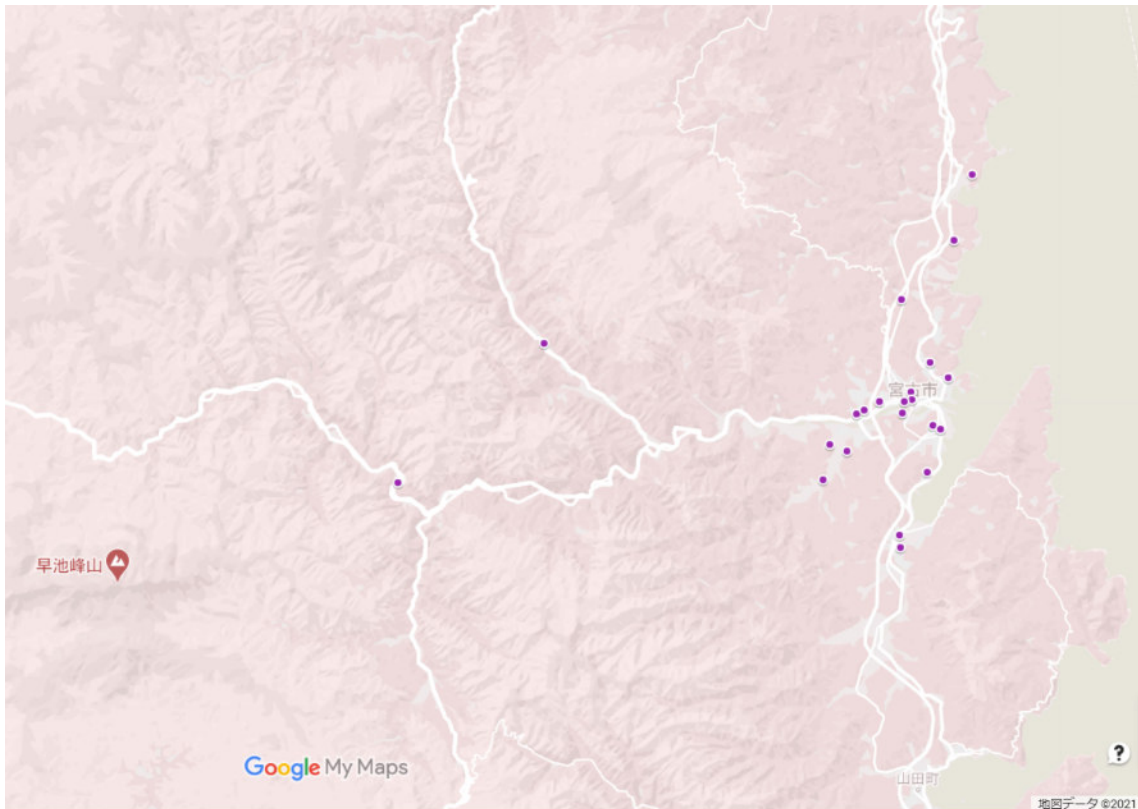
市歳出総額	438 億円	10 位	市職員数	624 人	12 位
うち委託料	6.0 %	11 位	うち一般行政	466 人	12 位
うち補助費	10.6 %	3 位	うち住民関連	10.1 %	6 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合	
市長(2017)	山本正憲	生年	1955 年	県会議員	2 人	1 人	0 人	67 %
党派	無所属	当選	2009 年	参院比例(2018)	42.0 %	37.8 %		3 位
前歴	歯科医・市教育委員長			13都市順位	3 位	5 位		
自治基本条例	あり							

市沿革	<p>本市は、古来、自然の恵み豊かな地域として古代人がムラを形成してきました。地域内で発見された遺跡や遺物 から、縄文時代には、すでに人間が生活を営んでいたことが明らかになっています。</p> <p>中世の鎌倉時代には、源氏ゆかりの閉伊頼基 が閉伊郡を拝領したと言われ、戦国時代まで山や川などの自然地形を利用した 要塞 である城館跡が 50 余り存在します。</p> <p>近世、江戸時代は、盛岡 藩となって代官所が置かれ、宮古湾 周辺の豊富な海産物を宮古港から江戸へと送る交易により、領内屈指の繁華地として賑わいました。</p> <p>明治維新後は、明治22 年の「明治の大合併」、昭和 16 年の 市制 施行、昭和 30 年の「昭和の大合併」により、岩手県沿岸の中核都市へと発展しました。</p> <p>平成17 年 6 月 6 日に 宮古市・田老町・新里村 が合併、平成 22 年 1 月 1 日には川井村を 編入 という「平成の大合併」を経て現在に至っています。</p>
市マスタープランの標語	「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち

岩手県宮古市ホームページ、<https://www.city.miyako.iwate.jp/>

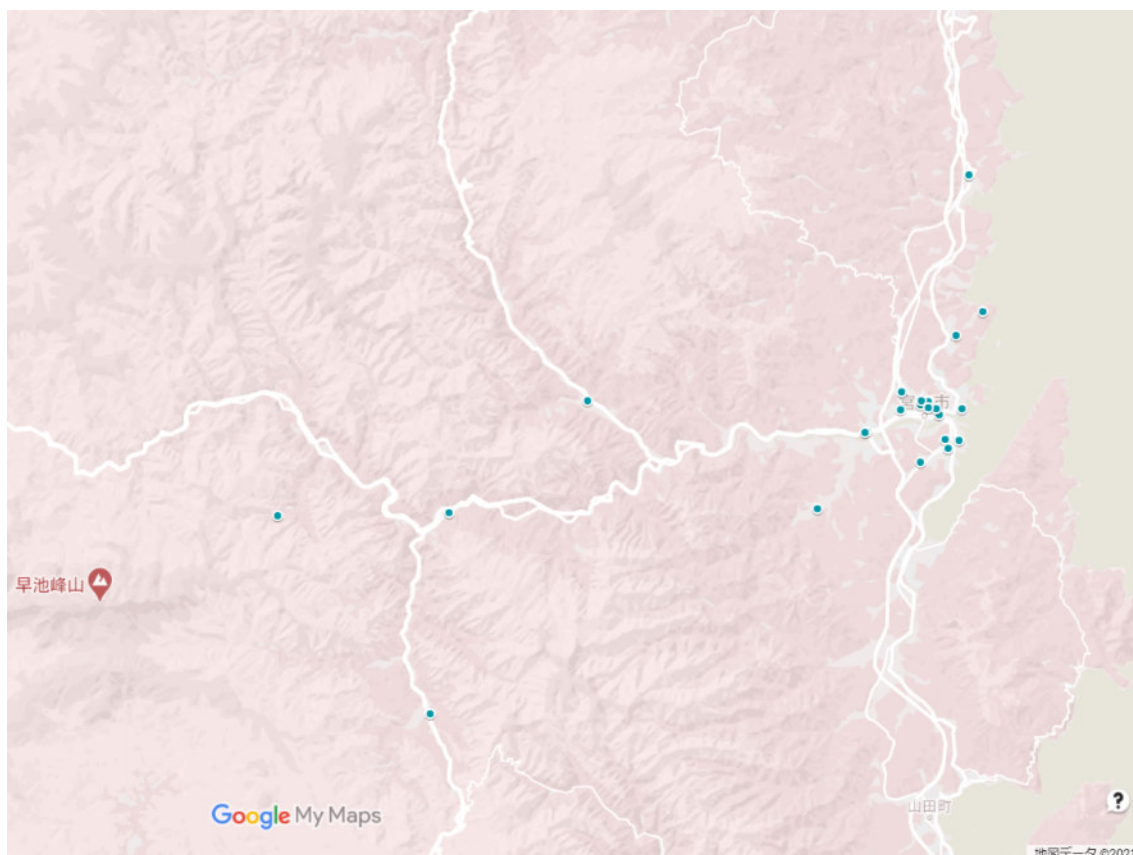
2. 市議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
白石雅一	津軽石第 10 地割 21 番地 2	復興を考 える会	議会広報編集委員会委員長、教 育民生常任委員会
木村誠	佐原四丁目 4 番 8 号	尽政クラブ	総務常任委員会副委員長
西村昭二	田鎖第 5 地割 47 番地 4	産振会	議会広報編集委員会副委員長、 総務常任委員会、議会運営委員 会 宮古・室蘭フェリー対策特 別委員会
畠山茂	小山田二丁目 8 番 1 号	新風クラブ	教育民生常任委員会、議会広報 編集委員会
小島直也	板屋三丁目 4 番 52 号	公明党	産業建設常任委員会、議会広報 編集委員会、宮古・室蘭フェリ ー対策特別委員会
鳥居晋	田老字櫛内 104 番地	復興を考 える会	総務常任委員会、議会広報編集 委員会
熊坂伸子	和見町 10 番 31 号	ネクスト みやこ	教育民生常任委員会委員長、宮 古・室蘭フェリー対策特別委員 会
佐々木清明	高浜一丁目 7 番 35 号	尽政クラブ	産業建設常任委員会、議会広報 編集委員会、議会運営委員会

			宮古・室蘭フェリー対策特別委員会
橋本久夫	磯鷄西 14 番 20 号	ネクストみやこ	議会運営委員会委員長、教育民生常任委員会
伊藤清	長沢第 18 地割 154 番地 7	産振会	産業建設常任委員会、宮古・室蘭フェリー対策特別委員会
佐々木重勝	崎山第 5 地割 250 番地	産振会	産業建設常任委員会委員長、宮古・室蘭フェリー対策特別委員会委員長
高橋秀正	津軽石第 5 地割 65 番地 1	復興を考える会	産業建設常任委員会、議会運営委員会、宮古・室蘭フェリー対策特別委員会
坂本悦夫	栄町 4 番 16 号	新風クラブ	教育民生常任委員会副委員長
長門孝則	田鎖第 2 地割 33 番地	無所属クラブ	教育民生常任委員会、宮古・室蘭フェリー対策特別委員会
竹花邦彦	神田沢町 9 番 11 号	新風クラブ	総務常任委員会、議会運営委員会副委員長
落合久三	磯鷄沖 9 番 22 号	日本共産党	産業建設常任委員会、宮古・室蘭フェリー対策特別委員会
松本尚美	太田二丁目 4 番 44 号	無所属クラブ	総務常任委員会委員長
加藤俊郎	田老三王二丁目 5 番 5 号	尽政クラブ	教育民生常任委員会
藤原光昭	刈屋第 4 地割 5 番地 8	新風クラブ	産業建設常任委員会副委員長、宮古・室蘭フェリー対策特別委員会
田中尚	宮町三丁目 5 番 29 号	日本共産党	宮古・室蘭フェリー対策特別委員会副委員長、総務常任委員会
工藤小百合	熊野町 8 番 16 号	ネクストみやこ	副議長、総務常任委員会
古館章秀	片巣第 1 地割 51 番地	ネクストみやこ	議長

3. NPO の分布



特定非営利活動法人愛福社会	岩手県宮古市刈屋第12地割3番地
特定非営利活動法人あおば会	岩手県宮古市川井第5地割101番地 11
特定非営利活動法人イーハトーブとりもと	岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第18地割17 番地19
特定非営利活動法人命ほにほに	岩手県宮古市崎山第1地割12番地
特定非営利活動法人いわてNPO事業開発センター	岩手県宮古市上鼻1丁目1番7号
特定非営利活動法人いわてマリンフィールド	岩手県宮古市磯鶏西14番20号
特定非営利活動法人エヌピーオー街かどボランティア	岩手県宮古市鍬ヶ崎上町2番32号
特定非営利活動法人エムジョイ	岩手県宮古市上鼻2丁目3番28号
特定非営利活動法人小国振興舎	岩手県宮古市小国第9地割81番地1
特定非営利活動法人輝きの和	岩手県宮古市実田1丁目3番16号
特定非営利活動法人かわい元気社	岩手県宮古市鈴久名第4地割5番地4
特定非営利活動法人三陸エヌピーオー支援センター	岩手県宮古市鴨崎町1番43号

特定非営利活動法人三陸自然環境新産業プラットフォーム	岩手県宮古市磯鶏沖1番19号
特定非営利活動法人三陸情報局	岩手県宮古市長根1丁目8番1号
特定非営利活動法人浄土ヶ浜ネイチャーガイド	岩手県宮古市向町4番26号
特定非営利活動法人津波太郎	岩手県宮古市田老4丁目9番11号
特定非営利活動法人日本トータルコンディショニング協会	岩手県宮古市新町2番13号
特定非営利活動法人ふれあいステーション・あい	岩手県宮古市西町1丁目2番13号
特定非営利活動法人みやこNPOサポートセンター	岩手県宮古市長沢第13地割50番地2
特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット（レインボーネット）	岩手県宮古市緑ヶ丘2番3号
特定非営利活動法人みやこ自立サポートセンター	岩手県宮古市八木沢4丁目1番25号
特定非営利活動法人宮古地域医療情報連携ネットワーク協議会	岩手県宮古市西町1丁目6番2号
特定非営利活動法人宮古地区いきいきワーキングセンター	岩手県宮古市保久田3番21号
特定非営利活動法人みやこラボ	岩手県宮古市山口3丁目16番16-11号

4. 宮古市政策文書に見る協働

自治基本条例

宮古市では平成19年7月2日に宮古市自治基本条例が交付された。条例は「宮古市（以下「市」という。）におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、前文に掲げた理念を実現することを目的と」（第1条）し、また「この条例は、他の条例に優先するものとし、他の条例、規則等を制定、改廃する際には、この条例の内容を最大限尊重しなければならない」と自治体における最高規範性を有することが明記される。以下条例は全8章24条によって構成される。第1章「総則」では前述2条のほか用語の「意義」が定められる。

第2章は「まちづくりの基本原則」で参加と協働を原則とすること(4条)性別年齢心身の状態等による偏見差別を廃し、互助社会の実現をうたう(5条)。

第3章は「市民の権利と責務」はまず、市民にまちづくりに参画する権利として、市政情報の知る権利、行政サービスを受取る権利、生涯学習の権利が挙げられ(6条)、まちづくり推進の責務として、自己の発言・行動への責任、地域社会への調和とまちづくりへの寄与、負担の分担を求める(7条)。さらに事業者の社会的責任が明記され(8条)、各主体には「ま

ちづくりにおいてコミュニティの果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう努めるものとする」とコミュニティを重視する(9条)。

第4章「市議会等の責務」第5章「市長等の責務」では市議会には「事案の決定及び市政の監視並びにけん制の機能」(10条)を市長には「市政の代表者として、この条例の理念に従い、まちづくりを推進」(12条)することを市職員には「全体の奉仕者として、市民のためにこの条例を遵守し、公平、公正に職務の遂行」することを求める。

第6章は「市政運営の原則」と題し、第14条

「市の執行機関は、市議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。2 市の執行機関は、公正で透明性の高い開かれた市政運営を行なうことに努めるとともに、市政運営の過程において市民の参画を推進しなければならない。3 市の執行機関は、重要な計画の策定、変更にあたっては、事前に市民の意見表明の機会を確保しなければならない。4 市民の参画について必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

のほか、情報公開(15条)個人情報保護(16条)説明責任(17条)行政評価(18条)自主的かつ自律的な財政運営(19条)を執行機関の責務としている。

第7章「住民投票」では市政の重要事項についての住民投票の実施と結果の尊重(20条)を述べ、その実施手順を定める。

第8章「その他」は市外の各主体との相互連携協力を22条で、「市民自治推進委員会」の設置を23条で、市長に将来の改正における理念保持を24条で要求している。

「市民自治推進委員会」やその他の参画に関わる手続その他必要な事項は平成20年6月27日制定の「宮古市参画推進条例」により規定された。

宮古市協働推進条例

宮古市は自治基本条例「第2章に規定する基本原則に基づき、協働に関し必要な事項について定める」として平成20年7月1日に「宮古市協働推進条例」を制定した。条例は市民(4条)地域自治組織(5条)市民活動団体(6条)事業者(7条)市議会(8条)市の執行機関(9条)の役割をそれぞれ定め、10条で「市の執行機関は、地域自治組織、市民活動団体及び事業者からまちづくりに関する事業の提案を受け、協働で事業(以下「提案事業」という。)を行うことができる」という提案事業を定めた。11条では同事業実施状況の公表を定め、提案事業に関する調査及び審議は「市民自治推進委員会」の手によると定められた。

総合計画

宮古市総合計画基本構想(2020－2029)では、「宮古市自治基本条例（平成19年7月2日制定）」に基づき、まちづくりの基本構想を策定している。

「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち」を都市の将来像とし、その基本的な方向として「自然と共に生きるまちづくり」「健やかで心豊かな人を育む街づくり」「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」の3つを掲げ、その下に7つの分野別の基本施策を置いている。そのうちの「5 交流と連携による地域づくり」の第1として市民活動の推進が挙げられている。ここでは以下のように現状と課題が並べられる。

（現状）○個人の価値観が多様化し地域が抱える問題も複雑化しており、協働のまちづくりを推進するために新しい公共の担い手としての地域自治組織※1や市民活動団体※2が果たす役割が重要になっています。○個人の生き方やライフスタイルが多様化するなか、地域内のつながりが希薄になってきているほか、高齢化などにより地域自治組織の担い手が不足しています。○防災、福祉、保健、防犯など地域自治組織が果たす役割は多岐にわたります。（課題）○地域社会の結びつきを深める活動などによる地域コミュニティの活性化が必要です。○地域自治組織の活動を担うリーダーの育成が必要です。○市民活動団体が自立して活動できるよう支援が必要です。○市民活動への参加の拡大が必要です。○協働に対する市民の意識啓発とともに、提案事業制度※3をはじめとした市民と市の協働についての仕組みに関する周知と利用しやすい環境整備が必要です。

この認識下に「地域自治組織への活動支援」「市民活動団体への活動支援」「市民と協働の推進」の3つが基本事業として掲げられる。それぞれの成果指標としては、地域自治組織の活動への関心度・参加意向、NPO等の市民活動団体の活動への関心度・参加意向、協働の研修会の開催（回数、参加団体数、延べ参加人数）が対応し、基本施策全体においては地域自治組織の活動への参加割合とNPO等の市民活動団体の活動への参加割合が成果指標として用いられる。

総合計画には当分野に関連するほかの指針等の情報はない。

参画と協働の指針——参画と協働を進めるために

本指針は宮古市市民参画協働検討委員会の平成19年10月30日の報告書「「参画と協働の指針」に関する報告書」を基に、関係団体の意見により市が素案を作成し、さらに市議会への説明と修正を行い、平成20年2月16日から2月29日までパブリック・コメントを実施

した上で作成された。

「本指針は、宮古市自治基本条例でうたった「参画と協働を原則とするまちづくり」及び宮古市総合計画に掲げた「市民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくり」を推進するため、「参画」と「協働」についての基本的な考え方を示すもの」（指針 :3）とされる。指針の必要性については「はじめに」で以下のように述べる。

「参画」とか「協働」とか・・・なかなかむずかしい言葉に聞こえますが、実は、私たちが、毎日の生活の中で行っていることです。たとえば、参画について考えてみると、市で、なにか計画を策定するとき、市民の意見を聴かないでつくったとしたら、皆さんはどう思うでしょうか。市では、計画を策定するにあたっては、説明会などを開催し、計画案について市民の意見を伺い、計画に反映しています。市民が、まちづくりに何でもいいから声をあげていくことが「参画」の始まりです。また、私たち一人ひとりが、ごみの分別などのルールを守らなかつたり、町内の道路側溝や河川の清掃も行わなかつたら、家のまわりも、地域の中も汚れてしまいます。そのため、町内会・自治会単位でごみの分別や清掃活動を行っています。市民一人ひとりが、地域のために協力し合うことが「協働」の始まりです。しかし、これまでも、参画や協働を行ってきましたが、定まったルールがありませんでした。市では宮古市自治基本条例を定めて、参画と協働をまちづくりの原則としたうえで、参画と協働の詳しい内容を、「参画と協働の指針」でルール化することとしました。（指針 :はじめに）

指針は参画と協働の主体を自治基本条例を基に市民、地縁型コミュニティ団体（地域自治組織）、テーマ型コミュニティ団体（市民活動団体）、事業者、市議会、市の6つとし、それぞれ以下の役割を求めている。

（1）個人としての市民

一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、地域課題などの解決に向け、ともに考え行動するよう努めること。

（2）コミュニティ団体

①地縁型コミュニティ団体（地域自治組織）

地域における自治力の向上を図り、地域課題などの解決に向け、自主的に取り組むよう努めること。

②テーマ型コミュニティ団体（市民活動団体）

団体の特性を生かし地域課題などの解決に向けた活動を行うとともに、団体が持つ社会的使命や活動内容が広く地域に理解されるよう努めること。

（3）事業者

地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域のコミュニティ活動の重要

性を理解するとともに、活動への参加や支援などの協力をするよう努めること。

(4) 市議会

市民の意思が市政に反映されているかどうかを絶えず監視、けん制する機能を果たすこと。また、市民に対して開かれた議会運営を行うとともに、政策提言及び政策立案の活動強化を図るよう努めること。

市民、地域自治組織、市民活動団体及び事業者の活動に対する理解並びに協力を努めること。

(5) 市

参画・協働のまちづくりを積極的に進めるため、職員の意識改革を図るとともに、参画・協働を推進するための仕組みづくりに取り組むよう努めること

以下の5つを参画・協働の基本原則とする。

(1) 対等 各主体は、共通の地域課題などを解決するため、それぞれの役割と責任を明確にし、対等の関係でまちづくりを進める。

(2) 相互理解 各主体は、それぞれの特性や立場を理解し、尊重した上で活動する。

(3) 目的共有 各主体は、参画・協働の趣旨を認識し、それぞれが目指す目的を共有するとともに、共通の活動目標を定め、その達成に努める。

(4) 情報共有・公開 各主体は、それぞれが持つ情報や評価の情報を広く公開することにより、透明性が高く、参画しやすい、開かれた関係づくりを目指す。

(5) 自主性の尊重 各主体は、それぞれの自主性と自立性を尊重し、共に支えあう関係を築く。

参画と協働の手法としては、(1)審議会などの設置(2)パブリックコメントの実施(3)市民説明会などの開催(4)ワークショップの開催を参画の手法として、市が行う(1)補助(2)委託、及び各主体による(3)共催(4)後援(5)実行委員会など(6)場所などの確保の6つを協働の手法として挙げる。

協働の領域として市民主体の領域と市主体の領域の間に、市民主導の領域(補助金活用事業等)、同等の領域(市民と市の共催事業)、市主導(委託や指定管理)の3つの領域を挙げている(・山岡義典「時代が動くとき、社会の変革とNPOの可能性」(ぎょうせい)を参考に作成した)。

協働にふさわしい分野の例として

- 1 きめ細かい対応が必要となる分野 子育て支援、高齢者介護支援、障害者支援など
- 2 地域社会との密接な連携・協力が必要となる分野 防犯、防災、青少年健全育成、ごみ減量化と資源再利用対策など

- 3 高い専門性を要するサービスが必要となる分野 芸術文化、スポーツ等の生涯学習、健康づくりなど
- 4 多くの市民の参加が必要となる分野 大規模なスポーツや観光イベントなど
- 5 市が着手したことのない先駆的な分野 新たな地域課題等に対しノウハウを持ち、先行的に取り組んでいる事業など

の5つを挙げている。

参画・協働の推進のために、①情報の共有化②環境の整備③人材の育成④機会の拡大⑤意識の改革からなる「参画・協働を広める方策」と、①啓発活動②仕組みづくり（庁内機能の充実・支援制度の充実・マニュアルの整備・評価の実施）③指針の見直し（見直し・条例化）からなる「参画・協働の実効性を高める方策」が必要としている。

水戸市 (政策満足度 やや満足 自治会 13.9 % 10 位、市民 17.9 % 9 位)

面積	217.32 km ²	10 位
人口	272485 人	5 位
うち外国人	1.3 %	6 位
うち65歳以上	25.1 %	9 位
人口密度	1253.8 人	4 位
産業構造 1次産業	2.7 %	10 位
2次産業	19.4 %	10 位
3次産業	77.9 %	4 位
法人数	9647 社	4 位
10万人当	3540 社	5 位
社団	89 社	1 位
NPO	52 社	5 位



市歳出総額	1333 億円	4 位
うち委託料	5.4 %	12 位
うち補助費	6.9 %	8 位

市職員数	2074 人	5 位
うち一般行政	1223 人	5 位
うち住民関連	9.8 %	7 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合	
市長(2017)	高橋靖	生年	1965 年	県会議員	3 人	2 人	1 人	50 %
党派	自民党	当選	2011 年	参院比例(2018)	36.5 %	35.2 %		8 位
前歴	国会議員秘書・水戸市議・茨城県議			13都市順位	7 位	8 位		
自治基本条例	なし							

市沿革	<p>本市の地形は、那珂川を挟んで東西に伸びる沖積低地地区、市の中央から南部にかけて広がり、商業・業務機能を持つ中心市街地を形成する洪積台地地区、豊かな自然環境を有する市西北部の丘陵地区からなります。水戸の「まち」は、江戸時代初めに徳川家の城下町として整備され、1889（明治22）年に市制施行により「水戸市」が誕生しました。1945（昭和20）年には、空襲により市街地の約80%が焼失し、戦災復興土地区画整理事業が行われましたが、市街地の町割はほぼ藩政期以来のものが継承されています。</p> <p>1970（昭和45）年に、水戸市や勝田市を中心に、3市3町1村からなる「水戸・勝田都市計画区域」が指定されました。現在、本市の都市計画区域は水戸・勝田都市計画区域596.83平方キロメートルの一部として指定され、市域全体が都市計画区域となっています。</p>
市マスタープランの標語	<p>都市づくりの基本理念</p> <p>『次世代を育み、未来につなぐ「人が輝き、住みよい、活力ある」都市（まち）』</p>

水戸市ホームページ、<https://www.city.mito.lg.jp/>

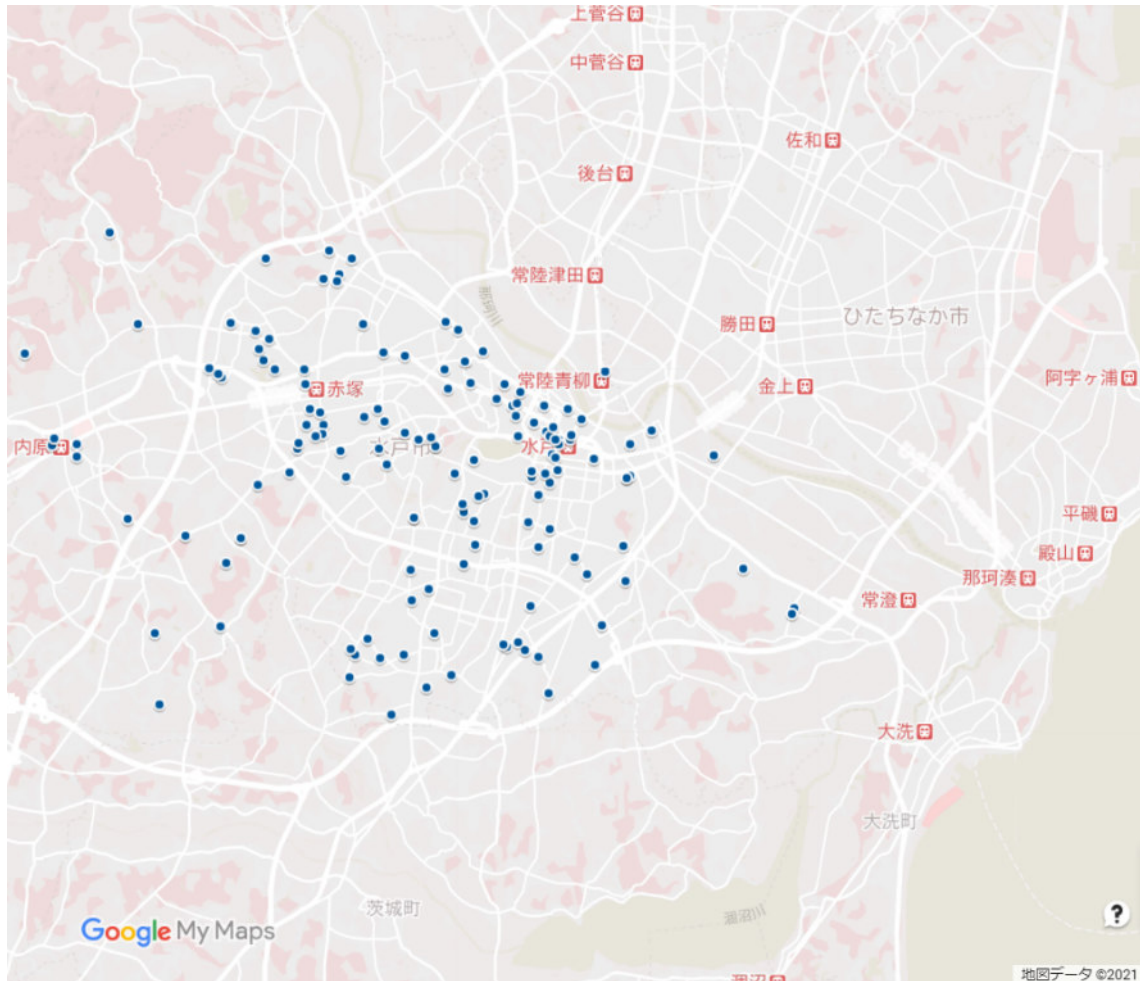
2. 市議会議員分布



氏名	住所	会派	常任委員会
滑川 友理	水戸市石川3丁目 2063 番地 マリーナデルレイ 101 号	立憲みと	総務環境
萩谷 慎一	水戸市笠原町 974 番地の 31	立憲みと	建設企業
内藤 丈男	水戸市袴塚3丁目3番 50 号	新生水政改革 水戸	議長
土田 記代美	水戸市堀町 1147 番地の 43	日本共産党水 戸市議団	文教福祉
田中 真己	水戸市元吉田町 2291 番地の 28	日本共産党水 戸市議団	総務環境
中庭 次男	水戸市見川5丁目 1251 番地の 87	日本共産党水 戸市議団	建設企業
佐藤 昭雄	水戸市三の丸2丁目2番 30- 1303 号 シーズガ ーデン 水戸三の丸	民主・社民フ ォーラム	総務環境
綿引 健	水戸市元吉田町 2673 番地の 4	民主・社民フ ォーラム	文教福祉

木本 信太郎	水戸市千波町 127 番地の 2	魁, 水戸	文教福祉
後藤 通子	水戸市平須町 1825 番地の 97	魁, 水戸	文教福祉
田口 文明	水戸市元吉田町 328 番地の 2	無所属	産業消防
森 正慶	水戸市見和 2 丁目 240 番地の 1 シャトーアトラス 807 号	公明党水戸市議会	産業消防
鈴木 宣子	水戸市見川町 2563 番地の 726	公明党水戸市議会	文教福祉
黒木 勇	水戸市元吉田町 2196 番地の 9	公明党水戸市議会	副議長・産業消防
高倉 富士男	水戸市双葉台 1 丁目 46 番地の 2	公明党水戸市議会	総務環境
飯田 正美	水戸市河和田 3 丁目 2368 番地の 2	民主・社民フォーラム	建設企業
小泉 康二	水戸市渡里町 2939 番地の 1	新生水政改革水戸	総務環境
大津 亮一	水戸市全隈町 841 番地	新生水政改革水戸	産業消防
渡辺 政明	水戸市大町 3 丁目 2 番 48 号	魁, 水戸	産業消防
須田 浩和	水戸市千波町 424 番地の 7	県都市民クラブ	総務環境
栗原 文隆	水戸市酒門町 4020 番地	県都市民クラブ	産業消防
袴塚 孝雄	水戸市大工町 1 丁目 2 番 22 号	県都市民クラブ	文教福祉
五十嵐 博	水戸市千波町 903 番地の 2	公明党水戸市議会	建設企業
小川 勝夫	水戸市下大野町 3753 番地の 3	新生水政改革水戸	建設企業
安藏 栄	水戸市赤尾関町 647 番地	新生水政改革水戸	産業消防
田口 米蔵	水戸市坏大野 189 番地	新生水政改革水戸	文教福祉
松本 勝久	水戸市東野町 135 番地	新生水政改革水戸	建設企業
福島 辰三	水戸市赤塚 1 丁目 2029 番地の 6	新生水政改革水戸	総務環境

3. NPO の分布



特定非営利活動法人EARTH SAVERS	茨城県水戸市酒門町3298番地8さんごビル2階
特定非営利活動法人アイ・エム・シー	茨城県水戸市谷津町1番地35
特定非営利活動法人Iネット	茨城県水戸市見川1丁目1183番地の2メゾンドリヴィエールB102
特定非営利活動法人あけぼの水戸	茨城県水戸市見川5丁目127番地の91あけぼの学園内
特定非営利活動法人アニバーサリー	茨城県水戸市梅香1丁目2番4号
特定非営利活動法人いきいき高齢者支援福祉協会	茨城県水戸市鯉淵町4888番地の66
特定非営利活動法人いきいきほろの里	茨城県水戸市大塚町1284番地2
特定非営利活動法人生きやすさ研究室	茨城県水戸市東原3丁目6-44
特定非営利活動法人育夢舎	茨城県水戸市千波町1464番地の1
特定非営利活動法人韋駄天	茨城県水戸市河和田町4936番地サンゴルフパーク2階
特定非営利活動法人NPO一期一会	茨城県水戸市平須町1822番地の282
特定非営利活動法人茨統教育研究会	茨城県水戸市赤塚2丁目212番地の76
特定非営利活動法人茨城エヌ・ピー・オー・センター・コモンズ	茨城県水戸市大工町1丁目2-3トモスミとビル4階みとしんビジネスセンターC-1

特定非営利活動法人いばらき介護福祉の会	茨城県水戸市内原町122番地3
特定非営利活動法人茨城県あすなろの郷手をつなぐ育成会	茨城県水戸市杉崎町1460番地
特定非営利活動法人茨城県経営品質協議会	茨城県水戸市笠原町1189-2グリーンビル西野ビル2F
特定非営利活動法人茨城県芸術文化育成舎	茨城県水戸市宮町2丁目5番5号
特定非営利活動法人茨城県就労支援事業者機構	茨城県水戸市大町3丁目2-5MSK水戸大町ビル203
特定非営利活動法人茨城県精神障害地域ケア研究会	茨城県水戸市見川1丁目1183番地の2
特定非営利活動法人茨城県地域密着型介護サービス協議会	茨城県水戸市見和2丁目240番地の1シャトーアトラス101
特定非営利活動法人いばらき国民を守る会	茨城県水戸市笠原町1063番地11
特定非営利活動法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい	茨城県水戸市大塚町1866番地102号
特定非営利活動法人茨城自立支援センター	茨城県水戸市河和田1丁目1645番地の3
特定非営利活動法人茨城成年後見サポートセンター	茨城県水戸市泉町2丁目2番30号石川ビル2号館2階
特定非営利活動法人茨城の暮らしと景観を考える会	茨城県水戸市河和田町4471番45号
特定非営利活動法人茨城福祉会	茨城県水戸市東前2丁目26番地
特定非営利活動法人いばらき福祉事業団	茨城県水戸市宮町1丁目1番22号第二太平館ビル3階
特定非営利活動法人茨城ふるりの橋を守る会	茨城県水戸市袴塚2丁目1番31号
特定非営利活動法人いばらき山の会	茨城県水戸市桜川1丁目7番24-404号
特定非営利活動法人茨城若手医師を育てる会	茨城県水戸市宮町3丁目2-7
特定非営利活動法人いばらきKIZUNAプロジェクト	茨城県水戸市元吉田町932番地グレースガーデン106号
特定非営利活動法人ウィメンズネットらいず	茨城県水戸市備前町2番5-415号
特定非営利活動法人エコ・グリーンいばらき	茨城県水戸市栗崎町1682番地の4
特定非営利活動法人NPO消費者市民ネット21	茨城県水戸市南町1丁目2-16
特定非営利活動法人M・I・T・O21	茨城県水戸市千波町508番地の34
特定非営利活動法人エンハートメント	茨城県水戸市双葉台4丁目596-4
特定非営利活動法人オオワダ	茨城県水戸市元吉田町1583番地の4
特定非営利活動法人オブティマム	茨城県水戸市平須町1225番地3
特定非営利活動法人介護支援いばらき	茨城県水戸市内原町872-2メゾン大高101号室
特定非営利活動法人かきのき	茨城県水戸市田島町294番地
特定非営利活動法人環境技術士ネットワーク	茨城県水戸市双葉台4丁目20番地の1
特定非営利活動法人喜友会	茨城県水戸市見和3丁目568番地3
特定非営利活動法人教育のためのコミュニケーション	茨城県水戸市吉沢町228番地の9
特定非営利活動法人共信会	茨城県水戸市元吉田町1987番地11
特定非営利活動法人協働まちづくりの会	茨城県水戸市中央1丁目8番17号
特定非営利活動法人キララこそだて支援センター	茨城県水戸市河和田町1193番地の5
特定非営利活動法人クローバー	茨城県水戸市赤塚1丁目1970番5KTMビル1A
特定非営利活動法人グリーンビュー	茨城県水戸市見川4丁目395番地1
特定非営利活動法人広栄会	茨城県水戸市城東2丁目9番1号
特定非営利活動法人好実協会	茨城県水戸市平須町1322番地の2
特定非営利活動法人康生会	茨城県水戸市大塚町1905番地25
特定非営利活動法人交通事故予防センター	茨城県水戸市河和田1丁目1652番6号
特定非営利活動法人子育て応援・ペンギンくらぶ	茨城県水戸市千波町2545番地

特定非営利活動法人子育て支援グループひまわりのお家	茨城県水戸市笠原町1396番地の3
特定非営利活動法人子ども大学水戸	茨城県水戸市三の丸1丁目1番25号水戸駅前ビル1F
特定非営利活動法人子どもみらい飛行	茨城県水戸市千波町2823番地の35
特定非営利活動法人こばと学童クラブ育成会	茨城県水戸市新荘1丁目5番18号
特定非営利活動法人雇用人材協会	茨城県水戸市三の丸1丁目7番41号いばらき就職支援センター1階
特定非営利活動法人ゴ・エン	茨城県水戸市河和田町1110番地の1
特定非営利活動法人災害復旧資材開発協会茨城	茨城県水戸市千波町931番地3
特定非営利活動法人s a k u r a	茨城県水戸市桜川1丁目5番18号すぎく駅前ビル301号
特定非営利活動法人幸のいえ	茨城県水戸市住吉町303番地の2
特定非営利活動法人サンライン	茨城県水戸市河和田1丁目1535番地の4 3リバーシャトー401号
特定非営利活動法人在宅医療支援エス・ピー・オー・ホームメディカル茨城	茨城県水戸市城東4丁目3番28号
特定非営利活動法人シネマパンチ	茨城県水戸市石川1丁目3785番地1
特定非営利活動法人消費者サポートいばらき	茨城県水戸市中央2丁目9番8号
特定非営利活動法人心身障害児者療育会きつつき会	茨城県水戸市堀町227番地の3
特定非営利活動法人薪知の会	茨城県水戸市小吹町2423番地
特定非営利活動法人ジゲン	茨城県水戸市鯉淵町1666番地5
特定非営利活動法人自立支援センター・ライフサポート水戸	茨城県水戸市河和田1丁目1577番地の2 グレース・ステーション水戸102号
特定非営利活動法人健やか日本-21	茨城県水戸市酒門町3980番地
特定非営利活動法人スターパーティ・アグリサイエンスカフェ企画	茨城県水戸市千波町2906番2号
特定非営利活動法人スポーツ&スタディクラブ	茨城県水戸市内原1丁目969番21gar e n t w o r k s u c h i h a r a 2 1 2号室
特定非営利活動法人住まいづくり・まちづくり支援センター	茨城県水戸市五軒町3丁目2番37号
特定非営利活動法人スリーアール茨城	茨城県水戸市住吉町269番地3
特定非営利活動法人セカンドリーグ茨城	茨城県水戸市梅香2丁目1番39号
特定非営利活動法人全国社会循環型リサイクル協議会	茨城県水戸市東前3丁目234番地
特定非営利活動法人創	茨城県水戸市見川町2563番地475
特定非営利活動法人創業支援相談協会	茨城県水戸市千波町748番地
特定非営利活動法人相続支援協会	茨城県水戸市千波町1258番地の2
特定非営利活動法人宙の会	茨城県水戸市見川町2563番地475
特定非営利活動法人大成会	茨城県水戸市堀町652番地の5
特定非営利活動法人たんたん	茨城県水戸市平須町字南山2番地の72有限 会社ティー・ディー・エル内
特定非営利活動法人だいち	茨城県水戸市堀町767番地の1
特定非営利活動法人ちいきの学校	茨城県水戸市鯉淵町2222番地の2
特定非営利活動法人つながる茨城	茨城県水戸市本町1丁目10番11号
特定非営利活動法人ときわクラブ	茨城県水戸市大塚町1953番地の25
特定非営利活動法人ともに歩む認知症の会・茨城	茨城県水戸市酒門町1959番地の27
特定非営利活動法人友の会かたくりポッケ	茨城県水戸市河和田町4510番地1
特定非営利活動法人動物愛護団体エデン	茨城県水戸市元吉田町183番地の7号
特定非営利活動法人なごみの家	茨城県水戸市青柳町字藤柄4713番
特定非営利活動法人並木会	茨城県水戸市鯉淵町5065番地の89

特定非営利活動法人虹の会	茨城県水戸市笠原町1492番2号
特定非営利活動法人虹のポケット	茨城県水戸市北見町2番4号
特定非営利活動法人日中交流促進協会	茨城県水戸市泉町2丁目3-5金澤ビル2階
特定非営利活動法人日本きもの芸術保存協会	茨城県水戸市見川2丁目29番地の3イースタンパレス水戸503号
特定非営利活動法人認知症ケア研究所	茨城県水戸市酒門町4637番地2
特定非営利活動法人発達支援グループ風の子	茨城県水戸市平須町1828番地の641
特定非営利活動法人東日本大震災応援隊	茨城県水戸市吉沼町492番地の1
特定非営利活動法人ひと・まちなつとわーく	茨城県水戸市緑町3丁目5番35号
特定非営利活動法人ひまわりの家	茨城県水戸市見川2丁目93番地の6
特定非営利活動法人ピアニッシモ	茨城県水戸市河和田町151番地
特定非営利活動法人ファクトリービー	茨城県水戸市河和田1丁目1546番地の1 県営高天原アパート第7棟2F-4号
特定非営利活動法人福祉サポートセンター・太陽	茨城県水戸市平須町2199番地の1
特定非営利活動法人ふくろう	茨城県水戸市双葉台2丁目1番地
特定非営利活動法人フリースクール トライアル	茨城県水戸市千波町2776の3
特定非営利活動法人ふるさと空き家相談・サポート	茨城県水戸市五軒町2丁目2番7号
特定非営利活動法人フローラの会	茨城県水戸市新荘2丁目15番32号
特定非営利活動法人朋秀会	茨城県水戸市開江町字後原1988番地1
特定非営利活動法人蛍の会	茨城県水戸市本町2丁目1番30号
特定非営利活動法人ボイス社	茨城県水戸市平須町1657番地11
特定非営利活動法人ぼかぼかくらぶ	茨城県水戸市吉沢町10番地の7
特定非営利活動法人ポルターモ	茨城県水戸市石川町3879番地の7
特定非営利活動法人マインドブレイス茨城	茨城県水戸市酒門町1173-69
特定非営利活動法人街知	茨城県水戸市天王町2番32号VILLAGE 310、203号室
特定非営利活動法人水戸こどもの劇場	茨城県水戸市見川2丁目82番地11
特定非営利活動法人水戸市地域密着型介護サービス協議会	茨城県水戸市堀町1309番地の2
特定非営利活動法人水戸西部緑化クラブ	茨城県水戸市大塚町1275番地
特定非営利活動法人水戸に精神障害者のくらしを作る会おらい水戸	茨城県水戸市柵町1丁目3番12号駅南第一 ハイツ203号
特定非営利活動法人水戸北辰館	茨城県水戸市河和田1丁目2480番4
特定非営利活動法人水戸リトルシニア	茨城県水戸市高田町248番地の2
特定非営利活動法人みとNIGIYAKAプロジェクト	茨城県水戸市宮町2丁目73番地宮下ビル3号館
特定非営利活動法人南太平洋眼科医療協力会	茨城県水戸市吉沢町223番地の1
特定非営利活動法人未来会	茨城県水戸市西原2丁目10番57号
特定非営利活動法人やみぞの森	茨城県水戸市三の丸1丁目3番2号茨城県林業会館
特定非営利活動法人友愛会	茨城県水戸市河和田町5006番地
特定非営利活動法人優心会	茨城県水戸市大塚町1471番地4
特定非営利活動法人よつ葉ナーサリー	茨城県水戸市吉沢町699番地の4
特定非営利活動法人ライフガードあんしん	茨城県水戸市袴塚1丁目5番44号
特定非営利活動法人ライフコーディネーター	茨城県水戸市千波町1735番地の1スパニッシュコートA棟306号
特定非営利活動法人らいふプランニング	茨城県水戸市平須町955番地の1
特定非営利活動法人リズムロード水戸	茨城県水戸市新荘2丁目15番28号
特定非営利活動法人RAINBOW茨城	茨城県水戸市本町1丁目10番11号

特定非営利活動法人労働環境支援協会	茨城県水戸市堀町417番地の2
特定非営利活動法人DAWAT-E-ISLAMI JAPAN	茨城県水戸市河和田町4390番地の4
特定非営利活動法人FIELD UCHIHARA	茨城県水戸市内原1丁目98番地
特定非営利活動法人GIS総合研究所いばらき	茨城県水戸市河和田町4471番地の45
特定非営利活動法人Happyリレーいろいろ	茨城県水戸市東野町511番地の1
特定非営利活動法人IBARAKI里山の大学	茨城県水戸市見和2丁目518番地の5
特定非営利活動法人Japan Innovative Education	茨城県水戸市城南1丁目5番16号
特定非営利活動法人MANNA	茨城県水戸市千波町2797番地の22
特定非営利活動法人REVITALIZEみと	茨城県水戸市平須町1885番地の40
特定非営利活動法人WaterDoors	茨城県水戸市末広町2丁目2番7号

笠間市 (政策満足度 やや満足 自治会 25.0 % 4 位、市民 20.5 % 7 位)

面積	240.4 km ²	9 位
人口	76350 人	11 位
うち外国人	0.9 %	8 位
うち65歳以上	28.4 %	6 位
人口密度	317.6 人	8 位
産業構造 1次産業	6.2 %	5 位
2次産業	27.1 %	6 位
3次産業	66.7 %	9 位
法人数	1742 社	12 位
10万人当	2282 社	11 位
社団	21 社	11 位
NPO	46 社	9 位



市歳出総額	288 億円	13 位
うち委託料	9.4 %	4 位
うち補助費	9.9 %	5 位

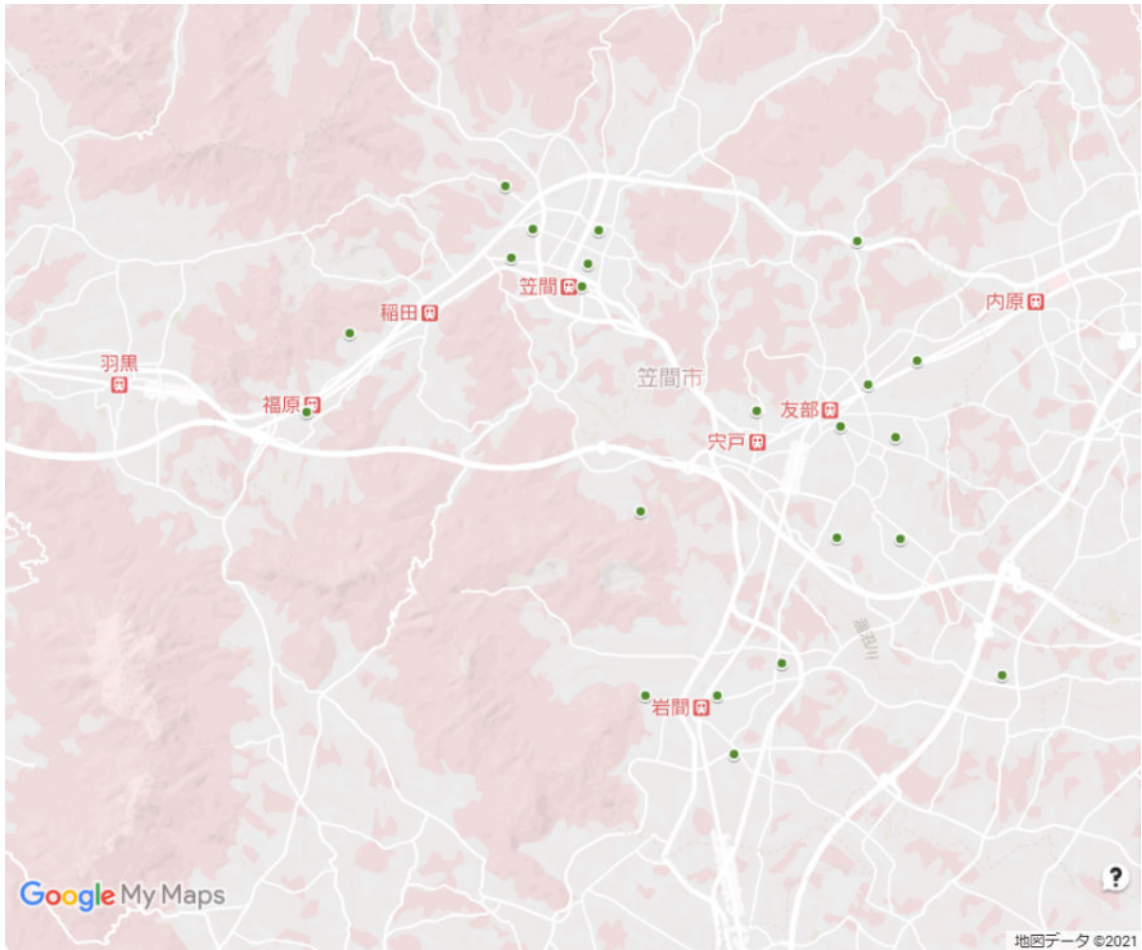
市職員数	699 人	11 位
うち一般行政	399 人	13 位
うち住民関連	9.8 %	8 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合	
市長(2017)	山口伸樹	生年	1958 年	県会議員	2 人	0 人	0 人	100 %
党派	自民党	当選	2006 年	参院比例(2018)	40.7 %	33.5 %		1 位
前歴	茨城県議			13都市順位	5 位	10 位		
自治基本条例	なし							

市沿革	<p>旧笠間市では、歴史を生かした観光産業をはじめ、全国でも有数の産地として知られる稲田みかげ石や空間焼など地場産業による観光・芸術文化のまちとして発展してきました。</p> <p>旧友部町では、交通の要衝として通勤・通学の利便性が高いことから、住宅地の開発が進むとともに、県立中央病院をはじめとする医療・福祉施設が充実した福祉のまちとして発展してきました。</p> <p>旧岩間町では、愛宕山に代表される緑豊かな自然環境や歴史的資源、果樹をはじめとする農業、さらには、常磐自動車道岩間インターチェンジ周辺の企業立地など工業のまちとして発展してきました。</p> <p>このような中で、平成の大合併により、平成18年3月に1市2町（旧笠間市、旧友部町、旧岩間町）が合併し、新たな「笠間市」が誕生しました。</p> <p>1市2町の合併に際し、笠間市・友部町・岩間町合併協議会において、これまで進めてきた1市2町のまちづくりの方向性や特性を踏まえ、新市まちづくりのマスタープランとなる新市建設（まちづくり）計画を策定しました。平成19年3月には、この計画を引き継ぐ形で、合併後の最初の長期計画となる第1次総合計画を策定し、3地区の均衡ある発展を目指すとともに、「住みよいまち 訪れてよいまち かさま～みんなで創る文化交流都市～」を将来像に、様々な課題に対し取り組んできました。この間、リーマンショックや東日本大震災の発生など社会経済情勢を揺るがす大きな出来事がありました。このような中で、平成28年3月に合併から10年となる節目を迎え、続く10年の将来像を描き、さらなる一体感の醸成と本地域の発展を目指していきます。</p>
市マスタープランの標語	<p>ようこそ、私たちが耀く「かさま」へ</p> <p>“暮らす幸せ”と“交流の喜び”のあるまち</p>

笠間市公式ホームページ、<https://www.city.kasama.lg.jp/>

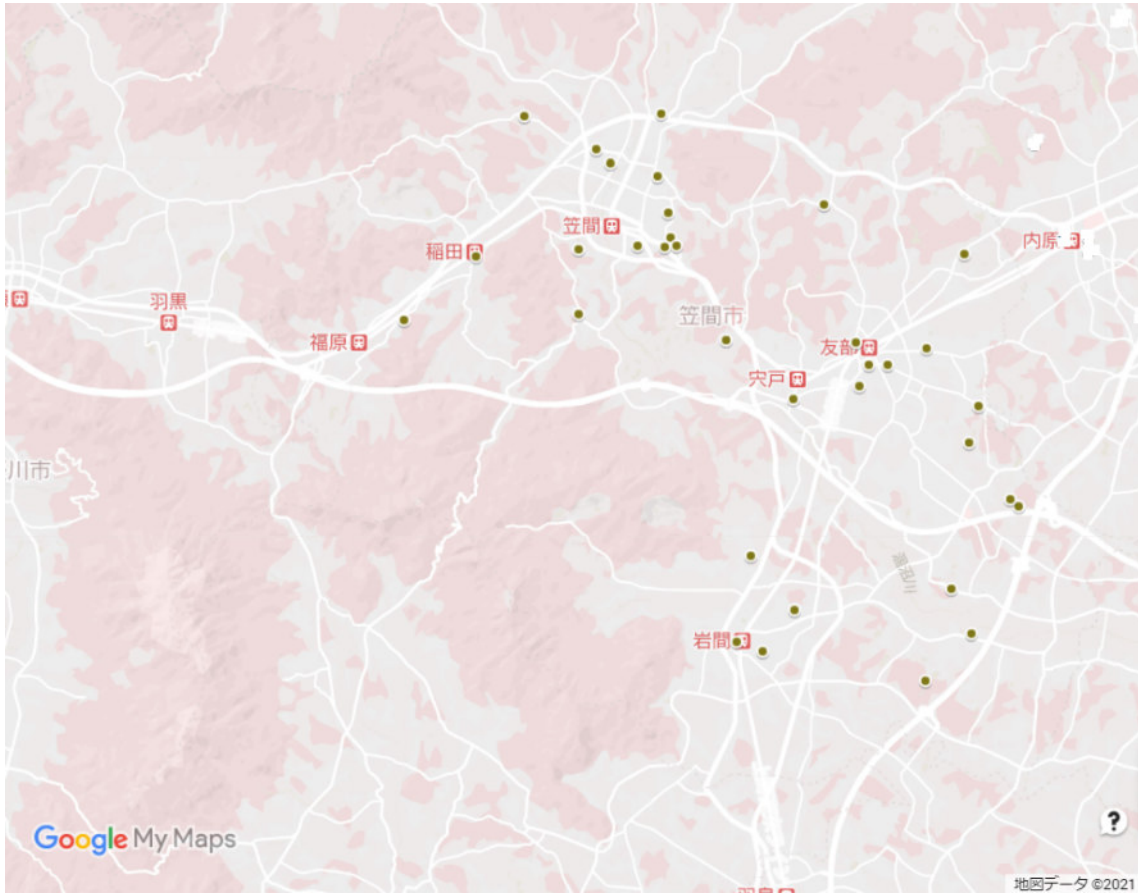
2. 市議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
坂本 奈央子	笠間市東平二丁目 3-23	かさま未来	建設土木
安見 貴志	笠間市上加賀田 592-1	かさま未来	教育福祉
内桶 克之	笠間市鴻巣 593	かさま未来	建設土木
田村 幸子	笠間市笠間 4327-5	公明党	総務産業
益子 康子	笠間市石井 520-1	政研会	建設土木
中野 英一	笠間市稲田 285	政研会	建設土木
林田 美代子	笠間市矢野下 1483-21	日本共産党	総務産業
田村 泰之	笠間市福原 3612	市政会	総務産業
村上 寿之	笠間市大田町 1007-4	市政会	教育福祉
石井 栄	笠間市笠間 1867-1	日本共産党	教育福祉
小松崎 均	笠間市下郷 3118-1	自民クラブ	総務産業
畑岡 洋二	笠間市笠間 1403-1	政研会	建設土木
石田 安夫	笠間市来栖 1324	公明党	教育福祉

藤枝 浩	笠間市小原 4669	市政会	総務産業
飯田 正憲	笠間市泉市野谷入会地 1-1	市政会	総務産業
西山 猛	笠間市下郷 5109-33	無所属	教育福祉
大貫 千尋	笠間市仁古田 726-4	自民クラブ	建設土木
大関 久義	笠間市下郷 4557-9	市政会	教育福祉
市村 博之	笠間市箱田 82-5	政研会	教育福祉
小藪江 一三	笠間市小原 1946	政研会	総務産業
石崎 勝三	笠間市鯉淵 6523-5	無所属	建設土木
石松 俊雄	笠間市旭町 435-19	市政会	議長

3. NPO の分布

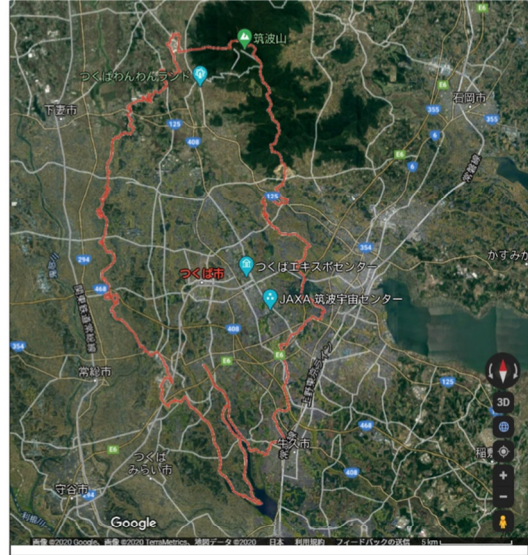


特定非営利活動法人あしたを拓く有機農業塾	茨城県笠間市随分附 1 1 6 4 番地 6 5
特定非営利活動法人あたご児童クラブ	茨城県笠間市下郷 7 7 6 番地
特定非営利活動法人稲田 e n 日	茨城県笠間市稲田 2 2 8 1 番地 1
特定非営利活動法人茨城依存症回復支援協会 外字	茨城県笠間市平町 1 2 2 番地 4
特定非営利活動法人いばらき血液・腫瘍・緩和 研究会	茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8 番地茨城県立中央病院内
特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える 会	茨城県笠間市笠間 2 3 7 2 番地 5
特定非営利活動法人岩間神信合気修練会外字	茨城県笠間市吉岡 2 6 番地の 2 胆練館内
特定非営利活動法人岩間みらい塾	茨城県笠間市下郷 5 0 5 1 番地 5
特定非営利活動法人えがおの輪	茨城県笠間市鯉淵 6 2 4 0 番地 1 6 レジデンス鯉淵 2 0 7
特定非営利活動法人 N P O こすもす	茨城県笠間市湯崎 1 0 4 8 - 1 3 番地
特定非営利活動法人笠間学童保育の会	茨城県笠間市箱田 4 9 6 番地 1
特定非営利活動法人かさまキッズクラブネリ ネ	茨城県笠間市笠間 2 6 9 2 番地 3
特定非営利活動法人笠間再生クラブ	茨城県笠間市平町 9 0 6 番地 1

特定非営利活動法人笠間ツクルことを考える会	茨城県笠間市来栖 2 6 3 8 番地 7 0
特定非営利活動法人笠間の魅力発信隊	茨城県笠間市下市毛 1 4 2 5 番地 1 0
特定非営利活動法人北川根あゆみの会	茨城県笠間市寺崎 1 4 8 番地 2
特定非営利活動法人教員支援ネットワーク T-K N I T	茨城県笠間市小原 1 0 2 番地 2
特定非営利活動法人グラウンドワーク笠間	茨城県笠間市笠間 2 2 4 7 番地 1
特定非営利活動法人しっぽのなかま	茨城県笠間市押辺 2 4 7 8 番 1
特定非営利活動法人市民支援センターともべ	茨城県笠間市八雲 1 丁目 4 - 1 8
特定非営利活動法人時習志士の会	茨城県笠間市下市毛 7 5 4 番地
特定非営利活動法人すずらんクラブ	茨城県笠間市笠間 2 5 2 3 番地 1 1
特定非営利活動法人瑞亨会	茨城県笠間市中市原 1 3 5 0 番地
特定非営利活動法人たくみ	茨城県笠間市東平 2 丁目 1 4 番 3 5 号 Y・Kビル 1 階 1 0 2 号室
特定非営利活動法人なかよし学童保育の会	茨城県笠間市石井 1 0 8 8 番地
特定非営利活動法人ノースマーク	茨城県笠間市来栖 7 6 0 番地 2
特定非営利活動法人ハイム	茨城県笠間市石井 2 0 7 5 番地 2
特定非営利活動法人ひまわり	茨城県笠間市福原 3 0 8 1 番地
特定非営利活動法人ビオトープ天神の里を作る会	茨城県笠間市南友部 6 8 6 番地 3
特定非営利活動法人双葉園	茨城県笠間市随分附 3 7 1 番地
特定非営利活動法人ポプラクラブの会	茨城県笠間市中央 3 丁目 5 番 6 号
特定非営利活動法人ららら音楽アトリエ	茨城県笠間市押辺 7 7 4 番地 5
特定非営利活動法人ワンちゃん・ネコちゃんたすけ隊	茨城県笠間市下郷 4 4 3 9 番地 6
特定非営利活動法人 N P O 地球環境開発研究会	茨城県笠間市随分附 3 9 3 番地 2

つくば市 (政策満足度 やや満足 自治会 16.5 % 9 位、市民 23.0 % 5 位)

面積	283.72 km ²	6 位
人口	233807 人	6 位
うち外国人	4.1 %	1 位
うち65歳以上	19.3 %	13 位
人口密度	824.1 人	6 位
産業構造 1次産業	3.2 %	8 位
2次産業	20.8 %	8 位
3次産業	76.1 %	6 位
法人数	7325 社	7 位
10万人当	3133 社	8 位
社団	44 社	7 位
NPO	63 社	2 位



市歳出総額	850 億円	7 位
うち委託料	9.9 %	3 位
うち補助費	3.9 %	13 位

市職員数	1861 人	7 位
うち一般行政	1212 人	6 位
うち住民関連	14.3 %	1 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合
市長(2017)	五十嵐立青	生年	1978 年	3 人	0 人	2 人	60 %
党派	無所属	当選	2016 年	37.8 %	32.3 %		6 位
前歴	つくば市議			13都市順位	6 位	12 位	
自治基本条例	なし						

市沿革	<p>昭和62年11月30日、筑波郡大穂町、同郡豊里町、同郡谷田部町、新治郡桜村が合併、市制を施行し、つくば市が誕生しました。翌年1月31日には筑波郡筑波町、平成14年11月1日には福島郡葦崎町が加わり、現在のつくば市に至っています。</p> <p>町村合併によるつくば市誕生の背景には、昭和38年9月10日に、国家プロジェクトとして閣議了解された筑波山麓への筑波研究学園都市の建設があります。筑波研究学園都市の建設は、「東京の過密緩和」、「科学技術の振興と高等教育の充実」を目的に、「均衡のとれた田園都市」として整備することとされました。昭和60年には、「人間・居住・環境と科学技術」をテーマに国際科学技術博覧会(科学万博-つくば'85)が開催されました。これを契機に、研究開発型の企業が進出し、名実ともに「サイエンスシティ・つくば」として世界中に知れ渡ることとなりました。</p> <p>平成23年12月には、「つくば国際戦略総合特区」に指定され、先進的な研究開発プロジェクトの推進や、世界を視野に入れた新しい産業の創出を目指す取り組みが進められ、平成25年3月には、環境モデル都市に選定されるとともに、「つくば環境スタイル”S M I L e”～みんなの知恵とテクノロジーで笑顔になる街～」を示し、環境に配慮した都市づくりが進められています。</p> <p>本市の人口は、つくばエクスプレスの開業やその沿線の市街地整備を受けて、平成17年には20万人を超え、現在では約22万人となっています。また、世界的な科学技術開発拠点として多数の研究・教育機関が集積していることから、研究者や留学生など多くの外国人が居住するとともに、国際会議や研修等を目的に世界から様々な人が集い、異なる文化交流が生まれる国際都市となっています。</p>
市マスタープランの標語	<p>人と自然・科学が調和した“スマート・ガーデンシティ”</p> <p>～ みんなでつむぎ、つないでいくまち～</p>

つくば市公式ウェブサイト、<https://www.city.tsukuba.lg.jp/>

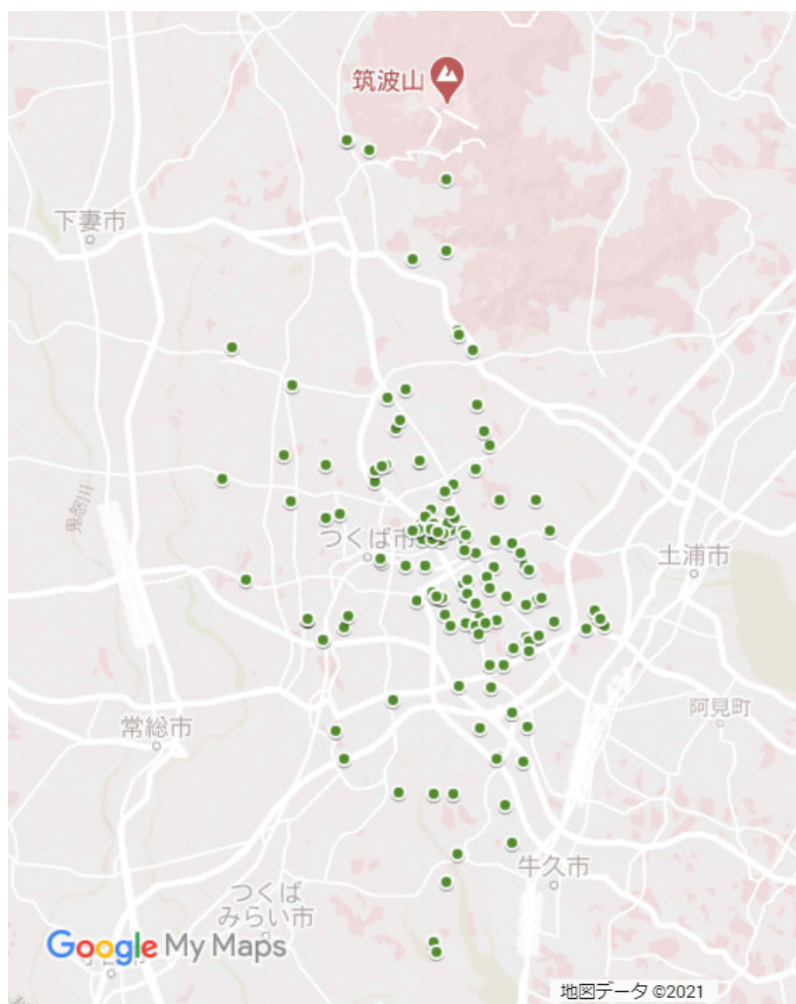
2. 市議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
小村政文	つくば市花島新田 4 番地 166-106	勝手にひとりの会	都市建設委員会
川久保皆実	つくば市松代 1 丁目 4 番地 20 (事務所)	つくばチェンジチャレンジ	市民経済委員会
宮本達也	つくば市飯田 264 番地 837-1876	自民党政清クラブ	総務委員会
川村直子	つくば市二の宮 2 丁目 1 番地 3 クラフトビル 1F (事務所)	つくば・市民ネットワーク	市民経済委員会
中村重雄	つくば市谷田部 3020 番地 2	新緑会	都市建設委員会
あきのえくこ	つくば市二の宮 2 丁目 1 番地 3 クラフトビル 1F (事務所)	つくば・市民ネットワーク	総務委員会副委員長
山中真弓	つくば市上ノ室 363 番地 7 (事務所)	日本共産党つくば市議団	都市建設委員会副委員長
小森谷さやか	つくば市研究学園 5 丁目 11 番地 2 パークハウスつくば研究学園けやきレジデンス壱番館 507	つくば・市民ネットワーク	文教福祉委員会副委員長

高野文男	つくば市上岩崎 1161 番地	創生クラブ	市民経済委員会副委員長
長塚俊宏	つくば市谷田部 6914 番地	つくば自民党・新しい風	都市建設委員会委員長
黒田健祐	つくば市東平塚 397 番地 5	つくば自民党・新しい風	文教福祉委員会予決副委員長
神谷大蔵	つくば市沼田 65 番地	つくば自民党・新しい風	市民経済委員会
小久保貴史	つくば市小田 2830 番地 (事務所)	つくば自民党・新しい風	議長
皆川幸枝	つくば市高崎 1872 番地 2	つくば・市民ネットワーク	都市建設委員会副議長
五頭泰誠	つくば市吉瀬 1596 番地 1	つくば自民党・新しい風	総務委員会委員長
木村清隆	つくば市上郷 3316 番地 (事務所)	清郷会	文教福祉委員会委員長
木村修寿	つくば市島名 434 番地 4	自民党政清クラブ	市民経済委員会委員長
ヘイズジョン	つくば市二の宮 4 丁目 4 番地 14 ヴィバーズつくば二の宮 101 号	つくば自民党・新しい風	市民経済委員会
塚本洋二	つくば市花畑 3 丁目 4 番地 1	自民党政清クラブ	文教福祉委員会
山本美和	つくば市松代 2 丁目 21 番地 10	公明党つくば	文教福祉委員会予決委員長
浜中勝美	つくば市上郷 6228 番地	公明党つくば	都市建設委員会
飯岡宏之	つくば市上野 838 番地 7	自民党政清クラブ	総務委員会
橋本佳子	つくば市自由ヶ丘 829 番地 20	日本共産党つくば市議団	文教福祉委員会
小野泰宏	つくば市花畑 2 丁目 2 番地 7	公明党つくば	総務委員会
鈴木富士雄	つくば市寺具 1011 番地 1	自民党政清クラブ	都市建設委員会
塩田尚	つくば市真瀬 463 番地 1 (事務所)	山中八策の会	市民経済委員会
金子和雄	つくば市下広岡 450 番地 29	新社会党つくば	文教福祉委員会
久保谷孝夫	つくば市前野 1481 番地 8	つくば自民党・新しい風	総務委員会

3. NPO の分布



特定非営利活動法人アイ・メイック	茨城県つくば市梅園2丁目15番地2ポスール梅園304号
特定非営利活動法人アクアキャンプ	茨城県つくば市下広岡670番地126
特定非営利活動法人アクアポニクスを広める研究会	茨城県つくば市国松1014番地1
特定非営利活動法人アクティブつくば	茨城県つくば市春日4丁目16番地2Kハウス2F
特定非営利活動法人アスレチッククラブよしぬま	茨城県つくば市西高野1198番地1
特定非営利活動法人アsemble	茨城県つくば市春日1丁目5番地8
特定非営利活動法人アブレンド	茨城県つくば市二の宮1丁目2番地1小林テナント201
特定非営利活動法人一杖	茨城県つくば市天久保4丁目7-2ブルミエ・ロジュマン106号室
特定非営利活動法人居場所サポートクラブロベ	茨城県つくば市島名2298番地(諏訪C12街区9)X-STAGEビル1階006号
特定非営利活動法人茨城空き家・空き地管理センター	茨城県つくば市松代2丁目10番2
特定非営利活動法人茨城ACLS協会	茨城県つくば市春日3丁目4番地10
特定非営利活動法人いばらき救命教育・AEDプロジェクト	茨城県つくば市東新井33番地33
特定非営利活動法人茨城血液医療ネットワーク	茨城県つくば市天王台1丁目1番1号筑波大学医学学系

	棟血液内科ステーション
特定非営利活動法人茨城健康学習塾ピンピンコロリ外字	茨城県つくば市春日3丁目7番27エイブル3、408号
特定非営利活動法人茨城県生活期リハビリテーション協議会	茨城県つくば市要1187番地299
特定非営利活動法人いばらき建設経済研究社	茨城県つくば市研究学園5丁目8番地3
特定非営利活動法人茨城県中途失聴・難聴者協会	茨城県つくば市上ノ室1892番地4
特定非営利活動法人いばらき県民をまもる会	茨城県つくば市自由ヶ丘449番地50
特定非営利活動法人茨城の専攻科を考える会	茨城県つくば市天久保1丁目8番1号筑波第3ビル2階
特定非営利活動法人茨城YMC A	茨城県つくば市東新井24番地の7
特定非営利活動法人いろいろ	茨城県つくば市高見原5丁目1番地28みちのくビル4階
特定非営利活動法人宇宙アドバイザー協会	茨城県つくば市吾妻4丁目6番地1、506号
特定非営利活動法人運動保育士会	茨城県つくば市花室848番地1花室Sテナント
特定非営利活動法人エコライフパートナーズ	茨城県つくば市上ノ室2446番地8
特定非営利活動法人エヌピーオーブラザ・ねこねっと	茨城県つくば市島名2310-2(諏訪C12街区11画地)
特定非営利活動法人F S U Nヘルスプロモーションセンター	茨城県つくば市春日2丁目35-2-106
特定非営利活動法人エンゼルブラン	茨城県つくば市水堀字若名窪471番地1
特定非営利活動法人小田地域振興協議会	茨城県つくば市小田4775番地
特定非営利活動法人かけはしねっと	茨城県つくば市中別府591番地111
特定非営利活動法人環境市民クラブ	茨城県つくば市春日3丁目22番地6
特定非営利活動法人環境測定品質管理センター	茨城県つくば市稲荷前24番10トゥインクル吉田A棟102号室
特定非営利活動法人環境保全推進協会	茨城県つくば市下広岡1091番地の2
特定非営利活動法人きずな子どもクラブ	茨城県つくば市大角豆1467番地
特定非営利活動法人キッズクラブ・のーびのーび	茨城県つくば市花畑1丁目4番地6号
特定非営利活動法人キャトル・リーフ	茨城県つくば市東光台1丁目24番地2
特定非営利活動法人共生会	茨城県つくば市上郷1430番地4
特定非営利活動法人G u i N i p p o n A l l i a n c e	茨城県つくば市春日4丁目4番地12サニーヒルズ103号
特定非営利活動法人G A P総合研究所	茨城県つくば市稲荷原2番1号日本農業研究所実験農場事務所内
特定非営利活動法人クレイドル	茨城県つくば市栗原1139番地2
特定非営利活動法人グッド・サマリタン	茨城県つくば市柴崎999番地1
特定非営利活動法人グローバリスジャパン	茨城県つくば市天久保1丁目10番地27
特定非営利活動法人研究学園・葛城	茨城県つくば市荻間1094番地
特定非営利活動法人健康・環境研究協議会	茨城県つくば市花室1585番地36
特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク	茨城県つくば市牧園5番地13フローラ牧園203号室
特定非営利活動法人k o s o d a t eはぐはぐ	茨城県つくば市松代4丁目10番地12
特定非営利活動法人子連れスタイル推進協会	茨城県つくば市梅園2丁目17番4号
特定非営利活動法人子どものための救命教室	茨城県つくば市豊里の杜2丁目574番地25
特定非営利活動法人金田台の生態系を守る会	茨城県つくば市さくらの森19番地8
特定非営利活動法人桜が丘おはな会	茨城県つくば市桜が丘15番地1
特定非営利活動法人里山再生と食の安全を考える会	茨城県つくば市中野183番地1
特定非営利活動法人サラダボール	茨城県つくば市天久保2丁目12番地7
特定非営利活動法人自然生クラブ	茨城県つくば市白井1623番地18

特定非営利活動法人若年者社会参加支援普及協会アストリンク	茨城県つくば市二の宮1丁目2-2酒井ビル
特定非営利活動法人自由広場	茨城県つくば市上野965番地
特定非営利活動法人スーダン障害者教育支援の会	茨城県つくば市赤塚609番地38
特定非営利活動法人スクエアステップ協会	茨城県つくば市島名1545番地(香取台B5街区5)
特定非営利活動法人スマートコンシェルジュセンター	茨城県つくば市梅園2丁目5番3号ダウンハウス梅園C-105
特定非営利活動法人スマイル・ステーション	茨城県つくば市松代5丁目9番地10松浦方
特定非営利活動法人太陽子どもクラブSCC	茨城県つくば市要429番地1
特定非営利活動法人大工のナビ家	茨城県つくば市長高野656番地2
特定非営利活動法人Dance Association Seeds	茨城県つくば市春日3丁目20番地12
特定非営利活動法人TEAM・田援	茨城県つくば市稲岡495番地6
特定非営利活動法人チア・アート	茨城県つくば市天王台1丁目1番地1
特定非営利活動法人地球環境を守る会	茨城県つくば市梅園2丁目19番地6
特定非営利活動法人チャール会やまびこ学校	茨城県つくば市古来419番地1
特定非営利活動法人つくばテニ	茨城県つくば市水堀474番地
特定非営利活動法人つくばアートセンター	茨城県つくば市上大島598-4
特定非営利活動法人つくばアーバンガーデニング	茨城県つくば市下広岡410番地156
特定非営利活動法人つくばあおぞら	茨城県つくば市学園の森3丁目23番地2
特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所	茨城県つくば市島名825番地
特定非営利活動法人つくばアグリチャレンジ	茨城県つくば市大角豆2168-1
特定非営利活動法人つくばOSS技術支援センター	茨城県つくば市二の宮1丁目2番地2
特定非営利活動法人つくば環境フォーラム	茨城県つくば市要320番地2
特定非営利活動法人つくばクリエイティブ・リサイクル	茨城県つくば市酒丸688番地
特定非営利活動法人つくば建築研究会	茨城県つくば市東2丁目18番地8
特定非営利活動法人つくば高齢者支援福祉協会	茨城県つくば市島名2304
特定非営利活動法人つくば市民活動推進機構	茨城県つくば市天久保3丁目13番地5、佐々木方
特定非営利活動法人つくば児童発達支援センター	茨城県つくば市松代3丁目7番地17プロスベリアつくば109号
特定非営利活動法人筑波循環器内科育成支援機構	茨城県つくば市天王台1丁目1番1号筑波大学医学医療系循環器内科内
特定非営利活動法人筑波腎臓内科医療育成支援機構	茨城県つくば市天王台1丁目1番1号筑波大学医学系学系棟8階
特定非営利活動法人筑波総合診療ネットワーク	茨城県つくば市天王台1丁目1番1号筑波大学医学医療系地域医療教育学
特定非営利活動法人筑波大学心臓血管外科育成研究会	茨城県つくば市天王台1丁目1番1号筑波大学医学医療系心臓血管外科学
特定非営利活動法人つくば日中協会	茨城県つくば市松代1丁目15番地44
特定非営利活動法人筑波脳神経外科研究会	茨城県つくば市天王台1丁目1番1号筑波大学医学医療系脳神経外科
特定非営利活動法人つくばハーモニー	茨城県つくば市研究学園5丁目6番地3
特定非営利活動法人つくばハウジング研究会	茨城県つくば市葛城根崎1番地
特定非営利活動法人筑波泌尿器科医療育成支援機構	茨城県つくば市天王台1丁目1番1号筑波大学医学学系棟5階泌尿器外科内
特定非営利活動法人筑波微粒子・界面・環境研究会	茨城県つくば市吾妻3丁目18番地21
特定非営利活動法人つくばピンクリボンの会	茨城県つくば市天久保1丁目1番地1
特定非営利活動法人つくばフットボールクラブ	茨城県つくば市稲岡66-1-A(スポーツシューレつく

	ば)
特定非営利活動法人つくば放射線治療推進機構	茨城県つくば市天王台1丁目1番1号筑波大学陽子線医学利用研究センター
特定非営利活動法人つくば臨床検査教育・研究センター	茨城県つくば市天久保2丁目1番17
特定非営利活動法人TSUKKURA	茨城県つくば市小田3282番地2
特定非営利活動法人鱸づな会	茨城県つくば市上横場2236番地1
特定非営利活動法人友の会たすけあい	茨城県つくば市下岩崎2068番地荃崎農村高齢者交流センター内
特定非営利活動法人動物愛護を考える茨城県民ネットワーク	茨城県つくば市二の宮2丁目7番地20
特定非営利活動法人にっこりの森	茨城県つくば市大曾根2920番地堀井テナントIIF外字
特定非営利活動法人日本スポーツアカデミー	茨城県つくば市竹園3丁目18番地2E棟2階201番
特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会	茨城県つくば市大角豆1744番地
特定非営利活動法人日本総合環境	茨城県つくば市自由ヶ丘452の6
特定非営利活動法人日本バス文化保存振興委員会	茨城県つくば市梅園2丁目1番15号スプリングテックつくばビル401
特定非営利活動法人日本皮膚がんネットワーク	茨城県つくば市二の宮4丁目5番地71
特定非営利活動法人日本ブリーダー協会	茨城県つくば市千現2丁目1番6号
特定非営利活動法人日本ライフプランニング協会	茨城県つくば市竹園2丁目14番地16
特定非営利活動法人NEWSつくば	茨城県つくば市緑が丘40番地13
特定非営利活動法人Next one.	茨城県つくば市研究学園5丁目5番地5ルネッサンスつくば302号
特定非営利活動法人歯ぐくみ	茨城県つくば市千現1丁目14番地31
特定非営利活動法人華の幹	茨城県つくば市大字小田字荒宿3034番
特定非営利活動法人ハナミズキ	茨城県つくば市高崎2191番地11
特定非営利活動法人バイオエコ技術研究所	茨城県つくば市花畑1丁目8番4号キャラット21、301
特定非営利活動法人バイオマスもみがら研究会	茨城県つくば市稲荷前8番地7メゾン赤塚103号
特定非営利活動法人バルツォつくばスポーツクラブ	茨城県つくば市牧園五丁目1番地シェルコート牧園A棟101号室
特定非営利活動法人バンビーノ. 館	茨城県つくば市妻木634番地1
特定非営利活動法人PIRATES	茨城県つくば市松代3丁目6番13ニューマリッジ中山103号
特定非営利活動法人東アジア市民対話・学術交流ネットワーク	茨城県つくば市妻木210番地4
特定非営利活動法人平沢歴史文化財フォーラム	茨城県つくば市平沢602番地
特定非営利活動法人フィットネスサポートいばらき	茨城県つくば市大字小野崎字天神下945番地11
特定非営利活動法人フュージョン社会力創造パートナーズ	茨城県つくば市倉掛1093番地カマラードつくばA棟201号
特定非営利活動法人Future Support	茨城県つくば市梅園2丁目28番地5
特定非営利活動法人Planter's	茨城県つくば市松代3丁目6番13MSサニーレジデンス104号
特定非営利活動法人ホームタウン・プロデュース振興会	茨城県つくば市金田93-1、3番館201号室
特定非営利活動法人法医学鑑定センター	茨城県つくば市二の宮1丁目9番地29
特定非営利活動法人圃場診断システム推進機構	茨城県つくば市並木3丁目21番地3ミックスガーデンつくば213号
特定非営利活動法人母子生活支援センターPLUS	茨城県つくば市二の宮4丁目6番地1小野崎アパート9

	棟105号
特定非営利活動法人ポノボノクラブ	茨城県つくば市天久保2丁目9番地2
特定非営利活動法人ポランのひろば	茨城県つくば市沼崎1402番地2
特定非営利活動法人まちなか交友館まどか	茨城県つくば市二の宮4丁目8番地3、4棟403号
特定非営利活動法人マナーズ	茨城県つくば市南中妻377番地46
特定非営利活動法人ままとーん	茨城県つくば市館野604番地3
特定非営利活動法人水屋安全な水を考える会	茨城県つくば市二の宮2丁目1番7TMビル
特定非営利活動法人みどりーむプロジェクト	茨城県つくば市下萱丸442番地(みどりのA89街区13)
特定非営利活動法人むぎわらぼうし	茨城県つくば市今鹿島3804番地1
特定非営利活動法人明豊会	茨城県つくば市島名2310-2
特定非営利活動法人糯麦・酒米普及協議会	茨城県つくば市栗原1680番地
特定非営利活動法人ものづくり工房へパイストス	茨城県つくば市森の里68番10
特定非営利活動法人矢中の杜の守り人	茨城県つくば市北条94番地1
特定非営利活動法人よかつぱいばらき	茨城県つくば市下広岡450番地33
特定非営利活動法人ライフ・パートナーつくば	茨城県つくば市上ノ室845番地2
特定非営利活動法人リヴォルヴ学校教育研究所	茨城県つくば市千現1丁目13番地3、パルスグランレジオつくば千現502号
特定非営利活動法人和い和いりハビリサポート	茨城県つくば市花畑2丁目8番地1ガリレオプレイス906号
特定非営利活動法人Groundwater Research Institute	茨城県つくば市樋の沢211番地9外字
特定非営利活動法人Japan Always	茨城県つくば市松代3丁目7番地17プロスペリアつくば308号室
特定非営利活動法人NPO健康運動療法協会	茨城県つくば市要435番地
特定非営利活動法人ORION	茨城県つくば市上大島598番地3
特定非営利活動法人PCY298	茨城県つくば市下広岡702番地39
特定非営利活動法人Sun's	茨城県つくば市吾妻2丁目10番地1、822棟107号

4. つくば市政策文書に見る協働

市民協働ガイドライン

つくば市では民、市民団体、企業及び行政が対等な立場でお互いに良きパートナーとして、役割を分担し地域課題の解決に取り組むため、平成21年4月「つくば市市民協働ガイドライン」を策定した。ガイドライン策定の理由として、人々のニーズの多様化と高度化から行政のみでの対応が不十分となること、協働により市民、各種組織、行政の特性を生かした個性溢れるまちづくりが可能なことの2点を理由とし、市民、各種組織、行政が「お互いの違いを認め、互いに尊重しあって対等な関係に立ち、各自の知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担し、協力し合いながら、課題に取り組んでいく」市民協働のまちづくりが必要であると説明している。

市民協働の基本的考え方として、「市民が主体的に活動する範囲」と「行政が責任を持って対応すべき範囲」の間に、「市民の主体性のもとに行政の協力により行う範囲」「市民と行

政とが相互に協力して行う範囲」「行政の主体性のもとに市民の協力を得て行う範囲」の3つを想定する。

協働のまちづくりの担い手としては「市民」「区会・自治会・町内会」「地域活動団体」「NPO・ボランティア活動団体」「社会団体・公益団体・研究機関・メディア」「企業・事業所」「つくば市」7種が掲げられ、①情報の共有と透明性②自主・自律・対等③対話・説明責任・評価の3つを原則とする。

ガイドラインの策定時点で想定される協働事業の6つの型として「協働型委託」「指定管理者制度」「補助（負担）金」「アダプト・ア・プログラム（市が道具などの支援をし、市民が公共施設の美化活動などを行う）」「共催」「後援」を示している。

ガイドラインは協働事業について（1）目標共有とプロセスへの相互評価（2）市民からの評価（3）意見交換の場を通じた評価の3種の評価が必要とする。

最後に協働のまちづくりのために市が行うべき体制づくりとして「市民にわかりやすい市民協働の公報と市民協働ロードマップの作成」「行政の協働事業推進体制の整備」「市民協働のまちづくり環境整備：市民活動センター機能の充実」「市民活動の支援」「市民協働のまちづくり事業提案制度の創設」「市民協働情報拠点の整備」「市民協働による推進体制の整備」を求めている。

つくば市市民参加推進に関する指針

つくば市では平成30年3月に「市民参加推進に関する指針」が策定された。指針は「市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示し、市政への市民参加を推進していくことを目的」とする。

指針では「市民」を「市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする法人、団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）」と定義し、市民参加には①市民の直接の市政参加と②市民が主体的にまちづくり活動に取り組むことの2側面があり、指針では前者を対象にしている。

指針は市民の直接の市政参加を行政市民相互の「共有、理解」の段階とし、従来の行政の3段階「企画・立案、計画」「実行」「評価・検証」の前段に置く。またあとの3段階でも適切な市民参加を検討実施するとしている。市民参加の推進の基本的な考え方は「情報の積極的な発信」「参加しやすい環境づくり」「市民意見の積極的な反映」の3つが挙げられている。また市民参加の推進に関する取り組みについて毎年度、実施予定及び結果を取りまとめて公表し、市民参加の現状についてつくば市行政経営懇談会で検証を行うこととされている。

つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン 2020▶2024

つくば市の総合計画は2015年度より、従来の基本構想部を「未来構想」とし、その下の基本計画を「戦略プラン」と呼称している。一方、同年より、国のまち・ひと・しごと創生法に基づいて、「つくば市まち・ひと・しごと創生本部」が立ち上がり、まち・ひと・仕事創生総合戦略が策定された。

社会情勢等の変化を受けて、2018年度から2年間をかけ、未来構想を改定、2015年に国連で採択されたSDGsの考えを取り入れ、まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合を図ったものが2020年度より実施されている現行の未来構想及び戦略プランである。改定にあたっては市民参加も重視され、2018年には市民ワークショップと市民・中・高・大学生を対象とするアンケートが、2019年には中高生や企業など6つのカテゴリに対する説明及び懇談のための「未来構想キャラバン」が随時実施され、内容に反映されている。

未来構想は2030年を目標とし、都市の将来像を設定する。構想の第2章では未来構想の背景たる社会情勢として(1)少子・高齢化の進行とまち・ひと・しごと創生(2)ボーダーレス化の進行(3)AI・IOTなどの科学技術の進展(4)ライフスタイルの多様化(5)地球規模での環境問題への対応(6)安全・安心意識の高まり(7)市民参加・民間との新たな協働(8)自治体の持続可能性・SDGsへの取組の8つが挙げられ、市民参加・協働もそこに含まれている。一方でつくば地域の弱みとして(1)広い市域と中心市街地・既成市街地のにぎわい低下(2)市町村合併による一体感の不足やコミュニティの希薄化(3)産業構造と市税収入における課題(4)生活インフラの更新・新設と空き地・空き家の増加が挙げられ、コミュニティの希薄化が地域の課題としてあげられている。

全体的なまちづくりの理念として、「つながりを力に未来を作る」とし、「顔と顔が見える」「挑戦を応援する」「未来をつくる」という語句が置かれている。「つながり」や「顔と顔が見える」に協働やコミュニティへの志向が含まれているようである。上記の理念のものと将来都市像として「I 魅力をみんなで創るまち」「II 誰もが自分らしく生きるまち」「III 未来をつくる人が育つまち」「IV 市民のために科学技術をいかすまち」の4つが都市像としてあげられている。

第2期つくば市戦略プラン2020▶2024

上記都市像を実現するための基本施策と個別施策は戦略プランに委ねられている。現在の第2期戦略プランは2020年度から2024年度の5年間を計画期間とする。

基本施策に先立ち、各種施策に共通する考え方として6つの「つながる」をキーワードとしてあげる。①地域やコミュニティがつながる②知識や経験がつながる③社会の資源がつながる④市内外の応援する気持ちがつながる⑤中心地区と周辺地区が好循環でつながる⑥持続可能な選択につながる、の6つである。

基本施策において、協働と市民参加にかかわるものは、将来都市像の「I 魅力をみんなで創るまち」につながる「I-1 市民とともに創るまちづくりを推進する」におさめられてい

る。戦略プランは現状の課題を「市民参加や市民協働の重要性は徐々に浸透してきたものの、区会加入率の低下等の背景には生活スタイルの多様化やつながりの希薄化、活動参加に対する負担感等により、自ら活動することや団体等に所属することへの抵抗感がある」と述べる。そして基本施策の方向性として市民参加及び協働について、市民・市職員の認知度や理解の向上と市民の負担軽減と活動の楽しみを感じてもらうための支援、SDGsの不況啓発による身近な活動と社会課題の関連付け、持続可能なまちづくりに貢献する活動の支援を行うとする。

具体的に5年間に取り組む個別施策としては、①地域活動と市民チャレンジの支援②区会加入及び新規区会設立促進と活動支援③市政への市民参加の推進④SDGs普及による市民活動の促進、の4つが挙げられている。施策全体の指標として、市民へのアンケートにおける「市政に市民が参加できる環境が整っていると思うか」に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を選んだ割合（2019年度29.4%、目標2024年度40.0%）を設定している。

個別施策の①「地域活動と市民チャレンジの支援」は住民同士の相互協力を支援し、地域活動の促進を図るもので、主要プロジェクトとして（1）市民チャレンジへの支援及び相談先の明確化（2）市民活動の拠点となる市民活動センターの充実（3）地域のコミュニティ拠点の可視化（4）アイラブつくばまちづくり補助金による市民活動の支援が掲げられている。施策全体の指標としては市民活動センターにおける相談件数（2018年度235件、目標2024年度300件）を設定している。

個別施策の②「区会加入及び新規区会設立促進と活動支援」は区会への加入を促進し、市民共創のまちづくりの推進を図るもので、主要プロジェクトとして（1）区会加入及び新規区会設立促進（2）地域を支える人材づくり（3）区会運営に対する支援（4）区会の負担軽減、の4つが挙げられている。施策全体の指標として、区会加入戸数（2018年度47715戸、目標2024年度53000戸）を設定している。

個別施策の③「市政への市民参加の推進」は市政やまちづくりに関する情報発信を生活に関わりがあると感じてもらえるよう工夫し、市民参加型事業等の機会の創出を図るもので、主要プロジェクトとして（1）市政情報等の発信（2）審議会等への公募市民委員の参加推進の2つが挙げられている。施策全体の指標として、市民が参加可能な附属機関懇談会等への市民委員参加割合（2018年度100%、目標2024年度100%維持）と市民参加型事業の参加者中の初参加者の割合（現状値なし、目標2024年度50.0%以上）を設定している。

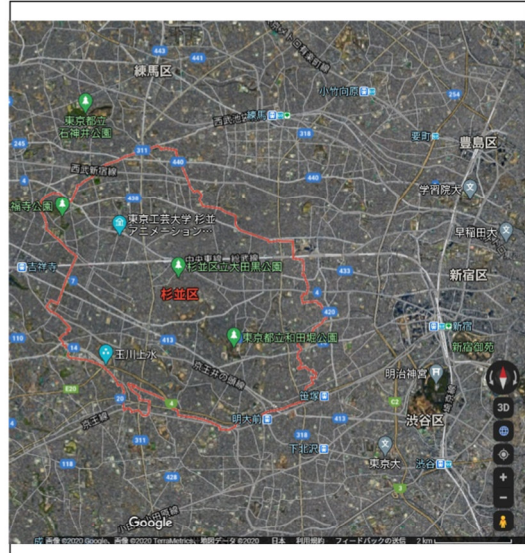
個別施策の④「SDGs普及による市民活動の促進」は同目標の普及啓発によりSDGsパートナーズ会員活動の活性化と身近な活動を地域課題の解決につなげる市民協働の新たな形をつくることを目指し、主要プロジェクトとして（1）つくばSDGsパートナー講座（2）社会課題解決ワークショップ、の2つが挙げられる。施策全体の指標としてつくばSDGsパートナーズ会員のSDGs関係活動への参加割合（2019年度38.1%、目標2024年度43.9%）を設定している。

つくば市戦略プラン事業実施計画書《令和2年（2020年）度～令和4年（2022年）度》

上記の戦略プランにおける個々の個別施策内の個々の事業それぞれについて、事業名や担当部署、概要、コスト、予算、目標指標などを定めているのが「つくば市戦略プラン事業実施計画書」である。ここで事業名と担当課についてのみ取り上げると、個別施策①に対しては「市民活動センター管理運営事業」「アイラブつくばまちづくり補助金事務」「市民チャレンジへの支援」が市民活動課の担当としてあげられる。個別施策②にたいしては、「区会活動進行事業」と「地域を支える人材づくり」がこれも市民活動課を担当としている。個別施策③については「市民目線の公報推進事業」が広報戦略課、「市長と住民の意見交換会事業」が広聴室、「市民参加推進に関する事業」が企画経営課の担当として挙げられる。最後に個別施策④にたいし、「つくばSDGsパートナー講座」と「社会課題解決型ワークショップ「SDGsTRY」事業」が持続可能都市戦略室の担当としてあげられる。

杉並区 (政策満足度 やや満足 自治会 41.7 % 1 位、市民 24.5 % 4 位)

面積	34.06 km ²	13 位
人口	569132 人	2 位
うち外国人	3.1 %	3 位
うち65歳以上	22.6 %	11 位
人口密度	16709.7 人	1 位
産業構造 1次産業	0.2 %	13 位
2次産業	12.6 %	13 位
3次産業	87.2 %	1 位
法人数	26837 社	2 位
10万人当	4715 社	1 位
社団	55 社	4 位
NPO	65 社	1 位



市歳出総額	1875 億円	2 位
うち委託料	11.5 %	1 位
うち補助費	5.3 %	11 位

市職員数	3480 人	3 位
うち一般行政	2964 人	2 位
うち住民関連	10.3 %	5 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合
市長(2017)	田中良	生年	1960 年	3 人	1 人	3 人	43 %
党派	民主党	当選	2010 年	31.4 %	38 %		10 位
前歴	杉並区議・東京都議(議長)			13都市順位	13 位	4 位	
自治基本条例	あり						

市沿革	江戸時代の初期、成宗と田端両村の領主であった岡部氏が領地の境界を示すため、青梅街道に杉並木を植えたことに始まっています。この杉並木は、江戸時代を通じて相当有名であつたらしく、江戸時代末期に地図には村名と並び「杉並」の名が青梅街道に明示されていました。 その後、明治22年、既に杉並木はなくなりましたが、高円寺・馬橋・阿佐ヶ谷・天沼・田端・成宗の6つの村が合併した際、新しい村名として「杉並村」が採用され、公称されることになりました（この合併前には、阿佐ヶ谷や成宗の小名としての杉並---現在の区役所付近---および東杉並、西杉並---旧成宗1丁目街道筋---の名称もありました）。 やがて「村」から「町」になった杉並は、昭和7年10月、井荻町・和田堀町・高井戸町と合併しましたが、4町の中では最も発展が著しかったことにより、その名が残され「杉並区」が誕生しました。
市マスタープランの標語	支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

杉並区公式ホームページ、<https://www.city.suginami.tokyo.jp/index.html>

2. 区議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
浅井 くにお	杉並区上井草 4丁目 24番 13号	杉並区議会自由民主党	総務財政委員会
安齊 あきら	杉並区上井草 4丁目 16番 8号	杉並区議会自由民主党	区民生活委員会
井口 かづ子	杉並区清水 3丁目 16番 2号	杉並区議会自由民主党	総務財政委員会
井原 太一	杉並区下高井戸 2丁目 10番 21号 - 611	杉並区議会自由民主党	都市環境委員会
今井 ひろし	杉並区宮前 1丁目 11番 9号 NM 宮前 301	杉並区議会自由民主党	区民生活委員会
岩田 いくま	杉並区久我山 5丁目 24番 30号 フルーツ ヅキ 2-103	自民・無所属・維新クラブ	文教委員会
大泉 やすまさ	杉並区永福 2丁目 51番 14号	杉並区議会自由民主党	総務財政委員会
大熊 昌巳	杉並区久我山 3丁目 17番 24号	杉並区議会自由民主党	保健福祉委員会
太田 哲二	杉並区西荻南 4丁目 12番 5号	立憲民主党杉並区議団	総務財政委員会
大槻 城一	杉並区成田西 3丁目 9番 12号	杉並区議会公明党	保健福祉委員会
大和田 伸	杉並区高円寺南 2丁目 16番 2号	杉並区議会自由民主党	文教委員会
小川 宗次郎	杉並区松ノ木 3丁目 3番 12号	杉並区議会自由民主党	文教委員会
奥田 雅子	杉並区上井草 1丁目 11番 12号	いのち・平和クラブ	区民生活委員会
奥山 たえこ	杉並区高円寺南 3丁目 62番 10号小鈴荘	杉並を耕す会	総務財政委員会
金子 けんたろう	杉並区浜田山 3丁目 26番 27号	日本共産党杉並区議団	総務財政委員会
川野 たかあき	杉並区本天沼 1丁目 1番 3号 コーポ奥田	立憲民主党杉並区議団	文教委員会

	201		
川原口 宏之	杉並区和田1丁目11番5号	杉並区議会公明党	区民生活委員会
北 明範	杉並区西荻南4丁目25番13号	杉並区議会公明党	保健福祉委員会
木梨 もりよし	杉並区浜田山3丁目1番15号	共に生きる杉並	都市環境委員会
くすやま 美紀	杉並区荻窪5丁目15番19号-704	日本共産党杉並区議団	文教委員会
國崎 たかし	杉並区上荻4丁目19番17号 グリーンヴィ ラ 201	杉並区議会自由民主党	保健福祉委員会
けしば 誠一	杉並区浜田山4丁目18番7号-205	いのち・平和クラブ	総務財政委員会
小林 ゆみ	杉並区西荻南3丁目3番11号-103	自民・無所属・維新クラブ	都市環境委員会
酒井 まさえ	杉並区堀ノ内1丁目9番7号	日本共産党杉並区議団	区民生活委員会
佐々木 千夏	杉並区高円寺南2丁目35番15号 花月第一 ビル5階	正理の会	文教委員会
島田 敏光	杉並区下井草4丁目5番8号-206	杉並区議会公明党	文教委員会
新城 せつこ	杉並区和泉1丁目48番13号	いのち・平和クラブ	保健福祉委員会
関口 健太郎	杉並区高円寺南4丁目28番3号 高円寺ビ ル 308	立憲民主党杉並区議団	区民生活委員会
そね 文子	杉並区成田東2丁目12番3号	いのち・平和クラブ	文教委員会
田中 ゆうたろう	杉並区和田3丁目38番6号-201	美しい杉並	区民生活委員会
富田 たく	杉並区高円寺南3丁目59番7号 マイン・ オアーズ 301	日本共産党杉並区議団	区民生活委員会
中村 康弘	杉並区上井草2丁目10番2号	杉並区議会公明党	総務財政委員会
野垣 あきこ	杉並区天沼1丁目17番22号	日本共産党杉並区議団	都市環境委員会
ひわき 岳	杉並区高円寺南5丁目22番4号 202号室	立憲民主党杉並区議団	保健福祉委員会
藤本 なおや	杉並区高円寺南3丁目48番5号	自民・無所属・維新クラブ	保健福祉委員会
ほらぐち ともこ	杉並区上高井戸1丁目32番40号	都政を革新する会	都市環境委員会
堀部 やすし	杉並区阿佐谷北6丁目23番5号-304	無所属	文教委員会
松浦 威明	杉並区高円寺南1丁目32番6号2階	杉並区議会自由民主党	都市環境委員会
松尾 ゆり	杉並区下井草1丁目25番36号	杉並わくわく会議	保健福祉委員会
松本 みつひろ	杉並区荻窪5丁目21番10号	自民・無所属・維新クラブ	総務財政委員会
矢口 やすゆき	杉並区和泉4丁目28番1-401号	杉並区議会自由民主党	区民生活委員会
山田 耕平	杉並区善福寺2丁目2番11号	日本共産党杉並区議団	保健福祉委員会
山本 あけみ	杉並区久我山2丁目4番2号	立憲民主党杉並区議団	都市環境委員会
山本 ひろ子	杉並区高円寺南2丁目45番18号	杉並区議会公明党	都市環境委員会
吉田 あい	杉並区高円寺北4丁目20番13号	杉並区議会自由民主党	保健福祉委員会
脇坂 たつや	杉並区阿佐谷南3丁目27番10号	杉並区議会自由民主党	都市環境委員会
わたなべ 友貴	杉並区荻窪5丁目18番11-202号	杉並区議会自由民主党	総務財政委員会
渡辺 富士雄	杉並区成田東5丁目3番15号	杉並区議会公明党	文教委員会

3. NPO の分布



特定非営利活動法人アース	東京都杉並区上高井戸2丁目10番10号ドミセジュールハイツ101
特定非営利活動法人アール・ビー・エー・インターナショナル	東京都杉並区高円寺南3丁目37番24号
特定非営利活動法人アイ教育研究所	東京都杉並区阿佐谷北4丁目30番6号1階
特定非営利活動法人あおば福祉会	東京都杉並区上荻1丁目5番8号フカザワビル3階
特定非営利活動法人空き家・相続相談センター	東京都杉並区堀ノ内3丁目47番7号
特定非営利活動法人アクターズシップ	東京都杉並区天沼1丁目26番11号ブルーハイツ
特定非営利活動法人アゲンスト・マラリア基金	東京都杉並区松ノ木3丁目15番1号
特定非営利活動法人あさがお	東京都杉並区堀ノ内1丁目8番3-1018号
特定非営利活動法人阿佐谷ワークショップ	東京都杉並区阿佐谷北2丁目15番4号大和阿佐谷ビル201号
特定非営利活動法人アザーボイス	東京都杉並区成田西2丁目9番7号
特定非営利活動法人あしたばの会	東京都杉並区上井草4丁目13番15-202号シャリエ上井草
特定非営利活動法人アジア環境整備機構	東京都杉並区高円寺南5丁目2-12
特定非営利活動法人明日の希望	東京都杉並区天沼2丁目35番2号
特定非営利活動法人新しいホームをつくる会	東京都杉並区永福3丁目56番9号

特定非営利活動法人Up	東京都杉並区浜田山4丁目13番7号
特定非営利活動法人アトリエC a s a	東京都杉並区高円寺南4丁目25番2号
特定非営利活動法人アニマルグリーンアップル	東京都杉並区下井草3丁目40番12号宮本ビル303
特定非営利活動法人アニメーター支援機構	東京都杉並区阿佐谷南3丁目20-2新人アニメーター寮/阿佐谷
特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	東京都杉並区松庵3丁目35番18号
特定非営利活動法人アフリカ圏日本文化・日本語教育研究会	東京都杉並区南荻窪3丁目31番25号マドレーヌ南荻窪401号
特定非営利活動法人アミータ	東京都杉並区永福3丁目7番1号
特定非営利活動法人アンチいじめ蝶間アカデミー	東京都杉並区上荻2丁目6番17-102号
特定非営利活動法人アントレプレナー我究塾	東京都杉並区下高井戸2丁目10番3-1114号
特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会	東京都杉並区高井戸東2丁目5番18号
特定非営利活動法人生きがいの会	東京都杉並区荻窪5丁目22番6号
特定非営利活動法人井草文化財研究所	東京都杉並区下井草1丁目1番7号ラ・メゾンブルー
特定非営利活動法人和泉自由学校	東京都杉並区和泉2丁目1番27号宮川ビル3階
特定非営利活動法人市川蒸気鉄道クラブ	東京都杉並区阿佐谷北1丁目13番20号
特定非営利活動法人老木呂の会	東京都杉並区南荻窪2丁目27番3号
特定非営利活動法人一期の会	東京都杉並区成田東1丁目11番3号
特定非営利活動法人一休会	東京都杉並区下高井戸3丁目40番8号
特定非営利活動法人一冊の会	東京都杉並区和泉2丁目18番8号
特定非営利活動法人いっしんサービス	東京都杉並区堀ノ内2丁目37番11号
特定非営利活動法人命のつどい	東京都杉並区天沼3丁目15番9号
特定非営利活動法人医療貢献支援プロジェクト	東京都杉並区阿佐谷北5丁目29番13号阿佐ヶ谷北マンション303
特定非営利活動法人イルファア	東京都杉並区下高井戸4丁目19番地3
特定非営利活動法人ウェルパートナー	東京都杉並区上荻2丁目19番12号
特定非営利活動法人ADDS	東京都杉並区荻窪5丁目16番14号カバラビル5F
特定非営利活動法人映像部	東京都杉並区阿佐谷南3丁目20-2/新人アニメーター寮/阿佐谷
特定非営利活動法人エガリテ大手前	東京都杉並区久我山3丁目35番29-402号スターロワイヤル久我山
特定非営利活動法人エヌ・シー・エヌ	東京都杉並区南荻窪3丁目8番18号
特定非営利活動法人エヌピーオーインターラブ杉並	東京都杉並区堀ノ内2丁目31番14号
特定非営利活動法人NPO家族葬の会	東京都杉並区高円寺南1丁目34-9第2高円寺ダイヤモンドマンション804
特定非営利活動法人エヌピーオーサービス評価機構	東京都杉並区阿佐谷南3丁目35番15-1104ブラウド阿佐ヶ谷
特定非営利活動法人NPO友愛サポートセンター	東京都杉並区松ノ木3丁目16番12号
特定非営利活動法人MPCケアサポート協会	東京都杉並区荻窪1丁目57番24号Rフラットビル2階R5号室
特定非営利活動法人エルブ	東京都杉並区上荻1丁目5番8号フカザワビル3階
特定非営利活動法人おうちへ帰ろうクラブ	東京都杉並区下高井戸2丁目9番5-901号アコール桜上水
特定非営利活動法人大江戸東京音頭連	東京都杉並区下井草2丁目24番16号
特定非営利活動法人おでかけサービス杉並	東京都杉並区荻窪5丁目18番11号サニージェティ荻窪103
特定非営利活動法人お年寄りと子どもの家杉並	東京都杉並区成田東1丁目40番16号

特定非営利活動法人オペラ普及団体ミャゴラトリー	東京都杉並区上高井戸1丁目9番17号
特定非営利活動法人親子コミュニケーションラボ	東京都杉並区高井戸東2丁目27番3号
特定非営利活動法人海外アマチュア野球普及会	東京都杉並区方南1丁目23番3号
特定非営利活動法人介護サービス事業杉並	東京都杉並区久我山3丁目18番15号
特定非営利活動法人かいとー	東京都杉並区浜田山3丁目1番9号
特定非営利活動法人カイロス	東京都杉並区善福寺2丁目30番8号ハイツおその井 3号棟331号
特定非営利活動法人かすみ草	東京都杉並区和泉3丁目22番15号
認定特定非営利活動法人カタリバ	東京都杉並区高円寺南3丁目66番3号高円寺コモンズ 203
特定非営利活動法人カモミール	東京都杉並区宮前3丁目6番27号村田陽子方
特定非営利活動法人環境学習研究会	東京都杉並区高井戸東1丁目20番8号
特定非営利活動法人環境教育映像センター	東京都杉並区成田東2丁目14番4号
特定非営利活動法人環境防災コンシェルジュ	東京都杉並区南荻窪2丁目13番8号
特定非営利活動法人学習支援センター	東京都杉並区阿佐谷南3丁目49番2号
特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト	東京都杉並区阿佐谷北5丁目1番5-301号
特定非営利活動法人キッス	東京都杉並区西荻北3丁目12番13号
特定非営利活動法人キャリア雇用創出機構	東京都杉並区阿佐谷南1丁目14番19号アビターレ 88
特定非営利活動法人救急救命推進機構	東京都杉並区和泉4丁目17番32-201号
特定非営利活動法人教育開発研究所	東京都杉並区和泉3丁目6番12号113号室
特定非営利活動法人共生社会を推進する会	東京都杉並区南荻窪4丁目34番5号
特定非営利活動法人きらく工房	東京都杉並区高円寺北3丁目41番17号ファミーユ 太田102
特定非営利活動法人煌めく返り花	東京都杉並区高井戸東3丁目29番3号フラッツハイ ウエル203
特定非営利活動法人筋強直性ジストロフィー患者会	東京都杉並区南荻窪4丁目3番13号
特定非営利活動法人銀座温泉語会ぎんざのかい	東京都杉並区上荻2丁目16番10号井上ハイツ10 2号
特定非営利活動法人久我山からー	東京都杉並区久我山3丁目41番44号
特定非営利活動法人ク・ナウカシアターカンパニー	東京都杉並区永福2丁目34番7号
特定非営利活動法人くらしの助っ人	東京都杉並区上高井戸1丁目8番20号第一島田ビル 402
特定非営利活動法人グリーンイノベーション	東京都杉並区西荻北4丁目4番2号
特定非営利活動法人グリーンフォーラム	東京都杉並区善福寺4丁目5番21号
特定非営利活動法人グループあいびー	東京都杉並区和泉4丁目16番16号
特定非営利活動法人グローイングピープルズウィル	東京都杉並区西荻北2丁目2番16号オーシャンア ート202号
特定非営利活動法人ケアネットともに生きる	東京都杉並区上荻3丁目28番9-203号
特定非営利活動法人経営技術研究会	東京都杉並区下高井戸5丁目13番17号
特定非営利活動法人けやき精神保健福祉会	東京都杉並区成田東3丁目1番3号
特定非営利活動法人健康心理教育実践センター	東京都杉並区阿佐谷南1丁目19番6号
特定非営利活動法人健康促進懐メロ協議会	東京都杉並区天沼2丁目17番17号
特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク	東京都杉並区成田西1丁目2番22号
特定非営利活動法人ゲンキふじグループ	東京都杉並区高円寺北2丁目1番24号
特定非営利活動法人光進りハビリケア	東京都杉並区阿佐谷北2丁目27番11号福田アパ ートD
特定非営利活動法人硬組織成長因子研究会	東京都杉並区和泉3丁目2番1(602号)本村マンシ

	ヨン
特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会	東京都杉並区南荻窪4丁目35番20号ゼネラルビル201号
特定非営利活動法人高齢者支援センター	東京都杉並区荻窪4丁目15番19号
特定非営利活動法人国際いけ花協会	東京都杉並区井草4丁目16番11号セザール第二上井草4階403号
特定非営利活動法人国際科学技術英語協会	東京都杉並区上井草3丁目19番7号
特定非営利活動法人国際カンボジア振興機構	東京都杉並区西荻南2丁目17番8号ミスズビル3階
特定非営利活動法人国際技術文化交流会	東京都杉並区阿佐谷北4丁目19番5号
特定非営利活動法人国際健康福祉センター	東京都杉並区下高井戸3丁目25番2号
特定非営利活動法人国際交流サービスセンター	東京都杉並区高門寺南4丁目22番11号
特定非営利活動法人国際ボランティア支援センター	東京都杉並区永福1丁目38番9-23号
特定非営利活動法人心と身体の健康から教育を考えるXing	東京都杉並区阿佐谷北1丁目47番地2号
特定非営利活動法人越辺川河川敷美化協会	東京都杉並区井草1丁目31番16号
特定非営利活動法人COSMO FEST	東京都杉並区上荻1丁目19-6石井ビル401
特定非営利活動法人こだまの集い	東京都杉並区西荻北2丁目3番9号コメットビル6階
特定非営利活動法人子ども文化NPO M・A・T	東京都杉並区善福寺4丁目14番15号
特定非営利活動法人こどもプロジェクト	東京都杉並区阿佐谷北2丁目5番7号
特定非営利活動法人杉並子ども未来委員会	東京都杉並区和泉1丁目6番3号
特定非営利活動法人子ども理科教育振興会	東京都杉並区堀ノ内2丁目31番14号
特定非営利活動法人コミュニティオン	東京都杉並区天沼3丁目29番13-206号
特定非営利活動法人コミュニティ科学ネットワーク	東京都杉並区阿佐谷北4丁目10番8号
特定非営利活動法人コミュニティプレス東京	東京都杉並区高門寺南3丁目4番5号
特定非営利活動法人ごまめのきずな	東京都杉並区天沼3丁目30番40号フヨウハウス101号
特定非営利活動法人互楽会	東京都杉並区和泉4丁目30番14号
特定非営利活動法人サービスフロンティア	東京都杉並区和泉3丁目17番15号
特定非営利活動法人さくら	東京都杉並区松庵3丁目18番7号
特定非営利活動法人里山協会	東京都杉並区堀ノ内1丁目12番6号
特定非営利活動法人さらプロジェクト	東京都杉並区上井草3丁目17番3号
特定非営利活動法人さわやか青少年センター	東京都杉並区上荻1丁目18番6-501号
特定非営利活動法人サンフラワー	東京都杉並区阿佐谷南3丁目44番17号グリーンハウス7号
特定非営利活動法人在宅医療・緩和ケアカンファレンス	東京都杉並区善福寺2丁目24番8号
特定非営利活動法人在宅介護福祉センター浜田山	東京都杉並区浜田山3丁目35番1-603号
特定非営利活動法人在宅ケア・セラビ	東京都杉並区方南2丁目23番6号林ビル202
特定非営利活動法人The F-Word	東京都杉並区西荻北2丁目37番12号ブランシュ西荻402
特定非営利活動法人CBすぎなみプラス	東京都杉並区阿佐谷北3丁目7番13号
特定非営利活動法人シアターツウプラスワン	東京都杉並区西荻北1丁目4番19号B1
特定非営利活動法人シヴァーナンダ・ヨーガ・ヴェーダンタ・センター・ジャパン	東京都杉並区高門寺北4丁目15番3号
特定非営利活動法人自然・オノズトシカリ	東京都杉並区桃井3丁目7番2-407号プロムナード荻窪
特定非営利活動法人自然災害から生命を守る会	東京都杉並区下高井戸2丁目10番21号
特定非営利活動法人自然と動物を考える市民会議	東京都杉並区阿佐谷南3丁目6番20号
特定非営利活動法人シニア総合研究協会	東京都杉並区西荻北2丁目36番3号

特定非営利活動法人市民囲碁ボランティアネットワーク	東京都杉並区梅里2丁目30番9号
特定非営利活動法人市民社会システム研究所	東京都杉並区成田西2丁目9番7号
特定非営利活動法人市民ZOOネットワーク	東京都杉並区本天沼2丁目5-10-E
特定非営利活動法人しゅわえもん	東京都杉並区今川1丁目3番1号
特定非営利活動法人生涯学習知の市庭	東京都杉並区和泉3丁目17番15号
特定非営利活動法人障害者就労支援センターどんまい福祉工房	東京都杉並区本天沼1丁目24-9
特定非営利活動法人昌大スポーツクラブ	東京都杉並区上高井戸1丁目13番2号
特定非営利活動法人書籍・知財の保全継承を考える会	東京都杉並区永福4丁目32番3号
特定非営利活動法人Think30's	東京都杉並区荻窪1丁目8番3号
特定非営利活動法人シンプル高齢者健康福祉研究所	東京都杉並区清水2丁目10番17号
特定非営利活動法人心理教育実践センター	東京都杉並区上荻2丁目6番17-402号
特定非営利活動法人地震に強い住まいを創る会	東京都杉並区上高井戸2丁目17番18号
特定非営利活動法人次世代教育推進機構	東京都杉並区下高井戸1丁目39番12号
特定非営利活動法人児童英語教育振興会	東京都杉並区堀ノ内3丁目50番7-101号
特定非営利活動法人自動車技術を学ぶ会	東京都杉並区天沼1丁目44番3号
特定非営利活動法人自分らしい生き方を支援する情報ネットワーク	東京都杉並区下高井戸3丁目21番23号
特定非営利活動法人ジャパンエコライフ協会	東京都杉並区高円寺南4丁目10番2号
特定非営利活動法人ジャパンバンングラデシュファンデーション	東京都杉並区上高井戸1丁目5番7-106号ムサンAP
特定非営利活動法人樹恩ネットワーク	東京都杉並区和田3丁目30番22号
特定非営利活動法人純正律音楽研究会	東京都杉並区高井戸東3丁目2番5号ガーデンハウス 浜田山102
特定非営利活動法人女性技術士の会	東京都杉並区上荻2丁目35番13号株式会社栄設計 内
特定非営利活動法人ジョブ・ストレスケア・ジャパン	東京都杉並区高円寺南3丁目26番18号ラ・セーヌ 101
特定非営利活動法人腎臓サポート協会	東京都杉並区堀ノ内2丁目4番22号
特定非営利活動法人杉並アヤックスサッカークラブ	東京都杉並区今川3丁目13番26号
特定非営利活動法人杉並いづみ	東京都杉並区和泉4丁目44番4号
特定非営利活動法人杉並移送サービス	東京都杉並区阿佐谷南2丁目22番17号
特定非営利活動法人すぎなみ栄養と食の会	東京都杉並区宮前1丁目14番9-202号
特定非営利活動法人杉並介護者応援団	東京都杉並区浜田山2丁目13番1号
特定非営利活動法人杉並カレッジライフ	東京都杉並区高円寺南5丁目23番7号
特定非営利活動法人杉並環境カウンセラー協議会	東京都杉並区荻窪5丁目15番7号白鳳ビル202号
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	東京都杉並区高井戸東3丁目7番4号
特定非営利活動法人杉並区視覚障害者福祉協会	東京都杉並区南荻窪3丁目28番10号杉並区立視覚 障害者会館
特定非営利活動法人杉並区保護観察協会	東京都杉並区高円寺北3丁目29番10号
特定非営利活動法人すぎなみ子育てひろばchouchou	東京都杉並区上荻3丁目22番13号
特定非営利活動法人すぎなみ子どもサポート	東京都杉並区堀ノ内3丁目48番8号「妙法寺」内
特定非営利活動法人杉並さわやかウォーキング	東京都杉並区天沼2丁目29番7号
特定非営利活動法人すぎなみ障害者生活支援コーディネートセンター	東京都杉並区高円寺南4丁目27番4号高円寺ホワイト レジデンス202号
特定非営利活動法人杉並ソシオフットボールクラブ	東京都杉並区永福4丁目4番15号ジュネス永福10 3号室

特定非営利活動法人杉並中小企業診断士会	東京都杉並区成田東4丁目36番12-1201号
特定非営利活動法人杉並で能楽を楽しむ会	東京都杉並区高井戸東4丁目13番15号アーデル高井戸東404号室宮崎穎方
特定非営利活動法人すぎなみのたね	東京都杉並区浜田山3丁目10番9号
特定非営利活動法人杉並発達支援協会	東京都杉並区荻窪5丁目6番1-405号ネバーランド荻窪アヴァンセ
特定非営利活動法人杉並福祉会	東京都杉並区永福2丁目23番7号キャッスルプラザ永福
特定非営利活動法人杉並フットボールクラブ	東京都杉並区高門寺南1丁目25番11号小林方
特定非営利活動法人杉並冒険あそびの会	東京都杉並区久我山4丁目31番13号
特定非営利活動法人杉並ポプラの会	東京都杉並区方南1丁目11番6号
特定非営利活動法人すぎなみ学びの楽園	東京都杉並区善福寺4丁目23番17号
特定非営利活動法人すぎなみムーサ	東京都杉並区阿佐谷北3丁目14番7号
特定非営利活動法人すぎなみ日安箱	東京都杉並区成田西4丁目9番11号
特定非営利活動法人杉の樹カレッジ	東京都杉並区高井戸東3丁目7番5号杉並区立高齢者活動支援センター内
特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク	東京都杉並区本天沼2丁目21番10号
特定非営利活動法人Studio on site	東京都杉並区宮前2丁目16番14号
特定非営利活動法人ストレス対処法研究所	東京都杉並区荻窪4丁目21番10号ドルチェ荻窪202
特定非営利活動法人スポーツネットワークジャパン	東京都杉並区和泉1丁目40番13号-401
特定非営利活動法人スポーツ普及促進協会	東京都杉並区下井草2丁目5番4号
特定非営利活動法人すぽっとらいと	東京都杉並区今川1丁目15番9号
特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン	東京都杉並区高井戸東3丁目3番15-308号ライフパティオ浜田山
特定非営利活動法人すまいる・わだ	東京都杉並区和田1丁目31番3号
特定非営利活動法人スラッシュ	東京都杉並区荻窪5丁目16番7-101号スカイコートエクセレント荻窪平井ビル
特定非営利活動法人セイザン国際交流センター	東京都杉並区高井戸東4丁目13番17号
特定非営利活動法人世界開発協力機構	東京都杉並区西荻南2丁目17番8号ミスズビル
特定非営利活動法人世界芸術文化振興協会	東京都杉並区西荻南2丁目18番9号菱研ビル2階
特定非営利活動法人セルメディアネットワーク協会	東京都杉並区高門寺北3丁目1番9号青田ビル302号室
特定非営利活動法人先端教育ラボ	東京都杉並区西荻南4丁目20番7号マイン西荻201
特定非営利活動法人ZEROキッズ	東京都杉並区高門寺南1丁目17番2号
特定非営利活動法人全国イベントガイド協会	東京都杉並区阿佐谷南1丁目47番17号阿佐谷キックオフオフィス4号
特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会	東京都杉並区天沼2丁目3番9号伊藤ビル2F
特定非営利活動法人全国パニック障害患者の会	東京都杉並区久我山3丁目17番19号
特定非営利活動法人全日総合教育団体	東京都杉並区和泉1丁目1番15号プレールカテリーナ代田橋801号
特定非営利活動法人全日本パエリア連盟	東京都杉並区阿佐谷南3丁目5番25号コーポ戸塚102
特定非営利活動法人善福寺水と緑の会	東京都杉並区善福寺3丁目34番5号
特定非営利活動法人総合健康戦略研究所	東京都杉並区高門寺南4丁目28番3-403号
特定非営利活動法人そよかぜ	東京都杉並区梅里1丁目13番11号
特定非営利活動法人高井戸子育てネットばお	東京都杉並区高井戸東4丁目5番16号

特定非営利活動法人たすけあいワーカーズさざんか	東京都杉並区荻窪5丁目18番11-401号
特定非営利活動法人立川ボーイズ	東京都杉並区阿佐谷南1丁目27番16号
特定非営利活動法人タパジードスポーツクラブ	東京都杉並区荻窪3丁目36番3号
特定非営利活動法人DANKAIプロジェクト	東京都杉並区善福寺2丁目24番8号
特定非営利活動法人地域活動協働協会	東京都杉並区阿佐谷北3丁目5番19号フラットA202
特定非営利活動法人地域芸術振興サポートセンター	東京都杉並区阿佐谷北1丁目3番15号
特定非営利活動法人ちいきちいき	東京都杉並区方南1丁目4番16号
特定非営利活動法人ちいさなアリの手	東京都杉並区清水1丁目8番11号
特定非営利活動法人地中熱利用促進協会	東京都杉並区荻窪5丁目29番20号
特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン	東京都杉並区善福寺2丁目17番5号
特定非営利活動法人チャレンジライフ	東京都杉並区松ノ木2丁目40番7号
特定非営利活動法人チューニング・フォー・ザ・フューチャー	東京都杉並区阿佐谷南3丁目37番10号
特定非営利活動法人中小企業IT化・QOL支援協会	東京都杉並区下井草2丁目11番16号
特定非営利活動法人ツーセブン	東京都杉並区井草1丁目39番4号
特定非営利活動法人てんぐるま	東京都杉並区和泉3丁目60番17号
特定非営利活動法人デジタルコンテンツ制作者育成協会	東京都杉並区今川3丁目6番地4号
特定非営利活動法人伝統愛美会	東京都杉並区高井戸西2丁目7番7号
特定非営利活動法人伝統芸術復興機構	東京都杉並区高円寺北2丁目22番3号
特定非営利活動法人東京安全まちづくり推進協議会	東京都杉並区荻窪4丁目32番9号土曜会ビル502
特定非営利活動法人Tokyo open'ata	東京都杉並区和田1丁目11番15号
特定非営利活動法人東京海難救助隊	東京都杉並区下高井戸1丁目21番12号
特定非営利活動法人東京乾癬の会P-PAT	東京都杉並区永福4丁目1番4号
特定非営利活動法人東京高円寺阿波おどり振興協会	東京都杉並区高円寺南3丁目57番10号
特定非営利活動法人東京港グリーンボランティア	東京都杉並区善福寺1丁目26番19号
特定非営利活動法人東京障害者乗馬協会	東京都杉並区久我山5丁目7番10-301号
特定非営利活動法人東京シルバーケア研究会	東京都杉並区上荻1丁目18番12号上荻大林ビル3階
特定非営利活動法人東京情報教育研究協議会	東京都杉並区高円寺北3丁目22番12号太陽内
特定非営利活動法人東京スポーツ協会	東京都杉並区西荻南2丁目17番8号ミスズビル3階
特定非営利活動法人東京ダルサラーム文化交流会	東京都杉並区西荻南3丁目12番1-703号
特定非営利活動法人東京都資産総合相談センター	東京都杉並区高円寺南2丁目19番5号
特定非営利活動法人東京福祉ネット	東京都杉並区高円寺南2丁目49番11号
特定非営利活動法人東京理容美容福祉協会	東京都杉並区阿佐谷南3丁目34番13号
特定非営利活動法人東京を描く市民の会	東京都杉並区久我山5丁目22番5号
特定非営利活動法人統合療育ステーション	東京都杉並区久我山4丁目42番29号
特定非営利活動法人ともしび会	東京都杉並区和田1丁目12番20号
特定非営利活動法人ともに生きる	東京都杉並区上荻3丁目28番9号ライオンズビル203号
特定非営利活動法人TRY福祉会	東京都杉並区成田東5丁目15番21号成宗マンション1階
特定非営利活動法人動物介在教育・療法学会	東京都杉並区善福寺3丁目6番6号
特定非営利活動法人中野ドローンクラブ	東京都杉並区高円寺北1丁目21番5号高円寺Loop7、1階1号室
特定非営利活動法人ナレッジソーシャル協会	東京都杉並区西荻北3丁目44番2号
特定非営利活動法人西荻ふれま委員会	東京都杉並区西荻北2丁目2番11号
特定非営利活動法人日仏子供ヴィジョン	東京都杉並区荻窪3丁目14番17号

特定非営利活動法人日華映像交流センター	東京都杉並区梅里1丁目21番15号牛久ハイツ303
特定非営利活動法人日台医療福祉文化交流支援機構	東京都杉並区井草1丁目5番11-404号
特定非営利活動法人日中韓文化交流協会	東京都杉並区高円寺南5丁目14番1-205号D'クラディア中野桃園
特定非営利活動法人日中企業交流協会	東京都杉並区阿佐谷北4丁目22番7号
特定非営利活動法人日中経済合作投資貿易促進会	東京都杉並区西荻南3丁目10番4号サクラビル1階
特定非営利活動法人日本ふるさと源基計画	東京都杉並区成田東4丁目15番21号
特定非営利活動法人日本インドネシア国際協力医療センター	東京都杉並区成田東5丁目35番15号
特定非営利活動法人日本エクストリームスポーツ協会	東京都杉並区大宮2丁目17番4号101号室
特定非営利活動法人日本オランウータン・リサーチセンター	東京都杉並区永福4丁目5番1号
特定非営利活動法人日本家族カウンセリング協会	東京都杉並区梅里2丁目40番16号ビラージュ白井7階
特定非営利活動法人日本歌謡指導連盟	東京都杉並区下井草2丁目29番15号
特定非営利活動法人日本キャリアビジョン研究所	東京都杉並区梅里1丁目22番16号ARK UME SATO 101
特定非営利活動法人日本クリエイティブ・セラピスト協会	東京都杉並区和泉1丁目54番3号
特定非営利活動法人日本グッドコミュニケーション推進機構	東京都杉並区荻窪1丁目18番9号
特定非営利活動法人日本グリーンクロス協会	東京都杉並区久我山4丁目50番14号久我山四丁目第2アパート14-103
特定非営利活動法人日本建造物保護協会	東京都杉並区上荻1丁目10-5ニュースタイルビル3F
特定非営利活動法人日本公共利益研究所	東京都杉並区上荻4丁目2番5号
特定非営利活動法人日本失語症協議会	東京都杉並区荻窪5丁目14番5号
特定非営利活動法人日本シニアインターネット支援協会	東京都杉並区荻窪4丁目28番14-104号パークハイム荻窪
特定非営利活動法人日本児童文化教育研究所	東京都杉並区本天沼1丁目4番2号田浦秀二方
特定非営利活動法人日本女性技術者科学者ネットワーク	東京都杉並区上荻2丁目35番13号(株)栄設計内
特定非営利活動法人日本スポーツ教育協会	東京都杉並区荻窪3丁目10番16号
特定非営利活動法人日本スポーツターフ	東京都杉並区今川3丁目13番26号
特定非営利活動法人日本生活・語学支援機構	東京都杉並区西荻南1丁目19番21号
特定非営利活動法人日本船舶管理者協会	東京都杉並区荻窪5丁目26-13
特定非営利活動法人日本チャリティプレート協会	東京都杉並区和田1丁目5番18号
特定非営利活動法人日本トータル・バランス・コンディショニング協会	東京都杉並区宮前3丁目2番13号ハイセザール201
特定非営利活動法人日本動物共生協会	東京都杉並区下井草5丁目22番15号
特定非営利活動法人日本渚の美術協会	東京都杉並区和泉2丁目13番9号BWテラス2階
特定非営利活動法人日本標準教育研究所	東京都杉並区南荻窪3丁目31番18号
特定非営利活動法人日本・フィリピン産学総合研究所	東京都杉並区上高井戸1丁目9番3号
特定非営利活動法人日本ブラインドゴルフ振興協会	東京都杉並区西荻南2丁目17番8号ミスズビル3階
特定非営利活動法人日本ボータージ協会	東京都杉並区和田3丁目54番5号第10田中ビル3階3号室
特定非営利活動法人日本マリ国際経済交流協会	東京都杉並区永福3丁目2番12号
特定非営利活動法人日本リンパドレナージュ協会	東京都杉並区荻窪1丁目57番24号Rフラットビル2階R5号室

特定非営利活動法人ネパール教育支援センター	東京都杉並区荻窪1丁目19番10号
特定非営利活動法人ネパールユースサッカープロジェクト	東京都杉並区阿佐谷北4丁目28番14-205号阿佐谷コーポラス
特定非営利活動法人ハウンドツウーススポーツクラブ	東京都杉並区高円寺北2丁目7-11
特定非営利活動法人博物館活動支援センター	東京都杉並区宮前3丁目25番14号302ポンド株式会社内
特定非営利活動法人発達共助連	東京都杉並区宮前3丁目24番2号
特定非営利活動法人ハッピーエンジェルス楽団	東京都杉並区和泉2丁目5番34号
特定非営利活動法人花はなの会	東京都杉並区阿佐谷北6丁目10番10号
特定非営利活動法人パートナーズ・イン・サービス	東京都杉並区成田東4丁目38番19号
特定非営利活動法人パタカラリハビリエンタテイメントクラブ	東京都杉並区堀ノ内1丁目6番30号グリーンハイツ方南町101号室
特定非営利活動法人パルケ・デ・ボスケ	東京都杉並区西荻南3丁目20番11号
特定非営利活動法人東アジア政経アカデミー	東京都杉並区久我山4丁目38番14号
特定非営利活動法人ひまわりの会	東京都杉並区大宮1丁目22番18号
特定非営利活動法人ヒューレック研究会	東京都杉並区阿佐谷北1丁目11番8号
特定非営利活動法人美術教育支援協会	東京都杉並区荻窪4丁目33番5号プリハード株式会社内
特定非営利活動法人P. R. O	東京都杉並区上高井戸1丁目8番20号第1島田ビル301
特定非営利活動法人フォスター	東京都杉並区和田2丁目41番7号
特定非営利活動法人福祉開発機構	東京都杉並区高円寺南3丁目48番5号
特定非営利活動法人福祉の家	東京都杉並区西荻北4丁目31番12号西荻マンション1階
特定非営利活動法人フリースペースやすらぎの森	東京都杉並区高円寺南1丁目20番20号
特定非営利活動法人V-Twin Drag Association	東京都杉並区梅里1丁目1番51号
特定非営利活動法人ブラストビート	東京都杉並区阿佐谷南1丁目12番5-707号クリオレメントンハウス阿佐ヶ谷
特定非営利活動法人文化芸術振興研究所	東京都杉並区下高井戸3丁目11番24号
特定非営利活動法人プラスチックマテリアルリサイクル最終製品利用推進協議会	東京都杉並区阿佐谷北2丁目16番3号
特定非営利活動法人プラス20	東京都杉並区久我山3丁目24番22号
特定非営利活動法人プロップK	東京都杉並区久我山5丁目39番6号
特定非営利活動法人平和と人権を守る会	東京都杉並区上井草4丁目7番7号
特定非営利活動法人ベアフット協会	東京都杉並区下高井戸5丁目4番8号201号室
特定非営利活動法人べてる杉並	東京都杉並区成田東5丁目13番13号
特定非営利活動法人ベンチャーネットワーク・ジャパン	東京都杉並区西荻北4丁目40番4号
特定非営利活動法人ベイフowardプロジェクト	東京都杉並区方南2丁目1番20号
特定非営利活動法人Home for Hope	東京都杉並区成田東1丁目20番16号
特定非営利活動法人豊穰の森	東京都杉並区高井戸東4丁目11番31号
特定非営利活動法人ほほえみ支援センター	東京都杉並区和田3丁目14番15号
特定非営利活動法人マイスター・プロモーション・ネット	東京都杉並区堀ノ内3丁目13番2号
特定非営利活動法人マザーミルク	東京都杉並区井草2丁目8番11号
特定非営利活動法人まちの塾freebee	東京都杉並区高円寺北2丁目14番26号
特定非営利活動法人まどか	東京都杉並区永福1丁目27番31号
特定非営利活動法人マンション100年倶楽部	東京都杉並区阿佐谷南3丁目10番20-101号
特定非営利活動法人三日月	東京都杉並区上荻4丁目14番42号

特定非営利活動法人みかんぐみ	東京都杉並区高井戸東2丁目5番25号
特定非営利活動法人みどり会日本障害者支援協会	東京都杉並区和泉3丁目33番21号メゾンK102
特定非営利活動法人未来をつなぐ子ども資金	東京都杉並区成田東5丁目33番20号
特定非営利活動法人みんなでまちづくり	東京都杉並区和田2丁目34番4号
特定非営利活動法人みんなの元気学校	東京都杉並区清水2丁目16番7号
特定非営利活動法人夢民工房	東京都杉並区西荻北3丁目34番3号Uハウス103
特定非営利活動法人むく	東京都杉並区阿佐谷南3丁目9番2号新光ハイツ1-D
特定非営利活動法人むさしの児童文化協会	東京都杉並区松庵3丁目12番4号リーベスト松庵101
特定非営利活動法人ムラツムギ	東京都杉並区阿佐谷南1丁目27番16号吉野アパート203
特定非営利活動法人メディカルデザインワークス	東京都杉並区和泉4丁目5番5号
特定非営利活動法人ももの会	東京都杉並区宮前3丁目14番8号
特定非営利活動法人山番人	東京都杉並区阿佐谷北2丁目13番8号レジデンス阿佐谷303号
特定非営利活動法人友愛ヘルプ	東京都杉並区松ノ木3丁目16番12号
特定非営利活動法人ゆずりはコミュニケーションズ	東京都杉並区荻窪1丁目20番15号
特定非営利活動法人ユニバーサルデザイン生活者ネットワーク	東京都杉並区久我山1丁目2番7号
特定非営利活動法人ゆるゆるマーマ	東京都杉並区和田1丁目8番12号
特定非営利活動法人よつ葉会インターナショナル	東京都杉並区荻窪3丁目47-17-402
特定非営利活動法人よりみちくらぶ	東京都杉並区下井草1丁目1番5号
特定非営利活動法人ライフバランスサポート	東京都杉並区和泉4丁目17番33号
特定非営利活動法人Life Bridge Japan	東京都杉並区阿佐谷南3丁目51番5-602号エントピア第3荻窪
特定非営利活動法人ラルゴ	東京都杉並区上荻4丁目29番22号
特定非営利活動法人ランドマーク	東京都杉並区西荻北3丁目1番9号マルスビル3階
特定非営利活動法人リーガルマインド向上支援センター	東京都杉並区高円寺南3丁目47番8-404号高円寺ニューナショナルコート
特定非営利活動法人リトルネロ・ファクトリー	東京都杉並区高円寺北3丁目8番13号
特定非営利活動法人リトルワンズ	東京都杉並区阿佐谷南3丁目37番地10号301室
特定非営利活動法人レインボー・プライマリー・スクール	東京都杉並区阿佐谷北6丁目48番9号
特定非営利活動法人ローカル・パイン・トーキョー	東京都杉並区和泉3丁目11番6号
特定非営利活動法人ロケーション撮影支援協会	東京都杉並区上井草3丁目14番29号ロワゾブルー101
特定非営利活動法人ワールドスカラシップオーガニゼーションジャパン	東京都杉並区浜田山1丁目17番9号
特定非営利活動法人わがまちいちばんの会	東京都杉並区浜田山1丁目12番22号
特定非営利活動法人わくわくネット	東京都杉並区本天沼3丁目37番9号
特定非営利活動法人和笑庵	東京都杉並区成田東3丁目37番6号
特定非営利活動法人WASEDA CLUB	東京都杉並区上井草3丁目32番6号伊地知ビル1階
特定非営利活動法人ワセダチアリーディングクラブ	東京都杉並区上井草3丁目32番6号伊地知ビル1階
特定非営利活動法人わらく	東京都杉並区浜田山3丁目6番22-305号
特定非営利活動法人AMURT Japan	東京都杉並区高円寺北3丁目8番12号フデノビル
特定非営利活動法人A-recordz	東京都杉並区今川3丁目9番3号
特定非営利活動法人Boxa	東京都杉並区阿佐谷北2丁目2番1号
特定非営利活動法人CA'Z	東京都杉並区上高井戸1丁目26番24号ベガサス上

	高井戸101
特定非営利活動法人Dental IQ Development Association	東京都杉並区善福寺1丁目16番13号
特定非営利活動法人Dreamers	東京都杉並区桃井3丁目7番3-607号プロムナード荻窪
特定非営利活動法人HOTNETキッチン	東京都杉並区下井草2丁目22番12号
特定非営利活動法人iプロジェクト	東京都杉並区高円寺南4丁目7番3号サンシャイン高円寺2F
特定非営利活動法人IFSネットワーク	東京都杉並区阿佐谷北1丁目13番15号
特定非営利活動法人Japan Academy of Integrated Care	東京都杉並区上荻3丁目6番14号
特定非営利活動法人KIZUNA	東京都杉並区上荻1丁目4番5号村上ビル7F
特定非営利活動法人Lotus Works	東京都杉並区阿佐谷南3丁目50番5-1103号エントピア荻窪
特定非営利活動法人MCKプロジェクト	東京都杉並区永福4丁目31番4号
特定非営利活動法人NPO Press Center	東京都杉並区高円寺南5丁目13番27号
特定非営利活動法人partage	東京都杉並区高井戸西3丁目15番2-409号
特定非営利活動法人Soil Laboratory	東京都杉並区梅里1丁目21番13号
特定非営利活動法人Street Culture Rights	東京都杉並区善福寺2丁目3番21号
特定非営利活動法人TenVまちづくりネットワーク機構	東京都杉並区天沼3丁目11番21号
特定非営利活動法人Youth for 3. 11	東京都杉並区南荻窪1丁目33番21号
特定非営利活動法人Zenni	東京都杉並区高円寺南4丁目12番21号アンデリートイン301号
特定非営利活動法人ZERO	東京都杉並区本天沼3丁目16番10号

4. 杉並区政策文書に見る協働

杉並区自治基本条例

「杉並区自治基本条例」は平成15年5月に施行された。その後条例制定時の附帯決議に従って、平成21年12月に改正が行われ、翌22年4月に施行された。条例1条はその目的を「杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画および共同の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ること」と定める。

第2章は基本理念として「区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和したすみよいまち杉並を、協働によりつくっていくことを目指すものとする」。「前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主催者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする」（3条）と定めている。

第3章は「区民の権利及び義務」とし、区政に関する知る権利と地方自治法の定める権

利、住民投票を請求する権利を区民の権利として掲げ（4条）、行政サービスに伴う納税及び区と協働し、地域社会の発展に寄与することを義務と規定する（5条）。

第4章は「事業者の権利及び義務」として、事業者が区民と同様の権利義務を有し、「住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住める街づくりに寄与するよう努める」ことを求める（6条）。

第5章は「区の責務」として、区民等の福祉の増進を最小の経費最大の効果で行うこと、ニーズに対応し、満足度を高める区政運営に努めること、災害から保護する危機管理体制の強化の3つを挙げる（7条）。

第6章「区議会」第7章「執行機関」ではそれぞれの責務として、議会は「区政の発展及び区民生活の向上のため」地方自治法上の権限等を行使し、区民の意見反映、自由活発な討議、効果的かつ効率的な議会運営に努めること（9条）区議・議長はそのために誠実であること（10条）を求め、執行機関には区長に誠実な職務遂行と職員の適切な指揮監督、人材育成、効率的な組織運営（12条）を、職員には効率的かつ機動的であるための組織の見直しと「全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行」することを求めている（13条）。

第8章「区政運営」では14条で基本構想・基本計画の策定と年度ごとの進捗状況の区議会への報告と公表を求め、ほか行政手続（16条）情報の公開及び提供（17条）「個人情報の保護」（18条）「説明責任」（19条）「区民等の要望の取扱い」（20条）「行政評価」（21条）「財政状況の公表」（22条）「区税等の賦課徴収」（23条）について区が区民のために誠実に、効率的かつ効果的に実施するよう規定する。

第9章「参画および協働」では、その原則として「区は、区民等の意思に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努める」ことおよび「区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない」（25条）とし、住民投票制度の設置とその手続（26・27条）を定め、区民等の意見提出手続の設置（28条）と付属機関等の委員への参加（29条）を区に求めている。

第10章では「国およびほかの地方公共団体との協力」を区に求める。

第11章では「条例の位置づけ」として、本条例が「区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性をはからなければならない」とその最高規範性を記し、また一定期間ごとの条例の内容への見当と見直しを求めている（31条）。

また、本条例の制定にあたっては、区議会による付帯決議が可決され、区長に対し、本条例の趣旨、内容について区民の十分な理解のための周知徹底、条例の尊重、一定期間後の検討とそれに基づく必要な措置の3項目を要求している。

平成22年の改正は上記付帯決議に基づいて行われた。改正によって追加された条文は上記のうち、14条のうち基本計画の区議会への報告と公表について、28条の区民意見提出

手続制度、7条のうち危機管理の充実について、8条から10条の区議会・区議・議長の責務の明確化、31条のうち条例の定期的な見直しについての各項目である。

杉並区 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例

自治基本条例に先立って、「杉並区 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」は平成14年3月19日に制定され、同年4月1日に施行されている。「この条例は、区民が自発的かつ継続的に行う自主的な社会貢献性のある活動を保障するとともに、区民、NPO・ボランティア（以下「NPO等」という。）、事業者及び杉並区（以下「区」という。）の協働の基本理念を定め、並びにそれぞれの役割及び責務を明らかにし、区の支援策を定めることにより、NPO等の活動並びに区民、NPO等、事業者及び区の協働の推進を図ることを目的とする」（1条）。

条例の内容は先述の自治基本条例の内容との重複が多くあるが、特にNPOに関連して細かく規定がなされている。第3条の基本理念では「区民、NPO等、事業者及び区」が各自の役割と責務の下対等に協働を進め、そのための情報共有、意見交換、相互理解、目的の共通化、定期的な評価をすること、区がNPO等の自主性自立性を尊重し、NPO等も自立に努めることが述べられている。

第5条「NPO等の役割」では上記基本理念に基づき、区民の理解と支持の獲得及び他の主体との連携に努めることを求めている。

第7条以降は区によるNPO等の支援の責務を定めている。第8条ではNPO活動の拠点整備、活動場所の提供、人材の育成、情報収集と提供、資金確保支援、活動機会の提供、広報及び啓発、その他の必要事項について施策を実施することを区に求めている。以下整備すべきNPO活動拠点の機能（9条）、NPO支援基金の設置と運営（10-15条）、NPO等活動推進協議会の設置と運営（16-19条）についてを定めている。

杉並区基本構想——10年ビジョン（H24）・杉並区総合計画10年プラン（2019～2021年度）

杉並区では平成24年3月に基本構想（10年）—総合計画（10年）—実行計画（3年ごと）の3文書からなる計画文書を策定した。「基本構想」においては全体的な将来像と理念基本となる5つの目標が示された。「安全・安心を確保する」「住宅都市杉並の価値を高める」「支えあい共につくる」という3つを基本理念とし、将来像としては「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」というスローガンを掲げ、「災害に強く安全・安心に暮らせるまち」「暮らしやすく快適で魅力あるまち」「緑豊かな環境にやさしいまち」「健

康長寿と支えあいのまち」「人を育みともにつながる心豊かなまち」が基本目標とされた。

参加と協働はこれら基本目標のいずれかには属さず、これら将来像と目標それぞれの達成に必要なものとして「持続可能な行財政運営の推進」と並んで「参加と協働による地域社会づくり」が謳われている。下位項目として「区民の参加による地域社会づくりの推進」「共同による多様な公共サービスの提供と人材育成」「参加と協働を支えるコミュニケーションの充実」の3つが挙げられる。

総合計画においても、目標と別建ての協働推進という構造は守られており、それぞれの基本目標のための施策群とは別に協働推進計画が行財政改革推進計画とともに位置づけられている。

協働推進計画の前段として、総合計画第2章に協働推進基本方針が建てられている。基本構想で掲げられた3つの項目について現状と課題、実績と目標値、主な取り組みが示されている。

方針1「区民参加の促進——区民参加による地域社会づくり」では区・区民・地域団体の連携・協力による地域課題の解決が必要とされ、パブリックコメント、各種審議会への区民参加、区民意向調査や区政モニター制度が実施されていること、今後幅広い年代の区民と意見交換できる機会を設けることなどに取り組み、区民の意見を活かした区政運営を進めることが必要と現状と課題がまとめられ、主な取り組みとしては「ボランティアとの連携・協力による地域課題の解決」「区民参加の機会の拡大」が挙げられている。区民意向調査による「現在ボランティア活動している区民の割合」(H29年9.1%、目標値R3年20%)と「審議会等委員に占める区民の割合」(H29年46.8%、目標値R3年50%)が指標として定められる。

方針2「地域人材の育成と地域活動環境の充実に向けた支援——多様な主体の協働による地域の公共的な課題の解決」では地域には豊富な知識経験を持つ人材、団体がいること、それら主体の相互連携・協力のための支援の充実が必要であること、区としての人材育成の充実と団体、NPO等を地域課題解決に結びつけるコーディネーター機能の強化が必要なこと、より多くの区との共同事業を創出する必要があることが現状と課題としてまとめられた。主な取り組みは「地域人材の育成」「協働による地域課題解決と公共サービスの提供」にまとめられ、指標として「『すぎなみ地域大学』の累計受講生数」(H29年13872人、目標値R3年16000人)と「同講座修了者のうち地域活動参加者の割合」(H29年90.0%、目標値R3年88%)を目指すこととされた。

方針3「協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーションの充実——参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実」では区と区民のコミュニケーションの充実が必要であるとし、広報誌、ホームページ、SNSの活用などをうたう。その指標としては区民意向調査から「広報誌のわかりやすさ」(H29年59.6%、目標値R3年100%)、「ホームページのわかりやすさ」(H29年47.8%、目標値R3年80%以上)、「区の情報の到達度」(H29年36.9%、目標値R3年80%以上)としている。

4章「杉並区協働推進計画」では以上3つの方針の下で具体的に行われる個々の事業について以下の46の事業を列挙している。それぞれの事業についてはその概要と各年度の実施項目、担当課が記されている。

方針1に関する事業

「ボランティアとの連携・協力による地域課題の解決」

- (1) 防犯対策の推進
- (2) 消費生活サポーターによる「出前講座」の実施
- (3) 阿佐ヶ谷駅・高円寺駅等の駅前広場における清掃・美化への協力
- (4) 道路等保全への区民参加
- (5) 自転車放置防止協力員の活動
- (6) 違反広告物の除却活動
- (7) 水鳥一斉調査の実施（善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出）
- (8) みどりの保全に向けたボランティア活動
- (9) 花咲かせ隊の活動
- (10) すぎなみ公園育て組の活動

「区民参加の機会の拡大」

- (1) 地域防災力の向上
- (2) まちづくり条例に基づくまちづくりの推進
- (3) 省エネルギー及び創エネルギーの普及・推進
- (4) 食品ロスの削減
- (5) 区民の参加による健康づくり
- (6) 地域と連携・協働する学校づくりの推進
- (7) 区民との協働によるオリンピック・パラリンピック事業の実施

方針2に関する事業

「地域人材の育成」

- (1) ゆうゆう館協働事業の実施
- (2) ひとり暮らし高齢者等たすけあいネットワーク（地域の目）事業の実施
- (3) 郷土博物館における区民参加による協働展示の企画
- (4) 男女平等推進センター啓発講座の実施
- (5) すぎなみ地域大学の運営
- (6) 地域人材の発掘と育成の推進

「協働による地域課題解決と公共サービスの提供」

- (1) 交通安全啓発キャンペーン等の実施
- (2) 中央線あるあるプロジェクトの推進

- (3) 杉並産農産物の地産地消の推進
- (4) 「都市農地を守ろう！」アグリフェスタの開催
- (5) 食育の推進
- (6) わがまち一番体操の実施
- (7) 民間運動施設との協定による生活習慣病予防の推進
- (8) ヘルシーメニュー推奨店事業の実施
- (9) 災害時要配慮者支援の推進
- (10) 地域子育てネットワーク事業の実施
- (11) 子ども・子育てメッセの開催
- (12) 地域教育推進協議会の支援
- (13) すぎなみフェスタの開催
- (14) 地域区民センター協議会への支援
- (15) 地域活性化事業への支援
- (16) 協働提案制度の実施
- (17) NPO 等の活動支援

方針3に関する事業

- (1) ICT を活用した災害情報の収集と発信
- (2) すぎなみ学倶楽部の運営
- (3) すぎなみ子育てラボラトリーによる子育て情報の発信
- (4) 地域活動応援サイト「すぎなみ地域コム」の運営
- (5) 戦略的広報の推進
- (6) 区政を話し合う会の実施

以上のように参画と協働に関する広範な項目が協働推進計画としてまとめられているが、その例外として自治会やNPOに関する事項は基本目標の「人を育みともにつながる心豊かなまち」の下に施策「地域住民活動の支援と地域人材の育成」として盛り込まれている。同項目では現状と課題として、自治会加入率の減少と後継者不足から自治会の支援と活性化の必要、地域課題解決のための自治会、NPO、事業者等の協働関係の構築とそのための中間支援組織の機能強化と担い手づくりの必要性が認められている。目標指標としては「町会・自治会加入率」(H29年46.6%、目標R3年60%)、「NPO支援基金への寄附件数」(H29年70件、目標R3年80件)、「すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率」(H29年90.0%、目標値R3年88%)が挙げられている。具体的な計画事業としては(1)地域住民活動の支援(2)地域区民センター等の整備(3)NPO等の活動支援(4)地域人材の育成の4項目が挙げられ、特にNPO等の活動支援に重点を置くものとしている。

すぎなみ協働推進ガイドライン（2013年度版）

杉並区では平成16年、18年、19年、20年、25年の5次にわたって、「協働推進ガイドライン」が策定されている。平成25年の「すぎなみ協働推進ガイドライン——参加と協働による地域社会づくりをめざして」では平成24年の基本構想・総合計画の協働推進基本方針の方針2「地域人材の育成と活動環境の支援——協働による多様な公共サービスの提供」の下で、杉並区行政経営懇談会と杉並区NPO等活動推進協議会の意見を取り入れた上で平成25年1月に杉並区行財政改革推進本部により「杉並区における今後の協働の取り組み方針」が決定され、その方針のもとにガイドラインが策定された。

はじめに協働に関する基本的な考え方として協働を「相互の立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決に当たること」と定義し、公共サービスの多様性の向上や区民の主体性、職員の意識向上などの「目的を達成するための取り組み手法の一つである」と述べている。協働に取り組む際の留意点として「課題を柔軟に解決する意識」「協働の相手方を理解する姿勢」「地域を「つなぐ」意識」を心がけるべきとし、「対等」「公開」「話し合い」「相互理解」「目的共有」「自主性尊重」「自立化尊重」「時限性」の8つの理念を原則であるとしている。

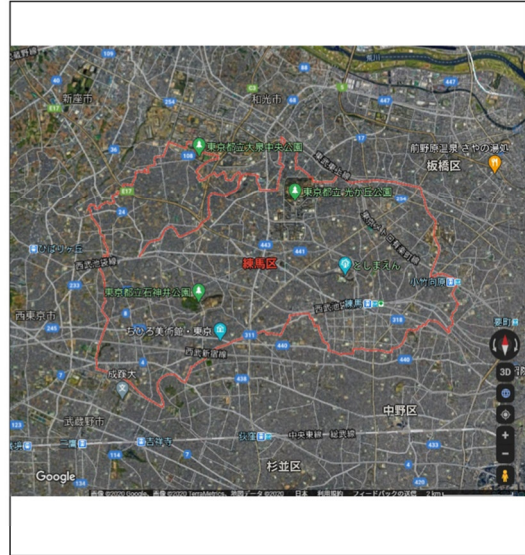
協働の形態としては「意見交換・課題共有」「事業協力」「後援」「共催」「実行委員会・協議会」「補助・助成」「委託」の7つの型を例として示し、また協働の手順として「意見交換・課題共有」「企画」「協議」「実施」「評価」の5段階のプロセスを示し、各段階で8つの原則に沿うことを求めている。

最後に杉並区の協働の推進体制を紹介しており、全庁的な推進組織として「杉並区協働推進本部」・「同幹事会」の設置と、本部会下に「協働推進検討部会」を設けている。これに並列して区長の諮問機関に「杉並区NPO等活動推進協議会」がある。

また地域活動団体の情報収集及び中間支援機能構築のため、区民生活部副参事（地域担当）、区民生活部協働推進課、すぎなみNPO支援センター、すぎなみボランティア・地域福祉推進センター、高齢者施策化、生涯学習推進課を集めた「杉並区地域活動団体中間支援組織ネットワーク会議」の設置をうたっている。

練馬区 (政策満足度 やや満足 自治会 25.9 % 3 位、市民 26.8 % 3 位)

面積	48.08 km ²	12 位
人口	732433 人	1 位
うち外国人	2.7 %	4 位
うち65歳以上	22.1 %	12 位
人口密度	15233.6 人	2 位
産業構造 1次産業	1.3 %	12 位
2次産業	27.4 %	11 位
3次産業	71.3 %	2 位
法人数	27109 社	1 位
10万人当	3701 社	3 位
社団	37 社	8 位
NPO	45 社	10 位



市歳出総額	2588 億円	1 位
うち委託料	10.3 %	2 位
うち補助費	5.7 %	9 位

市職員数	4487 人	1 位
うち一般行政	3864 人	1 位
うち住民関連	9.8 %	9 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合
市長(2017)	前川耀男	生年	1945 年	1 人	2 人	3 人	17 %
党派	自民党	当選	2014 年	32.4 %	36.3 %		13 位
前歴	都庁職員・会社役員等			11 位	7 位		
自治基本条例	あり						

市沿革	<p>江戸時代中期には、江戸の発展に伴い練馬は、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、黒ボク土といわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。●近代 慶応3年(1867年)10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地に生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年(1868年)4月の江戸城開城により、江戸は新政府の手に握られ、同年7月17日、東京と改称された。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。練馬の村々も明治元年(1868年)武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年(1878年)には、「郡区町村編制法」で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道(現在の西武池袋線)は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。</p> <p>練馬の人口は明治7年(1874年)に約1万2千人、50年後の大正14年(1925年)には約3万人とゆるやかな増加ぶりであった。しかし、大正12年(1923年)の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。昭和7年(1932年)、東京市が35区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。昭和21年9月、第1次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和22年3月15日、それまでの東京35区制は22区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和22年8月1日、練馬区は板橋区から独立し、23番目の特別区となった。</p>
市マスタープランの標語	<p>暮らし続けたい みどりあふれる 快適な住宅都市 ～新しい成熟都市・練馬をめざして～</p>

練馬区公式ホームページ、<https://www.city.nerima.tokyo.jp/index.html>

2. 区議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
関口 和雄	練馬区貫井 3-53-8	自民党	企総
小林 みつぐ	練馬区中村 1-3-3	自民党	文教
小泉 純二	練馬区春日町 6-6-39-603	自民党	区民
藤井 たかし	練馬区西大泉 3-29-20	自民党	企総
小川 けいこ	練馬区豊玉北 6-20-9-305	自民党	都市
かしわざき 強	練馬区大泉町 4-34-5	自民党	企総
笠原 こうぞう	練馬区富士見台 1-26-19	自民党	区民
福沢 剛	練馬区栄町 1-2-901	自民党	企総
田中 ひでかつ	練馬区高松 1-9-7	自民党	保健
上野 ひろみ	練馬区田柄 4-36-34	自民党	区民
田中 よしゆき	練馬区上石神井 4-8-8	自民党	保健
かわすみ 雅彦	練馬区下石神井 2-34-5-101	自民党	保健
かしま まさお	練馬区南大泉 3-9-22	自民党	文教
柴田 さちこ	練馬区東大泉 3-4-3-204	自民党	文教
たかはし 慎吾	練馬区早宮 2-10-3	自民党	都市
佐藤 力	練馬区土支田 1-20-4-101	自民党	文教
つじ 誠心	練馬区北町 8-21-3-E306	自民党	都市
宮原 よしひこ	練馬区豊玉中 3-28-15-406	公明党	都市
うすい 民男	練馬区石神井町 3-3-33	公明党	文教

吉田 ゆりこ	練馬区北町 6-35-27	公明党	企総
柳沢 よしみ	練馬区関町北 5-5-8-505	公明党	保健
酒井 妙子	練馬区光が丘 3-3-4-922	公明党	保健
西野 こういち	練馬区貫井 3-22-11	公明党	都市
平野 まさひろ	練馬区西大泉 5-4-8	公明党	区民
小川 こうじ	練馬区石神井台 8-18-34-221	公明党	企総
宮崎 はるお	練馬区谷原 3-25-12-126	公明党	文教
鈴木 たかし	練馬区大泉町 3-19-16	公明党	区民
星野 あつし	練馬区旭町 3-3-3	公明党	都市
有馬 豊	練馬区石神井町 1-17-14	共産党	区民
島田 拓	練馬区光が丘 3-8-6-404	共産党	企総
坂尻 まさゆき	練馬区平和台 2-15-16-102	共産党	都市
のむら 説	練馬区早宮 3-1-15	共産党	保健
小松 あゆみ	練馬区早宮 4-31-1-309	共産党	文教
倉田 れいか	練馬区三原台 2-4-7-1A	練馬未来	保健
石黒 たつお	練馬区南大泉 2-2-33	練馬未来	企総
井上 勇一郎	練馬区向山 3-1-32	練馬未来	区民
池尻 成二	練馬区東大泉 5-6-9	市民の声	都市
岩瀬 たけし	練馬区大泉学園町 2-10-1	市民の声	文教
高口 ようこ	練馬区桜台 3-42-29	市民の声	保健
白石 けい子	練馬区高松 3-24-19	立憲民主	保健
沢村 信太郎	練馬区石神井町 7-1-14-105	立憲民主	文教
富田 けんじ	練馬区平和台 4-10-4-6F	立憲民主	企総
きみがき 圭子	練馬区西大泉 2-20-8	生活ネット	文教
やない 克子	練馬区関町北 5-17-4	生活ネット	保健
しもだ 玲	練馬区石神井町 3-25-8-302	都民ファ	区民
はしぐち 奈保	練馬区桜台 1-7-9-1B	都民ファ	企総
土屋 としひろ	練馬区豊玉北 6-23-6-203	オンブズ	都市
かとうぎ 桜子	練馬区東大泉 3-1-18-102	市民ふくし	区民
野沢 なな	練馬区氷川台 3-27-4-105	蒼風会	区民
松田 亘	練馬区富士見台 1-22-1	練民会	都市

3. NPO の分布



特定非営利活動法人アートスペース入船館	東京都練馬区関町北2丁目23番2号
特定非営利活動法人I am OKの会	東京都練馬区関町南3丁目18番2号
特定非営利活動法人アイゴ21	東京都練馬区石神井台4丁目15番8号
特定非営利活動法人アイゼン・サポート	東京都練馬区田柄1丁目30番27-202号
特定非営利活動法人アイビス生活トラブルサポートセンター	東京都練馬区豊玉北6丁目13番24-301号
特定非営利活動法人アクティブ・リハビリ	東京都練馬区中村北3丁目9番8号第2真ビル201
特定非営利活動法人アジア環境・エネルギー研究機構	東京都練馬区桜台1丁目29番11号
特定非営利活動法人アジア職業エコガイド・ウォーキング指導者協会	東京都練馬区氷川台4丁目23番3号
特定非営利活動法人アジア都市環境学会	東京都練馬区中村南2丁目9番16号
特定非営利活動法人アジア連邦21	東京都練馬区春日町4丁目3番8号
特定非営利活動法人アトリエイーネットワーク	東京都練馬区大泉町2丁目45番3号
特定非営利活動法人アニマルネットワーク協会	東京都練馬区大泉町5丁目35番3号
特定非営利活動法人アニメーションミュージアムの会	東京都練馬区高野台3丁目11番12号采明ビル2B号室
特定非営利活動法人アニメとマンガの聖地ねりま創世会	東京都練馬区石神井台3丁目23番10号
特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい練馬たすけあいワーカーズふるしき	東京都練馬区練馬4丁目17番2号グリンデル豊島園102
特定非営利活動法人あんずの家	東京都練馬区桜台1丁目8番2号
特定非営利活動法人UNHEARD NOTESピアノパラ委員会	東京都練馬区向山2丁目10番16号
特定非営利活動法人胃癌を撲滅する会	東京都練馬区高松1丁目42番20号インベリアルガーデン宮園1階

特定非営利活動法人いきいき練馬	東京都練馬区北町6丁目35番15号八鉄ビル1階
特定非営利活動法人いずみ	東京都練馬区田柄5丁目14番12号
特定非営利活動法人いろはリズム	東京都練馬区豊玉南1丁目8番21-105号
特定非営利活動法人インターナショナル・アーツ・プロジェクト	東京都練馬区石神井町1丁目21番6-104号
特定非営利活動法人インターナショナル合気道協会	東京都練馬区小竹町2丁目8番8号
特定非営利活動法人インターネットビジネス研究所	東京都練馬区早宮1丁目18番15号
特定非営利活動法人ウィーキャン	東京都練馬区旭町1丁目33番22-106号
特定非営利活動法人うぐいす倶楽部	東京都練馬区下石神井1丁目10番11号
特定非営利活動法人ウシリカジャパン	東京都練馬区豊玉北3丁目1番2-202号
特定非営利活動法人エコピース	東京都練馬区豊玉北6丁目23番11-204号
特定非営利活動法人NPOきらら	東京都練馬区貫井3丁目29番18号
特定非営利活動法人NPOミライエ	東京都練馬区西大泉5丁目33番46号
特定非営利活動法人エリースフットボールクラブ	東京都練馬区石神井町4丁目18番34号
特定非営利活動法人OCD-Japan	東京都練馬区早宮1丁目15番25-605号
特定非営利活動法人オープンスペース街	東京都練馬区関町北4丁目2番11号
特定非営利活動法人オーユージー	東京都練馬区向山4丁目20番地12号鎌滝方
特定非営利活動法人桜月流インターナショナル	東京都練馬区氷川台4丁目47番20-301号
特定非営利活動法人大空倶楽部	東京都練馬区旭町3丁目12番15号
特定非営利活動法人おちゃ福	東京都練馬区東大泉5丁目35番12号
特定非営利活動法人オレンジカフェ金のまり	東京都練馬区石神井台8丁目8番8号
特定非営利活動法人介護支援事業所縁ゆかり	東京都練馬区石神井台7丁目21番8号
特定非営利活動法人科学技術教育ネットワーク	東京都練馬区桜台4丁目4番5号
特定非営利活動法人柏の友	東京都練馬区貫井3丁目5番6号ドンズビル302号
特定非営利活動法人かめの子教室	東京都練馬区西大泉5丁目32番23号
特定非営利活動法人ガイドヘルプあい	東京都練馬区貫井3丁目5番6-403号
特定非営利活動法人学校図書館実践活動研究会	東京都練馬区南大泉1丁目9番2号
特定非営利活動法人がん検診受診率向上促進協議会	東京都練馬区南大泉4丁目7番地18号
特定非営利活動法人危機管理研究会	東京都練馬区土支田2丁目24番4号
特定非営利活動法人気候変動化対策研究会	東京都練馬区中村北3丁目16番14号
特定非営利活動法人キッズロード	東京都練馬区下石神井2丁目18番7号
特定非営利活動法人希望の車いす	東京都練馬区豊玉北1丁目12番3号聖書キリスト教会5階
特定非営利活動法人希望の種	東京都練馬区北町6丁目16番18号フォーチュン平和台A201桔川純子方
特定非営利活動法人共生ネットワーク	東京都練馬区桜台5丁目41番3-106号
特定非営利活動法人きよせの森白内障センター	東京都練馬区東大泉1丁目36番10号ライオンズプラザ大泉学園806
特定非営利活動法人蔵人応援団	東京都練馬区中村南1丁目25番4号
特定非営利活動法人クラブハウスこころのリカバリー	東京都練馬区三原台3丁目13番1号クレール三原台205
特定非営利活動法人CLEAN WATER	東京都練馬区春日町1丁目29番24号
特定非営利活動法人クリオネ	東京都練馬区練馬4丁目18番1号豊島園ハイツ806号
特定非営利活動法人グランマ富士見台	東京都練馬区貫井3丁目11番15号ビルディングひまわり3階A号室
特定非営利活動法人グリーンカラー	東京都練馬区大泉学園町6丁目31番8号
特定非営利活動法人グループホーム事業支援センター	東京都練馬区錦1丁目14番17-103号

特定非営利活動法人グローバルギフトネット	東京都練馬区豊玉北1丁目12番3号聖書キリスト教会4階
特定非営利活動法人グローバル・カルチャー・センター	東京都練馬区春日町4丁目35番24号
特定非営利活動法人ケアステーションほかほか	東京都練馬区高松3丁目24番19号
特定非営利活動法人ケア・スパン	東京都練馬区小竹町2丁目12番1号
特定非営利活動法人健康づくりの食育支援隊	東京都練馬区富士見台3丁目60番6号
特定非営利活動法人健生会	東京都練馬区中村北1丁目10番17-1107号カーサ中村
特定非営利活動法人元気力発電所	東京都練馬区石神井町1丁目24番6号
特定非営利活動法人げんのかい	東京都練馬区南大泉3丁目27番18-801号
特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会	東京都練馬区石神井町8丁目45番7号
特定非営利活動法人航空・鉄道安全推進機構	東京都練馬区練馬1丁目18番10号
特定非営利活動法人高齢者を支援するやすらぎの家	東京都練馬区大泉学園町7丁目11番14号
特定非営利活動法人国際会計教育協会	東京都練馬区石神井町3丁目25番4-403号
特定非営利活動法人国際海洋資源保存協会	東京都練馬区富士見台2丁目2番24号
特定非営利活動法人国際健康文化協会	東京都練馬区練馬1丁目21番6号N P P . B L D . 8 F
特定非営利活動法人国際交流協会	東京都練馬区栄町46番3号
特定非営利活動法人国際市民ネットワーク	東京都練馬区東大泉2丁目35番20号
特定非営利活動法人国際珠算普及基金	東京都練馬区練馬2丁目33番18号松原荘101
特定非営利活動法人国際障害者スポーツ写真連絡協議会	東京都練馬区旭町3丁目16番12号
特定非営利活動法人国際青少年連合	東京都練馬区下石神井2丁目36番22号
特定非営利活動法人国際日本武術空手道会浅井流 I . J . K . A .	東京都練馬区関町南3丁目15番16号
特定非営利活動法人国際文化振興芸術家協会	東京都練馬区富士見台2丁目17番13号
特定非営利活動法人国際まんが推進協会	東京都練馬区大泉学園町5丁目23番8号
特定非営利活動法人ココ自立プランニングセンター	東京都練馬区小竹町1丁目19番5号小竹ハイム102号
特定非営利活動法人ころ-factory	東京都練馬区上石神井3丁目5番13-304号
特定非営利活動法人子育て支援団体さくらの実	東京都練馬区豊玉北2丁目14-18
特定非営利活動法人国境無き暮らし応援団	東京都練馬区北町8丁目5番2号207
特定非営利活動法人ことばのいずみ教室	東京都練馬区羽沢3丁目38番1-404号
特定非営利活動法人子どもと歩む・るみえーる	東京都練馬区関町南1丁目12番31号
特定非営利活動法人子どもの夢と思い出作り舎	東京都練馬区旭丘1丁目60番4号Woods Place103
特定非営利活動法人コミュニティネットSSC大泉	東京都練馬区大泉学園町5丁目14番24号練馬区立大泉学園町体育館内
特定非営利活動法人コレーガ	東京都練馬区田柄5丁目23番5号セントラルハイツ201号室
特定非営利活動法人ゴールドメダリストを育てる会	東京都練馬区春日町4丁目10番14号
特定非営利活動法人五時から作家書評家を支援する会	東京都練馬区東大泉4丁目28番16号
特定非営利活動法人ごたごた荘	東京都練馬区東大泉7丁目2番3号
特定非営利活動法人サウスユーベエフシー	東京都練馬区西大泉5丁目20番8号タカラハイツ203
特定非営利活動法人さきもりー私の記録	東京都練馬区南田中5丁目1番23-801号
特定非営利活動法人さくらひろば	東京都練馬区豊玉北1丁目12番3号聖書キリスト教会1階
特定非営利活動法人里山ルネサンス総合研究所	東京都練馬区東大泉5丁目1番7号

特定非営利活動法人サニーサイド	東京都練馬区石神井町3丁目17番14号コスモス石神井公園303号室
特定非営利活動法人サボ	東京都練馬区高野台2丁目4番12号
特定非営利活動法人3丁目いすきあ	東京都練馬区東大泉3丁目11番7号
特定非営利活動法人在宅介護支援さくら会	東京都練馬区練馬1丁目6番6号カーサ・ポルタ403号
特定非営利活動法人ザ・ナショナル・トラストサポートセンター	東京都練馬区貫井1丁目24番地3
特定非営利活動法人Shien Tokyo	東京都練馬区富士見台1丁目19番5号コーポフミズキ202
特定非営利活動法人自然工房めばえ	東京都練馬区高松3丁目24番17号
特定非営利活動法人シニアふれあい練馬	東京都練馬区練馬1丁目16番16-101号
特定非営利活動法人就業と雇用のミスマッチを解消、支援する十水会	東京都練馬区柴町24番7号
特定非営利活動法人首都東京みなと創り研究会	東京都練馬区西大泉3丁目13番44号
特定非営利活動法人障がい者・高齢者の旅を支援する会	東京都練馬区北町8丁目30-16細川ビル301号
特定非営利活動法人祥貴の里	東京都練馬区高野台1丁目7番20号プレステビル605
特定非営利活動法人持続社会を実現する市民プロジェクト	東京都練馬区光が丘1丁目1-334
特定非営利活動法人ジャパンレスキューライダーズ	東京都練馬区北町2丁目23番5号
特定非営利活動法人じゃんけんぼん	東京都練馬区西大泉2丁目12番5号
特定非営利活動法人自由への学びネットワーク	東京都練馬区石神井台4丁目7番22号
特定非営利活動法人樹木生態研究会	東京都練馬区光が丘2丁目10番1号1202
特定非営利活動法人ストレチア	東京都練馬区谷原2丁目15番14号第2パークハイツ102
特定非営利活動法人スポーツクラブネットワーク	東京都練馬区下石神井4丁目28番13号
特定非営利活動法人スポーツクラブホワイエ上石神井	東京都練馬区上石神井1丁目32番37号練馬区立上石神井体育館内
特定非営利活動法人 スポーツコミュニティー桜	東京都練馬区桜台3丁目28番1号練馬区立桜台体育館内
特定非営利活動法人住まいる	東京都練馬区東大泉7丁目34番28号
特定非営利活動法人すみよい街づくり研究会	東京都練馬区練馬1丁目5番12号
特定非営利活動法人スリフトストア	東京都練馬区北町5丁目15番9号
特定非営利活動法人性差医療情報ネットワーク	東京都練馬区石神井町4丁目21番6号
特定非営利活動法人青少年キャリア形成と就職支援の会ノンフリーネット	東京都練馬区大泉学園町8丁目2番25-306号
特定非営利活動法人成年後見のぞみ会	東京都練馬区南大泉4丁目29番35号
特定非営利活動法人世界和平會	東京都練馬区大泉町2丁目48番5号
特定非営利活動法人セリアの会	東京都練馬区北町5丁目14番4号
特定非営利活動法人千川バンビ	東京都練馬区下石神井1丁目1番3号
特定非営利活動法人零戦の会	東京都練馬区平和台2丁目41番3号
特定非営利活動法人 総合型地域スポーツクラブ平和台	東京都練馬区平和台2丁目12番5号練馬区立平和台体育館内
特定非営利活動法人創作折り紙吉澤章美術館	東京都練馬区大泉学園町5丁目22番9号
特定非営利活動法人そろばん応援団ソシオリズム	東京都練馬区西大泉1丁目11番37号
特定非営利活動法人大使館親善交流協会 Foreign Embassies Friendship Association	東京都練馬区光が丘7丁目5番1号

特定非営利活動法人太平洋協力機構	東京都練馬区富士見台2丁目11番2号
特定非営利活動法人匠リニューアル技術支援協会	東京都練馬区早宮1丁目52番7-209号
特定非営利活動法人たしざん	東京都練馬区東大泉7丁目46番14号
特定非営利活動法人ダイセン	東京都練馬区東大泉3丁目39番1号
特定非営利活動法人だれもがみんな	東京都練馬区中村1丁目7番10号マーベラスA101
特定非営利活動法人地域で暮らす会	東京都練馬区東大泉7丁目5番24号
特定非営利活動法人地域と共に生きる会	東京都練馬区貫井4丁目47番42号キャニオンマンション504号
特定非営利活動法人知的財産権登録審議会	東京都練馬区北町7丁目7番7号
特定非営利活動法人中国語の医療ネットワーク	東京都練馬区石神井町1丁目1番35-103号
特定非営利活動法人中国少数民族文化教育基金会	東京都練馬区豊玉北6丁目23番11-504号
特定非営利活動法人中小企業支援機構	東京都練馬区練馬3丁目11番21号ピュア花鳥・練馬101号室
特定非営利活動法人中小企業・地域振興センター	東京都練馬区旭丘1丁目7番7号森田様方
特定非営利活動法人千代の会	東京都練馬区下石神井3丁目10番14号2F
特定非営利活動法人通院移送センタータンポポ	東京都練馬区豊玉北4丁目12番13号ノイメゾン桜台1F
特定非営利活動法人土屋スポーツ教育研究所	東京都練馬区高松4丁目7番21号2F
特定非営利活動法人つなぐ	東京都練馬区下石神井2丁目18番17号ウィンディーコート202
特定非営利活動法人手打ちそば道場新宿村	東京都練馬区北町8丁目27番9号北町ロイヤルハイツ101
特定非営利活動法人テストと学習環境のユニバーサルデザイン研究機構	東京都練馬区光が丘3丁目8番3-803号
特定非営利活動法人手をつなご	東京都練馬区石神井台5丁目9番6号
特定非営利活動法人点訳・音声訳集団一步の会	東京都練馬区高松2丁目16番12号
特定非営利活動法人東京コミュニティミッドワイフ活動推進協議会	東京都練馬区東大泉6丁目32番11号「助産所ねりじよはうすLuna」
特定非営利活動法人東京練馬ボーイズ	東京都練馬区早宮1丁目22番6号
特定非営利活動法人東京福祉協議会	東京都練馬区桜台1丁目12番2号
特定非営利活動法人東方文化交流会	東京都練馬区桜台6丁目15番25号
特定非営利活動法人とうもろう	東京都練馬区貫井3丁目45番12号
特定非営利活動法人成年後見推進ネットこれから	東京都練馬区光が丘3丁目7番3-807号
特定非営利活動法人特例子会社推進会	東京都練馬区氷川台3丁目32番10号アズヴェールk205
特定非営利活動法人都市構造改革研究会	東京都練馬区小竹町1丁目45番7号
特定非営利活動法人豊玉・中村地域スポーツクラブクラブプラッツ	東京都練馬区中村南1丁目2番32号
特定非営利活動法人トレジャーボックス	東京都練馬区大泉町5丁目28番4号
特定非営利活動法人トントウハウス	東京都練馬区東大泉3丁目18番15号
特定非営利活動法人童謡館東京	東京都練馬区高野台4丁目1番25号
特定非営利活動法人ドリームシップ	東京都練馬区東大泉6丁目54番19号大泉グリーンハイツ101
特定非営利活動法人中野リトルシニア野球協会	東京都練馬区石神井町2丁目9番13号グラウンドール榎本205
特定非営利活動法人なごみ	東京都練馬区田柄4丁目9番11号
特定非営利活動法人南画院	東京都練馬区南大泉4丁目50番3号404号室川島

	実穂子宅
特定非営利活動法人難病者移送サービス・ネットワーク	東京都練馬区中村北1丁目13番9号カメリヤマンション603
特定非営利活動法人21世紀のカンボジアを支援する会	東京都練馬区豊玉上2丁目25番7号ゴールドパレス豊玉203
特定非営利活動法人日豪交流支援ネットワーク	東京都練馬区氷川台3丁目27番4-403号
特定非営利活動法人日中新世紀協会	東京都練馬区下石神井3丁目9-13石神井公園ガーデンM306
特定非営利活動法人日本合気道協会	東京都練馬区下石神井1丁目7番6号
特定非営利活動法人日本空手道明鏡塾	東京都練馬区三原台3丁目31番14-803号
特定非営利活動法人日本コミュニティーガーデニング協会	東京都練馬区田柄4丁目15番12-102号
特定非営利活動法人日本災害情報サポートネットワーク	東京都練馬区田柄5丁目4番21号
特定非営利活動法人日本サイクルスポーツ協会	東京都練馬区桜台5丁目28番13号
特定非営利活動法人日本在宅看護普及会	東京都練馬区豊玉中3丁目7番5号
特定非営利活動法人日本障害者ピアノ指導者研究会	東京都練馬区向山2丁目10番16号
特定非営利活動法人日本身体障害者介助犬福祉協会	東京都練馬区石神井町2丁目8番21号
特定非営利活動法人日本女性エンブアソシエイト	東京都練馬区大泉学園町7丁目7番22号三豊ビル
特定非営利活動法人日本・太平洋島嶼国介護福祉会	東京都練馬区中村南1丁目30番12号
特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟	東京都練馬区光が丘2丁目7番3-1215号
特定非営利活動法人日本ナレッジ総合研究所	東京都練馬区下石神井6丁目3番6号
特定非営利活動法人日本ハラル開発推進機構	東京都練馬区練馬1丁目29番7号の503
特定非営利活動法人日本バイヤーズ・エージェンツ協議会	東京都練馬区大泉学園町5丁目29番12号
特定非営利活動法人日本ヒューマンサポートネットワーク	東京都練馬区向山1丁目6番10号グランベル中村橋206
特定非営利活動法人日本ヘルプマーク普及啓発協会	東京都練馬区豊玉北5丁目4番1号FBA33ビル103号室
特定非営利活動法人日本ペットシッター協会	東京都練馬区中村北4丁目8番28号鴨下第2ビル
特定非営利活動法人日本毛髪コミュニケーション	東京都練馬区羽沢2丁目23番12号
特定非営利活動法人日本ゆび編み協会	東京都練馬区大泉町5丁目29番5号
特定非営利活動法人日本幼児健康体育協会	東京都練馬区光が丘7丁目3番3-1004号
特定非営利活動法人日本ライフアシスト協会	東京都練馬区南田中3丁目26番3号
特定非営利活動法人日本留学センター	東京都練馬区光が丘5丁目6番1-1402号
特定非営利活動法人日本粒状改良土協会	東京都練馬区関町東2丁目15番7号
特定非営利活動法人日本リラクゼーション協会	東京都練馬区西大泉3丁目7番10号
特定非営利活動法人日本歴史文化交流協会	東京都練馬区関町北4丁目1番6号
特定非営利活動法人認知症サポートセンター・ねりま	東京都練馬区東大泉5丁目35番12号
特定非営利活動法人ねりえいサークル	東京都練馬区下石神井3丁目4番25号
特定非営利活動法人練馬明るい社会づくりの会	東京都練馬区桜台1丁目6番5号
特定非営利活動法人練馬イベント・文化交流協会	東京都練馬区光が丘2丁目10番IMA東館1階
特定非営利活動法人練馬エンゼルサポート	東京都練馬区東大泉7丁目50番31号
特定非営利活動法人練馬春日町幼児教室	東京都練馬区春日町2丁目28番3号
特定非営利活動法人練馬区障害者事業所	東京都練馬区北町7丁目20番36号
特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構	東京都練馬区豊玉北4丁目11番7号
特定非営利活動法人練馬区柔道接骨師会	東京都練馬区旭町3丁目32番19号
特定非営利活動法人練馬区水泳連盟	東京都練馬区田柄2丁目6番14号
特定非営利活動法人練馬コアラ	東京都練馬区貫井1丁目29番10号富士見台マンション516
特定非営利活動法人ねりまこども食堂	東京都練馬区高松3丁目7番1号

特定非営利活動法人練馬人権センター	東京都練馬区練馬1丁目16番16号土田コーポ101号
特定非営利活動法人練馬精神保健福祉会	東京都練馬区桜台1丁目6番3号303
特定非営利活動法人練馬断酒会	東京都練馬区光が丘7丁目7番1-906号三浦方
特定非営利活動法人練馬中央リトルシニア	東京都練馬区春日町4丁目35番20号ヴァンペール光が丘104
特定非営利活動法人ねりまねこ	東京都練馬区春日町3丁目9番8号
特定非営利活動法人練馬発ひと・むし・自然フォーラム	東京都練馬区関町北1丁目24番5号
特定非営利活動法人練馬ばそぼらん	東京都練馬区石神井町8丁目15番3号
特定非営利活動法人ねりま光が丘地域力活性化プロジェクト	東京都練馬区光が丘7丁目6番17-203号
特定非営利活動法人練馬まちづくりの会	東京都練馬区早宮2丁目26番26号
特定非営利活動法人練馬松の実会	東京都練馬区中村南2丁目23番13号
特定非営利活動法人ハーモニーライフケア	東京都練馬区南大泉1丁目47番11号イーグルハイム103号
特定非営利活動法人畑の教室	東京都練馬区大泉町1丁目54番
特定非営利活動法人発達支援研究所スプラウト	東京都練馬区関町北2丁目29番9号七尾屋ビル201号室
特定非営利活動法人ハッピーひろば	東京都練馬区石神井町2丁目15番15号
特定非営利活動法人花咲舞踊研究会	東京都練馬区関町北4丁目11番15-309号
特定非営利活動法人母と子の医療を世界に届ける会	東京都練馬区豊玉上1丁目20番3-501号
特定非営利活動法人ハンディキャップサポートすまいるウイズ	東京都練馬区石神井台2丁目35番43号
特定非営利活動法人バイシクルエコロジージャパン	東京都練馬区西大泉3丁目26番6号
特定非営利活動法人パシフィックフィドル協会	東京都練馬区関町北4丁目33番43号サンマグノリア104
特定非営利活動法人パソコンキッズ	東京都練馬区高松5丁目8番20号
特定非営利活動法人光が丘総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ	東京都練馬区光が丘4丁目1番4号練馬区立光が丘体育館内
特定非営利活動法人東日本アマチュア野球振興機構	東京都練馬区石神井台3丁目1番23号
特定非営利活動法人東練馬リトル・シニア野球荒川河川敷環境美化協会	東京都練馬区大泉町3丁目17番11号高山ビル1-02
特定非営利活動法人ひまわり	東京都練馬区東大泉3丁目19番5号301号室
特定非営利活動法人ヒューマンブリッジ支援事業団	東京都練馬区平和台1丁目34番10号
特定非営利活動法人ヒュール総合研究所	東京都練馬区大泉学園町8丁目30番30号
特定非営利活動法人品質安全機構	東京都練馬区中村北1丁目10-17-902
特定非営利活動法人ファインケア	東京都練馬区貫井3丁目20番2号富士見台ゴールデンハイツ102
特定非営利活動法人フォスターソリューション	東京都練馬区高野台5丁目7番6-301号
特定非営利活動法人福祉作業所ユニバースショップ	東京都練馬区豊玉北5丁目6番2号
特定非営利活動法人ふくし住まい支援の会	東京都練馬区田柄1丁目2番19号
特定非営利活動法人福祉送迎サービスぎずな	東京都練馬区田柄5丁目16番16号
特定非営利活動法人福祉パソコンの会	東京都練馬区春日町4丁目36番17号
特定非営利活動法人福島子ども保養プロジェクト・練馬	東京都練馬区東大泉6丁目36番4-301号
特定非営利活動法人フューチャーコミュニケーションズ	東京都練馬区高松4丁目12番29号ローズコート光が丘C101
特定非営利活動法人ふらじゃいる	東京都練馬区石神井町2丁目15番15号
特定非営利活動法人ふれあい広場空	東京都練馬区大泉町5丁目35番1号ジョイハウス北

	園1階
特定非営利活動法人PLAYTANK	東京都練馬区旭町1丁目16番1号
特定非営利活動法人平泉会	東京都練馬区大泉学園町5丁目17番29号
特定非営利活動法人ヘルスプランニング	東京都練馬区石神井町4丁目6番14号
特定非営利活動法人ベーシックライフインフォメーション協会	東京都練馬区石神井町6丁目12番3号
特定非営利活動法人ページ・ソサエティ	東京都練馬区豊玉北1丁目10番2号
特定非営利活動法人保育サービスぽてと	東京都練馬区田柄1丁目20番2号
特定非営利活動法人ホサナ	東京都練馬区桜台1丁目12番5号栖鳳マンション2階
特定非営利活動法人舗装診断研究会	東京都練馬区桜台2丁目37番14号
特定非営利活動法人ほっとすペース	東京都練馬区関町東1丁目1番8号3階
特定非営利活動法人HON. jp	東京都練馬区関町北3丁目3番12号NSビル201
特定非営利活動法人防災コミュニティネットワーク	東京都練馬区大泉学園町6丁目20番32号
特定非営利活動法人ばらばっかり	東京都練馬区上石神井1丁目39番12号ライフピアグレース203
特定非営利活動法人Makana	東京都練馬区桜台4丁目33番22号
特定非営利活動法人まちの駅大泉学園	東京都練馬区大泉学園町7丁目8番12号
特定非営利活動法人MAMATO	東京都練馬区豊玉中4丁目1番16号ミオカステール練馬205号
特定非営利活動法人三義	東京都練馬区豊玉北3丁目13番2号継成ビル202号室
特定非営利活動法人みどり環境ネットワーク	東京都練馬区土支田1丁目1番37号
特定非営利活動法人緑の大地	東京都練馬区春日町1丁目11番12号
特定非営利活動法人南アジア遺跡探検調査会	東京都練馬区高野台1丁目21番6-705号
特定非営利活動法人南アジア文化協会	東京都練馬区貫井2丁目1番9号
特定非営利活動法人ミニケアホームきみさんち	東京都練馬区関町北3丁目36番12号
特定非営利活動法人未来をつくるkaigoカフェ	東京都練馬区下石神井6丁目6番2号
特定非営利活動法人ミレニアムシティ	東京都練馬区上石神井1丁目11番12号
特定非営利活動法人武蔵野のはやしとやしきを守る会	東京都練馬区東大泉5丁目10番3号櫟下荘
特定非営利活動法人むすび	東京都練馬区光が丘3丁目9番地3号棟206号室
特定非営利活動法人メディカルコンソーシアムネットワークグループ	東京都練馬区東大泉2丁目42番8-825号
特定非営利活動法人めぶきの会	東京都練馬区西大泉1丁目11番17号
特定非営利活動法人Merry Kids English	東京都練馬区中村北2丁目20番10号牧プロビル3階
特定非営利活動法人山羊さんの贈り物	東京都練馬区貫井2丁目31番23号
特定非営利活動法人薬剤師緊急対応研修機構	東京都練馬区南大泉1丁目33番5号
特定非営利活動法人有機資源循環ネットワーク	東京都練馬区富士見台2丁目37番13号
特定非営利活動法人有機農業生産物ネットワークチャンス	東京都練馬区中村1丁目6番9号
特定非営利活動法人ライトシップ	東京都練馬区富士見台4丁目16番29号
特定非営利活動法人ライフエイド	東京都練馬区大泉学園町1丁目31番8号メルヴェニュー大泉学園401
特定非営利活動法人ライフサポートさくら	東京都練馬区上石神井3丁目16番25号
特定非営利活動法人ライフサポートソリューション	東京都練馬区北町3丁目9番5-601号
特定非営利活動法人ラオス国薪炭林造成協会	東京都練馬区西大泉5丁目23番16号(山路宅内)
特定非営利活動法人楽膳倶楽部	東京都練馬区光が丘5丁目6番4-1108号
特定非営利活動法人ラフカ	東京都練馬区谷原4丁目20番31号ディアコート・

	アクア1階
特定非営利活動法人リハソフト	東京都練馬区桜台1丁目4番12号グリージェM501号室
特定非営利活動法人リブ&リブ	東京都練馬区石神井町1丁目21番4号
特定非営利活動法人レインボー国際協会	東京都練馬区豊玉上2丁目25番7号ゴールドパレス豊玉203
特定非営利活動法人ロングライフサポート	東京都練馬区石神井町4丁目22番10号
特定非営利活動法人若葉	東京都練馬区大泉学園町4丁目18番13号
特定非営利活動法人和の郷	東京都練馬区光が丘6丁目1番4-612号
特定非営利活動法人ASIAN SCHOLARSHIP FOUNDATION	東京都練馬区中村南3丁目19番15号アーバン中村5-205号
特定非営利活動法人BALOMPIE	東京都練馬区土支田3丁目36番10号
特定非営利活動法人CCSN	東京都練馬区東大泉3丁目4番4号
特定非営利活動法人ERS	東京都練馬区高松3丁目18番27号
特定非営利活動法人GNC Japan	東京都練馬区小竹町2丁目16番12号メゾンこたけ103
特定非営利活動法人Hello Kids World	東京都練馬区下石神井4丁目12番5-303号
特定非営利活動法人LIKE WORK	東京都練馬区土支田1丁目1番42-401号
特定非営利活動法人M&P	東京都練馬区大泉学園町7丁目12番23号パークレイン102号
特定非営利活動法人MANABIYA	東京都練馬区上石神井3丁目4番17号コーポ藤102号室
特定非営利活動法人MYフィットネス研究会	東京都練馬区豊玉北4丁目23番1号
特定非営利活動法人nekono	東京都練馬区豊玉南3丁目6番4号
特定非営利活動法人NPOこどもクラブ赤とんぼ	東京都練馬区平和台3丁目22番11号
特定非営利活動法人NPO福祉サロン	東京都練馬区石神井台2丁目8番43号
特定非営利活動法人OFFICE SHI-YOU	東京都練馬区三原台1丁目14番26-204号
特定非営利活動法人PELADA FC	東京都練馬区田柄1丁目5番8号
特定非営利活動法人pipes of piece	東京都練馬区上石神井1丁目13番4-205号
特定非営利活動法人SAVE AFRICA	東京都練馬区氷川台4丁目47番17号-206
特定非営利活動法人SSC谷原アルファ	東京都練馬区谷原1丁目7番5号

4. 練馬区政策文書に見る協働

練馬区政推進基本条例

練馬市の自治基本条例である練馬区政推進基本条例は平成22年12月16日に公布、翌23年1月1日をもって施行された。条例の目的は「練馬区の自治の基本理念、区民等の権利および責務ならびに議会および執行機関の役割等を明らかにし、参加・参画および協働の推進ならびに区政運営の基本的仕組みについて定めることにより、練馬区にふさわしい自治の実現を図り、もって区民福祉の向上に資すること」(1条)で、「区民等および区が、情報を共有し、それぞれに果たすべき役割および責務を分担し、協働することにより、区民による区民のための自律的な地方公共団体を目指す」(3条)を基本理念とする。さらに区政運営の基本原則として(1)区民等の権利及び自主性の尊重しつつ、公益を実現(2)公平公正

透明性の確保 (3) 区民等の主体的参加・参画のもと地域コミュニティに関わる活動主体と協働 (4) 総合的、計画的かつ効率的な区政運営の 4 項を掲げた (4 条)。

第 2 章は「区民等の権利及び責務」では区民等 (区民、区内の事業者・団体) の権利として区政への参画・地域コミュニティへの関与・区との協働、区の管理する情報を知る権利を認め、責務としては区の自治を担い、育むよう努めること、参加・参画に当たり自己の言動に責任を持つことを求める (5 条)。杉並区宮古市と比較すると区民への責務付与は弱めであり、また事業者への独立した条文はない。

第 3 章と第 4 章はそれぞれ「議会の役割等」および「執行機関の役割等」である。議会は議決機関の役割、執行機関の監視及びけん制機能により区民の信託にこたえること (第 6 条) が役割とされ責務の規定はない。執行機関は「その権限と責任において、公正かつ誠実に事務を管理し、および執行する」(7 条) が役割とされ、区長に対しては地域資源の有効活用と質の高い行政サービスの効果的かつ効率的な提供、議会への議案提出、予算の調製と執行、公共施設の設置管理事務、職員の指揮監督及び必要な能力の増進及び発揮に努めることを役割及び責務とする (8 条)。職員には効果的かつ効率的な行政サービスの提供、協働を柱とした区政運営を担い、自ら考え行動することが責務と規定される (9 条)。

第 5 章は「参加・参画および協働の推進」として、区及び区長に対し、区民等の区政への参加・参画の推進と必要な施策 (10 条)、地域コミュニティの活動主体の自発性および主体性の尊重と必要な支援 (11 条) を求めている。

第 6 章は「区政運営の基本的仕組み」として基本構想の策定 (13 条) 計画等への区民意向の反映 (14 条) 情報公開 (15 条) 個人情報保護 (16 条) 行政手続の攻勢と透明性の向上 (17 条) 区民の要望・意見・提案等の反映 (18 条) 行政評価の実施 (19 条) 財政運営の自主自律と情報公開 (20 条) 附属機関等の会議の公開と区民参画 (21 条) について規定する。

第 7 章は区民投票制度の設置と手続や要件などの仔細は別の条例を定めるように求めている (22 条)。第 8 章「国等との関係」では国及び東京都の役割分担と対等な協力 (23 条)、他の地方公共団体及び国との連携と協力 (24 条) を求める。

第 9 章「条例の位置づけ等」では「区は、他の条例、規則等の制定または改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければならない」(25 条) とされるが、最高法規性の明記はない。26 条では改正規定として、改正時の審議会への諮問を求めている。

グランドデザイン構想

練馬区では一連の総合計画文書の最上位として、区民と共有して、様々な課題に取り組むべき将来像を「グランドデザイン構想」として平成 30 年 6 月に取りまとめた。文書では概ね 10 年後から 30 年後の将来像の提示をめざし、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の 3 分野で構成されている。その前書きでは「区政を「参加と協働」から「参加から協働へ」と深化させ、練馬ならでの自治の想像へ向けて、更に前へ進みたい」と協働への強い期待を

著している。

「区民参加と協働」の現状と課題として、区内 252 の町会・自治会を中心とする「地縁に基づく互助」と区民の自由な社会貢献活動としての NPO・ボランティア団体など「区民活動」、区が行う行政サービスを指す「公助」に分け、いずれも活動の維持・継続・充実に対する「組織の課題」を抱えていると指摘する。各組織のリソース不足について他の区民や団体の力を借り、協働するという発想の不足が問題であり、区の支援も個々の活動に対するものに個別化してしまっていると指摘する。

展望として自治会等と NPO 等の協働により、互いの強みにより互いの組織の課題に対応し、様々な地域の課題に対処できるようになると考え、これら活動への区民等の参加の促進、区民や団体感の信頼醸成、区民等の自由な発想を具現化する区での取り組み、区組織の縦割りを超え、区民参加と協働を推進する取り組みが「新たな「自治」の想像への芽生え」となるとかたっている。

区での取り組みとしては以下の 4 つを基本方向とする。

- ① 様々な区民や団体が、地域のことをわが事として考え、地域活動に一步踏み出し、協働の取り組みを始めるためのきっかけづくり
- ② 区民参加と協働の取り組みが、持続的に発展していくために必要な、区民や団体同士の信頼関係の醸成
- ③ 区民参加と協働の取り組みにつながる、区民や団体の自由な発想から生まれるアイデアの具現化に向け、区もともに考え、行動する仕組みづくり
- ④ 区組織の縦割りを超え、区民参加と協働を推進する体制づくり

そして特に「地縁に基づく互助」がその網羅性と包括性、防災や見守り当有事のための活動などで地域のために欠かせないとして、重視しており、「区は、地域の現場で、様々な区民や団体が、互いの強みを生かして組織の課題に対応し、地域の課題に協働して取り組めるよう支援」と宣言する。

第 2 次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）

「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」は平成 31 年 3 月にまとめられた。平成 31 年から 35 年までの 5 年間で射程としており、「ランドデザイン構想」で示された将来像のもとに、3 つの基本理念と 6 つの施策の柱を示す「基本計画」部と更にそれを個別の施策に落とし込むために 5 年間の戦略計画と 3 年間の年度別取組計画、財政フレームからなる「アクションプラン」部によって構成されている。

3 つの基本理念は「区民サービスの向上」「区民協働による住民自治」「区政改革の徹底」が掲げられた。6 つの施策の柱は「子どもたちの笑顔輝くまち」「高齢者が住みなれた地域

で暮らせるまち」「安心を支える福祉と医療のまち」「安全・快適、みどりあふれるまち」「いきいきと心豊かに暮らせるまち」「区民とともに区政を進める」と示された。「協働」の字が基本理念に置かれているように、6つの施策のそれぞれの課題解決には区民との協働による取組がそれぞれに盛り込まれ、更に全般的な施策が施策の柱6「区民とともに区政を進める」にまとめられた。

施策の柱6では「参加から協働へ」の深化が再度うたわれている。また施策6は区の耐区民窓口サービスの向上がセットとして含まれている。施策の方向性としてははじめに「町会・自治会の活性化を促進する」と「区民協働の取り組みを推進する」事が挙げられており、主要な取り組みとしては様々な地域活動を行う町会・自治会組織の基盤強化として転入者へのパンフレット配布や竹彩の呼びかけなどの加入促進活動、組織活性化のために町会・自治会が作成した「これからの町会・自治会運営のヒント集」の活用が挙げられる。また協働の取り組みとして、従来の「練馬の未来を語る会」「ねりまちレポーター」といった事業に加え、「(仮称)練馬こどもCafé」、コンビニや薬局と連携した「街かどケアカフェ」、「地域別防災マップ」作成、区民による公園管理や私有地のみどりを地域で守る「みどりのムーブメント」、区民の地域活動参加意欲を後援する「パワーアップカレッジ練馬」、区民アイデアを具現化する地域おこしプロジェクト実施団体の増加を列挙している。

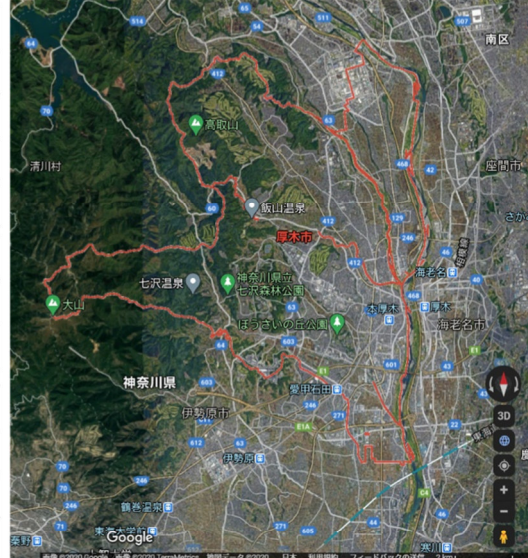
基本計画の施策6の協働に関する部分を具体的に戦略計画に落とし込んだものがアクションプランの戦略計画20「区民協働による住民自治の創造」となる。5年後の目標を「地域に根ざした区民の自発的活動が、区内の至るところで活発に行われるよう、協働の取り組みを推進」としている。

5か年の取組は、第1を「町会・自治会の活性化」と起き、基本計画と同様の文が書かれている。取組の第2は「区民や団体の皆様と区が一体となって課題を解決」とされ以下の2つに分かれている。「協働の取り組みの活性化」として基本構想に挙げた各事業とともにパワーアップカレッジ練馬を福祉、防災、農、みどり、エコスタイルの5分野に拡大、自治会との人材マッチングを行うこと、また地域活動人材育成等の充実を図る「練馬Enカレッジ」事業を統合すること、地域団体の活動・情報交換の場として「相談情報ひろば」の機能充実と増設を盛り込む。「地域おこしプロジェクトの充実」としては実施団体の増加、活動発展段階に応じた助成額の増加の仕組みや専門家による経営相談等の支援充実と、プロジェクトへの区職員の参加を挙げている。

最後に年度別取組計画では、「こどもCafé」などは他の戦略計画のもとの事業として、戦略計画20の事業としては、地域文化部地域振興課が実施する自治会加入促進活動等の自治会活性化事業、地域文化部協働推進課による「相談情報ひろば」増設、運営事業、「パワーアップカレッジねりま」のリニューアル事業、「地域おこしプロジェクト」の支援内容充実事業が盛り込まれている。

厚木市 (政策満足度 やや満足 自治会 29.8 % 2 位、市民 27 % 2 位)

面積	93.84 km ²	11 位
人口	225089 人	7 位
うち外国人	3.3 %	2 位
うち65歳以上	22.9 %	10 位
人口密度	2398.6 人	3 位
産業構造 1次産業	1.3 %	11 位
2次産業	27.4 %	5 位
3次産業	71.3 %	7 位
法人数	7717 社	6 位
10万人当	3428 社	6 位
社団	28 社	9 位
NPO	38 社	11 位



市歳出総額	901 億円	6 位
うち委託料	8.5 %	7 位
うち補助費	4.9 %	12 位

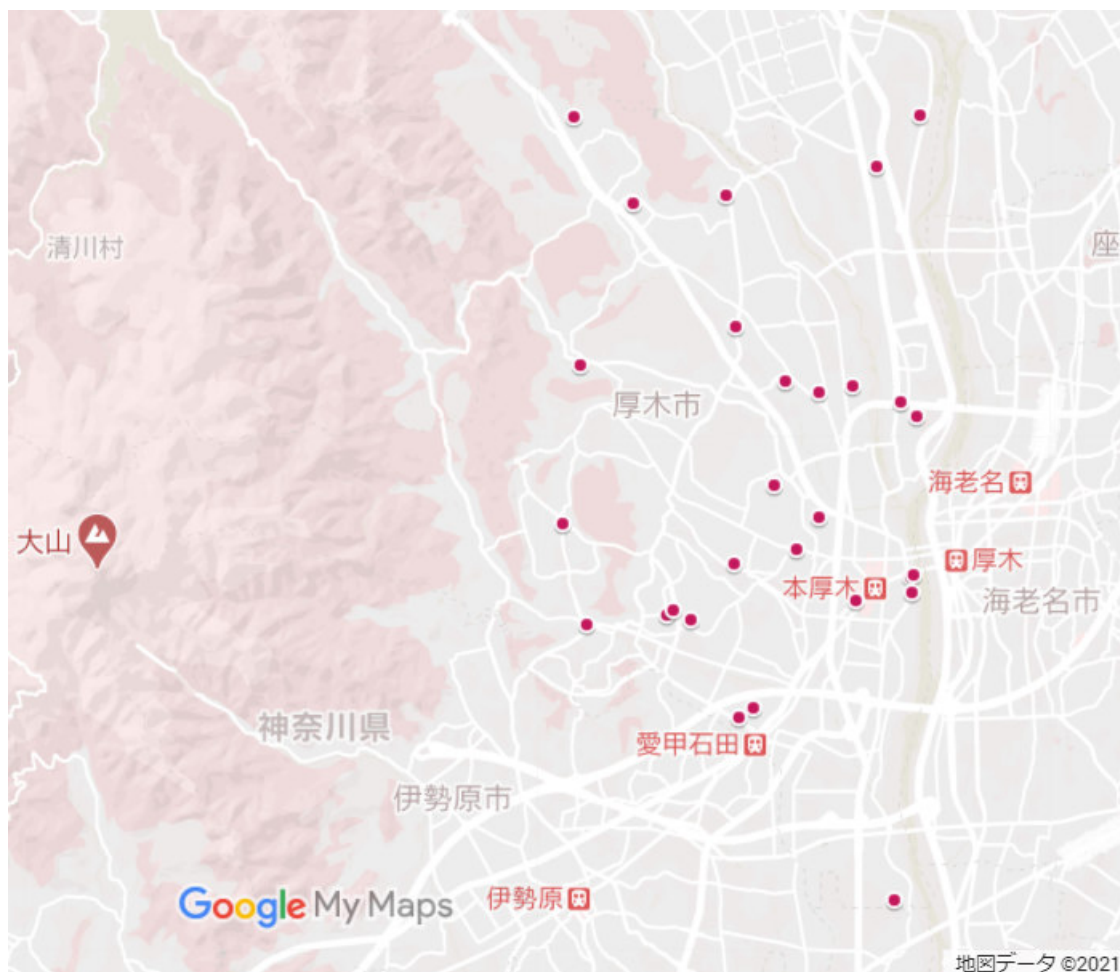
市職員数	2007 人	6 位
うち一般行政	1000 人	7 位
うち住民関連	12.0 %	2 位

政治							
市長(2017)	小林常良	生年	1949 年	自民	立国社共	他	県議自民割合
党派	自民党	当選	2007 年	2 人	0 人	1 人	67 %
前歴	厚木市職員・厚木市議・神奈川県議			参院比例(2018)	35.2 %	35.2 %	3 位
				13都市順位	10 位	9 位	
自治基本条例	あり						

市沿革	<p>厚木市は、昭和30年に1町(厚木町)4箇村(南毛利村、睦合村、小鮎村、玉川村)が合併して、人口約31,000人の市となり、次いで3箇村(相川村、依知村、荻野村)が加わり、今の厚木市が誕生しました。古く江戸時代は、「小江戸」と呼ばれ、交通の要衝として栄えてきましたが、大正15年(1926年)の相模鉄道、昭和2年(1927年)の小田急線の開通により、東京、横浜との結びつきは一層深まり、市制施行後の昭和40年前後に国道246号、東名高速道路が開通し、市内にも工業団地や住宅団地などが建設され、都市化が急速に進みました。</p> <p>その間、昭和45年には都市計画法の施行により市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(線引き)が行われ、現在の都市計画の基礎が定められました。</p>
市マスタープランの標語	元氣あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ

厚木市公式ウェブサイト、<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/index.html>

2. 市議会議員の分布

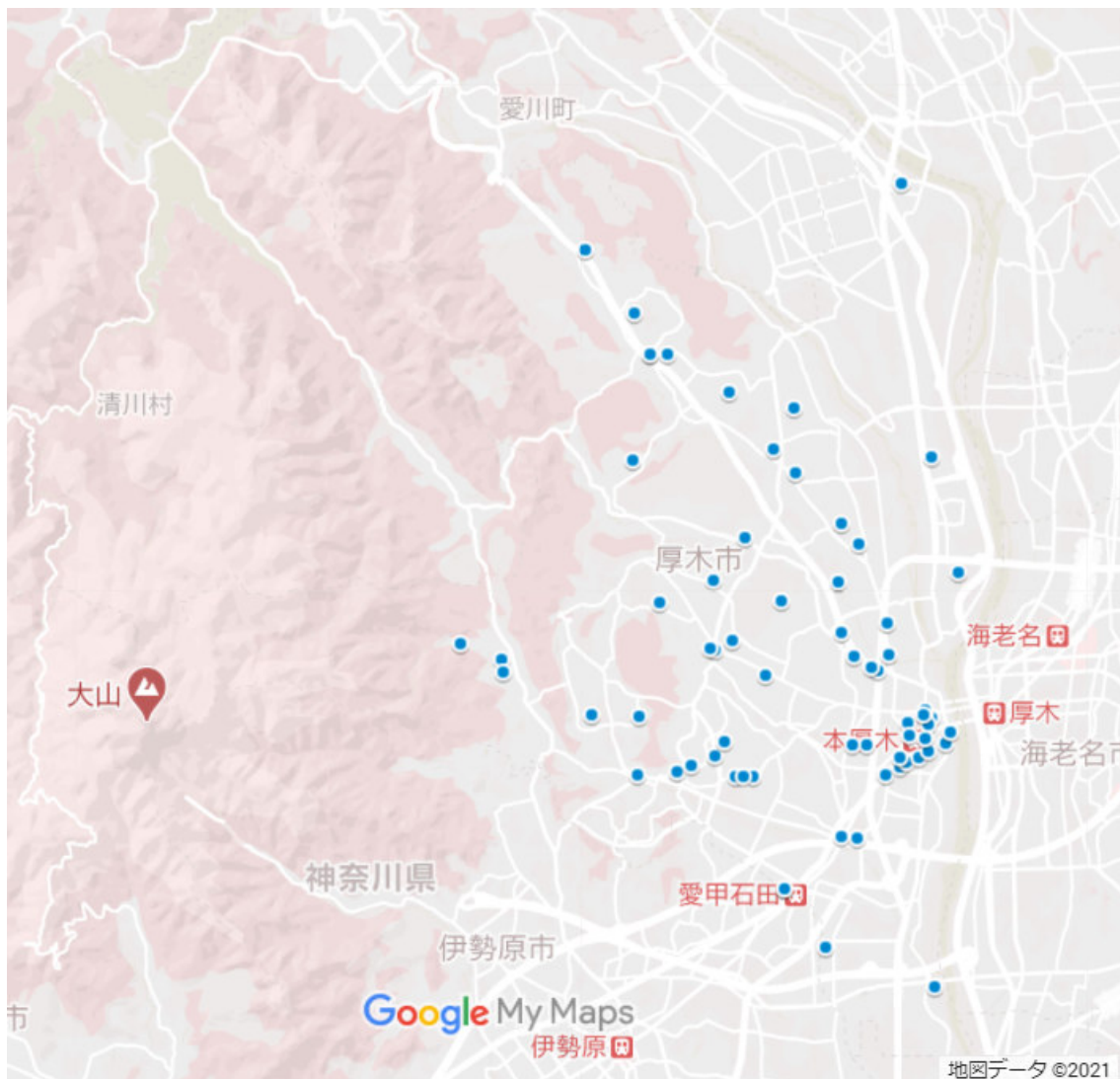


氏名	住所	会派	常任委員会
高田 昌慶	厚木市幸町 10-15 オフィスナンバ 2階	きずな	環境教育常任委員会・予算 決算常任委員会
後藤 由紀子	厚木市妻田北 3-3-2 1	無会派	市民福祉常任委員会・予算 決算常任委員会
松本 樹影	厚木市上荻野 1344-1	きずな	都市経済常任委員会・予算 決算常任委員会・中心市街 地活性化特別委員会
奈良 直史	厚木市及川 1-14-25	ネクストあ つぎ	市民福祉常任委員会・予算 決算常任委員会
三橋 文男	厚木市小野 2298-1	ネクストあ つぎ	総務企画常任委員会・予算 決算常任委員会
高田 浩	厚木市鳶尾 5-2-17	無会派	環境教育常任委員会・予算 決算常任委員会
井上 敏夫	厚木市金田 727	あつぎの会	都市経済常任委員会・予算 決算常任委員会・広報広聴

			特別委員会・中心市街地活性化特別委員会
名切 文梨	厚木市戸室 1-24-20-606	あつぎの会	総務企画常任委員会・予算決算常任委員会・議会運営委員会
栗山 香代子	厚木市恩名 5-8-1-1301	日本共産党	環境教育常任委員会・予算決算常任委員会（副委員長）・議会運営委員会（副委員長）・広報広聴特別委員会
池田 博英	厚木市愛甲 3-26-15	日本共産党	市民福祉常任委員会・予算決算常任委員会・中心市街地活性化特別委員会
田口 孝男	厚木市妻田北 2-16-18	ネクストあつぎ	環境教育常任委員会（副委員長）・予算決算常任委員会・広報広聴特別委員会（委員長）
高橋 豊	厚木市愛甲 4-5-5	ネクストあつぎ	都市経済常任委員会（委員長）・予算決算常任委員会・議会運営委員会・中心市街地活性化特別委員会
瀧口 慎太郎	厚木市長谷 1526	ネクストあつぎ	総務企画常任委員会（委員長）・予算決算常任委員会
寺岡 まゆみ	厚木市戸室 2-23-20	公明党	総務企画常任委員会・予算決算常任委員会
遠藤 浩一	厚木市中町 4-10-4-406	公明党	市民福祉常任委員会（委員長）・予算決算常任委員会・議会運営委員会・広報広聴特別委員会
山崎 由枝	厚木市棚沢 205-3	公明党	市民福祉常任委員会・予算決算常任委員会・広報広聴特別委員会
望月 真実	厚木市幸町 9-6-1	新政あつぎ	環境教育常任委員会・予算決算常任委員会・議会運営委員会・広報広聴特別委員会
高村 真和	厚木市森の里 3-2-8	新政あつぎ	都市経済常任委員会・予算決算常任委員会・中心市街地活性化特別委員会
高橋 知己	厚木市毛利台 3-28-12	新政あつぎ	総務企画常任委員会（副委員長）・予算決算常任委員会
難波 達哉	厚木市下荻野 1413	ネクストあつぎ	都市経済常任委員会・予算決算常任委員会・広報広聴特別委員会・中心市街地活

			性化特別委員会
井上 武	厚木市幸町 2-9	ネクストあ つぎ	環境教育常任委員会・予算 決算常任委員会
神子 雅人	厚木市戸田 1862-1	ネクストあ つぎ	市民福祉常任委員会・予算 決算常任委員会（委員長）・ 議会運営委員会（委員長）
川口 仁	厚木市山際 1020-4	公明党	環境教育常任委員会（委員 長）・予算決算常任委員会・ 議会運営委員会・中心市街 地活性化特別委員会（委員 長）
田上 祥子	厚木市林 2-24-10	公明党	都市経済常任委員会・予算 決算常任委員会・中心市街 地活性化特別委員会
渡辺 貞雄	厚木市飯山 4544	あつぎみら い	都市経済常任委員会（副委 員長）・予算決算常任委員 会・中心市街地活性化特別 委員会（副委員長）
松田 則康	厚木市猿ヶ島 233-1	あつぎみら い	総務企画常任委員会・予算 決算常任委員会・議会運営 委員会・広報広聴特別委員 会
新井 啓司	厚木市毛利台 3-30-6	きずな	市民福祉常任委員会（副委 員長）・予算決算常任委員 会・議会運営委員会・広報広 聴特別委員会（副委員長）
石井 芳隆	厚木市金田 478	きずな	総務企画常任委員会・予算 決算常任委員会

3. NPO の分布



特定非営利活動法人アールラボスポーツアカデミー	神奈川県厚木市中町1丁目7番地24
特定非営利活動法人あいえる	神奈川県厚木市三田南2丁目16番地25号伊豆様方
特定非営利活動法人愛甲福祉会	神奈川県厚木市飯山426番地6
特定非営利活動法人あうん	神奈川県厚木市田村町10番3号
特定非営利活動法人あおぞら178	神奈川県厚木市蔦尾2丁目2番19
特定非営利活動法人アジュールの会	神奈川県厚木市旭町1丁目15番8号
特定非営利活動法人アジア高等教育支援機構	神奈川県厚木市毛利台3丁目8番13号
特定非営利活動法人厚木あすなろの会	神奈川県厚木市上荻野251番地
特定非営利活動法人厚木インディーズA-I-M	神奈川県厚木市上落合440番地-1階
特定非営利活動法人厚木スポーツコミュニティ	神奈川県厚木市毛利台2丁目10番9号
特定非営利活動法人厚木つばきの会	神奈川県厚木市飯山3062番1
特定非営利活動法人あつぎテアトロ	神奈川県厚木市宮の里4丁目1番3-204号
特定非営利活動法人厚木なのはな	神奈川県厚木市下荻野1173番地1号クレスト睦美野2B-106

特定非営利活動法人厚木の川の環境を良くする会	神奈川県厚木市寿町2丁目1番27号東和観光 (有)内
特定非営利活動法人あつぎ福祉ネットワーク	神奈川県厚木市愛甲1丁目7番6号
特定非営利活動法人井泉	神奈川県厚木市上荻野251
特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木	神奈川県厚木市中町3丁目18番5号
特定非営利活動法人NPO厚木診断士の会	神奈川県厚木市森の里1丁目29番2-103号
特定非営利活動法人NPOあつぎみらい21	神奈川県厚木市長谷1248番地3
特定非営利活動法人エンジェルランド	神奈川県厚木市水引2丁目12番36号
特定非営利活動法人オーソレイユ	神奈川県厚木市長谷825-8観音坂アパート 101
特定非営利活動法人神奈川県自然保護協会	神奈川県厚木市林5丁目15番10号
特定非営利活動法人神奈川県障害者自立生活支援センター	神奈川県厚木市愛甲1丁目7番6号
特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク	神奈川県厚木市旭町1丁目9番7号旭町三紫ビル303
特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会	神奈川県厚木市中町2丁目13番14号サンシャインビル604号
特定非営利活動法人かみつれ	神奈川県厚木市七沢2601番地
特定非営利活動法人かもめウォーキングアカデミー	神奈川県厚木市中依知85番地1本厚木スカイ ハイツ129
特定非営利活動法人観光文化研究所	神奈川県厚木市森の里若宮9番1号松蔭大学内
特定非営利活動法人グリーン成長桜	神奈川県厚木市上荻野956番地5
特定非営利活動法人公共保育支援機構	神奈川県厚木市金田711番地
特定非営利活動法人国際康復療術協会	神奈川県厚木市中町1丁目5番10号8F
特定非営利活動法人子どもとシニアのこころ支援の会	神奈川県厚木市恩名1丁目6番56-107号
特定非営利活動法人子ども未来じゅく	神奈川県厚木市水引2丁目12番29号
特定非営利活動法人サンタの家	神奈川県厚木市中町2丁目13番10号
特定非営利活動法人市民後見の会かながわ	神奈川県厚木市王子2丁目15番18号
特定非営利活動法人障害者支援センター鮎の風	神奈川県厚木市上依知226番地の1
特定非営利活動法人 昭和歴史館	神奈川県厚木市上荻野1905番地1
特定非営利活動法人しらね	神奈川県厚木市妻田北4丁目5番56号
特定非営利活動法人縄文気功の会	神奈川県厚木市七沢1826番地
特定非営利活動法人すまいとまちづくり研究会	神奈川県厚木市下古沢725番地2
特定非営利活動法人成年後見あつぎ	神奈川県厚木市小野2136番地
特定非営利活動法人大気イオン地震予測研究会 e-PISCO	神奈川県厚木市下荻野1030番地神奈川工科大学工学部機械工学科
特定非営利活動法人玉川アルプホルンクラブ	神奈川県厚木市七沢1303番地
特定非営利活動法人Ty	神奈川県厚木市中町2丁目2番19号
特定非営利活動法人東南アジア医療支援機構	神奈川県厚木市船子232番地
特定非営利活動法人日本ティーボール協会神奈川県連盟	神奈川県厚木市飯山3219番地
特定非営利活動法人日本わらべうた協会	神奈川県厚木市林1丁目17番1号
特定非営利活動法人脳外傷友の会ナナ	神奈川県厚木市毛利台3丁目18番7号
特定非営利活動法人Heart34	神奈川県厚木市旭町1丁目31番9号
特定非営利活動法人ハートラインあゆみ	神奈川県厚木市中町4丁目6番11号山口ビル 201
特定非営利活動法人ヴァーチャーズ・プロジェクト・ジャパン	神奈川県厚木市船子1220番地
特定非営利活動法人ヒューマンワールド神奈川	神奈川県厚木市妻田南1丁目2番31サウス妻田

特定非営利活動法人病態解析研究所	神奈川県厚木市妻田東2丁目10番6号
特定非営利活動法人フィールドエッグ	神奈川県厚木市旭町2丁目10番20号レジデンス伊藤112B外字
特定非営利活動法人福祉グループコアラ県央	神奈川県厚木市鳶尾5丁目12番8-1-101号
特定非営利活動法人福祉住環境整備ラウレア	神奈川県厚木市温水2038番地2
特定非営利活動法人防犯パトロールブルーライン	神奈川県厚木市長谷1288番地1
特定非営利活動法人みどりの風	神奈川県厚木市飯山3188番地1
特定非営利活動法人宮ヶ瀬湖ボートクラブ	神奈川県厚木市飯山2170番地32
特定非営利活動法人ゆうかり	神奈川県厚木市幸町1番10号
特定非営利活動法人ゆくりこ	神奈川県厚木市小野2164番地の2
特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト	神奈川県厚木市下荻野465番地9
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブキャリージョイ	神奈川県厚木市恩名1丁目16番68号アルカディアマキ101号
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブさち	神奈川県厚木市戸室1丁目32番18号B
特定非営利活動法人わーくあーつ	神奈川県厚木市幸町10番18号
特定非営利活動法人ワンサイドリバー	神奈川県厚木市戸田2528番地11
特定非営利活動法人NLO相互	神奈川県厚木市泉町11番地15号

4. 厚木市政策文書に見る協働

厚木市自治基本条例

「厚木市自治基本条例」は平成22年12月24日に施行された。平成20年8月依頼公募市民33人による1年間の検討会議、学識者や市民団体役員等15人による「自治基本条例策定委員会」を経て素案を作成し、パブリックコメント、市民説明会などを経ての制定であった。

厚木市の自治基本条例は「厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする」(1条)。また2条において、「最も尊重すべき条例」とその最高規範性を明記、自治基本条例を基幹とする条例等の体系化を指示する。

第2章「自治の基本理念」では(1)人と人との絆を大切にする自治(2)協働による自治(3)自然の循環と文化を大切にする自治の3つを基本理念として掲げ(4条)、第3章「自治の基本原則」で以下の5つの原則を掲げている。

(1) 市民自治の原則 ア 自治の主体は、市民であること。イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則 ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。イ 相互の活動への参加を広げること。ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則 ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認

識すること。イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則 ア 相互に説明責任を果たすこと。イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則 ア 自然との共生を図ること。イ 文化の継承及び創造に努めること。

(5条)

第4章は「市民」と題して、市民、子ども、事業者の権利と責務について述べている。市民の権利としては(1) 安心・安全に生活する権利 (2) 知る権利 (3) まちづくりに参加する権利の3つを挙げ(6条)、まちづくりに関心を持ち参加に努めること(ただし不参加による不利益を受けない)、言動に責任を持つこと、行政サービスに伴う負担の分担の3つを責務としてあげる(7条)。18歳以下の子どもの権利としては市民の権利に加え、特に(1) 生きる権利 (2) 育つ権利 (3) 守られる権利が記され、市民、議会及び市長等に保護と支援を要求する。その責務は年齢に応じて市民の責務を負うとする(8条)。事業者は市民の権利及び責務を帯び、地域社会の一員として、周辺環境との調和と暮らしやすいまちづくりへの寄与が求められる(9条)。

第5章は「議会及び議員」と題し、議会に市民意思の把握と反映、重要政策の議決と行政運営の監視等、議会活動及び審議についての情報公開と市民に開かれた議会運営を役割と責務として課し(10条)、議員においては議会の役割及び責務を認識し、公正かつ誠実に職務に当たること、調査研究活動等を通じ、地震の審議能力および政策提案能力の向上に努めることとされた(11条)。

第6章「市長、市長等および市職員」では市長に対し、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行すること、意思決定経緯に関する市民への説明責任、毎年度の市政運営方針の明示と取組状況の説明を責務とする(12条)。市長等(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)には行政運営について市長と同様の任を負い、また相互の連携協力を求める(13条)。そして市職員に対しては市民全体の奉仕者としての自覚と公正、誠実、適切な行動、社会状況の変化、ニーズの変化、事務事業の目的を常に認識すること、政策立案、遂行能力の向上を課している(14条)。

第7章は「行政運営」について定め、市長等は自治の基本原則に基づき参加及び協働、資源の最大限かつ最大効率の追求により市民福祉の充実及び成果重視の視点で行政運営を行う(15条)とし、総合計画の策定と議決(16条)、市組織の編成と人材育成を求める(17条)。第7章では他に行政評価(18条)、財政運営(19条)、危機管理(20条)、情報公開等(21条)、個人情報保護(22条)、法令遵守(23条)、法令解釈等(24条)、行政手続(25条)、市民からの要望等への対処(26条)、行政処分等に対する不服への対処(27条)について定めている。

第8章「参加及び協働の推進」ではまず市長等に市民の意見等を政策等に反映する仕組みの整備と提出されたい検討の概要と回答の公表を求める（28条）。続いて条例等の制定（29条）と事業実施（30条）、審議会等の運営（31条）に市民参加の機会を与えるよう市長等に求める。続いてコミュニティ団体の規定があり、市民、議会及び市長等はコミュニティ帯の重要性を認識し、その自主自立を尊重するよう求め（32条）、コミュニティ団体との協働及び必要な支援を市長等に求める（33条）。またコミュニティ団体を地区単位でまとめて地区の課題に総合的に取り組む組織として地区市民自治推進組織の設置を定めている（34条）。市民に地域の課題の共有と解決への意識高揚を求め、市長等にはそれを促進する意識情勢や人材育成の施策を求め（35条）、最後に住民投票制度の設置を定めている（36条）。住民投票に関する詳細な規定は別に厚木市住民投票条例が平成24年12月に公布（翌年4月施行）されている。

第9章「広域連携及び交流」では国や他の地方公共団体との連携や交流及びそれらへの市民参加を求める（37条）。第10章は自治基本条例の運用状況の点検のための「自治基本条例推進委員会」の設置を定め（38条）、第11章は条例の4年以内ごとの市民参加による見直しを求める（39条）。最後に第12章「自治基本条例の改正」として市長に対し、改正時に制定時と同等の市民参加その他の方法を踏襲するよう求める。

市民参加条例

厚木市市民参加条例は、自治基本条例29条の条例等の制定等への市民参加を実施するため、従来あったパブリックコメント手続に加え、複数の市民参加の手段を実施すべく、手続条例として制定され、平成24年4月に施行した。「自治基本条例の趣旨にのっとり、市民参加に関する基本的な事項を定め、及び市民参加できる仕組みを整備することにより、市民参加によるまちづくりの推進に資することを目的」（1条）とする。

条例では市民参加の基本原則として、「市民と実施機関が必要な情報を共有すること、市民が意見等を述べる機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する実施機関の考え方が明らかにされること」（3条）を挙げ、市民に対し、自己の言動に責任を持って参加することと市民相互の自由な発言の尊重を求め（4条）、市民参加の実施機関には、参加しやすい環境の整備、提出意見の十分な考慮と政策への反映か反映不可の理由の公表を責務として求める（5条）。

本条例によって定められた市民参加の手法は（1）市民の意見等を反映させるため、当該対象事案に関わる必要な事項を公表して広く市民の意見等を募集し、当該意見と意見に対する考え方を公表する「パブリックコメント手続」（2）合意形成に資するため、必要な事項を市民に説明し、市民と意見交換を行う「意見交換会」（3）多様な視点から検討するため、実施機関が設置し、市民の運営によって議論を行う「市民会議」（4）多様な市民の提案を引き出すため、実施機関と市民とのグループ討議等の共同作業を行う「ワークショ

ップ」(5) 市民の意見等を把握するため、当該対象事案に係る調査項目を設定し、期間内に市民に回答を求める「意向調査」の5つが規定され(定義は2条)、それぞれの手続について定められている。

また条例は実施機関に対し、毎年度の市民参加手続実施予定および前年度の実施状況の公表(16条)、厚木市自治基本条例推進委員会による市民参加手続の実施状況についての点検評価及びその結果の公表(17条)、その他の参加としての説明会実施時の必要事項の公表(18条)、その他細則の制定(19条)を求める。

市民協働推進条例

厚木市市民協働推進条例は、「自治基本条例の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定め、並びに市民、市民活動団体及び市の役割等を明らかにすることにより、市民協働によるまちづくりの推進(以下「市民協働の推進」という。)に資することを目的」(1条)として、平成24年10月11日に公布施行された。条例は自治基本条例に言う「市民」及び「市長等」を市民協働の担い手とし、「両者が不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力すること」を「市民協働」の定義とし、また自治基本条例のコミュニティ団体その他の団体で、非営利的に市民協働に取り組む団体(宗教的・政治的・公益を害するものを主目的とする場合を除く)を「市民活動団体」と規定する(2条)。

条例は協働推進の基本原則として、担い手間の(1)対等(2)自主性(3)相互理解・尊重・役割分担(4)共通目的のものと結集(5)情報公開による公正制および透明性の確保を掲げる(3条)。

担い手として市民は基本原則のものと協働推進への参加と市民協働事業を通じたまちづくりの主体としての行動が「できる」とされる(4条)。次に市民活動団体の役割として、協働推進に当たり、専門性を十分活用すること、適正な団体運営と市民への活動周知、他の市民活動団体との連携協力が求められる(5条)。市の責務としては協働推進のための施策の策定実施と必要な財政支援と助言、市職員に対する協働のための研修等が求められ、市職員には事務事業の執行を協働の観点から検討し、市民及び市民活動団体の参加を容易とするよう求めている(6条)。市に対しては、他にも協働の担い手となる人材の育成と市民に対し協働の意義を啓発すること(8条)、協働推進の拠点施設と体制の整備(9条)が求められる。

市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進することが求められる。担い手は市長等が定めた必要事項に沿って、特性を生かした市民協働事業を提案でき、市は実施協働事業の目的、内容、成果等の公開と評価結果の公表が求められる。また市は市の業務のうちから市民及び市民活動団体の特性を活かせるものは委託等の機械確保に努め、必要な情報を提供することも求められている(7条)。

協働推進のための制度として、10条では厚木市市民協働推進基金が設置され、市の一般

会計より毎年度の積立てが求められ、その運営について定めている。11条では条例の運用状況の点検のために市民等で構成する「厚木市市民協働推進委員会」の設置を定める。最後に委員会の意見を踏まえた4年以内ごとの条例運用評価と必要な処置を市長に（12条）、細則の制定を市長等に求める（13条）。

第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」

厚木市の現在の総合計画は自治基本条例制定以前の平成21年3月に策定され、令和2年度までを計画期間とする第9次計画である。計画は全期間を通しての基本構想と、前後半各6年の基本計画、またそれぞれに3年間ごとの実施計画の3段階からなる。

基本構想では将来都市像とまちづくりの目標、重点戦略が示されている。将来都市像のスローガンは「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市あつぎ」であり、「協働・交流」がスローガンに組み込まれている。まちづくりの目標は(1)支え合い、安心していきいきと暮らせる元気なまち(2)誰もが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長する元気なまち(3)みんなで作る、自然環境と共生する元気なまち(4)にぎわいあふれる、快適で利便性の高い元気なまち(5)市民の信頼に応える、ひらかれた行政経営の元気なまちの5つが掲げられている。目標達成のための重点戦略として(1)未来を担う人を育てる戦略(2)持続ある都市の発展を進める戦略(3)地域力を高める戦略の3つが「ひと」、「まち」、「くらし」のそれぞれを担当するものとしてあげられる。目標・戦略ともに協働を推進する特定の項目はなく、それぞれの項目中に協働や市民参加を促すような形式である。

基本計画

基本構想を反映し、後半の6年を司る第2期基本計画をみると、各目標に対応した5つの基本政策分野に基本施策・単位施策が連なる形式をとっている。そのうち特に市民参加・協働にかかわる基本施策としては目標1に対応した安心政策のもとにおかれた「多様な市民活動が共存する社会の実現」と目標5に対応した信頼政策のもとに置かれた「市民参加・市民協働の推進」の2つである。また両基本施策は「くらし」の重点戦略に、前者は「ひと」の重点戦略にも関わっているものと分類されている。

基本施策「多様な市民活動が共存する社会の実現」では、社会環境の変化に伴う市民ニーズの複雑・多様化、地域コミュニティにおける多文化共生への取組、海外友好都市との交流が行われている一方、課題として、市民と行政の目標の共有と協働、地域での見守り活動や福祉活動の周知と共助の意識啓発により地域福祉活動の担い手育成、多文化共生意識のさらなる醸成、平和に対する意識啓発、海外交流への市民参加の充実が挙げられている。

施策の基本方針として(1)市民活動の充実(2)地域福祉活動の推進(3)多文化共生社会

の実現(4)平和な社会の実現(5)国際交流の推進の5つの単位施策が挙げられており、達成目標として市民満足度調査における「地域コミュニティ活動が行われている」(平成26年度53.0%、令和2年度目標値61.0%)、「多文化共生社会・平和な社会の実現が図られている」(平成26年度42.0%、目標値55.0%)の2つの値、市内で活動する市民活動団体数(平成25年度172団体、目標値195団体)、海外友好都市などとの交流活動件数(平成25年度22件、目標値27件)、平和推進事業の参加者数(平成24,25年度平均400人、目標値令和2年度675人)の各数値が挙げられている。

基本施策「市民参加・市民協働の推進」では地方分権の進展、自治基本条例・市民参加条例・市民協働推進条例の制定、市民の信頼が必要という現状と地方自治体への権限移譲に応えた自律した市政運営、誰もが実感できる市民参加・市民協働、情報公開と市民ニーズの的確な把握を課題として挙げている。施策の基本方針としては(1)自律した自治の推進(2)市民参加・市民協働の仕組みづくり(3)市民への積極的な情報提供の3つが挙げられ、達成目標として、市民満足度調査の「市民協働による行政運営が推進されている」(平成26年度42.1%、目標値57.0%)、「積極的な情報公開が推進されている」(平成26年度46.1%、目標値55.0%)の2つの値、市民対話等における要望の対応率(平成21~25年度平均78.6%、目標値81.0%)、市ホームページのアクセス件数(平成25年度971.3万件、目標値1075万件)を掲げている。

実施計画

厚木市の総合計画の第3階層に当たる実施計画において、最終となる第4期実施計画は2018年度から2020年度を対象とし、「総仕上げ実行プラン」として、「本市を取り巻く社会環境の変化や将来の予測を的確に捉えた上で、達成目標以上の成果を挙げ、基本構想に掲げる将来都市像「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を実現させるとともに、次期総合計画につなげるための計画」(第4期実施計画pp.1)と位置づけられている。

基本施策「多様な市民活動が共存する社会の実現」に属する事業は以下の9つである。まず市民活動の充実に関わるものとして、15の地域づくり推進委員会似補助金を交付する「コミュニティ推進事業」、地域集会施設整備の補助金を交付する「地域集会施設建設費等補助事業」、市民活動団体の活動拠点整備と人材育成を行う「市民活動推進事業」があり、協働安全部市民協働推進課が担当する。

次に地域福祉活動の推進に関わるものがあり、社会福祉協議会等に補助・交付金を交付する「社会福祉団体等助成事業」、市内15地区の代表者からなる厚木市地域福祉推進協議会を開催し、15地区の地域福祉推進委員会を支援する交付金を交付し、地域福祉計画を策定する「地域福祉推進事業」、生活困窮者の自立就労支援の相談及び住居確保給付金を支給し、就労準備支援及び学習支援を実施する「生活困窮者自立支援事業」があり、福祉部福祉総務課が担当する。

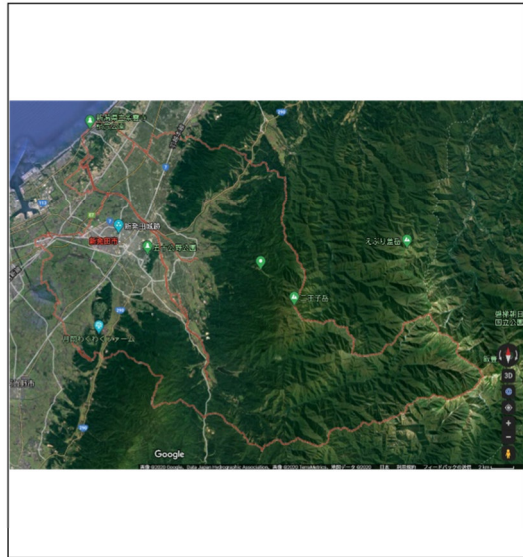
多文化共生社会の実現に関わる「多文化共生交流事業」では外国籍市民懇話会、日本語講座等、インターナショナルティーサロンの開催、災害時通訳ボランティアの育成を行い、協働安全部市民協働推進課が担当する。平和な社会の実現に関わる「平和都市推進事業」は平和パネル展やピースリングバスツアー等を実施し、福祉部福祉総務課が担当する。国際交流の推進に関わる「国際交流推進事業」は海外友好都市間の訪問団の往来やPR活動、ホームステイの受け入れ交流事業を行う市民団体及び市内大学への交付金を行い、政策部企画政策課が担当する。

もう一方の基本施策「市民参加・市民協働の推進」に属する事業は以下の7つである。まず自律した自治の推進に関わる事業として、地方自治法上の中核市への移行を検討する「中核市移行検討事業」が政策部行政経営課を担当としてある。次に市民参加・市民協働の仕組みづくりに関わる事業として、市民協働推進条例に基づく施策及び取組を行ない、市民協働提案事業を実施する「市民協働推進事業」があり、協働安全部市民協働推進課が担当する。

市民への積極的な情報提供に関わるのが残りの5事業である。「デジタルサイネージ設置事業」は市内の主要駅にデジタルサイネージを設置し、情報発信力強化を目指すとして重点事業に指定される。「映像メディア活用事業」ケーブルテレビの毎日番組の制作およびテレビ神奈川 FM ヨコハマ等の情報番組でのPRを行う。「ホームページリニューアル事業」は多様化する端末に対応し、行政情報の入手性を改善するためのホームページ全面リニューアルを行う。「マイタウンクラブリニューアル事業」はインターネット上の公共施設・イベント等の予約システムであるマイタウンクラブを全面リニューアルし、サービスの向上を図る。「市民対話事業」では自治会長と市長によるフリートーク子育てコミュニティトーク、市長の移動談話室を実施し、幅広い市民との対話を実施することで市民ニーズを的確に把握する。このうちホームページとマイタウンクラブのリニューアルは政策部情報政策課が担当し、残りは市長室広報課の担当である。

新発田市 (政策満足度 やや満足 自治会 17.3 % 8 位、市民 16.5 % 12 位)

面積	533.1 km ²	6 位
人口	97997 人	9 位
うち外国人	0.6 %	10 位
うち65歳以上	29.6 %	5 位
人口密度	183.8 人	9 位
産業構造 1次産業	6.9 %	4 位
2次産業	29.6 %	2 位
3次産業	63.6 %	12 位
法人数	2225 社	10 位
10万人当	2270 社	12 位
社団	14 社	13 位
NPO	27 社	13 位



市歳出総額	434 億円	11 位
うち委託料	6.7 %	9 位
うち補助費	10.0 %	4 位

市職員数	865 人	9 位
うち一般行政	647 人	9 位
うち住民関連	5.7 %	12 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合
市長(2017)	二階堂馨	生年	1952 年	県会議員	2 人	0 人	1 人 67 %
党派	無所属	当選	2010 年	参院比例(2018)	44.2 %	36.4 %	3 位
前歴	新発田市議			13都市順位	2 位	6 位	
自治基本条例	あり						

市沿革	<p>慶長3年(1598年)に、新発田藩の初代藩主である溝口秀勝が入封し、城下町を形成しました。この時代に、城下町を中心とした茶道や和菓子の文化が形成されました。また、藩校の建設や、私塾・寺子屋が開設され、読み書き算盤が盛んになるなど、新発田独自の文化が培われました。</p> <p>明治4年に廃藩置県がなされるまで国替えもなく、12代、約270年という長い年月にわたり溝口氏が治め、新発田城下町として栄えてきました。このような背景から、新発田城を始め、藩主の下屋敷である清水園や足軽長屋など、当時の風情を感じさせるものが、今も市内に残されています。また、新発田藩はその領地のほとんどが低湿地帯であったため、干拓と治水に力が入れられ、現在のような稲作地帯が作られました。</p> <p>市は昭和22年に市制を施行し、昭和30年に五十公野、米倉、赤谷、松浦、菅谷、川東の6村と合併しました。また、昭和31年には加治川村の一部、昭和34年には佐々木村と合併しました。</p> <p>その後、平成15年に豊浦町、平成17年に紫雲寺町、加治川村の2町村と合併し、現在の新発田市となりました。</p>
市マスタープランの標語	「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」

新潟県新発田市公式ホームページ、<https://www.city.shibata.lg.jp/index.html>

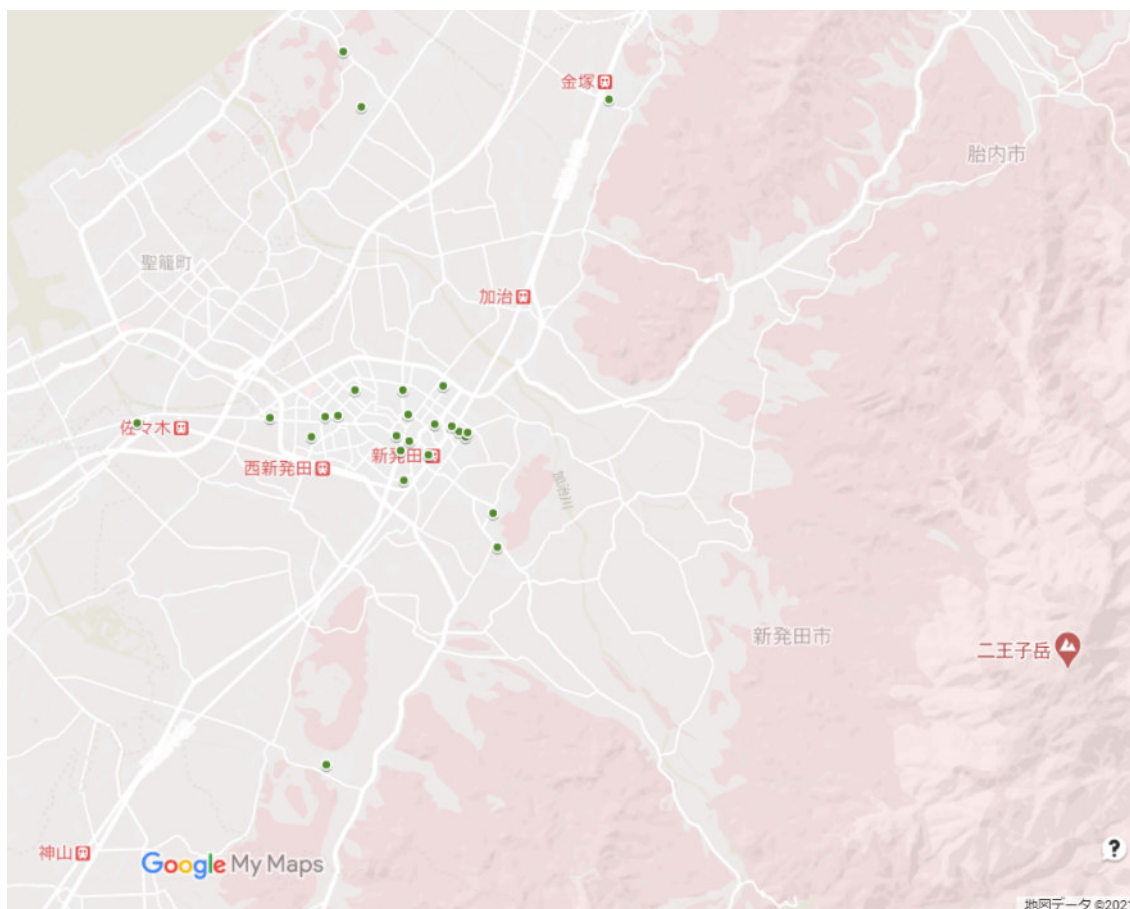
2. 市議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
青木 三枝子	御幸町 3-1-21	無所属	総務
阿部 聡	五十公野 4837 番地 6	つなぐ会	社会文教
五十嵐 良一	西簗口 1339 番地	令和会	経済建設
石山 洋子	板山 2018 番地	公明党	社会文教
板垣 功	下内竹 546 番地 7	令和会	総務
板倉 久徳	中央町 5-7-19	令和会	社会文教
今田 修栄	下中 435 番地	令和会	経済建設
入倉 直作	真中 1788 番地	共道しばた	経済建設
小川 徹	豊町 4-7-5	令和会	経済建設
加藤 和雄	佐々木 82 番地	日本共産党	総務
小坂 博司	川尻 65 番地	共道しばた	総務
小林 誠	中曽根町 3-6-6	共道しばた	社会文教
小柳 はじめ	上楠川 388 番地	令和会	総務

佐藤 真澄	豊町 4-3-30	日本共産党	社会文教
中野 廣衛	向中条 624 番地	つなぐ会	経済建設
中村 功	上石川 204 番地	つなぐ会	総務
比企 広正	長者館 19 番地 2	令和会	総務
水野 善栄	新富町 3-8-15	令和会	経済建設
三母 高志	五十公野 4782 番地	共道しばた	総務
宮崎 光夫	荒川 1863 番地	令和会	社会文教
宮村 幸男	三ツ樹 1226 番地	日本共産党	経済建設
湯浅 佐太郎	松岡甲 1855 番地	令和会	総務
若月 学	小戸 1305 番地	令和会	社会文教
渡邊 葉子	下中 396 番地 6	無所属	社会文教
渡邊 喜夫	西名柄 3129 番地	公明党	経済建設

3. NPO の分布

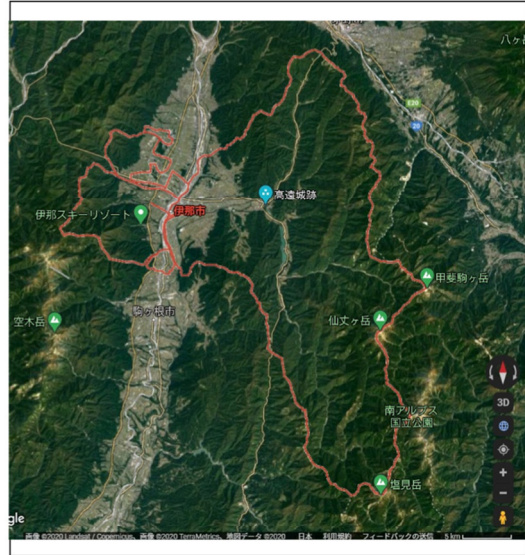


特定非営利活動法人あおぞらYOGA	新潟県新発田市佐々木1994番地1
特定非営利活動法人赤とんぼ	新潟県新発田市月岡温泉670番地1
特定非営利活動法人縁のかけ橋	新潟県新発田市富塚町2丁目8番5号1
特定非営利活動法人加治川	新潟県新発田市下小中山1107番地
特定非営利活動法人加治川ネット21	新潟県新発田市東新町1丁目6番2号
特定非営利活動法人きいろいふうせん	新潟県新発田市本町3丁目4番26号
特定非営利活動法人きらきら家族	新潟県新発田市城北町1丁目1番地12号
特定非営利活動法人作業所あゆみ	新潟県新発田市住吉町1丁目7番17号猿橋コミュニティセンター内
特定非営利活動法人しば草会	新潟県新発田市荒町甲498番地
特定非営利活動法人新発田科学技術教育ネットワーク	新潟県新発田市東新町2丁目3番4号
特定非営利活動法人新発田市総合型地域スポーツクラブ	新潟県新発田市本町4丁目16番83号
特定非営利活動法人新発田市手をつなぐ育成会	新潟県新発田市五十公野5160-12
特定非営利活動法人新発田まちづくりステーション	新潟県新発田市諏訪町1丁目2番11号

特定非営利活動法人新発田夢工房	新潟県新発田市中曾根町2丁目5番16号
特定非営利活動法人自立生活センター新発田	新潟県新発田市大栄町1丁目2番5号
特定非営利活動法人セルフディフェンスボランティア新発田	新潟県新発田市中央町4丁目14番11号
特定非営利活動法人地域と共に暮らす会	新潟県新発田市五十公野4772番地2
特定非営利活動法人ネットワークこころ	新潟県新発田市真野原外3499番地
特定非営利活動法人はとの会	新潟県新発田市中央町3丁目4番4号
特定非営利活動法人フリースペースみのり	新潟県新発田市中央町2丁目1番13号
特定非営利活動法人ポジティブライフスポーツクラブ	新潟県新発田市舟入町1丁目12番28号
特定非営利活動法人森と自然の会	新潟県新発田市新栄町3丁目5番6号
特定非営利活動法人ユー&ミーの会	新潟県新発田市東新町1丁目7番2号
特定非営利活動法人和	新潟県新発田市藤塚浜一本松2011番地3
特定非営利活動法人SHIBATA UNITED FC	新潟県新発田市緑町2丁目3番7号

伊那市 (政策満足度 やや満足 自治会 20.7 % 6 位、市民 16.1 % 13 位)

面積	667.93 km ²	5 位
人口	68310 人	12 位
うち外国人	2.6 %	5 位
うち65歳以上	30.1 %	4 位
人口密度	102.3 人	11 位
産業構造 1次産業	9.4 %	2 位
2次産業	33.8 %	1 位
3次産業	56.8 %	13 位
法人数	2148 社	11 位
10万人当	3144 社	7 位
社団	50 社	5 位
NPO	59 社	3 位



市歳出総額	328 億円	12 位
うち委託料	4.8 %	13 位
うち補助費	18.4 %	1 位

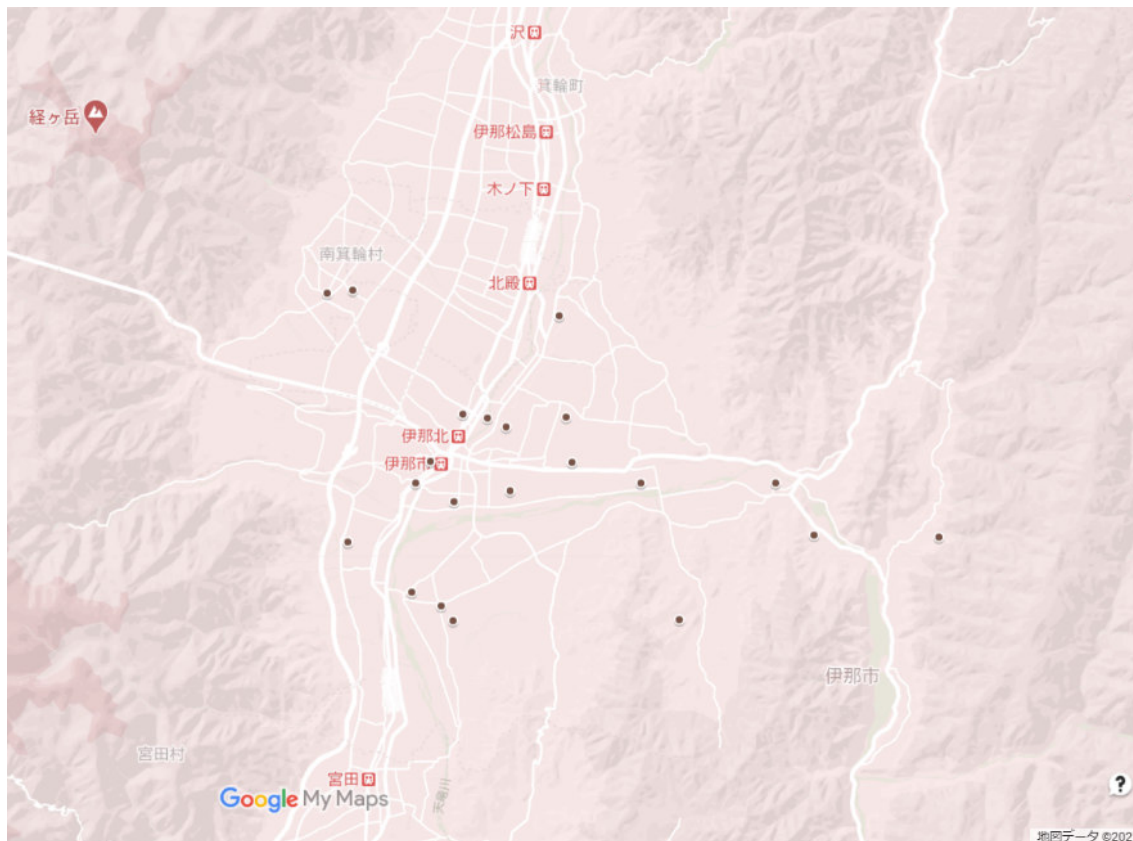
市職員数	609 人	13 位
うち一般行政	471 人	11 位
うち住民関連	6.4 %	11 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合
市長(2017)	白鳥孝	生年	1955 年	2 人	0 人	0 人	100 %
党派	無所属	当選	2010 年	35.2 %	43.7 %		1 位
前歴	会社員・伊那市収入役・副市長			13都市順位	9 位	2 位	
自治基本条例	なし						

市沿革	<p>2006年(平成18年)3月31日に旧伊那市、旧高遠町、旧長谷村が合併して、新「伊那市」が誕生しました。</p> <p>新「伊那市」発足以後、本市では、「旧宿場で商工業の盛んな伊那市」「旧城下で史跡とタカトオコヒガンザクラの高遠町」「南アルプスの自然と豊かな民話伝承の長谷村」といった地域特性の融合により、魅力あるまちづくりを継承・展開しています。</p> <p>南アルプス国立公園を中心とするユネスコエコパークや日本ジオパーク、「天下第一の桜」と称される高遠城址公園のタカトオコヒガンザクラ、「信州そば発祥の地」に由来する高遠そばなど、「山」「花」「食」という強みを生かした観光振興に力を入れるとともに、高度な生産加工技術産業、医療機器や食品などの健康長寿関連産業が発展し、「ものづくり産業」の拠点として、いくつもの工業団地が形成され、伊那木曾連絡道路(権兵衛トンネル)やE19中央自動車道小黒川スマートインターチェンジの開通による商圏の広がりも見られます。</p> <p>最近では、長野県南信地域と静岡県遠州、愛知県東三河地域の県境を越えた連携を図るための官民協働による三遠南信地域連携ビジョン推進会議(SENA)への加盟や、2027年の開業が見込まれるリニア中央新幹線の整備効果を伊那谷地域全体に波及させる取組など、広域連携においても重要な役割を担っています。</p>
市マスタープランの標語	未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市

伊那市公式ホームページ、<https://www.inacity.jp/index.html>

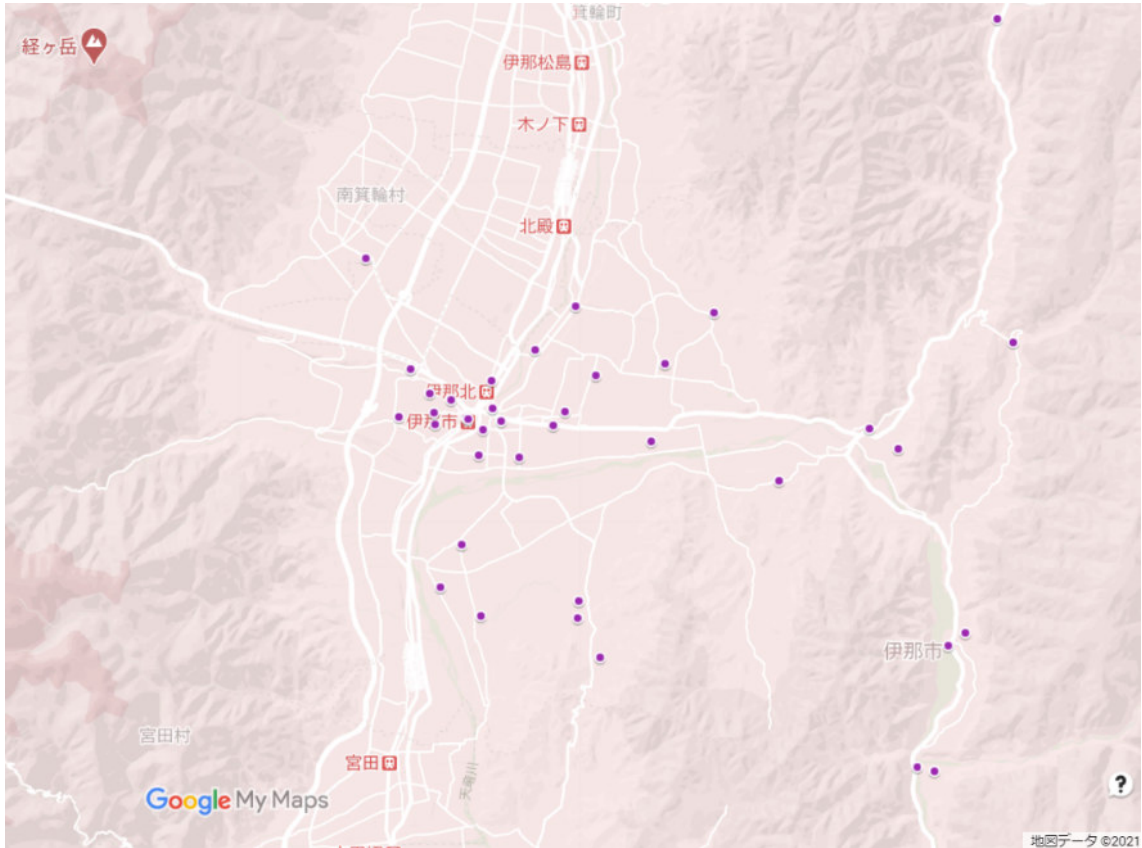
2. 市議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
飯島 進	伊那市高遠町西高遠 487-7	新風会	総務文教
飯島 尚幸	伊那市西春近 362	公明党	経済建設
飯島 光豊	伊那市東春近 1992	日本共産党	社会
池上 直彦	伊那市長谷非持 2654	令和クラブ	経済建設
唐澤 千明	伊那市西箕輪 3900-213	新政クラブ	経済建設
唐澤 稔	伊那市西町 5050 叶屋ビル 2F2 号	平成クラブ	社会
黒河内 浩	伊那市美簗 4592-3	新政クラブ	総務文教
小林 眞由美	伊那市東春近 2342-4	令和クラブ	社会
柴 満喜夫	伊那市山寺 702	平成クラブ	総務文教
白鳥 敏明	伊那市美簗 8917-9	平成クラブ	総務文教
田畑 正敏	伊那市富県 2459	平成クラブ	社会
二瓶 裕史	伊那市日影 663-3	新風会	経済建設
野口 輝雄	伊那市西箕輪 3900-547	令和クラブ	社会
馬場 毅	伊那市山寺 1604	日本共産党	経済建設
原 一馬	伊那市上新田 2527-1	平成クラブ	経済建設

前田 久子	伊那市美原 7448-176	公明党	総務文教
松澤 嘉	伊那市荒井 3540	平成クラブ	経済建設
三澤 俊明	伊那市福島 1135-2	令和クラブ	総務文教
宮島 良夫	伊那市東春近 7300-197	新風会	社会
宮原 英幸	伊那市高遠町勝間 709	平成クラブ	社会
柳川 広美	伊那市中央 5301-47 南重住宅 E 棟	日本共産党	総務文教

3. NPO の分布

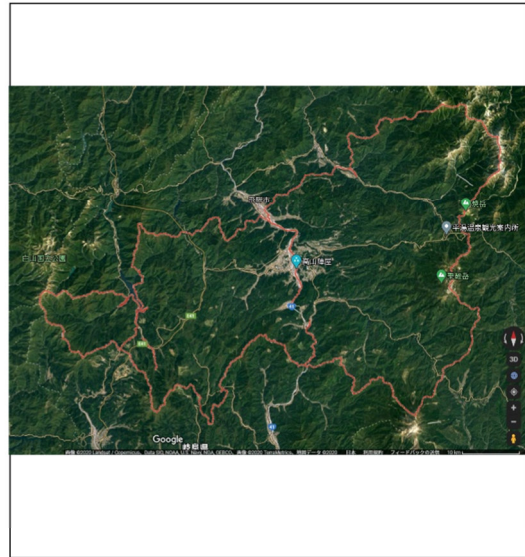


特定非営利活動法人伊那芸術文化協会	長野県伊那市荒井 3 5 0 0 番地 1、いなっせビル 5 F
特定非営利活動法人いなじんインターネット	長野県伊那市中央 4 7 2 6 番地 2
特定非営利活動法人伊那谷菜の花楽舎	長野県伊那市高遠町長藤 8 番地 3
特定非営利活動法人伊那谷森と人を結ぶ協議会	長野県伊那市高遠町東高遠 8 7 0 番地 2
特定非営利活動法人イロイ・メモリアル・スカラシップ	長野県伊那市美篤 4 9 9 7 番地
特定非営利活動法人 S L C	長野県伊那市野底 7 7 1 2 番地 6
特定非営利活動法人おもいやり	長野県伊那市高遠町藤沢 3 5 4 0 番地 1
特定非営利活動法人樹	長野県伊那市西町 5 7 1 0 番地 1 1
特定非営利活動法人絆	長野県伊那市西町 5 8 5 1 番地 3
特定非営利活動法人きずなティーボールスマイル長野	長野県伊那市中央 4 9 4 5 番地 1
特定非営利活動法人クラシックワールド	長野県伊那市富県 9 2 0 3 番地
特定非営利活動法人クローバーコミュニケーション信州	長野県伊那市上の原 6 0 9 0 番地 7
特定非営利活動法人工房・ゆい	長野県伊那市荒井 4 4 6 2 番地 4
特定非営利活動法人子ども・若者サポートはみんぐ	長野県伊那市荒井 3 5 0 0 番地 1 伊那市生涯学習センター 5 F

特定非営利活動法人S A L A	長野県伊那市高遠町下山田727番地
特定非営利活動法人三風デザイン	長野県伊那市荒井3672番地
特定非営利活動法人市民活動サポートセンター南信	長野県伊那市荒井22番地通り町第一ビル
特定非営利活動法人信州伝統的建造物保存技術研究会	長野県伊那市富県8403番地
特定非営利活動法人じりつ支援ネットいな	長野県伊那市手良中坪102番地
特定非営利活動法人日中蒙農業交流協会	長野県伊那市東春近2917番地
特定非営利活動法人長谷村の陽だまり	長野県伊那市長谷中尾150番地3
特定非営利活動法人はらっぱの会	長野県伊那市山寺2002番地
特定非営利活動法人はるちか	長野県伊那市東春近960番地
特定非営利活動法人バンセの会	長野県伊那市西箕輪6650番地1
特定非営利活動法人福祉工房オハナ	長野県伊那市狐島4491番地1
特定非営利活動法人フリーキッズ・ヴィレッジ	長野県伊那市高遠町山室3009番地
特定非営利活動法人ふるさと芸能研究所	長野県伊那市富県9000番地
特定非営利活動法人訪問介護あったか伊那	長野県伊那市日影174番地1
特定非営利活動法人薪の会	長野県伊那市長谷溝口741番地10
特定非営利活動法人まんま畑の家	長野県伊那市長谷中尾340番地
特定非営利活動法人南アルプス研究会	長野県伊那市境1687番地4
特定非営利活動法人美和湖倶楽部	長野県伊那市長谷溝口1138番地
特定非営利活動法人森の座	長野県伊那市狐島3705番地5
特定非営利活動法人山の遊び舎はらぺこ	長野県伊那市東春近3660番地
特定非営利活動法人リ・エイド	長野県伊那市仙美7869番地1
特定非営利活動法人リラの里	長野県伊那市荒井3819番地11
特定非営利活動法人ろくじ	長野県伊那市美篤6730番地2
特定非営利活動法人D r e a m C a k e P r o j e c t	長野県伊那市上牧6608番地1

高山市 (政策満足度 やや満足 自治会 7.7 % 13 位、市民 27.1 % 1 位)

面積	2177.61 km ²	1 位
人口	88482 人	10 位
うち外国人	0.8 %	9 位
うち65歳以上	30.9 %	3 位
人口密度	40.6 人	13 位
産業構造 1次産業	10.9 %	1 位
2次産業	23.0 %	7 位
3次産業	66.1 %	10 位
法人数	3252 社	9 位
10万人当	3675 社	4 位
社団	46 社	6 位
NPO	52 社	6 位



市歳出総額	444 億円	9 位
うち委託料	9.3 %	5 位
うち補助費	8.0 %	7 位

市職員数	825 人	10 位
うち一般行政	514 人	10 位
うち住民関連	4.7 %	13 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合
市長(2017)	国島芳明	生年	1951 年	1 人	0 人	1 人	50 %
党派	無所属	当選	2010 年	45.2 %	29 %		8 位
前歴	高山市職員(副市長)			13都市順位	1 位	13 位	
自治基本条例	なし						

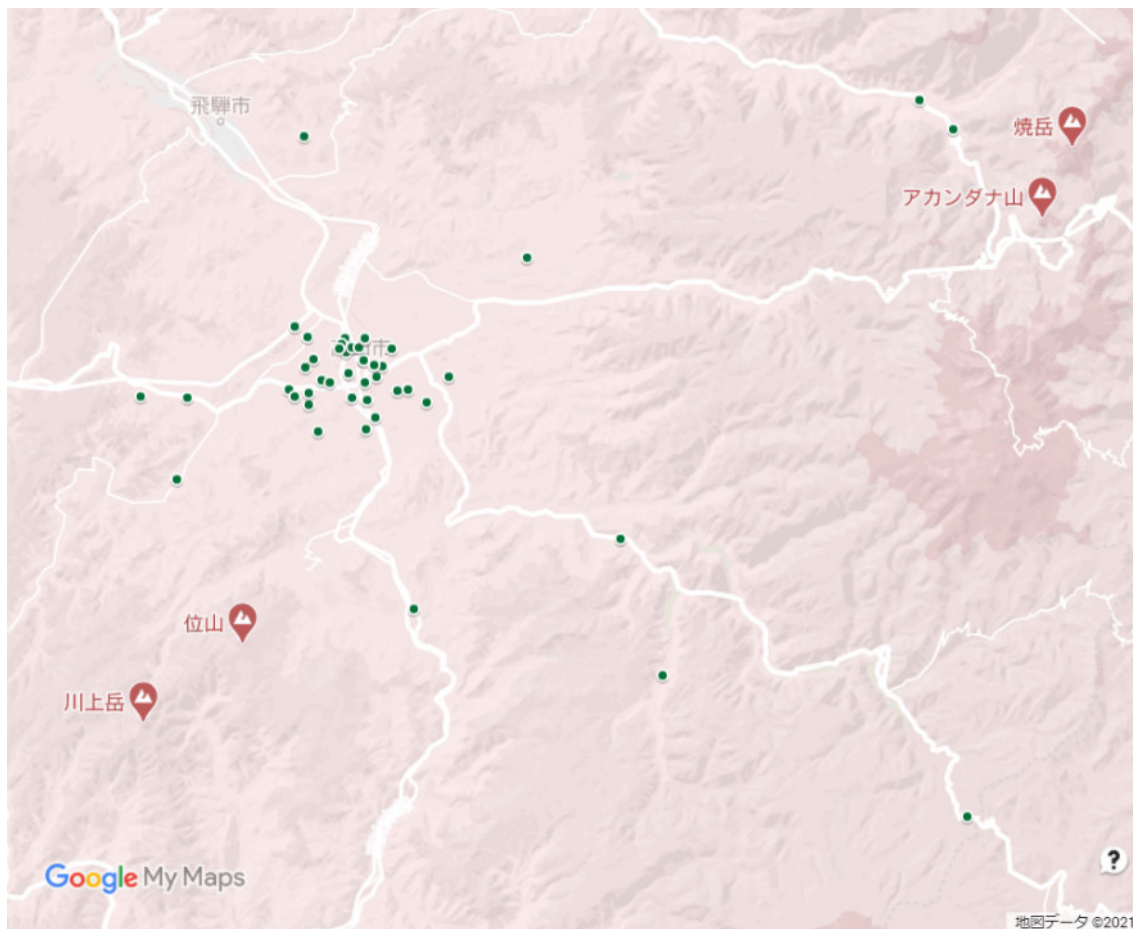
市沿革	<p>高山陣屋に代官が常時在勤するようになったのは、享保13年(1728)長谷川忠崇からのことでした。人口は元禄8年(1695)1,259軒3,757人、延享元年(1744)1,513軒7,212人、天保13年(1842)1,671軒9,237人で、これは当時の岐阜町より人口が多く、有数の都市でした。</p> <p>明治維新により東山道鎮撫使竹澤寛三郎が入国し、高山陣屋に天朝御用所の高札を建てました。慶応4年5月に飛騨県がおかれ、同年6月高山県となり、明治4年筑摩県に移管されるまでの3年6か月間、梅村速水、宮原積の二人の知事により治められました。</p> <p>明治8年に高山一之町村・二之町村・三之町村が合併して高山町となり、また、大野郡片野村ほか22か村が合併して大名田町となりました。翌明治9年に高山町は岐阜県の管下となり、明治22年に15,385人で新しい町制を実施し、大正9年の第1回国勢調査の人口は16,344人でした。その後大正15年に灘村を合併、昭和9年にはその後の高山および飛騨の発展に大きく寄与した高山本線が開通、昭和11年11月1日に大名田町を合併して市制を施行、「高山市」として発足しました。昭和18年上枝村、昭和30年大八賀村を合併しました。</p> <p>平成17年2月1日には、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村と合併し、日本一広大な面積を有する新しい高山市が誕生しました。</p> <p>現在、平成27年度からスタートした高山市第八次総合計画に基づき、「人・自然・文化がおりなす活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」を都市像に掲げ、多様なまちの魅力や財産を活かしあうことにより、新たな活力や元気が生まれるとともに、やさしさがあり、幸せが感じられるまちの実現を目指しています。</p>
市マスタープランの標語	<p>「住みよいまちは 行きよいまち」</p> <p>やさしさと活力にあふれるまち「飛騨高山」</p>

高山市行政情報、<https://www.city.takayama.lg.jp/index.html>

2. 市議会議員の分布

データなし

3. NPO の分布



特定非営利活動法人 I T ひだ	岐阜県高山市石浦町7丁目586番地
特定非営利活動法人安穏塾	岐阜県高山市下岡本町1631番地
特定非営利活動法人ウェルコミュニティ飛騨	岐阜県高山市片原町12番地
特定非営利活動法人エコスタイル飛騨高山環境プロジェクト	岐阜県高山市江名子町3118番地5
特定非営利活動法人奥飛騨・ゆう21	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根1757番地の1外字
特定非営利活動法人おたまくじゃくしの星	岐阜県高山市清見町福寄595番地2
特定非営利活動法人かたくりの会	岐阜県高山市清見町牧ヶ洞2248番地
特定非営利活動法人活エネルギーアカデミー	岐阜県高山市漆垣内町3180番地
特定非営利活動法人学童保育すまいる高山	岐阜県高山市下林町2053番地1
特定非営利活動法人クレヨン・ひだ	岐阜県高山市天満町4丁目64番地15丸紅ビル2階
特定非営利活動法人元気な里ひだあさひ	岐阜県高山市朝日町一之宿561番地
特定非営利活動法人さわか飛騨	岐阜県高山市山田町32番地1
特定非営利活動法人さんしょうの会	岐阜県高山市三福寺町129番地

特定非営利活動法人神通砂防	岐阜県高山市奥飛驒温泉郷村上1480番地外字
特定非営利活動法人すえひろ	岐阜県高山市新宮町3575番地2
特定非営利活動法人高山おもちゃ病院	岐阜県高山市江名子町620番地
特定非営利活動法人ドングリの会	岐阜県高山市清見町牧ケ洞846番地
特定非営利活動法人日本人材交流再生機構	岐阜県高山市鉄砲町42番地1
特定非営利活動法人ネイチャーズ・うたてい	岐阜県高山市丹生川町大萱1006番地2
特定非営利活動法人野あそび倶楽部	岐阜県高山市緑ヶ丘町2丁目31番地
特定非営利活動法人ハートネット	岐阜県高山市新宮町3391番地1
特定非営利活動法人はたらくねっと	岐阜県高山市岡本町2丁目250番地1
特定非営利活動法人飛驒インタープリター協会	岐阜県高山市初田町3丁目4番地
特定非営利活動法人ヒダ・ココ・プロジェクト	岐阜県高山市岡本町4丁目311番地14ケア高山 2階
特定非営利活動法人飛驒自然学園	岐阜県高山市上岡本町2丁目180番地3
特定非営利活動法人ひだ情報通信フォーラム	岐阜県高山市上岡本町5丁目579番地
特定非営利活動法人飛驒高山アクティブスポーツクラブ	岐阜県高山市江名子町2600番地58
特定非営利活動法人飛驒高山ハンドボールクラブ	岐阜県高山市西之一色町3丁目443番地
特定非営利活動法人飛驒高山町家再生・住替え支援センター	岐阜県高山市下岡本町2982番地10
特定非営利活動法人飛驒高山わらべうたの会	岐阜県高山市上岡本町1751番地48
特定非営利活動法人陽だまり	岐阜県高山市下林町966番地の1
特定非営利活動法人ひなた	岐阜県高山市国府町桐谷581番地
特定非営利活動法人フィン・ユールアート・ミュージアム クラブ	岐阜県高山市松倉町2115番地
特定非営利活動法人ふくしの郷	岐阜県高山市岡本町4丁目7番地1
特定非営利活動法人ふるさと	岐阜県高山市久々野町久々野1505番地4
特定非営利活動法人Vネット	岐阜県高山市桐生町2丁目315番地7
特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク	岐阜県高山市朝日町浅井736番地
特定非営利活動法人まちづくりスポット	岐阜県高山市天満町1丁目5番地8
特定非営利活動法人まほろば高山事業団	岐阜県高山市下岡本町2912番地11
特定非営利活動法人まめなかな	岐阜県高山市赤保木町969番地1
特定非営利活動法人もふっこひだ	岐阜県高山市下岡本町1858番地7
特定非営利活動法人山と森お援け隊	岐阜県高山市千島町900番地1
特定非営利活動法人山の自然文化研究センター	岐阜県高山市桐生町2丁目313番地山下誠内
特定非営利活動法人結ねっと	岐阜県高山市下三之町58番地
特定非営利活動法人ワイ・アイ・ケー	岐阜県高山市高根町小日和田2番地1

高松市 (政策満足度 やや満足 自治会 13.5 % 11 位、市民 16.9 % 6 位)

面積	375.41 km ²	7 位
人口	428296 人	3 位
うち外国人	1.0 %	7 位
うち65歳以上	27.0 %	7 位
人口密度	1140.9 人	5 位
産業構造 1次産業	2.8 %	9 位
2次産業	20.4 %	9 位
3次産業	76.8 %	5 位
法人数	16677 社	3 位
10万人当	3894 社	2 位
社団	58 社	3 位
NPO	49 社	8 位



市歳出総額	1576 億円	3 位
うち委託料	6.4 %	10 位
うち補助費	8.9 %	6 位

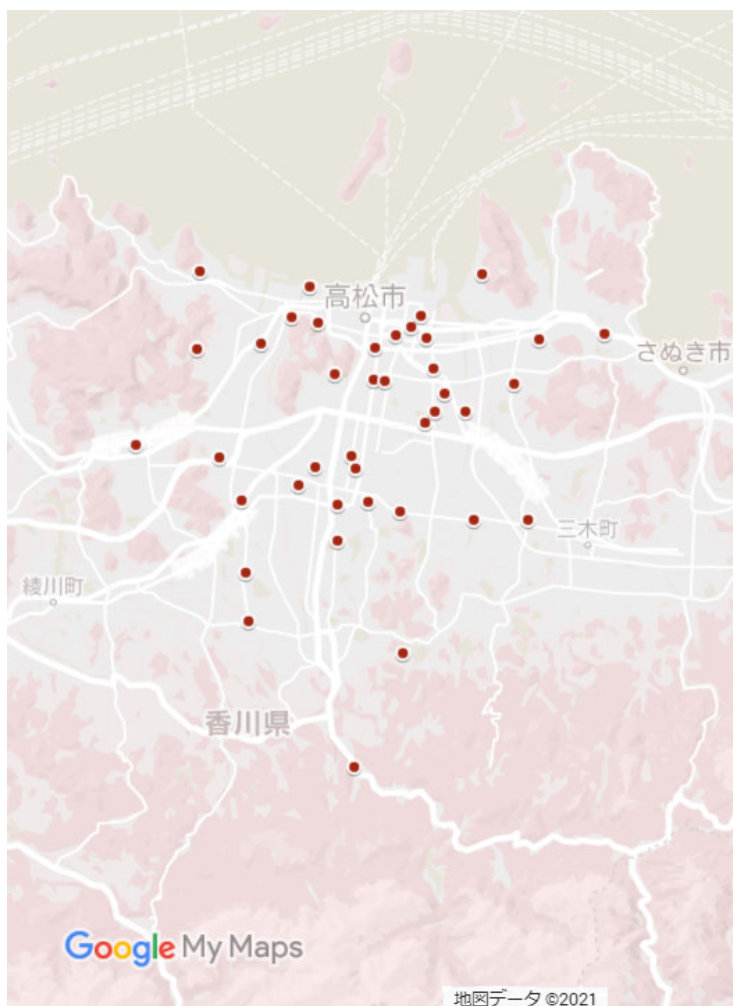
市職員数	3635 人	2 位
うち一般行政	1974 人	3 位
うち住民関連	10.7 %	4 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合
市長(2017)	大西秀人	生年	1959 年	8 人	4 人	3 人	53 %
党派	自民党	当選	2007 年	41.4 %	32.4 %		7 位
前歴	自治省(総務省)			13都市順位	4 位	11 位	
自治基本条例	あり						

市沿革	<p>「高松」は、鎌倉時代「大覚寺」の荘園となったところから開け始め、天正16年に豊臣秀吉の臣、生駒親正が玉藻浦に居城を築き、高松城と名づけたことがこの地名の由来といわれています。その後、寛永19年に松平頼重(水戸光圀の兄)が常陸の国からこの地に封ぜられ、城下町として発展するとともに、幕府の親藩として中四国一円の監察を託されていたところから、政治的にも重要な地位を占めていました。</p> <p>明治維新を迎え、廃藩置県後、数回にわたる行政区画の変遷を経て香川県庁の所在地となり、明治23年2月15日に市制を施行し、全国40番目の市として高松市が誕生しました。その後も順調な進展を続けるとともに、隣接町村との合併も進み、昭和15年には面積53.02 km²、人口11万余を擁する県都に発展しました。</p> <p>昭和20年7月4日の戦災により、市街地の80%が焦土と化しましたが、市民の熱意と努力により復興事業は順調に進み、昭和25年には戦前を上回る市勢を回復しました。そして、昭和31年に隣接15か町村を、昭和41年に山田町を、平成17年に塩江町、平成18年に香川町、香南町、国分寺町、庵治町、牟礼町を合併して、現在では、面積375.53 km²、人口約42万人となりました。</p> <p>高松市は、恵まれた風土と地理的優位性を活かし、これまで四国の中枢管理都市として発展してきましたが、さらに、21世紀における環瀬戸内海圏の中核都市として一層の飛躍・発展を目指し、にぎわいと活力のある都市づくりを進めています。</p>
市マスタープランの標語	活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

高松市公式ホームページ、<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/index.html>

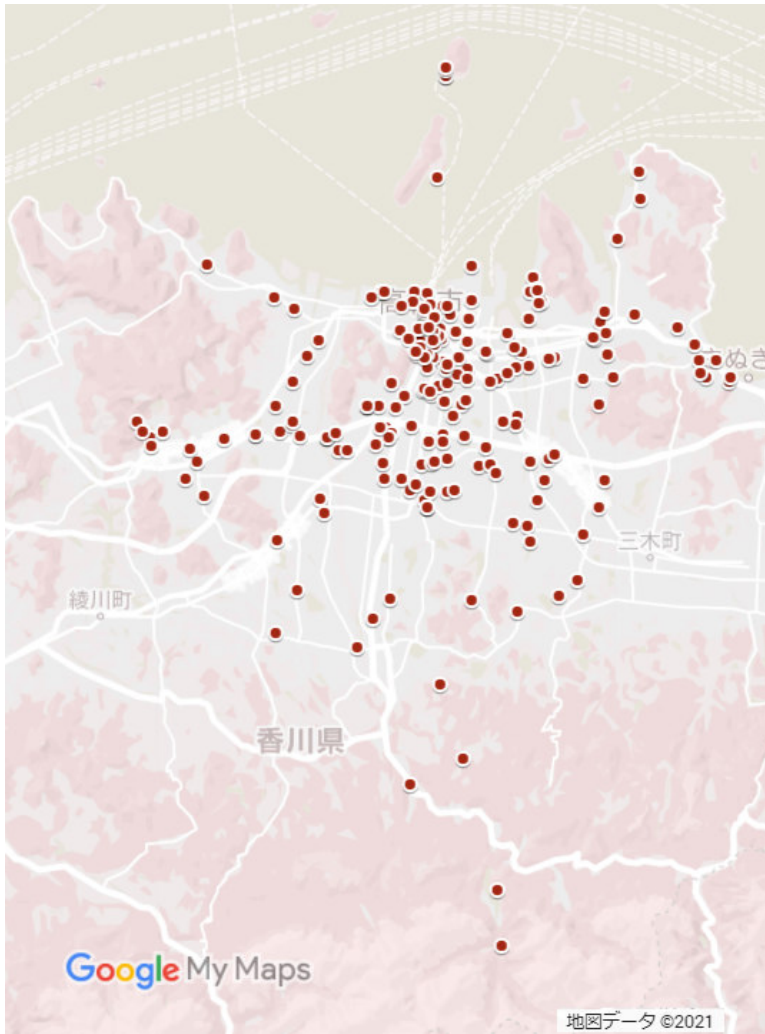
2. 市議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
大浦 澄子	西宝町二丁目 11 番 30 号	自由民主党議員会	教育民生
三笠 輝彦	一宮町 1722 番地 1	新政同志会	建設消防
鎌田 基志	川島東町 214 番地 2	自由民主党議員会	経済環境
妻鹿 常男	屋島西町 681 番地 3	新政同志会	総務
香川 洋二	室新町 1156 番地 25	新政同志会	建設消防
吉峰 幸夫	林町 2508 番地 4	市民フォーラム 21	総務
中村 順一	多賀町一丁目 4 番 17 号	自由民主党議員会	建設消防
竹内 俊彦	松島町三丁目 27 番 27 号	公明党議員会	総務
岡下 勝彦	岡本町 295 番地 4	自由民主党議員会	建設消防
大山 高子	寺井町 30 番地 13	公明党議員会	経済環境
小比賀 勝博	香川町浅野 143 番地 1	自由民主党議員会	教育民生
西岡 章夫	国分寺町国分 283 番地 11	自由民主党議員会	総務
井上 孝志	牟礼町牟礼 305 番地 2	自由民主党議員会	総務
十川 信孝	太田上町 427 番地 2	自由民主党議員会	総務
神内 茂樹	亀田南町 539 番地 1	自由民主党議員会	建設消防
佐藤 好邦	塩江町安原下第 2 号 1604 番地 1	自由民主党議員会	経済環境
藤原 正雄	西植田町 4874 番地 2	自由民主党議員会	経済環境

岡田 まなみ	花ノ宮町二丁目 14 番 25-107 号	日本共産党議員団	教育民生
中村 伸一	高松町 1715 番地 ファーマランド F1-508	公明党議員会	経済環境
春田 敬司	香西東町 14 番地 8	公明党議員会	建設消防
白石 義人	元山町 863 番地 3	自由民主党議員会	建設消防
植田 真紀	仏生山町甲 449 番地 2	市民派改革ネット	建設消防
大見 昌弘	木太町 1914 番地 4	自由民主党議員会	総務
田井 久留美	伏石町 1539 番地	公明党議員会	教育民生
大西 智	木太町 1849 番地 1-602	市民フォーラム 21	教育民生
中西 俊介	木太町 1423 番地 1	市民フォーラム 21	経済環境
造田 正彦	三谷町 1697 番地	市民フォーラム 21	建設消防
坂下 且人	新田町甲 1492 番地 3	自由民主党議員会	経済環境
橋本 浩之	多肥上町 32 番地	自由民主党議員会	教育民生
藤沢 やよい	一宮町 1194 番地 35	日本共産党議員団	経済環境
中村 秀三	藤塚町二丁目 12 番 7-201 号	公明党議員会	教育民生
杉本 勝利	西山崎町 110 番地 12	自由民主党議員会	教育民生
富野 和憲	中間町 598 番地 1	市民フォーラム 21	総務
太田 安由美	松島町二丁目 4 番 12 号	市民派改革ネット	総務
山下 誠	神在川窪町 278 番地 85	自由民主党議員会	建設消防
北谷 悌邦	鬼無町佐藤 650 番地	新政同志会	教育民生
斉藤 修	福岡町二丁目 27 番 16 号	自由民主党議員会	教育民生
辻 正彦	香南町西庄 1163 番地 1	自由民主党議員会	総務
天雲 千恵美	新北町 19 番 21-503 号サーパス茜通り	新政同志会	経済環境
住谷 篤志	郷東町 117 番地 プライムガーデン 4F	自由民主党議員会	経済環境

3. NPO の分布



特定非営利活動法人アーキベラゴ	香川県高松市塩上町1丁目2番7
特定非営利活動法人アイルコート	香川県高松市十川西町1304番地2
特定非営利活動法人あ・うん	香川県高松市東山崎町415番地22
特定非営利活動法人空き家活用研究会	香川県高松市高松町2030番地1
特定非営利活動法人あじさいの会	香川県高松市国分寺町国分1284番地1
特定非営利活動法人Athletic Labo	香川県高松市出作町427番地3
特定非営利活動法人あそぶんそだつん	香川県高松市桜町1丁目3番26-404号
特定非営利活動法人アットかがわ	香川県高松市木太町3355番地10
特定非営利活動法人アルファ住環境研究所	香川県高松市鍛冶屋町7番地12号
特定非営利活動法人イー・プロフェス	香川県高松市上之町2丁目1番47号
特定非営利活動法人一嘉会	香川県高松市太田下町2689番地13
特定非営利活動法人命あるものみな共に生きる会	香川県高松市木太町2818番地1
特定非営利活動法人命の灯プロジェクト	香川県高松市朝日新町32番2号
特定非営利活動法人いのちの応援舎	香川県高松市春日町1176番地

特定非営利活動法人AMAアジアムエタイ協会	香川県高松市香川町川東下1305番地OTAビル3階
特定非営利活動法人88	香川県高松市牟礼町大町668番地47
特定非営利活動法人ETHICAL	香川県高松市牟礼町原1601番地3
特定非営利活動法人エス・エス・ピー・エス	香川県高松市牟礼町原883-16
特定非営利活動法人SWJOエンタープライズ	香川県高松市上之町3丁目9番30号アトリエハウス1F西号室
特定非営利活動法人NPO中間支援総合センター	香川県高松市松並町802番地1
特定非営利活動法人ERIC SPORTS PROJECT	香川県高松市香西東町137A-102
特定非営利活動法人オアシス	香川県高松市御厩町403番地外字
特定非営利活動法人男木島生活研究所	香川県高松市男木町148番地3
特定非営利活動法人男木島図書館	香川県高松市男木町148番地3
特定非営利活動法人男木島の町並み保存推進協議会みんなの輪	香川県高松市男木町1894
特定非営利活動法人奥塩江交流ボランティア協会	香川県高松市塩江町上西甲77番地
特定非営利活動法人かえる	香川県高松市牟礼町原609番地7
特定非営利活動法人KAGAYAKI	香川県高松市牟礼町牟礼1998番地2
特定非営利活動法人香川県空家空地管理センター	香川県高松市国分寺町福家甲3556番地4
特定非営利活動法人香川県空き家等対策協会	香川県高松市御厩町1660番地外字
特定非営利活動法人香川県EM普及協会	香川県高松市春日町1291番地1
特定非営利活動法人香川県運動推進協会	香川県高松市瀬戸内町43番43号
特定非営利活動法人香川県交通事故救済センター	香川県高松市丸の内10番27号
特定非営利活動法人香川県里山ボランティアガイド組合	香川県高松市多肥上町457番地42
特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会	香川県高松市元山町1193番地2
特定非営利活動法人香川県就労支援事業者機構	香川県高松市福田町10番1
特定非営利活動法人香川県定期借地借家権推進機構	香川県高松市出作町383番地2
特定非営利活動法人香川県日本中国友好協会	香川県高松市中央町3番13号
特定非営利活動法人香川県不動産コンサルティング協会	香川県高松市御厩町1660番地外字
特定非営利活動法人香川県要約筆記サークルゆうあい	香川県高松市岡本町1737番地1
特定非営利活動法人香川県料理研究会讃岐倶楽部	香川県高松市松縄町50番地21
特定非営利活動法人香川県レクリエーション協会	香川県高松市栗林町2丁目6番5号
特定非営利活動法人香川国際ボランティアセンター	香川県高松市松縄町1075番地23
特定非営利活動法人かがわサポートセンターリンク	香川県高松市元山町1060番地2
特定非営利活動法人香川さをりひろば	香川県高松市三谷町3518番地16
特定非営利活動法人香川シニア土木技術者協働クラブ	香川県高松市塩上町1丁目3-6ナイバビル5階510号
特定非営利活動法人かがわ自由塾	香川県高松市松島町1丁目17番10号
特定非営利活動法人香川糖尿病支援まんでがん	香川県高松市鬼無町藤井435-1医療法人財団博仁会キナシ大林病院内

特定非営利活動法人香川トレーナー協会	香川県高松市瀬戸内町43番43号
特定非営利活動法人香川トレッキングクラブ	香川県高松市檀紙町1975番地
特定非営利活動法人香川南部手をつなぐ育成会	香川県高松市香川町川内原2484番地3
特定非営利活動法人香川日越友好協会	香川県高松市塩上町10番5号
特定非営利活動法人香川のみどりを育む会	香川県高松市岡本町32番地17
特定非営利活動法人香川ボランティア・NPOネットワーク	香川県高松市藤塚町1丁目13番9号
特定非営利活動法人かがわ有機ネットワーク	香川県高松市屋島東町1536番地
特定非営利活動法人かしのみ	香川県高松市勅使町149番地1
特定非営利活動法人風の谷	香川県高松市田村町929番地6
特定非営利活動法人カマタマーレススポーツクラブ	香川県高松市春日町960番地高松大学・高松短期大学地域連携センター内
特定非営利活動法人空手道修慧会	香川県高松市香南町由佐256番地21
特定非営利活動法人環瀬戸内自然免疫ネットワーク	香川県高松市林町2557番地4
特定非営利活動法人学生服リユース協会	香川県高松市伏石町2150番地6
特定非営利活動法人がんばる学生就職支援ネットワーク	香川県高松市木太町1680番地4
特定非営利活動法人木と家の会	香川県高松市川島本町239番地
特定非営利活動法人きぼうの木	香川県高松市屋島西町2105番地24
特定非営利活動法人ギャラリーMON	香川県高松市朝日町2丁目14番7号
特定非営利活動法人クオリティライフ	香川県高松市上天神町689番地2
特定非営利活動法人クリア	香川県高松市勅使町149番地1
特定非営利活動法人Kuru Kuru	香川県高松市多肥上町1369番地9
特定非営利活動法人グリーンワークかがわ	香川県高松市東ハゼ町16番地1
特定非営利活動法人グループホームネット香川	香川県高松市成合町559番地15
特定非営利活動法人グローバル四国	香川県高松市生島町602-5
特定非営利活動法人グローバルニームジャパン	香川県高松市兵庫町4番地4
特定非営利活動法人月秀	香川県高松市中央町17番26号
特定非営利活動法人コアラサポート	香川県高松市円座町1124番地6
特定非営利活動法人後見ネットかがわ	香川県高松市番町1丁目10番35号
特定非営利活動法人弘生会	香川県高松市屋島西町2281番地17
特定非営利活動法人幸来会	香川県高松市林町693番地1
特定非営利活動法人こがも	香川県高松市紙町538番地3
特定非営利活動法人国分寺まちづくり協議会	香川県高松市国分寺町国分1400番地1
特定非営利活動法人志	香川県高松市三条町5番6号
特定非営利活動法人子育てネットひまわり	香川県高松市出作町東原382番地1
特定非営利活動法人こどもの安全を守る会ちゃいるどeye	香川県高松市国分寺町新居349番地4
特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ	香川県高松市太田上町上原74番地5号
特定非営利活動法人こにふあくらぶ	香川県高松市十川東町931番地7
特定非営利活動法人コミュニティビジネス・しおのえ	香川県高松市塩江町安原下第2号1645番

	地
特定非営利活動法人GORO・GORO	香川県高松市伏石町2173番地5
特定非営利活動法人さぬき漆	香川県高松市上福岡町2017番地4 讃岐漆芸美術館内
特定非営利活動法人さぬき映画倶楽部	香川県高松市浜ノ町69番32号
特定非営利活動法人讃岐国分寺太鼓保存会	香川県高松市国分寺町新居1430番地4
特定非営利活動法人さぬき茶の湯文化潜思	香川県高松市高松町2446番地
特定非営利活動法人さぬき未来の会	香川県高松市十川西町171番地4
特定非営利活動法人シーガルススポーツクラブ	香川県高松市新北町1番11号
特定非営利活動法人シエンタ	香川県高松市東山崎町478番地2
特定非営利活動法人しおのえ	香川県高松市塩江町上西乙1118番地8
特定非営利活動法人四国ステップアップ・コンサルティンググループ	香川県高松市一宮町910-41
特定非営利活動法人四国ネット	香川県高松市浜ノ町8番33号
特定非営利活動法人四国の道路サポータクラブ	香川県高松市木太町2684番地1-905
特定非営利活動法人四国ブロックフリースクール研究会	香川県高松市上之町3丁目3番7号
特定非営利活動法人自然塾ぴょんぴょん	香川県高松市太田下町3025番地12
特定非営利活動法人シニアと地域を元気にする会	香川県高松市本町7番11号
特定非営利活動法人シニアネットかがわ	香川県高松市屋島西町2453番地36
特定非営利活動法人東雲会	香川県高松市木太町4302番地12
特定非営利活動法人就労サポートセンター	香川県高松市勅使町149番地1
特定非営利活動法人障害者在宅就労サポート Z e. R o	香川県高松市成合町784番地3 フォブールタウン成合A105
特定非営利活動法人障害児者ゴーゴースクラム	香川県高松市紙町新開50番地3
特定非営利活動法人自転車の安全利用推進会議	香川県高松市今里町2番地1
特定非営利活動法人ジャラクエンタープライズ	香川県高松市今里町1丁目17番地20号
特定非営利活動法人自立ケアシステム香川	香川県高松市田村町1200番地1
特定非営利活動法人自立生活センター・高松	香川県高松市田村町1200番地1
特定非営利活動法人すずらんの会	香川県高松市前田東町585番地5
特定非営利活動法人すぶーン	香川県高松市田村町471番地2
特定非営利活動法人スマイルサポート香川	香川県高松市由良町438番地26
特定非営利活動法人スマイルドッグ	香川県高松市太田上町240番地1
特定非営利活動法人スローライフ	香川県高松市瀬戸内町1番26号
特定非営利活動法人瀬戸内こえびネットワーク	香川県高松市サンポート1番1号
特定非営利活動法人せとうちJ・ブルー	香川県高松市多肥下町1570番地4 エステート久保205号
特定非営利活動法人瀬戸内・女木アイランド振興会	香川県高松市女木町15番地22
特定非営利活動法人洗心会	香川県高松市鬼無町鬼無266番地8
特定非営利活動法人税を通して社会貢献を考える会	香川県高松市上之町2丁目1番48号
特定非営利活動法人全日本介護ボランティア協会	香川県高松市香南町西庄692番地1
特定非営利活動法人泰寿	香川県高松市林町247番地2

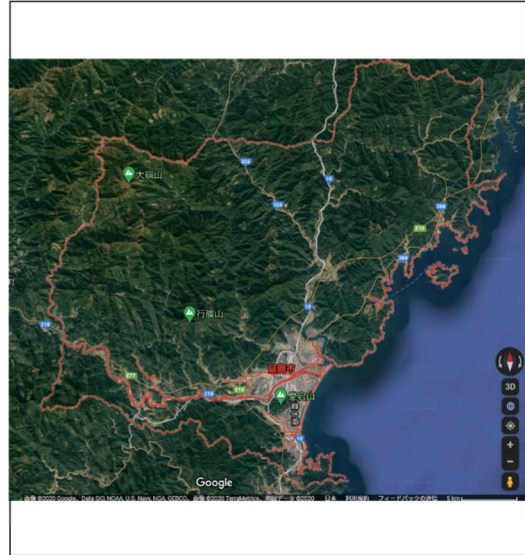
特定非営利活動法人高松・絆ねっとハイジ	香川県高松市多肥上町1622番地12
特定非営利活動法人高松芸術文化市民協議会	香川県高松市丸亀町14-4
特定非営利活動法人高松市知的障害児者ネットワーク みんなの広場	香川県高松市福岡町2丁目24番10号
特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団	香川県高松市室新町1138番地
特定非営利活動法人たかまつ新体操教室	香川県高松市円座町1463番地16
特定非営利活動法人高松城の復元を進める市民の会	香川県高松市丸亀町13番地2(高松丸亀町商店街振興組合内)
特定非営利活動法人高松ストーマケア・創傷ケア検討会	香川県高松市木太町2997番地10
特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット	香川県高松市太田上町715番地5
特定非営利活動法人高松地域活性化支援センター	香川県高松市庵治町652番地5
特定非営利活動法人高松ルネサンス	香川県高松市栗林町3丁目2番11号
特定非営利活動法人高松 Recovery & Hope	香川県高松市屋島西町2479番地21
特定非営利活動法人地域縁結びネットワーク	香川県高松市国分寺町国分2243番地4
特定非営利活動法人地域活性化支援機構	香川県高松市勅使町181番地1
特定非営利活動法人地域活性化推進機構	香川県高松市幸町2番1号
特定非営利活動法人地域史図書館	香川県高松市高松町1798番地1
特定非営利活動法人長寿社会支援協会	香川県高松市松並町802番地1
特定非営利活動法人TAG会	香川県高松市木太町2191番地1
特定非営利活動法人手と手と手	香川県高松市鬼無町藤井296番地3
特定非営利活動法人手をつなぐ香川後見センター	香川県高松市檀紙町八幡1452番地2
特定非営利活動法人天健・BFB法の会	香川県高松市香西町349番地4
特定非営利活動法人トータル・サポート	香川県高松市新田町甲1816番地
特定非営利活動法人東北ボランティア有志の会香川	香川県高松市牟礼町原48番地7
特定非営利活動法人どんぐりネットワーク	香川県高松市川島東町963番地1
特定非営利活動法人なかよしクラブ	香川県高松市多肥上町1番地3
特定非営利活動法人なずな	香川県高松市国分寺町新名251番地1サニーコーラス国分寺G201
特定非営利活動法人なないろ	香川県高松市新田町甲1015番地
特定非営利活動法人西高松スポーツクラブ	香川県高松市香西北町4番1号
特定非営利活動法人西日本入れ歯回収機構	香川県高松市屋島西町2319番地1
特定非営利活動法人日本インバウンド協会	香川県高松市木太町2206番地1
特定非営利活動法人日本エコシステム協会	香川県高松市上福岡町1292番地1
特定非営利活動法人日本ケアシステム協会	香川県高松市松並町802番地1
特定非営利活動法人日本ケアフィットサービス協会四国	香川県高松市高松町1447番地47
特定非営利活動法人日本スポーツトレーナー医科学連盟	香川県高松市香川町浅野1003番地1
特定非営利活動法人日本創造再生振興協会NOAH	香川県高松市常磐町1丁目3-1瓦町FLAG8階高松市民活動センター内16号
特定非営利活動法人日本治癒力研究協会	香川県高松市寿町1丁目4番3号高松中央通

	りビル2階
特定非営利活動法人日本福祉サポートセンター	香川県高松市多賀町3丁目4番19号
特定非営利活動法人日本メンズヘルスネットワーク	香川県高松市高松町2446番地
特定非営利活動法人にらいかない	香川県高松市春日町1287番地3
特定非営利活動法人ねね	香川県高松市国分寺町国分285番地1
特定非営利活動法人農幸生活	香川県高松市瀬戸内町43-77パティオス1階
特定非営利活動法人農村歌舞伎祇園座保存会	香川県高松市香川町東谷873番地3高松市東谷コミュニティセンター
特定非営利活動法人ハーティ	香川県高松市牟礼町原13番地1
特定非営利活動法人ハイ・フォロー・ステーション	香川県高松市男木町1843番地
特定非営利活動法人はじめの一步	香川県高松市庵治町5732番地
特定非営利活動法人パルネット香川	香川県高松市伏石町2078番地10
特定非営利活動法人ひかりエコ・エンジニアリング	香川県高松市檀紙町1985番地3
特定非営利活動法人光半導体デバイス応用技術研究所	香川県高松市東浜町1丁目3番地1JAGビル2階
特定非営利活動法人BIGスマイル	香川県高松市楠上町2丁目6番36号
特定非営利活動法人フードバンク香川	香川県高松市番町1丁目10番35号
特定非営利活動法人福島の子どもたち香川へおいでプロジェクト	香川県高松市西内町7番25号
特定非営利活動法人フリーウィル	香川県高松市中野町25番地22号
特定非営利活動法人フレンズ	香川県高松市木太町2624番地6
特定非営利活動法人仏生山魂再開発フォーラム	香川県高松市出作町383番地2
特定非営利活動法人プラセル・スポーツ・ソサエティ	香川県高松市楠上町2丁目3番7-508号
特定非営利活動法人プレミ親の会	香川県高松市下田井町324番地6
特定非営利活動法人へき地とあゆむ薬剤師	香川県高松市亀岡町9番20号
特定非営利活動法人遍路とおもてなしのネットワーク	香川県高松市高松町2306番地3
特定非営利活動法人ほがらかタント	香川県高松市瓦町2丁目9番地9
特定非営利活動法人ほっと支援キラキラ	香川県高松市庵治町6391番地77
特定非営利活動法人ほのぼのワークハウス	香川県高松市牟礼町原765番地
特定非営利活動法人ほのぼの福祉会	香川県高松市鹿角町字下所939番地1
特定非営利活動法人マイシアター高松	香川県高松市上之町2丁目9番23号
特定非営利活動法人マインドファースト	香川県高松市本町9番3号白井ビル403
特定非営利活動法人まると教育福祉会・にじ色らんど	香川県高松市牟礼町大町1828番地5
特定非営利活動法人まんまるサポート	香川県高松市栗林町1丁目1番12-1201号
特定非営利活動法人未来創健	香川県高松市川島本町497番地1
特定非営利活動法人民間災害管理機構	香川県高松市今里町2丁目9番地8
特定非営利活動法人みんなそら	香川県高松市国分寺町国分48番地
特定非営利活動法人みんなでつくる自然史博物館・香	香川県高松市中野町23番2号香川県森林組

川	合連合会館2階
特定非営利活動法人むつみ会	香川県高松市常磐町2丁目10番33号
特定非営利活動法人面会交流支援センター香川	香川県高松市木太町3416番地2
特定非営利活動法人森のようちえんお山歩隊	香川県高松市亀田町293番地2
特定非営利活動法人屋島やすらぎ	香川県高松市屋島東町1414番地
特定非営利活動法人ゆうゆうクラブ	香川県高松市屋島西町2479番地12
特定非営利活動法人よみがえり	香川県高松市西植田町952番地35
特定非営利活動法人らでいっしゅ福祉会	香川県高松市鹿角町445番地1
特定非営利活動法人L'espace labo	香川県高松市国分寺町国分1218番地7
特定非営利活動法人わがこと	香川県高松市多肥下町61-3
特定非営利活動法人わははネット	香川県高松市大工町1番地4
特定非営利活動法人BONにゃん	香川県高松市亀井町1-2
特定非営利活動法人e-Health Care Innovation in Kagawa	香川県高松市林町2217番地16 FROM 香川2C
特定非営利活動法人ITやりましたん	香川県高松市屋島西町2444番地46
特定非営利活動法人ITCかがわ	香川県高松市六条町175番地3 税理士法人 六条内
特定非営利活動法人KFE	香川県高松市多肥下町43番地4
特定非営利活動法人NPO賃貸住宅支援センターみのり	香川県高松市伏石町2016番地20

延岡市 (政策満足度 やや満足 自治会 20.8 % 5 位、市民 16.9 % 11 位)

面積	868.02 km ²	4 位
人口	123483 人	8 位
うち外国人	0.3 %	13 位
うち65歳以上	31.2 %	2 位
人口密度	142.3 人	10 位
産業構造 1次産業	5.5 %	6 位
2次産業	27.8 %	4 位
3次産業	66.8 %	8 位
法人数	3257 社	8 位
10万人当	2638 社	10 位
社団	15 社	12 位
NPO	32 社	12 位



市歳出総額	574 億円	8 位
うち委託料	6.7 %	8 位
うち補助費	5.7 %	10 位

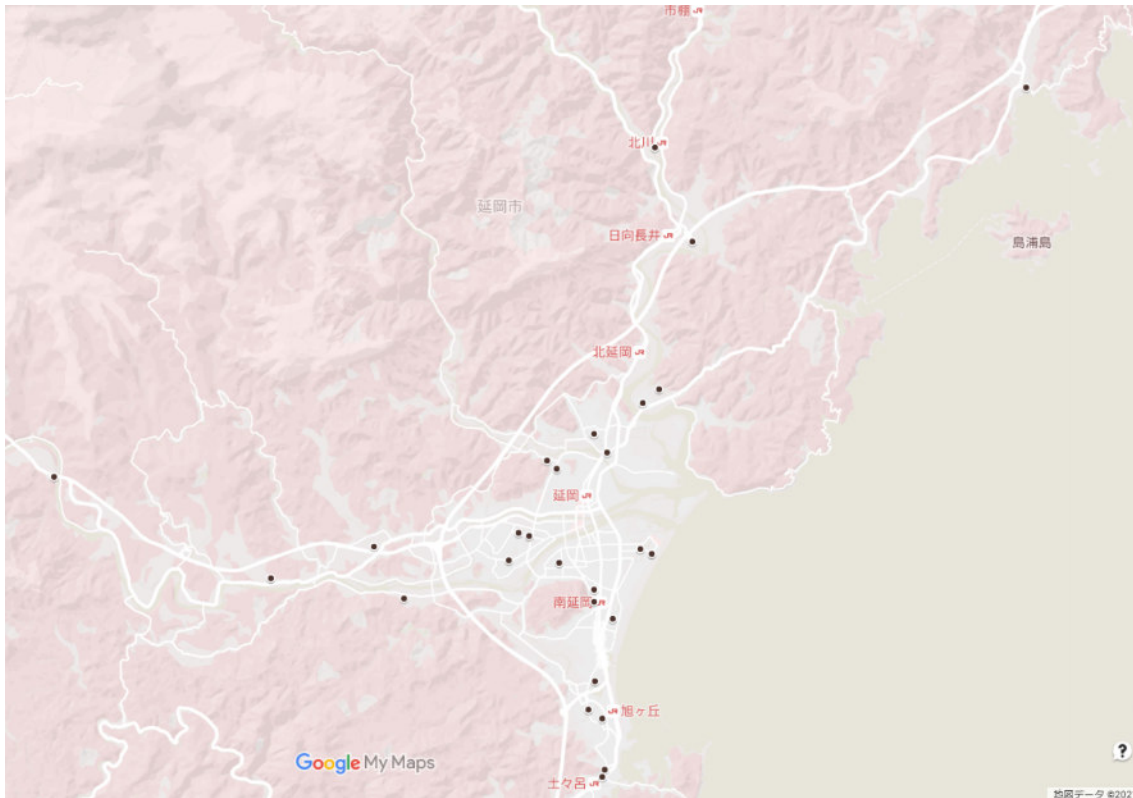
市職員数	1162 人	8 位
うち一般行政	733 人	8 位
うち住民関連	8.2 %	10 位

政治				自民	立国 社共	他	県議自民 割合	
市長(2017)	首藤正治	生年	1956 年	県会議員	2 人	2 人	1 人	40 %
党派	無所属	当選	2006 年	参院比例(2018)	35.8 %	38.4 %		11 位
前歴	会社員(代表取締役)			13都市順位	8 位	3 位		
自治基本条例	なし							

市沿革	<p>本市の各地域は、藩政時代には延岡藩に属し、城下の武家屋敷地や町地と、領知目録などに記される臼杵郡内の26ヵ村からなる地域にあたり、江戸時代を通じて城下地として栄えた地域である。</p> <p>明治4年(1871)の廃藩置県により、延岡県に属することになったが、その後の府県の再編成に伴い美々津県となり、同6年には宮崎県、同9年には鹿児島県の所属となり、同16年には再び宮崎県となった。</p> <p>明治17年に宮崎県東臼杵郡の所属となったが、明治22年の町村制施行により、延岡町、岡富村、恒富村、伊形村、東海村、南方村、南浦村、北方村、北川村、北浦村の1町9村が成立した。こうして成立した町や村は、それぞれの地域の特徴を活かし、独自の発展を遂げていくことになった。</p> <p>大正12年(1923)に日豊本線が全線開通し、恒富村に日本窒素肥料株式会社延岡工場(現旭化成)が建設されると、延岡町は岡富村・恒富村と昭和5年(1930)に合併し、同8年に市制を施行した。さらに、同11年に東海村・伊形村と、同30年には南浦村・南方村との合併を行った。</p> <p>その後、延岡市は平成の合併により、平成18年(2006)に北方町・北浦町と、平成19年(2007)に北川町と合併し、新たな市の歴史をスタートさせたところである。</p>
市マスタープランの標語	<p>「市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」</p> <p>「水とみどりの豊かな自然を守り、潤いと賑わいに満ちた東九州拠点都市」</p>

延岡市 - Nobeoka City - <http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/index.html>

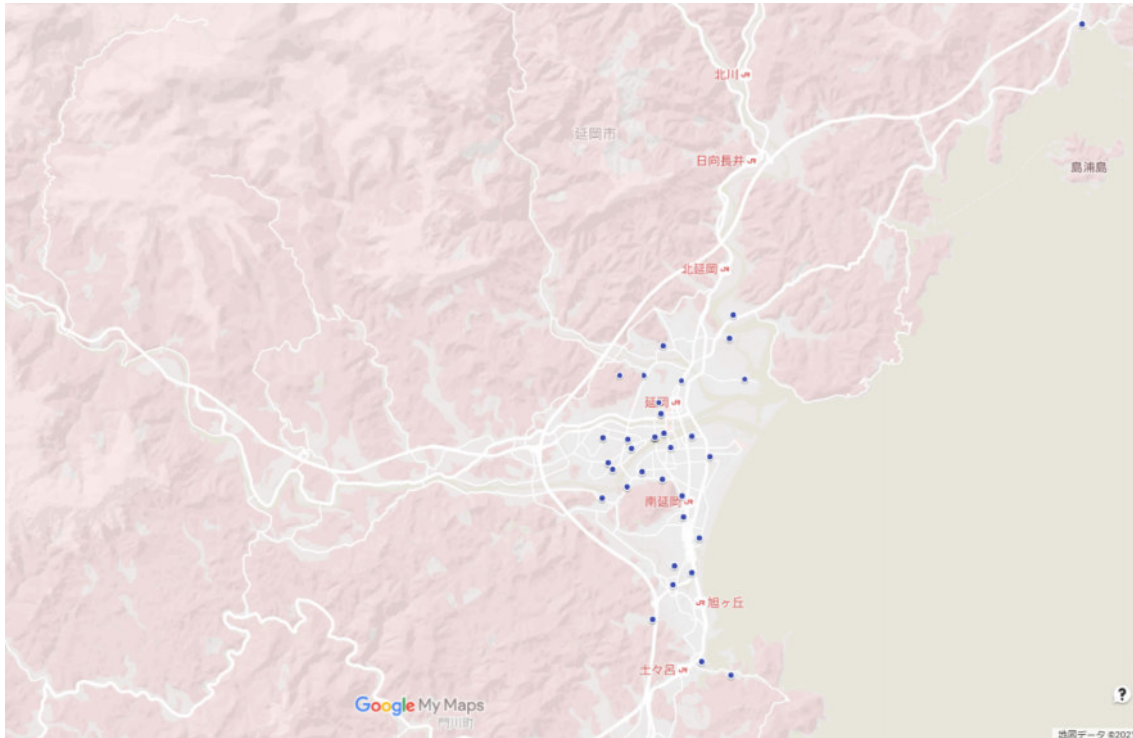
2. 市議会議員の分布



氏名	住所	会派	常任委員会
松田 和己	延岡市出北 6 丁目 1620-1	友愛クラブ	議長
吉本 靖	延岡市緑ヶ丘 2 丁目 31-29	友愛クラブ	産業建設委員会
松田 勝則	延岡市北一ヶ岡 2 丁目 7-3	友愛クラブ	厚生教育委員会
峯田 克明	延岡市大貫町 5 丁目 2366-2	無所属	厚生教育委員会
猪之鼻 哲	延岡市伊達町 1 丁目 17-14	令和のべおか市民派クラブ	厚生教育委員会
比江島 久美子	延岡市伊達町 3 丁目 6005-2	公明党市議団	総務政策委員会
柴 浩信	延岡市北浦町古江 2405	自民党きずなの会	総務政策委員会
甲斐 忠篤	延岡市北方町早日渡 435	自民党きずなの会	厚生教育委員会
北林 幹雄	延岡市北川町川内名 7232	自民党きずなの会	産業建設委員会
田村 吉宏	延岡市桜ヶ丘 1 丁目 20-14	友愛クラブ	産業建設委員会
甲斐 行雄	延岡市川島町 1928-8	友愛クラブ	総務政策委員会
長友 幸子	延岡市伊形町 5932-16	社民党市議団	総務政策委員会
松本 哲也	延岡市北川町長井 5539	社民党市議団	厚生教育委員会
甲斐 正幸	延岡市恒富町 1 丁目 5-1	令和のべおか市民派クラブ	総務政策委員会
三上 毅	延岡市長浜町 2 丁目 1916-10	公明党市議団	産業建設委員会
小野 正二	延岡市富美山町 451-3	公明党市議団	厚生教育委員会

白石 良盛	延岡市大門町 107-5	自民党きずなの会	厚生教育委員会
下田 英樹	延岡市富美山町 528-17 向山ハイツ 202	友愛クラブ	総務政策委員会
本部 仁俊	延岡市塩浜町 4 丁目 1717-45	友愛クラブ	厚生教育委員会
早瀬 賢一	延岡市大貫町 4 丁目 2910-1	友愛クラブ	産業建設委員会
平田 信広	延岡市岡元町 320	無党派(日本共産党)	産業建設委員会
上杉 泰洋	延岡市土々呂町 2 丁目 674-82	令和のべおか市民派クラブ	産業建設委員会
河野 治満	延岡市川島町 3844-1	令和のべおか市民派クラブ	厚生教育委員会
佐藤 誠	延岡市舞野町 2147-1	自民党きずなの会	総務政策委員会
松田 満男	延岡市大貫町 4 丁目 2964	自民党きずなの会	総務政策委員会
中城 あかね	延岡市下三輪町 1498	自民党きずなの会	産業建設委員会
稲田 雅之	延岡市土々呂町 5 丁目 1246	自民党きずなの会	産業建設委員会

3. NPO の分布



特定非営利活動法人あさがおの会	宮城県延岡市古城町2丁目10番地4
特定非営利活動法人アスリートタウンのべおか	宮城県延岡市東本小路131番地5
特定非営利活動法人NPOのべおか	宮城県延岡市南町1丁目4番地1
特定非営利活動法人金堂ヶ池を美しくする会	宮城県延岡市大貫町3丁目1104番地4
特定非営利活動法人学校支援のべおかはげまし隊	宮城県延岡市東本小路131番地5 延岡市民協働まちづくりセンター内
特定非営利活動法人G a n a r	宮城県延岡市大貫町2丁目2992番地ジュンバード503号室
特定非営利活動法人北浦お守り隊	宮城県延岡市北浦町古江2433番地1
特定非営利活動法人げんき	宮城県延岡市愛宕町3丁目161番地
特定非営利活動法人コノハナロード延岡市民応援隊	宮城県延岡市夏田町5315
特定非営利活動法人五ヶ瀬川流域ネットワーク	宮城県延岡市大武町1281番地
特定非営利活動法人ささゆり	宮城県延岡市緑ヶ丘4丁目19番6号
特定非営利活動法人SUNクラブひまわり	宮城県延岡市野地町4丁目3534番地-1
特定非営利活動法人ジャンプ	宮城県延岡市伊達町2丁目5835番地1
特定非営利活動法人自立生活支援延岡ほほえみの会	宮城県延岡市惣領町4番18号
特定非営利活動法人すまいる	宮城県延岡市川島町2733番地1
特定非営利活動法人スマイルテニス研究所	宮城県延岡市大貫町5丁目2300番地1
特定非営利活動法人太陽の里	宮城県延岡市無鹿町2丁目3281番地
特定非営利活動法人チーム・ブライム	宮城県延岡市三須町886番地
特定非営利活動法人地域支援センターつながり	宮城県延岡市古城町5丁目17番地5
特定非営利活動法人つくしんぼ	宮城県延岡市桜園町157番地1

特定非営利活動法人電動車いすサッカー普及協会	宮崎県延岡市伊形町4990番2
特定非営利活動法人日本産材活用プロジェクト	宮崎県延岡市塩浜町4丁目1640番1号
特定非営利活動法人のべおか健寿ささえ愛隊	宮崎県延岡市東本小路131番地5
特定非営利活動法人延岡市しょうがい者大輪の会	宮崎県延岡市安賀多町2丁目2番地3
特定非営利活動法人延岡市手をつなぐ育成会	宮崎県延岡市高千穂通3776
特定非営利活動法人延岡市ボランティア協会	宮崎県延岡市東本小路131番地5延岡市民協働まちづくりセンター内
特定非営利活動法人のべおか市民力市場	宮崎県延岡市東本小路131番地5
特定非営利活動法人のべおか城昇会	宮崎県延岡市大貫町5丁目1736番地
特定非営利活動法人のべおカスポーツクラブ	宮崎県延岡市平原町1丁目867番地4
特定非営利活動法人のべおか天下一市民交流機構	宮崎県延岡市東本小路131番地5
特定非営利活動法人ひがしっこ児童クラブ	宮崎県延岡市出北5丁目12番1号
特定非営利活動法人ひむか感動体験ワールド	宮崎県延岡市東本小路131番地5
特定非営利活動法人日向の国笑いと癒し研究所	宮崎県延岡市妙見町3878番地199
特定非営利活動法人フォルトゥナ延岡フットボールクラブ	宮崎県延岡市土々呂町3丁目846番地29
特定非営利活動法人福祉支援協会ライフサークル	宮崎県延岡市富美山町513番地5
特定非営利活動法人みやざき保健・福祉サービス評価機構	宮崎県延岡市塩浜町3丁目1752番地9
特定非営利活動法人芽ばかり会	宮崎県延岡市高千穂通3776番
特定非営利活動法人Reライフスタイル延岡	宮崎県延岡市上伊形町1409番地1

第Ⅲ部

日本・56 (51) 都市分析の中間報告

— 『行政サービスと市民参加に関する自治体全国調査』の

二時点 (JIGS2:2007-JIGS4 : 2017) 比較分析—

戸川和成

1. 比較分析の対象に設定した 56 都市リスト

本資料は、市民との協働による地域社会運営（都市ガバナンス）の理解を図る、モノグラフ（中間報告レポート）である。本資料を作成するにあたって、筆者は以下の 56 都市リストのうち JIGS2 と JIGS4 にともに回答した 51 団体に限定して分析を行った。

JCODE	自治体名	JIGS4-LG 調査 回答団体	JIGS2-LG 調査 回答団体	JIGS4・JIGS2 回答団体 本報告の分析対象
3201	盛岡市	1	1	1
3202	宮古市	1	1	1
8201	水戸市	1	1	1
8216	笠間市	1	0	0
8220	つくば市	1	0	0
13115	杉並区	1	1	1
13120	練馬区	1	0	0
14212	厚木市	1	1	1
15206	新発田市	1	1	1
20209	伊那市	1	1	1
45203	延岡市	1	1	1
21203	高山市	1	1	1
37201	高松市	1	1	1
1100	札幌市	1	1	1
2206	十和田市	1	1	1
6201	山形市	1	1	1
6203	鶴岡市	1	1	1
7212	南相馬市	1	1	1
8203	土浦市	1	1	1
8217	取手市	1	0	0
8221	ひたちなか市	1	1	1
9206	日光市	1	1	1
11202	熊谷市	1	1	1
13101	千代田区	1	1	1
13103	港区	1	0	0
13105	文京区	1	1	1
13108	江東区	1	1	1
13110	目黒区	1	1	1
13112	世田谷区	1	1	1
13114	中野区	1	1	1
13119	板橋区	1	1	1
13121	足立区	1	1	1
13123	江戸川区	1	1	1
13207	昭島市	1	1	1
13224	多摩市	1	1	1
14201	横須賀市	1	1	1
15205	柏崎市	1	1	1
17206	加賀市	1	1	1
20202	松本市	1	1	1
20203	上田市	1	1	1
20205	飯田市	1	1	1
21205	関市	1	1	1
22203	沼津市	1	1	1
23201	豊橋市	1	1	1
24203	伊勢市	1	1	1
24216	伊賀市	1	1	1
26100	京都市	1	1	1
27140	堺市	1	1	1
27205	吹田市	1	1	1
28100	神戸市	1	1	1
32201	松江市	1	1	1
33203	津山市	1	1	1
34100	広島市	1	1	1
40203	久留米市	1	1	1
45202	都城市	1	1	1
47201	那覇市	1	1	1
合計		56 団体	51 団体	51 団体

注) 各セルの値：1=該当（調査実施済み）、0=非該当（調査未実施）

2. 住民自治について

2-1 自治会、町内会、区会等の近隣住民組織を定めた条例・要綱の有無（LG 調査・Q2）

行政サービスと市民参加に関する自治体全国調査 Q2 において、自治会、町内会、区会等の近隣住民組織について、市/区が定める条例・要綱等の状況について「1=条例、2=要綱、3=なし」によって把握している。以下の表 1 および表 2 は、調査し得た都市の状況を示し、「制定の度合い」は、「組織名称」、「連合組織」、「補助金支出根拠」、「その他」に関する条例ないし要綱の有無によって、制度化の度合いを合計数で把握したものである。

表 1 個票：条例/要綱の有無（JIGS2）

	組織名称	連合組織	補助金支出根拠	業務受託情報	その他	制定の度合い
札幌市	0	0	2	0	0	1
十和田市	0	0	2	1	0	2
盛岡市	0	0	2	1	0	2
宮古市	0	0	0	2	0	1
山形市	0	2	1	3	0	2
鶴岡市	0	0	2	2	0	2
南相馬市	2	0	2	1	0	3
水戸市	0	0	2	0	0	1
土浦市	0	0	3	0	0	0
ひたちなか	0	0	2	0	2	2
日光市	0	0	0	3	0	0
熊谷市	0	0	2	0	0	1
千代田区	0	0	2	0	0	1
文京区	0	2	1	0	0	2
江東区	0	0	2	2	0	2
目黒区	0	0	0	2	0	1
世田谷区	0	0	2	0	0	1
中野区	0	0	2	0	0	1
杉並区	2	0	2	0	0	2
板橋区	0	0	2	0	0	1
足立区	0	0	2	0	0	1
江戸川区	0	0	3	0	0	0
昭島市	0	0	2	0	0	1
多摩市	0	0	2	0	0	1
横須賀市	0	0	2	0	1	2
厚木市	0	0	2	0	0	1
柏崎市	0	0	2	0	0	1
新発田市	0	0	2	2	0	2
加賀市	0	0	2	0	0	1
松本市	0	0	2	0	0	1
上田市	0	0	2	0	0	1
飯田市	0	0	2	0	0	1
伊那市	0	0	2	0	0	1
高山市	0	0	2	0	0	1
関市	0	3	3	0	1	1
沼津市	2	0	2	0	0	2
豊橋市	0	0	0	0	0	0
伊勢市	0	0	2	2	0	2
伊賀市	1	0	2	2	0	3
京都市	0	0	0	0	0	0
堺市	0	0	2	0	0	1
吹田市	0	0	2	0	0	1
神戸市	1	0	2	1	1	4
松江市	0	3	3	3	0	0
津山市	0	0	2	0	0	1
広島市	0	0	0	0	0	0
高松市	0	2	2	0	0	2
久留米市	0	0	2	0	0	1
都城市	0	0	2	2	0	2
延岡市	0	0	3	3	0	0
那覇市	0	2	1	2	0	3

表記) 値=1: 条例、2=要綱、3=規則、0=無し

表 2 個票：条例/要綱の有無 (JIGS4)

	条例/要綱有無					条例/要綱制 定度
	組織名称	連合組織	補助金 支出根拠	業務受託 情報	その他	
札幌市	0	0	2	0	0	1
十和田市	0	0	2	0	0	1
盛岡市	0	0	2	0	0	1
宮古市	0	0	2	0	0	1
山形市	0	0	0	0	0	0
鶴岡市	0	0	2	0	0	1
南相馬市	1	0	2	0	0	2
水戸市	0	2	2	0	0	2
土浦市	2	0	2	0	0	2
ひたちなか市	0	2	2	0	2	3
日光市	0	0	2	0	0	1
熊谷市	0	0	0	0	0	0
千代田区	0	0	2	0	0	1
文京区	0	0	2	0	0	1
江東区	0	0	2	0	0	1
目黒区	0	0	2	2	2	3
世田谷区	0	0	2	0	0	1
中野区	0	0	2	0	0	1
杉並区	0	0	2	0	2	2
板橋区	0	0	2	0	0	1
足立区	0	0	2	2	0	2
江戸川区	0	0	1	0	0	1
昭島市	0	0	2	0	0	1
多摩市	0	0	2	0	0	1
横須賀市	0	0	2	0	0	1
厚木市	0	0	2	0	0	1
柏崎市	0	0	2	0	0	1
新発田市	0	0	2	2	0	2
加賀市	0	2	2	0	0	2
松本市	0	0	2	0	0	1
上田市	0	0	0	0	0	0
飯田市	0	0	2	0	1	2
伊那市	0	0	0	0	0	0
高山市	0	0	2	0	0	1
関市	0	2	2	0	0	2
沼津市	0	0	2	0	0	1
豊橋市	0	0	2	0	0	1
伊勢市	0	0	2	0	0	1
伊賀市	0	0	2	0	0	1
京都市	0	0	0	0	1	1
堺市	0	0	2	0	0	1
吹田市	0	0	2	0	0	1
神戸市	0	0	0	0	0	0
松江市	0	0	2	2	0	2
津山市	0	0	2	0	0	1
広島市	0	0	0	0	0	0
高松市	0	0	2	0	0	1
久留米市	1	0	2	2	0	3
都城市	2	0	0	2	0	2
延岡市	0	0	2	1	0	2
那覇市	0	2	2	0	0	2

表3は自治会、町内会、区会等の近隣住民組織について定める条例・要綱の制度整備の状況を、二時点に分けて集計したものである。比較可能な51都市に限定してみると、ここ10年の間に、とりわけ補助金支出根拠に関して明記する要綱が72.5%から82.4%に大きく増えている。(ただし、それ以外は減っているものが多い。理由は検討必要。)

表3 条例・要綱の制定に関する単純集計結果

	JIGS2			JIGS4		
	n/有り	N	%	n/有り	N	%
条例 名称	2	51	3.9	2	51	3.9
連合組織	0	51	0.0	0	51	0.0
補助金支出根拠	3	51	5.9	1	51	2.0
業務受託情報	4	51	7.8	1	51	2.0
その他	3	51	5.9	2	51	3.9
要綱 名称	3	51	5.9	2	51	3.9
連合組織	4	51	7.8	5	51	9.8
補助金支出根拠	37	51	72.5	42	51	82.4
業務受託情報	9	51	17.6	6	51	11.8
その他	1	51	2.0	3	51	5.9

2-2 自治会等への業務委託の実施度合い (LG 調査・Q4)

本調査の Q4 には、市/区が自治会等の近隣住民組織に業務を委託（事業実施に対する補助を含む）している状況について、以下の「1.回覧板」～「11.その他」の項目ごとに調査している。以下の表 4 および表 5 は市/区の委託実施状況の個票である。「実施度」とは、各市/区が委託している業務内容の該当数を合計した数値である。それは、市/区が自治会等の近隣住民組織に委託する実施状況の全般的な様子を知る目安として考える。

表 4 業務委託の実施有無 (JIGS2)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	実施度
	回覧板	広報誌配布	募金活動	道路補修	防犯防災活動	委嘱委員推薦	公共施設管理	環境美化清掃活動	リサイクル廃品回収	街灯・防犯灯設置	その他	
札幌市	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	4
十和田市	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	8
盛岡市	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	7
宮古市	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
山形市	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4
鶴岡市	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	6
南相馬市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
水戸市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
土浦市	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4
ひたちなか	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	9
日光市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	0	8
熊谷市	1	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	6
千代田区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文京区	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
江東区	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	8
目黒区	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
世田谷区	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	4
中野区	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
杉並区	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0	0	7
板橋区	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	7
足立区	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	0	7
江戸川区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
昭島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
多摩市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
横須賀市	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	0	8
厚木市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	9
柏崎市	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	5
新発田市	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	5
加賀市	1	1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	6
松本市	1	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	7
上田市	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	8
飯田市	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	5
伊那市	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	8
高山市	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	5
関市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	9
沼津市	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
豊橋市	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	6
伊勢市	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	6
伊賀市	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	0	8
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
堺市	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	5
吹田市	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3
神戸市	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	6
松江市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
津山市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	10
広島市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3
高松市	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	4
久留米市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
都城市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	9
延岡市	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	4
那覇市	1	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	7

表 5 業務委託の実施有無 (JIGS4)

【JIGS4/51 団体】

個票：自治会等への業務委託の実施度合い（事業実施への補助含む）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	実施度
	回覧板	広報誌配布	募金活動	道路補修	防犯・防災活動	委嘱委員推薦	公共施設管理	環境美化清掃活動	リサイクル廃品回収	街灯・防犯灯設置	その他	
札幌市	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
十和田市	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	4
盛岡市	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	8
宮古市	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
山形市	1	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	6
鶴岡市	1	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	5
南相馬市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	
水戸市	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	0	8
土浦市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ひたちなか市	1	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	6
日光市	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	4
熊谷市	1	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	6
千代田区	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
文京区	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
江東区	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	6
目黒区	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	5
世田谷区	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	8
中野区	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	0	8
杉並区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
板橋区	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	5
足立区	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	7
江戸川区	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
昭島市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	
多摩市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	
横須賀市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	
厚木市	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	6
柏崎市	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	0	8
新発田市	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	5
加賀市	1	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	7
松本市	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	6
上田市	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	9
飯田市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	10
伊那市	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	5
高山市	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	5
関市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	9
沼津市	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	5
豊橋市	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
伊勢市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	9
伊賀市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
堺市	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	5
吹田市	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	3
神戸市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	
松江市	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	5
津山市	1	1	1	0	0	1	0	1	1	1	0	7
広島市	1	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0	7
高松市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
久留米市	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	5
都城市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
延岡市	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	8
那覇市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

上述の委託実施状況について、二時点の結果を比較した集計表が表 6 である。それによれば、ここ 10 年の間、回覧板による連絡(+4.7 ポイント以下同様)や防犯・防災活動(+4.8)、街灯・防犯灯を設置する (+1.4) に関しては、市/区が委託する状況は微増であり、半数以上が委託を続けている。やや大きな変化は広報誌を配布する作業 (+10.3) や、環境美化・清掃活動 (+13.2) に関して自治会等に依頼することが増えている。また、社会環境が変化して、1~10 の項目だけでなく、新たにその他 (11.9) に関しても依頼業務が増えている。

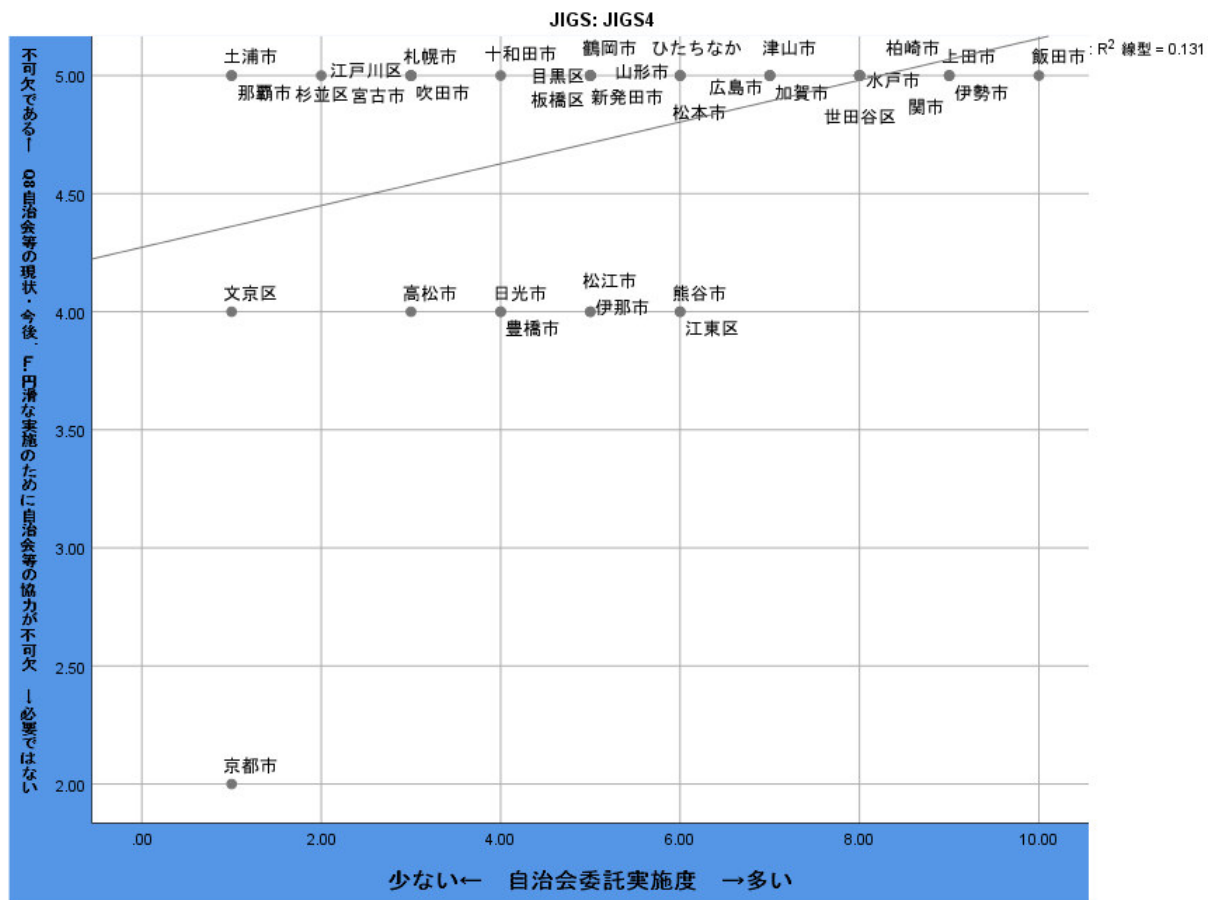
しかしながら、近年は自治体と自治会以外の多様な組織・団体が連携して協働する取り組みが叫ばれているせいも、公共施設の管理 (-19.3) や募金活動 (-7.8) を自治会等の近隣住民組織に依頼することは減ってきているようである。

表 6 自治会等への業務委託実施度合いの単純集計結果

	JIGS2			JIGS4			JIGS2vsJIGS4 %
	n/有り	全体	%	n/有り	全体	%	
1.回覧板	35	51	68.6	33	45	73.3	4.7
2.広報誌配布	31	51	60.8	32	45	71.1	10.3
3.募金活動	21	51	41.2	15	45	33.3	-7.8
4.道路補修	6	51	11.8	6	45	13.3	1.6
5.防犯・防災活動	27	51	52.9	26	45	57.8	4.8
6.委嘱委員推薦	29	51	56.9	24	45	53.3	-3.5
7.公共施設管理	28	51	54.9	16	45	35.6	-19.3
8.環境美化・清掃活動	25	51	49.0	28	45	62.2	13.2
9.リサイクル・廃品回収	25	51	49.0	20	45	44.4	-4.6
10.街灯・防犯灯の設置	31	51	60.8	28	45	62.2	1.4
11.その他	3	51	5.9	8	45	17.8	11.9

こうした委託の実施に変化があることを踏まえつつ、ここ 10 年においても、引き続き自治会に業務を依頼し、積極的に依頼業務を増やす状況を鑑みて、「委託実施頻度」が他の自治体に比べて多い都市が認識する「自治会等の現状」を考えることにしたい。筆者は、その理由の示唆を得るために、Q 8 の「円滑な実施のために自治会等の協力が不可欠である」という行政職員の認識との関係を可視化することにした。その結果が図 1 である。それによれば、自治会に多くの仕事を依頼する市・区にとって、引き続き円滑に運営するために必要な組織として自治会を認識している。市/区にとって「協力が不可欠」であるという認識が強まる。一般的に、自治会組織への批判論が叫ばれる中で、重要な知見であろう。

(両変数の因果関係は別に検討が必要である。)



注) ピアソンの相関係数 (r) = 0.362 ($p < 0.05$, $n = 42$)

図 1 自治会委託実施度と「行政運営に自治会の協力が不可欠」意識の関係

2-3 自治会等への振興政策の実施状況 (LG 調査・Q5)

さらに、本調査では自治会等の振興支援策や、それに関連した事業・取り組み状況を、以下の「1.補助金交付や資材の提供」～「9.その他」9項目の関係の有無で調査している。表7および表8は市/区が実施している状況を「1=該当、0=非該当」によって把握したものである。右端の「振興支援策充実度」は、市/区が自治会等の振興を支援する程度を把握する目安として、9つの項目を実施する該当数を合計した数値である。

表 7 個票：振興政策の実施状況 (JIGS2)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	振興支援策充実度
	補助金交付 資材提供	加入働き かけ	活動拠点 整備提供	住民要望の 付窓一元化	自治会結成 役員交代把握	助言や 情報提供	行事の 共催	定期的 会合の開催	その他	
札幌市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
十和田市	1	1	1	1	1	1	1	1	0	8
盛岡市	1	1	1	0	0	1	1	0	0	5
宮古市	1	0	1	0	1	1	0	0	0	4
山形市	1	1	0	0	1	1	0	1	0	5
鶴岡市	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3
南相馬市	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
水戸市	1	1	1	0	1	1	1	0	0	6
土浦市	0	0	0	0	1	1	0	1	1	4
ひたちなか	1	1	1	0	1	1	0	0	0	5
日光市	1	0	1	0	1	1	0	1	0	5
熊谷市	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
千代田区	1	0	1	0	0	1	0	1	0	4
文京区	1	1	1	0	0	0	0	1	0	4
江東区	1	1	1	0	1	1	1	1	1	8
目黒区	0	1	0	0	1	1	1	1	0	5
世田谷区	1	0	0	0	1	1	1	1	0	5
中野区	1	0	1	0	0	0	0	1	0	3
杉並区	1	1	1	0	1	1	0	1	0	6
板橋区	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
足立区	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
江戸川区	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
昭島市	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4
多摩市	1	0	1	0	1	0	0	0	1	4
横須賀市	1	0	1	0	1	1	1	1	0	6
厚木市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
柏崎市	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3
新発田市	1	0	1	0	1	1	0	0	0	4
加賀市	1	0	1	1	1	1	0	1	0	6
松本市	1	0	0	0	1	0	0	1	0	3
上田市	1	1	1	1	1	1	0	1	0	7
飯田市	1	1	1	0	1	1	1	0	0	6
伊那市	1	1	1	0	0	1	0	1	0	5
高山市	1	1	1	0	0	1	0	1	0	5
関市	1	1	0	0	1	0	1	1	1	6
沼津市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
豊橋市	0	0	0	1	1	1	1	1	0	5
伊勢市	1	0	0	1	1	0	1	1	0	5
伊賀市	1	0	1	0	1	1	0	1	0	5
京都市	1	0	0	0	0	1	1	1	0	4
堺市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
吹田市	1	1	0	0	1	1	0	0	0	4
神戸市	1	0	0	0	0	1	0	1	0	3
松江市	1	1	1	0	1	0	0	1	0	5
津山市	1	0	1	1	1	1	1	1	0	7
広島市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	6
高松市	1	1	0	0	1	1	0	0	0	4
久留米市	1	1	1	0	0	1	0	1	0	5
都城市	1	1	1	1	1	1	0	1	0	7
延岡市	1	1	1	0	1	1	0	0	0	5
那覇市	1	1	1	0	1	1	0	1	0	6

表 8 個票：振興政策の実施状況 (JIGS4)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	振興支 援策 充実度
	補助金 交付資 材提供	加入 働き かけ	活動 拠点 整備 提供	住民要 望の受 け付け 一元化	自治会 結成 役員交 代把握	助言や 情報提 供	行事の 共催	定期的 会合の 開催	その他	
札幌市	1	1	1	0	1	1	0	0	0	5
十和田市	1	1	0	1	1	0	0	0	0	4
盛岡市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
宮古市	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3
山形市	1	1	1	1	1	0	0	0	0	5
鶴岡市	1	0	1	0	0	1	1	1	0	5
南相馬市	1	1	1	0	0	0	0	1	0	4
水戸市	1	1	1	0	0	1	1	1	0	6
土浦市	1	1	1	1	1	0	0	1	0	6
ひたちなか市	1	1	1	0	1	1	0	1	0	6
日光市	1	1	1	0	0	1	0	0	0	4
熊谷市	1	1	1	0	1	1	0	0	0	5
千代田区	1	0	0	0	1	1	0	1	0	4
文京区	1	1	0	0	1	1	0	1	0	5
江東区	1	1	1	0	0	0	1	1	0	5
目黒区	0	1	1	0	1	1	0	0	0	4
世田谷区	1	1	0	0	0	0	1	1	0	4
中野区	1	1	0	0	1	1	1	1	0	6
杉並区	1	1	0	0	0	1	1	1	1	6
板橋区	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
足立区	1	1	1	0	1	1	0	1	0	6
江戸川区	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
昭島市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
多摩市	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
横須賀市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	0
厚木市	1	1	1	0	1	1	0	1	0	6
柏崎市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
新発田市	1	0	1	0	1	1	0	1	0	5
加賀市	1	0	0	0	1	1	0	1	0	4
松本市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
上田市	1	1	0	0	1	1	0	1	0	5
飯田市	1	1	0	1	0	1	0	1	0	5
伊那市	1	1	1	0	1	1	0	1	0	6
高山市	1	1	1	0	0	1	0	0	0	4
関市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	6
沼津市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	6
豊橋市	1	1	0	0	0	0	1	1	0	4
伊勢市	1	1	0	0	1	1	0	1	0	5
伊賀市	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
京都市	1	1	1	1	0	1	0	1	1	7
堺市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
吹田市	1	1	1	0	1	1	0	0	0	5
神戸市	0	0	1	0	1	1	0	0	0	3
松江市	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4
津山市	1	0	1	0	1	0	0	1	0	4
広島市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
高松市	1	1	0	0	0	1	0	1	0	4
久留米市	1	1	1	0	0	1	0	1	0	5
都城市	1	1	1	0	1	1	1	1	0	7
延岡市	1	1	1	0	1	1	0	0	0	5
那覇市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2

自治会等の近隣住民組織を振興・支援するために実施している取組みを、二時点の間で比較するために、筆者は表9の集計表を作成した。それによれば、ここ10年の間、「補助金の交付・資材の提供」、「活動の拠点整備・提供」、「定期的会合の主催」に関する取り組みの実施状況はほぼ変わっておらず、過半数以上の自治体で実施している。

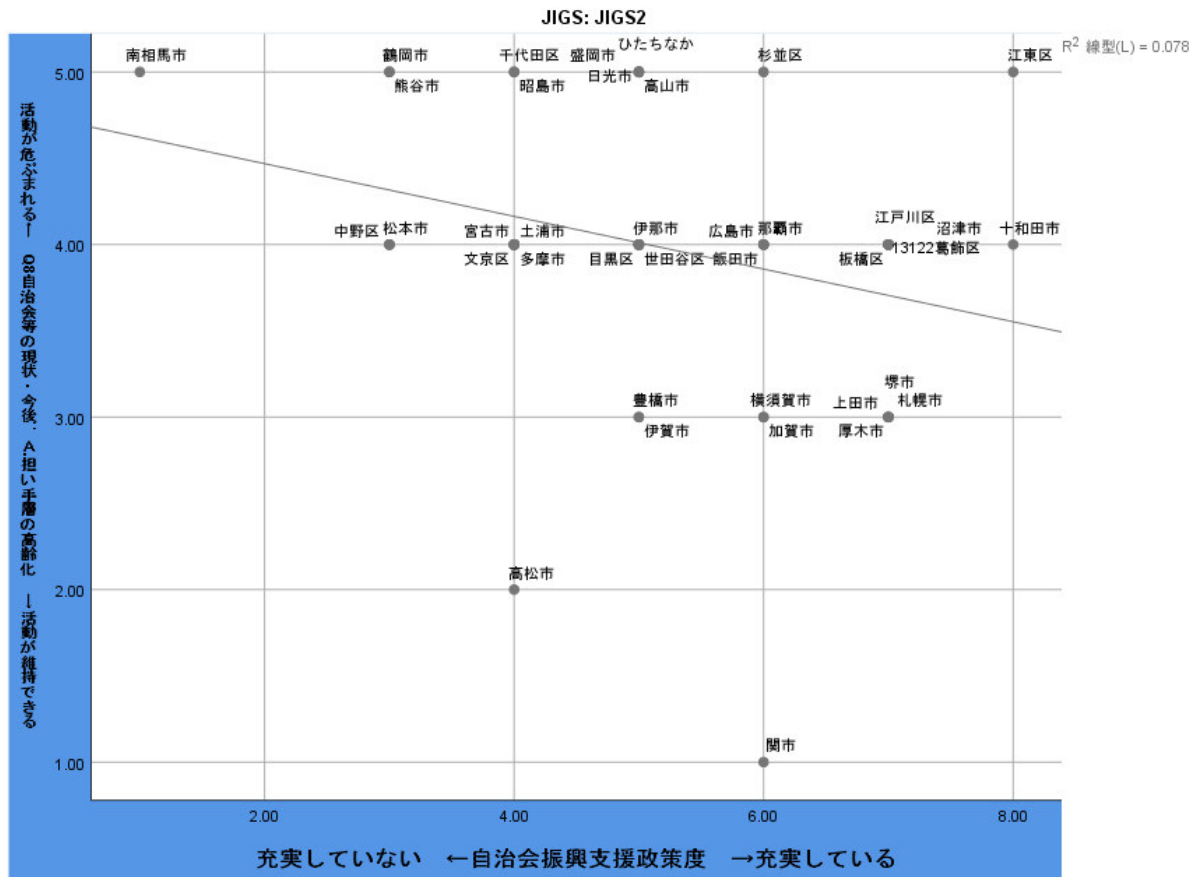
注目すべき点は、ここ10年の間では「住民への加入働きかけ」が56.9%から82.0%へと大きく増加する一方で、運営内部の「自治会の結成や役員交代の把握」は76.5%から66.0%に減少している。自治会への加入に関わる問題が社会で認識されている中では行政も、住民の加入状況を注視するように変化している。また、「行事の共催」について、41.2%から30.0%への減少し、「助言や情報の提供」もやや減退している。

表9 自治会等の振興・支援策に関する実施状況の単純集計結果

	JIGS2			JIGS4		
	n/有り	全体	%	n/有り	全体	%
1.補助金の交付・資材の提供	47	51	92.2	47	50	94.0
2.住民への加入働きかけ	29	51	56.9	41	50	82.0
3.活動の拠点整備・提供	38	51	74.5	36	50	72.0
4.行政への住民要望の受付窓口の一元化	7	51	13.7	7	50	14.0
5.自治会の結成や役員交代の把握	39	51	76.5	33	50	66.0
6.助言や情報の提供	42	51	82.4	38	50	76.0
7.行事の共催	21	51	41.2	15	50	30.0
8.定期的会合の開催	35	51	68.6	32	50	64.0
9.その他	5	51	9.8	3	50	6.0

注) nは該当数、全体は無回答を除いた合計数を示す。

加えて、筆者は、市/区が自治会等の近隣住民組織を支援する取り組みの状況の違いは、自治会への認識とどのように関係しているのかを把握するために、Q8の自治会等の現状や今後に関する設問のうち、「担い手層の高齢化が進み、今後の活動の維持が危ぶまれる」という認識との関係を次頁の図2に可視化した。それによれば、市/区の支援が充実している都市ほど、自治会への活動の維持に関する懸念意識が薄れる傾向を示す。



注) JIGS4 調査結果では同様の結果を確認できない。

図 2 振興支援政策と自治会への認識「担い手層が高齢化し、活動の維持が危ぶまれる」

2-4 住民組織への補助金交付・資材提供の状況（LG 調査・Q6）

本調査の設問6には、「1. 子供会」～「6.防犯組織」に対する補助金の交付や資材の提供などの支援を実施する状況を尋ねている。以下の表10および表11は、時点を分けた市/区の実施状況の個票を示す。「支援有・住民組織数」は、1～6に該当する項目の総合計数を表している。（各セルの数字は、1が直接支援、2が自治会を通して支援、3が支援していない、4が自治体内に団体が無い、を意味する。）

表 10 個票：補助金の交付・資材の提供支援（JIGS2）

	1	2	3	4	5	6	支援有・住民組織数
	子ども会	婦人会	青年団	老人会	消防団	防犯組織	
札幌市	1			1	3		2
十和田市	1	1	3	1	1	1	5
盛岡市	1	3	3	3	3	3	1
宮古市	1	1	3	1	1	1	5
山形市	1	4	4	1	1	1	4
鶴岡市	2	2	3	2	1	1	5
南相馬市	3	3	3	1	1	3	2
水戸市	2	2	2	2	2	2	6
土浦市	1	3	3	1	1	1	4
ひたちなか	3	3	3	3	3	1	1
日光市	3	3	3	3	3	2	1
熊谷市	1	1	1	1	3	1	4
千代田区	1	1	1	1	1	2	6
文京区	2	2	2	2	2	2	6
江東区	2	2			2	2	4
目黒区	1	4	4	1	1	1	4
世田谷区	99	99	99	99	1	1	2
中野区	2	2	2	1	1	1	6
杉並区	3	3	4	3	1	1	2
板橋区	3	1	3	1	1	1	4
足立区	2	2	4	2	3	2	4
江戸川区	99	99	99	99	99	99	0
昭島市	1	3	3	1	1	1	4
多摩市	2	2	4	1	1	1	5
横須賀市	2	2	3	1	1	2	5
厚木市	1	1	2	1	1	1	6
柏崎市	3	3	3	3	1	2	2
新発田市	1	3	3	1	1	1	4
加賀市	2	2	3	1	1	1	5
松本市	99	99	99	99	99	1	1
上田市	2	1	4	2	2	1	5
飯田市	3	3	3	3	3	3	0
伊那市	1	1	4	2	1	1	5
高山市	1	3	3	1	1	1	4
関市	2	2	2	2	2	2	6
沼津市	2	2	2	1	1	2	6
豊橋市	1	4	1	1	1	1	5
伊勢市	2	1	2	1	1	2	6
伊賀市	99	99	99	99	99	99	0
京都市	3	3	3	1	3	1	2
堺市	2	3	3	1	3	1	3
吹田市	1	3	4	1	2	2	4
神戸市	1	1	1	1	1	1	6
松江市	1	1	1		3		3
津山市	1	3	3	1	1	1	4
広島市	1	1	3	3	1		3
高松市	1	1	1	1	3	3	4
久留米市	1	1	3	1	1	1	5
都城市	2	2	2	2	1	2	6
延岡市	1	1	1	1	1	1	6
那覇市	2	2	2	2	1	1	6

注：1は直接支援、2は自治会を通して支援、3は支援なし、4は団体なし

表 11 個票：補助金の交付・資材の提供支援（JIGS4）

	1	2	3	4	5	6	支援有・住 民組織数
	子ども会	婦人会	青年団	老人会	消防団	防犯組織	
札幌市	1	1	1	1	1	1	6
十和田市	99	99	99	99	99		0
盛岡市	2	3	3	1	1	2	4
宮古市	1	1	3	1	1	1	5
山形市	3	3	3	1	1	1	3
鶴岡市	2	1	2	1	2	2	6
南相馬市	3	1	3	1	1	2	4
水戸市	1	1	1	1	1	2	6
土浦市	2	3	3	3	1	3	2
ひたちなか市	3	3	3	1	1	1	3
日光市	2	2	2	2	1		5
熊谷市	1	3	3	1	1	1	4
千代田区	99	99	99	99	99	99	0
文京区	99	99	99	99	99	99	0
江東区	99	99	99	99	99	99	0
目黒区	2	2	2	1	1	1	6
世田谷区	99	99	99	99	99	99	0
中野区		3	3	1	1	1	3
杉並区	3	3	3	1	1	1	3
板橋区	99	99	99	99	1	1	2
足立区	99	99	99	99	99	99	0
江戸川区		3	3	1	1	1	3
昭島市	3	3	3	1	1	1	3
多摩市	99	99	99	99	99	99	0
横須賀市	99	99	99	99	99	99	0
厚木市	1	1	1	1	1	1	6
柏崎市	2	3	2	2	1	2	5
新発田市	3	3	3		1		1
加賀市	2	2	2	2	1	2	6
松本市	1	4	4	2	1	2	4
上田市	2	1	3	3	1	1	4
飯田市	2	2	3	1	1	2	5
伊那市	4	3	4	1	1	1	3
高山市	1	1	4	1	1	1	5
関市	1	1	4	1	1	1	5
沼津市	3	3	3	3	3	3	0
豊橋市	1	1	3	1	1	1	5
伊勢市	2	2	2	2	1	2	6
伊賀市	99	3	3	1	1	3	2
京都市	99	1	99	99	1	1	3
堺市	99	2	99	99	99	99	1
吹田市	1	3	3	1	1	1	4
神戸市	1	1	1	1	1	1	6
松江市	1	3	1	3	3	3	2
津山市	3	3	3	3	1	1	2
広島市	1	1	4	1	1	1	5
高松市	1			1	1		3
久留米市	2	1	4	1	1	1	5
都城市	1	1	1	1	1	1	6
延岡市	1	1	1	1	1	1	6
那覇市	1	1	3	1	1	1	5

表 12 は A～F の団体に対して、補助金の交付・資材の提供支援状況について、時点を集計したものである。それによれば、ここ 10 年の間で、一つは「子ども会」、「青年団」「防犯組織」への支援方法に変化がみられず、子ども会と防犯組織に対して、「直接支援」ないし「自治会を通じて支援」を行う自治体が過半を占める。そして、二つ目には「婦人会」への支援は、自治会を通じて支援が減少し（28.3%→14.6%）、直接支援がやや増加している（32.6%→41.5%）。しかし、「支援していない」自治体もやや増加（32.6%→41.5%）し、婦人会への支援方法には対応が分かれている。一方で、三つ目に、「消防団」への支援・取り組みの変化については、自治体の「直接的支援」が増加している（64.6%→92.9%）。

表 12 補助金の交付・資材の提供支援の単純集計結果

	n					全体	%				全体%
	直接支援	自治会を通じて支援	支援していない	自治体内に団体がない	無回答/欠損値		直接支援	自治会を通じて支援	支援していない	自治体内に団体がない	
A.子供会	23	16	8	0	4	47	48.9	34.0	17.0	0.0	100.0
B.婦人会	15	13	15	3	5	46	32.6	28.3	32.6	6.5	100.0
C.青年団	6	9	22	8	6	45	13.3	20.0	48.9	17.8	100.0
D.老人会	29	9	7	0	6	45	64.4	20.0	15.6	0.0	100.0
E.消防団	31	6	11	0	3	48	64.6	12.5	22.9	0.0	100.0
F.防犯組織	29	13	4	0	5	46	63.0	28.3	8.7	0.0	100.0

	n					全体	%				全体%
	直接支援	自治会を通じて支援	支援していない	自治体内に団体がない	無回答/欠損値		直接支援	自治会を通じて支援	支援していない	自治体内に団体がない	
A.子供会	17	11	8	1	14	37	45.9	29.7	21.6	2.7	100.0
B.婦人会	17	6	17	1	10	41	41.5	14.6	41.5	2.4	100.0
C.青年団	7	6	20	6	12	39	17.9	15.4	51.3	15.4	100.0
D.老人会	29	5	5	0	12	39	74.4	12.8	12.8	0.0	100.0
E.消防団	39	1	2	0	9	42	92.9	2.4	4.8	0.0	100.0
F.防犯組織	26	9	4	0	12	39	66.7	23.1	10.3	0.0	100.0

	JIGS2			JIGS4		
	n/支援有団体数	%	累積%	n/支援有団体数	累積%	
0点/無回答	3	5.9	5.9	9	17.6	
1点	4	7.8	13.7	2	3.9	
2点	6	11.8	25.5	5	9.8	
3点	3	5.9	31.4	9	17.6	
4点	13	25.5	56.9	6	11.8	
5点	10	19.6	76.5	10	19.6	
6点	12	23.5	100.0	10	19.6	
合計	51	100.0		51	100.0	

注) n は該当数、全体は無回答を除く合計数を示す。

2-5 市/区と自治会の望ましい関係に対する評価 (LG 調査・Q7)

加えて、Q7 には地域の諸問題を解決する上で、どのような自治会等の組織との関係を望ましいと考えるのかを表にまとめたものが表 13 である。ここ 10 年で認識に変化はみられず、依然として「協働関係」を志向していることが特徴である。

表 13 望ましい関係に対する意見・評価 (JIGS2vsJIGS4)

	JIGS2		JIGS4		JIGS2vsJIGS4
	n	%	n	%	%
1 市町村の業務を請け負うだけで良い	0	0.0	1	2.1	2.1
2 住民と市町村の仲介役	4	7.8	2	4.2	-3.6
3 市町村と協働	47	92.2	44	91.7	-0.5
4 市町村と独立して活動するのが良い	0	0.0	1	2.1	2.1
全体	51	100.0	48	100.0	

注) n は該当数、全体は無回答を除く合計数を示す。

2-6 市/区が評価する自治会等の現状や今後について (LG 調査・Q8)

さらに、本調査の Q8 には自治会等の現状や今後に関する行政職員の認識を、「A.担い手層の高齢化が進み、今後の活動の維持が危ぶまれる」～「J.自治会等に代わる組織や団体が育ちつつある」によって調査している。表 14、表 15 は各市/区の認識状況 (1.そう思う～5.そう思わない。数字が小さいほど肯定的) を示す。詳しい認識項目については表 16 の項目を参照されたい。

表 14 自治会等の現状や今後に対する評価 (JIGS2)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	担い手層の高齢化	加入率の低下	情報伝達・親睦の役割	災害時の対応	行政の代わりにニーズに対応	事業の円滑な実施に不可欠	地区住民の意見代表	地区の課題への合意形成	役員固定化の運営改善	自治会に代わる組織の成長
札幌市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
十和田市	2	2	1	1	1	1	1	1	2	5
盛岡市	1	1	2	1	2	1	2	2	3	2
宮古市	2	4	1	1	3	1	2	2	1	4
山形市	2	4	1	2	2	1	1	2	3	5
鶴岡市	1	3	1	1	2	1	1	1	1	4
南相馬市	1	2	2	2	4	1	2	2	2	2
水戸市	2	2	1	2	2	1	2	2	2	4
土浦市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ひたちなか	1	2	1	1	1	1	1	1	3	4
日光市	1	2	2	2	4	1	2	2	2	5
熊谷市	1	3	1	1	3	1			2	
千代田区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
文京区	2	2	3	2	3	2	2	2	3	4
江東区	1	3	1	1	2	1	1	3	2	3
目黒区	2	2	2	2	1	1	2	2	3	3
世田谷区	2	2	1	1	2	2	2	3	1	4
中野区	2	2	1	1	2	1	2	2	3	5
杉並区	1	2	3	2	3	2	3	3	1	3
板橋区	2	2	1	1	3	1	2	2	2	3
足立区	2	4	1	1	2	2	1	2	2	4
江戸川区	2	5	1	1	2	1	2	2	2	4
昭島市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
多摩市	2	2	2	1	3	2	2	2	2	2
横須賀市	3	4	1	1	2	1	2	2	2	4
厚木市	3	3	2	2	3	1	2	2	3	5
柏崎市	2	4	1	1	3	1	2	4	3	5
新発田市	2	5	1	1	2	1	2	2	2	4
加賀市	3	4	2	2	3	1	1	2	3	4
松本市	2	2	1	1	1	1	1	1	3	5
上田市	3	3	1	1	1	1	1	1	3	2
飯田市	2	3	2	1	3	1	1	2	2	1
伊那市	2	2	1	1	1	1	1	1	3	4
高山市	1	2	1	1	1	1	1	2	2	2
関市	5	5	2	1	2	1	1	2	4	5
沼津市	2	2	1	1	2	2	2	2	3	3
豊橋市	3	2	1	1	2	1	1	2	2	5
伊勢市	2	2	2	1	2	2	2	2	2	4
伊賀市	3	3	1	2	2	1	2	2	4	3
京都市	2	2	1	1	1	1	3	1	3	2
堺市	3	2	1	1	2	1	1	1	3	1
吹田市	2	2	1	1	3	2	2	2	1	4
神戸市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
松江市	2	2	1	1	1	1	1	1	2	4
津山市	2	3	1	1	2	1	2	2	2	4
広島市	2	3	1	1	2	1	1	2	2	4
高松市	4	3	1	1	2	1	1	2	1	1
久留米市	1	1	1	1	2	1	1	1	1	5
都城市	2	2	1	2	2	2	2	2	2	5
延岡市	2	4	1	1	3	1	2	2	2	5
那覇市	2	3	1	2	3	2	2	2	2	3

表 15 自治会等の現状や今後に対する評価 (JIGS4)

【JIGS4/51】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	担 い 手 の 高 齢 化	加 入 率 の 低 下	情 報 伝 達 ・ 睦 親 の 役 割	災 害 時 の 対 応	行 政 の 代 り に 二 次 対 応	事 業 の 円 滑 な 実 施 に 不 欠	地 区 住 民 の 見 意 代 表	地 区 課 題 へ の 意 成 合 形	役 員 の 定 運 の 改 善 運 の 改 善	自 治 会 に 代 わ る 組 織 の 成 長
札幌市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
十和田市	1	1	1	1	2	1	1	1	2	3
盛岡市	2	2	1	1	1	1	1	1	3	4
宮古市	2	2	1	1	3	1	2	3	3	4
山形市	1	1	2	2	2	1	1	1	3	5
鶴岡市	1	2	2	1	2	1	2	3	2	4
南相馬市	1	2	1	1	1	1	1	1	3	5
水戸市	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3
土浦市	1	1	1	1	1	1	1	1	3	5
ひたちなか市	1	1	1	1	2	1	3	3	1	5
日光市	1	1	1	1	3	2	1	2	3	5
熊谷市	2	3	1	1	2	2	2	3	3	3
千代田区	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
文京区	2	2	2	1	2	2	2	3	2	3
江東区	1	2	1	1	1	2	2	1	2	5
目黒区	1	1	2	1	4	1	4	4	1	5
世田谷区	1	1	1	1	2	1	2	2	2	3
中野区	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
杉並区	1	1	2	1	2	1	1	2	2	5
板橋区	2	2	1	1	2	1	2	2	2	5
足立区	1	1	2	2	3	1	2	3	1	4
江戸川区	2	3	1	2	2	1	1	2	3	5
昭島市	1	1	2	2	2	2	2	2	4	3
多摩市	1	1	2	1	3	2	2	3	3	5
横須賀市	2	3	1	1	2	1	2	2	2	4
厚木市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
柏崎市	1	1	2	1	3	1	2	2	2	4
新発田市	1	4	2	1	1	1	2	2	2	3
加賀市	1	3	1	1	2	1	1	3	2	3
松本市	2	3	1	1	2	1	1	1	3	5
上田市	2	3	1	1	2	1	1	1	3	3
飯田市	1	1	1	1	2	1	2	2	3	3
伊那市	2	2	1	1	3	2	2	2	2	4
高山市	1	2	2	1	2	1	4	3	2	3
関市	1	1	1	2	1	1	1	2	5	1
沼津市	1	2	1	1	4	1	1	1	2	5
豊橋市	3	3	2	2	2	2	2	3	3	4
伊勢市	1	2	1	1	1	1	1	1	3	1
伊賀市	2	3	3	2	2	3	4	2	3	1
京都市	2	2	4	4	2	4	4	4	3	4
堺市	2	2	1	1	2	1	1	2	2	4
吹田市	2	3	1	1	3	1	2	2	3	3
神戸市	1	1	2	2	2	1	2	2	2	3
松江市	2	2	2	2	2	2	3	2	2	4
津山市	1	2		1	3	1	1	1	2	4
広島市	1	1	1	1	2	1	1	1	2	5
高松市	3	1	2	2	1	2	2	2	2	4
久留米市	2	2	1	1	2	1	2	2	3	4
都城市	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1
延岡市	1	2	2	1	2	1	2	2	2	5
那覇市	1	2	1	1	2	1	2	3	4	2

上述の自治会等の現状や今後に対する評価について、時点別に分けた集計結果が次の表16である。それによれば、現状の自治会に対して次のことが伺える。まず、ここ10年が経った現在でもなお、依然として、「行政の施策・事業の円滑な実施のためには、自治会等の協力を得ることは不可欠である」という認識がほぼ全ての自治体に共有されていることは変わらない(98.0→95.8)。それは、現在にかけて自治会の活動や取り組みが評価されており、「福祉、治安、まちづくりの分野で、行政に代わって住民ニーズに応える」という認識が増している(68.0%→79.2%)ことから伺える。また、ここ10年にかけて「自治会等に代わる組織や団体が育ちつつある」という認識は減少している(22.0%→10.4%)ことが関係しているのだろうか。

しかしながら、ここ10年にかけて自治会運営への課題も強く認識されている。例えば、「担い手層の高齢化や進み活動の維持が危ぶまれる」、「加入率の低下によって、活動の維持が困難になっている」ことが、それぞれ15.8ポイント、23.2ポイントも増加している。また、「地区の課題について住民の合意形成を図ることが出来ている」という認識が15.1ポイントも減少しており、地域社会で活動する自治会の位置づけを捉え直す必要がある。

表 16 自治会等の現状や今後に対する評価に関する単純集計結果

	JIGS2			JIGS4			JIGS2vsJIGS4 %
	n	全体	%	n	全体	%	
1.担い手層の高齢化が進み活動の維持が危ぶまれる	40	50	80.0	46	48	95.8	15.8
2.加入率の低下によって、活動の継続が困難になっている	28	50	56.0	38	48	79.2	23.2
3.情報伝達・親睦など日常の活動で行政が出来ない役割を果たす	47	50	94.0	45	48	93.8	-0.3
4.災害時の対応など緊急時に不可欠な役割を果たす	49	50	98.0	47	48	97.9	-0.1
5.福祉、治安、まちづくりの分野で、行政に代わって住民ニーズに応える	34	50	68.0	38	48	79.2	11.2
6.行政の施策・事業の円滑な実施のためには、自治会等の協力を得ることに不可欠	49	50	98.0	46	48	95.8	-2.2
7.地区住民を代表し、行政とのパイプ役となっている	46	50	92.0	42	48	87.5	-4.5
8.地区の課題について住民の合意形成を図ることができる	44	50	88.0	35	48	72.9	-15.1
9.役員が固定化されるなど、運営の改善が必要な点が見られる	32	50	64.0	26	48	54.2	-9.8
10.自治会等に代わる組織や団体が育ちつつある	11	50	22.0	5	48	10.4	-11.6

注) n は「そう思う」、「ある程度そう思う」の該当数、全体は無回答を除いた合計を示す。

表 17 自治会等の現状や今後に対する評価認識の相互関係(相関分析結果、相関増大も)

【JIGS2】										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	R n	.469** 50							.434** 50	
2	R n							.338* 49		
3	R n			.607** 50	.452** 50	.465** 50	.420** 49	.335* 49		
4	R n				.395** 50	.423** 50	.443** 49	.313* 49		
5	R n						.438** 49	.560** 49		
6	R n						.478** 49	.375** 49		
7	R n							.481** 49		
【JIGS4】										
1	R n	.485** 48		.294* 48		.399** 48				
2	R n									
3	R n			.701** 47		.651** 47	.647** 47	.474** 47		
4	R n					.650** 48	.369** 48	.291* 48		
5	R n							.345* 48		
6	R n						.512** 48	.346* 48		
7	R n							.662** 48		

注) 相関係数はピアソンの相関係数。** 相関係数は 1% 水準で有意(両側)。* 相関係数は 5% 水準で有意(両側)。網掛け部分は、JIGS2 時点と比べた上で、JIGS4 時点には異なる結果が確認されたこと(ケース)を意味する。

3.市民活動部署と社会団体・NPO との関わりについて

3-1 市/区と NPO・市民団体の関わり (LG 調査・Q20)

加えて、本調査には市/区と NPO・市民団体のかかわりについて、次の「1.政策提言を受ける」～「6.政策執行へのモニタリング」に関する関与の有無を聞くことで調査している。表 18 および表 19 は、各市/区の Q20 の個票結果を示す。値の 99 は欠損値を意味する。

表 18 個票：NPO・市民団体との関与 (JIGS2)

	1	2	3	4	5	6
	政策提言 を受ける	有償で 業務を委託	共同でイベント 企画	政策執行への 支援・協力	無償での 行政支援	政策執行への モニタリング
札幌市	1	1	1	1	1	1
十和田市	0	0	1	0	0	0
盛岡市	1	1	1	1	1	0
宮古市	0	1	0	0	1	0
山形市	0	0	0	0	1	0
鶴岡市	0	0	0	0	0	0
南相馬市	0	0	1	0	1	0
水戸市	0	0	0	0	0	0
土浦市	0	0	0	0	0	0
ひたちなか	1	1	1	1	1	0
日光市	0	1	1	0	0	0
熊谷市	0	1	1	0	1	0
千代田区	1	0	0	0	0	0
文京区	0	1	1	0	0	0
江東区	0	1	1	0	0	0
目黒区	0	0	0	0	0	0
世田谷区	0	1	1	0	1	0
中野区	0	1	0	0	1	0
杉並区	1	1	1	1	1	0
板橋区	0	1	1	1	1	0
足立区	1	1	1	1	1	0
江戸川区	0	1	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0	0
多摩市	0	1	1	1	1	0
横須賀市	1	1	1	1	1	1
厚木市	0	1	1	0	1	0
柏崎市	0	1	1	0	0	0
新発田市	0	1	1	0	0	0
加賀市	0	0	0	0	0	0
松本市	0	0	1	1	0	0
上田市	1	0	0	0	0	0
飯田市	1	0	0	0	0	0
伊那市	1	1	1	1	0	0
高山市	0	0	1	0	0	0
関市	0	1	0	0	0	0
沼津市	0	1	0	1	1	0
豊橋市	0	1	1	1	1	0
伊勢市	1	1	1	0	1	0
伊賀市	0	0	0	0	1	0
京都市	0	1	0	0	1	0
堺市	0	1	1	0	1	0
吹田市	0	1	1	0	0	0
神戸市	1	1	1	0	0	0
松江市	1	1	1	1	1	0
津山市	1	1	1	1	0	0
広島市	0	0	0	1	1	0
高松市	1	1	1	1	1	0
久留米市	0	1	1	1	1	0
都城市	0	0	0	0	1	0
延岡市	0	0	0	1	1	0
那覇市	1	1	0	1	0	0

表 19 個票：NPO・市民団体との関与 (JIGS4)

	1	2	3	4	5	6
	政策提言 を受ける	有償で 業務を委託	共同でイベント 企画	政策執行への 支援・協力	無償での 行政支援	政策執行への モニタリング
札幌市	1	1	1	1	1	0
十和田市	0	1	0	1	0	0
盛岡市	1	1	1	1	1	1
宮古市	0	0	1	0	1	0
山形市	0	0	1	0	0	0
鶴岡市	0	0	1	1	1	0
南相馬市	0	1	0	0	0	0
水戸市	1	1	1	1	1	0
土浦市	0	0	1	0	0	0
ひたちなか市	0	1	1	1	0	0
日光市	99	99	99	99	99	99
熊谷市	0	1	1	1	1	0
千代田区						
文京区	0	1	1	1	1	0
江東区	99	99	99	99	99	99
目黒区	99	99	99	99	99	99
世田谷区	0	0	1	1	1	0
中野区						
杉並区	0	1	0	0	0	0
板橋区	0	1	0	0	1	0
足立区	99	99	99	99	99	99
江戸川区	99	99	99	99	99	99
昭島市	0	0	0	0	1	0
多摩市	0	1	1	0	0	0
横須賀市	0	1	0	0	1	0
厚木市	0	0	1	0	0	0
柏崎市	0	0	1	0	0	0
新発田市	0	1	1	0	1	0
加賀市	1	0	0	1	0	0
松本市	1	0	1	0	0	0
上田市	0	1	0	0	0	0
飯田市	99	99	99	99	99	99
伊那市	1	1	0	1	1	0
高山市	0	0	1	0	1	0
関市	1	1	1	1	1	0
沼津市	0	1	1	1	1	0
豊橋市	1	1	1	0	0	0
伊勢市	0	1	1	1	0	0
伊賀市	0	1	0	0	0	0
京都市	0	1	1	1	1	0
堺市	1	1	1	1	1	0
吹田市	0	0	1	1	0	0
神戸市	99	99	99	99	99	99
松江市	1	1	1	0	0	0
津山市	0	1	1	0	0	0
広島市	1	0	0	0	1	0
高松市	0	1	0	0	1	0
久留米市	1	1	1	1	1	0
都城市	0	0	1	0	0	0
延岡市	0	0	0	1	1	0
那覇市	0	1	1	0	0	0

上述の市/区と NPO・市民団体の関係について、時点に分けて集計した結果が表 20 である。それによれば、ここ 10 年において、社会アクターとの連携や協働が提唱されるようになっていながらもかわらず、関与の度合い自体が大きく変化しているわけではない。依然として「有償で業務を委託する」自治体が過半を占めており（64.7%→64.3%）、「NPO・市民団体から政策提言を受ける」自治体は 3 割程度（31.4%→28.6%）である。また、「無償の行政支援」を行う自治体の数は変化しておらず（52.9%→52.4%）、NPO・市民団体が行政を監視する「モニタリング」の関係（3.9%→2.4%）は依然として進展していない。とりわけ、変化の兆しがみえるとすれば、自治体レベルの政策運営においては、「政策執行」の段階で、「支援や協力を受ける」自治体が 37.3%から 45.2%に増加していることである。

表 20 NPO・市民団体との関与の単純集計結果

	JIGS2			JIGS4		
	n/ 有り	全体 (無回答を除く)	%	n/ 有り	全体 (無回答を除く)	%
1.NPO・市民団体から政策提言を受ける	16	51	31.4	12	42	28.6
2.NPO・市民団体に有償で業務を委託する	33	51	64.7	27	42	64.3
3.NPO・市民団体と共同でフォーラム、イベント等を企画・運営する	30	51	58.8	29	42	69.0
4.NPO・市民団体から政策執行に対して支援や協力を受ける	19	51	37.3	19	42	45.2
5.NPO・市民団体に無償での行政支援を行う	27	51	52.9	22	42	52.4
6.NPO・市民団体が政策執行に対してモニタリング（監視）する	2	51	3.9	1	42	2.4

3-2 市民活動部署と団体別の政策関与の状況（LG 調査・Q21）

続いて、市民活動部署では、以下の表 21 に挙げた「自治会」～「その他」の諸団体と関与する度合いを、「許認可・行政指導」、「モニタリング」、「業務委託」、「行政支援」の状況に分けて調査している。次頁に掲載した表 21 は諸団体と、それぞれの取り組みを通して関与する自治体の数を集計したものである。

それによれば、市民活動部署における諸団体の関与のパターンには次のような変化が起きている。まず、ここ 10 年において、NPO・市民団体に対する「許認可・行政指導」が 14.2 ポイント増加しており、市民社会組織の制度化が進み、法人格を得た団体の増加の動きと符合している。

次に、市民活動部署が社会アクターの諸団体と関与する程度が、数の上では減退の方向に変化していることである。一方で、近年は言説上では協働の志向が高まり、多組織による連携のガバナンスが叫ばれるようになってきているので、集計結果の解釈には慎重であるべきかもしれない。ここ 10 年にかけて、協働に向けた自治体の取り組みが進んだことで、諸団体と関与する窓口が市民活動部署だけでなく他部署にも広がっている可能性も考えられ

る。この点も含め、他部署の集計結果も踏まえて、今後は検討することにした。

表 21 団体別の政策関与に関する単純集計結果

【JIGS2】

	許認可 行政指導			モニタリング			職員派遣			業務委託			行政支援		
	n	全 体	%	n	全 体	%	n	全 体	%	n	全 体	%	n	全 体	%
自治会	14	50	28.0	2	50	4.0	4	50	8.0	23	50	46.0	42	50	84.0
NPO・市民団体	4	50	8.0	3	50	6.0	2	50	4.0	28	50	56.0	39	50	78.0
環境団体	2	50	4.0	2	50	4.0	2	50	4.0	6	50	12.0	14	50	28.0
福祉団体	4	50	8.0	3	50	6.0	5	50	10.0	7	50	14.0	11	50	22.0
労働組合	1	50	2.0	1	50	2.0	3	50	6.0	1	50	2.0	1	50	2.0
経済・商工団体	2	50	4.0	2	50	4.0	2	50	4.0	1	50	2.0	12	50	24.0
農林水産業団体	3	50	6.0	2	50	4.0	3	50	6.0	3	50	6.0	9	50	18.0
外郭団体・第三セクター	4	50	8.0	2	50	4.0	6	50	12.0	9	50	18.0	8	50	16.0
企業	3	50	6.0	1	50	2.0	2	50	4.0	6	50	12.0	6	50	12.0
その他	0	50	0.0	0	50	0.0	1	50	2.0	1	50	2.0	1	50	2.0

注) nは該当数、全体は無回答を除いた合計を示す。

【JIGS4】

	許認可 行政指導			モニタリング			職員派遣			業務委託			行政支援		
	n	全 体	%	n	全 体	%	n	全 体	%	n	全 体	%	n	全 体	%
自治会	14	45	31.1	2	46	4.3	3	46	6.5	23	46	50.0	37	46	80.4
NPO・市民団体	10	45	22.2	2	46	4.3	2	46	4.3	27	46	58.7	37	46	80.4
環境団体	0	45	0.0	0	46	0.0	0	46	0.0	1	46	2.2	5	46	10.9
福祉団体	1	45	2.2	2	46	4.3	3	46	6.5	4	46	8.7	8	46	17.4
労働組合	0	45	0.0	0	46	0.0	0	46	0.0	0	46	0.0	2	46	4.3
経済・商工団体	1	45	2.2	0	46	0.0	0	46	0.0	0	46	0.0	5	46	10.9
農林水産業団体	0	45	0.0	0	46	0.0	0	46	0.0	1	46	2.2	2	46	4.3
外郭団体・第三セクター	0	45	0.0	1	46	2.2	2	46	4.3	6	46	13.0	7	46	15.2
企業	0	45	0.0	1	46	2.2	0	46	0.0	3	46	6.5	4	46	8.7
その他	0	45	0.0	0	46	0.0	0	46	0.0	1	46	2.2	1	46	2.2

注) nは該当数、全体は無回答を除いた合計を示す。

【変化】 JIGS2vsJIGS4

	許認可 行政指導	モニタリング	職員派遣	業務委託	行政支援
	%	%	%	%	%
自治会	3.1	0.3	-1.5	4.0	-3.6
NPO・市民団体	14.2	-1.7	0.3	2.7	2.4
環境団体	-4.0	-4.0	-4.0	-9.8	-17.1
福祉団体	-5.8	-1.7	-3.5	-5.3	-4.6
労働組合	-2.0	-2.0	-6.0	-2.0	2.3
経済・商工団体	-1.8	-4.0	-4.0	-2.0	-13.1
農林水産業団体	-6.0	-4.0	-6.0	-3.8	-13.7
外郭団体・第三セクター	-8.0	-1.8	-7.7	-5.0	-0.8
企業	-6.0	0.2	-4.0	-5.5	-3.3
その他	0.0	0.0	-2.0	0.2	0.2

3-3 行政（市民活動部署）へのアクター別の政策参加の状況（LG 調査・Q22）

さらに、本調査では一般市民も含めた、自治体レベルの政策運営に参画する状況について、Q22によって調査している。その集計結果を表22は示している。それをもとに二時点を比べた結果を表にまとめたものが表23である。それによれば、政策参加の状況には次のような変化が起きている。

まず、政策形成過程の参加状況については次の通りである。参加している状況を割合でみると、10年前の結果では、「政策執行」や「行政評価」の段階よりも、「審議会・懇談会」や「計画策定」への参加状況の方が、各アクターの数値が高い傾向にある。よって、主に自治体レベルの政策運営に参画する局面は政策形成過程に多いことが伺える。しかし、ここ10年にかけて、自治会とその他を除いたアクターの参加が総じて減少し、とりわけ「一般市民」の「審議会」への参加、諸団体のうち環境団体、経済・商工団体、企業の参加割合の減少が著しい。また、「計画策定」も同様に減少傾向を示している。但し、計画策定では自治会（そして微増だがNPO・市民団体）の参加水準はむしろ増加しており、自治体の基本計画を策定する上で、自治会は重要なアクターと考えられる。また、下記の項目には該当しない「その他」のアクターの参加割合が上昇している。

次に政策執行過程をみると、分布状況に大きな変化は見受けられないが、やはり自治会の参加が増加している。とりわけここ10年でみた変化は労働組合の参加に起きているようだ。2.1%から18.6%に伸びており、様々な社会変化が起きている現在では、様々なネットワークを持つ労働組合から、施策・事業の実施に関する協働を求めている可能性がある。

最後に、政策評価過程をみると、「行政評価」の分布に大きな変化はみられず、依然として一般市民、自治会、NPO・市民団体の関与が他の団体に比べて多い状況にある。

表 22 政策参加に関する単純集計結果

【JIGS2】												
	審議会 懇談会			計画策定			政策執行			行政評価		
	n	全体	%	n	全体	%	n	全体	%	n	全体	%
一般市民	33	47	70.2	21	47	44.7	6	47	12.8	7	47	14.9
自治会	37	47	78.7	19	47	40.4	12	47	25.5	5	47	10.6
NPO・市民団体	33	47	70.2	19	47	40.4	12	47	25.5	5	47	10.6
環境団体	10	47	21.3	8	47	17.0	2	47	4.3	1	47	2.1
福祉団体	13	47	27.7	10	47	21.3	5	47	10.6	1	47	2.1
労働組合	6	47	12.8	6	47	12.8	1	47	2.1	1	47	2.1
経済・商工団体	17	47	36.2	10	47	21.3	2	47	4.3	2	47	4.3
農林水産業団体	8	47	17.0	6	47	12.8	3	47	6.4	1	47	2.1
外郭団体・第三セク	6	47	12.8	5	47	10.6	5	47	10.6	1	47	2.1
企業	11	47	23.4	5	47	10.6	5	47	10.6	3	47	6.4
その他	2	47	4.3	1	47	2.1	0	47	0.0	0	47	0.0

注) nは該当数、全体は無回答を除く合計数を示す。

【JIGS4】												
	審議会 懇談会			計画策定			政策執行			行政評価		
	n	全体	%	n	全体	%	n	全体	%	n	全体	%
一般市民	25	43	58.1	18	43	41.9	7	43	16.3	7	43	16.3
自治会	35	43	81.4	22	43	51.2	13	43	30.2	5	43	11.6
NPO・市民団体	27	43	62.8	19	43	44.2	10	43	23.3	7	43	16.3
環境団体	3	43	7.0	4	43	9.3	0	43	0.0	1	43	2.3
福祉団体	9	43	20.9	7	43	16.3	3	43	7.0	1	43	2.3
労働組合	3	43	7.0	3	43	7.0	8	43	18.6	1	43	2.3
経済・商工団体	6	43	14.0	5	43	11.6	1	43	2.3	2	43	4.7
農林水産業団体	4	43	9.3	4	43	9.3	1	43	2.3	1	43	2.3
外郭団体・第三セク	3	43	7.0	2	43	4.7	3	43	7.0	0	43	0.0
企業	5	43	11.6	6	43	14.0	3	43	7.0	2	43	4.7
その他	2	43	4.7	4	43	9.3	3	43	7.0	3	43	7.0

注) nは該当数、全体は無回答を除く合計数を示す。

表 23 政策参加に関する集計結果の変化

	審議会	計画策定	政策執行	行政評価
	%	%	%	%
一般市民	-12.1	-2.8	3.5	1.4
自治会	2.7	10.7	4.7	1.0
NPO・市民団体	-7.4	3.8	-2.3	5.6
環境団体	-14.3	-7.7	-4.3	0.2
福祉団体	-6.7	-5.0	-3.7	0.2
労働組合	-5.8	-5.8	16.5	0.2
経済・商工団体	-22.2	-9.6	-1.9	0.4
農林水産業団体	-7.7	-3.5	-4.1	0.2
外郭団体・第三セクター	-5.8	-6.0	-3.7	-2.1
企業	-11.8	3.3	-3.7	-1.7
その他	0.4	7.2	7.0	7.0

さらに、政策参加の状況を各段階に分けて、参加しているアクターの数を集計し、各都市の政策参加の水準を知る目安として、表 24 にその分布状況をまとめた。それをもとにしてみた各都市の政策参加の状況は複雑に変化している。例えば「審議会・懇談会」の分布所状況をみると、0 点の割合に変化はないが、5 点以上の参加割合が減少し、4 点の割合が増加している。しかし、3 点の割合が減少し、1 点～2 点が増加している。参加水準が高まっている都市と減少している都市が混在しており、その変化は一様ではない。

但し、中央値をみて明らかなのは、「審議会・懇談会」への参加水準が 3.0 から 2.0 に縮小している。それに対し、ここ 10 年では「計画策定」への参加水準が 0.5 から 1.0 に増えていることを鑑みると、基本計画の策定の場に社会アクターを交えて、意見を取り入れるように、政策参加の構造が変化している可能性がある。

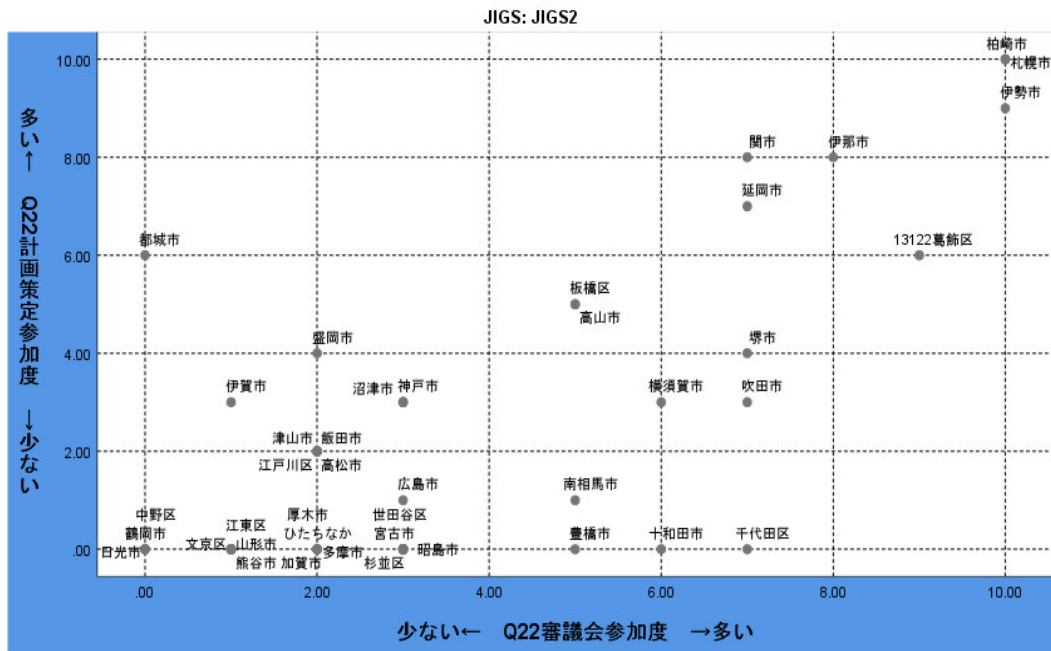
表 24 政策形成・政策執行・政策評価プロセスへの政策参加の度合い

得点	審議会・懇談会				計画策定				政策執行				政策評価			
	JIGS2		JIGS4		JIGS2		JIGS4		JIGS2		JIGS4		JIGS2		JIGS4	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
0	4	8.3	4	9.3	24	50.0	17	39.5	32	66.7	30	69.8	39	81.3	32	74.4
1	6	12.5	9	20.9	2	4.2	6	14.0	4	8.3	1	2.3	2	4.2	4	9.3
2	10	20.8	11	25.6	4	8.3	2	4.7	4	8.3	4	9.3	4	8.3	2	4.7
3	12	25.0	8	18.6	6	12.5	10	23.3	1	2.1	3	7.0	1	2.1	3	7.0
4	0	0.0	4	9.3	2	4.2	3	7.0	4	8.3	5	11.6	1	2.1	0	0.0
5	4	8.3	2	4.7	2	4.2	0	0.0	1	2.1	0	0.0	0	0.0	1	2.3
6	2	4.2	1	2.3	2	4.2	2	4.7	0	0.0	1	2.3	0	0.0	0	0.0
7	5	10.4	1	2.3	1	2.1	0	0.0	1	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	1	2.1	1	2.3	2	4.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.3
9	1	2.1	0	0.0	1	2.1	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	3	6.3	2	4.7	2	4.2	1	2.3	1	2.1	0	0.0	1	2.1	0	0.0
11	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全体	48	100	43	100.0	48	100.0	43	100.0	48	100	43	100.0	48	100	43	100
無回答	3	5.9	8	15.7	3	5.9	8	15.7	3	5.9	8	15.7	3	5.9	8	15.7
合計	51	100	51	100	51	100	51	100	51	100	51	100	51	100	51	100
平均値	4.8	3.7	4.3	2.8	4.8	2.3	4.3	2.2	4.8	1.1	4.3	1.0	4.8	0.6	4.3	0.7
中央値	4.8	3.0	4.3	2.0	4.8	0.5	4.3	1.0	4.8	0.0	4.3	0.0	4.8	0.0	4.3	0.0

注) 得点は「A.一般市民(個人)」～「K.その他」に該当するアクター数の合計を示す。

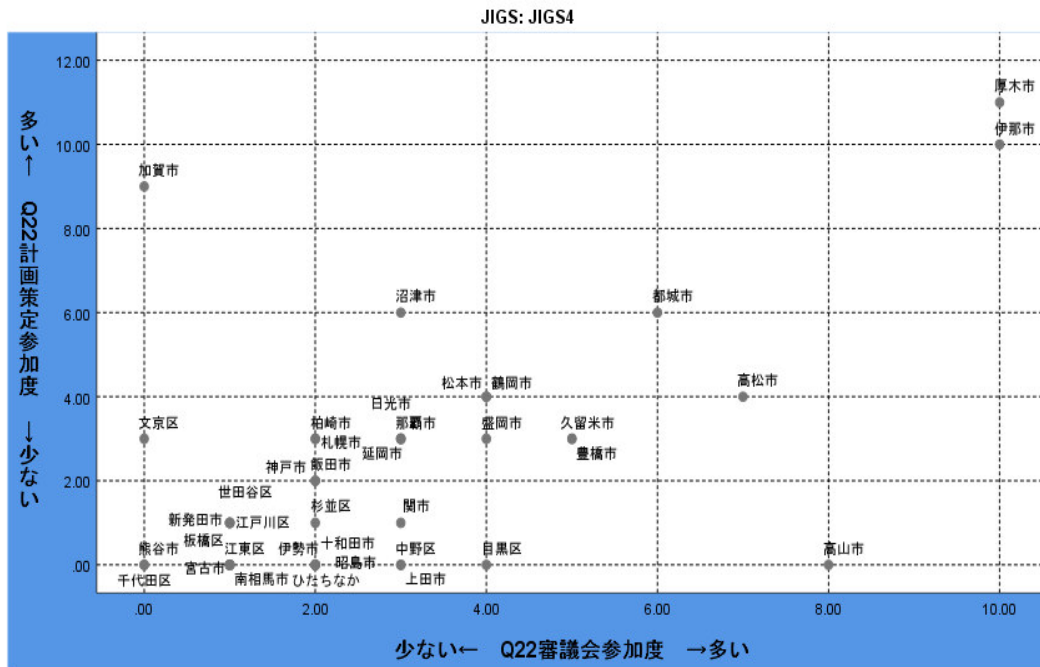
さらに、筆者は表 24 に利用した合計値をもとに、各都市の状況を概観するために、特徴の確認された分布状況を散布図によって可視化することを行った。その結果が次頁の図 3～図 5 のとおりである。図 3 および図 4 は審議会・懇談会と計画策定の政策参加に好循環が

あること、図 5 は自治会、NPO/市民活動の政策参加の水準の双方が高い/低いパターンとそれぞれの都市で自治会/NPO の団体に特徴があるパターンを示している。



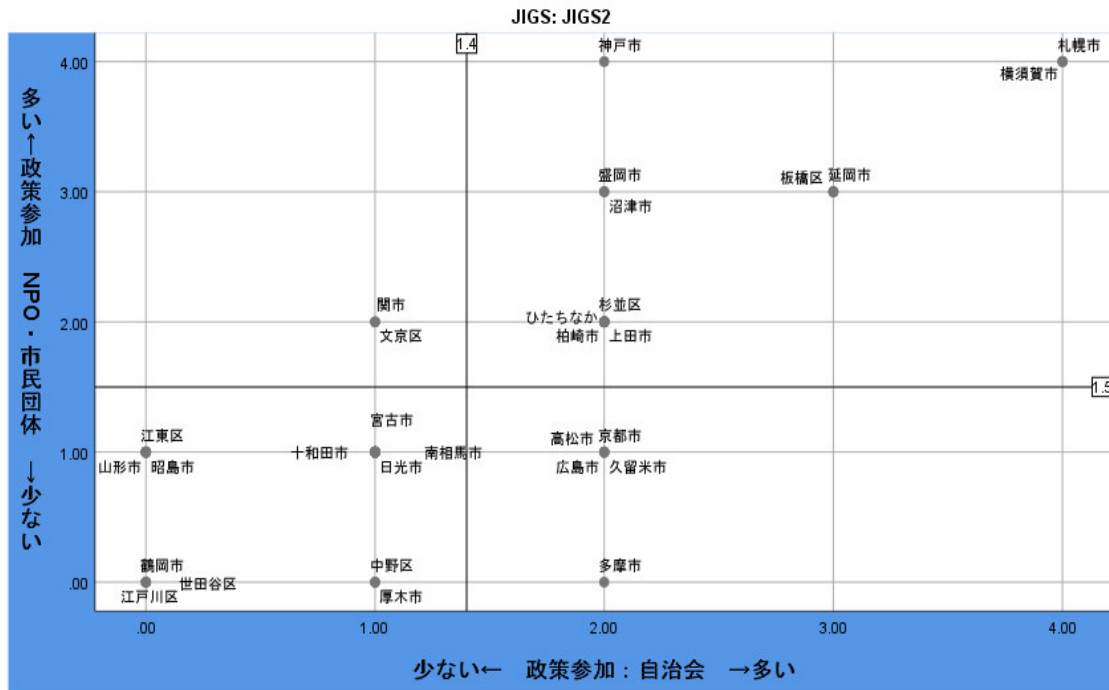
注) ピアソンの相関係数 (r) = 0.721 ($p < 0.01$, $n = 48$)

図 3 「審議会・懇談会」と「計画策定」プロセスへの政策参加度合いの関係 (JIGS2)

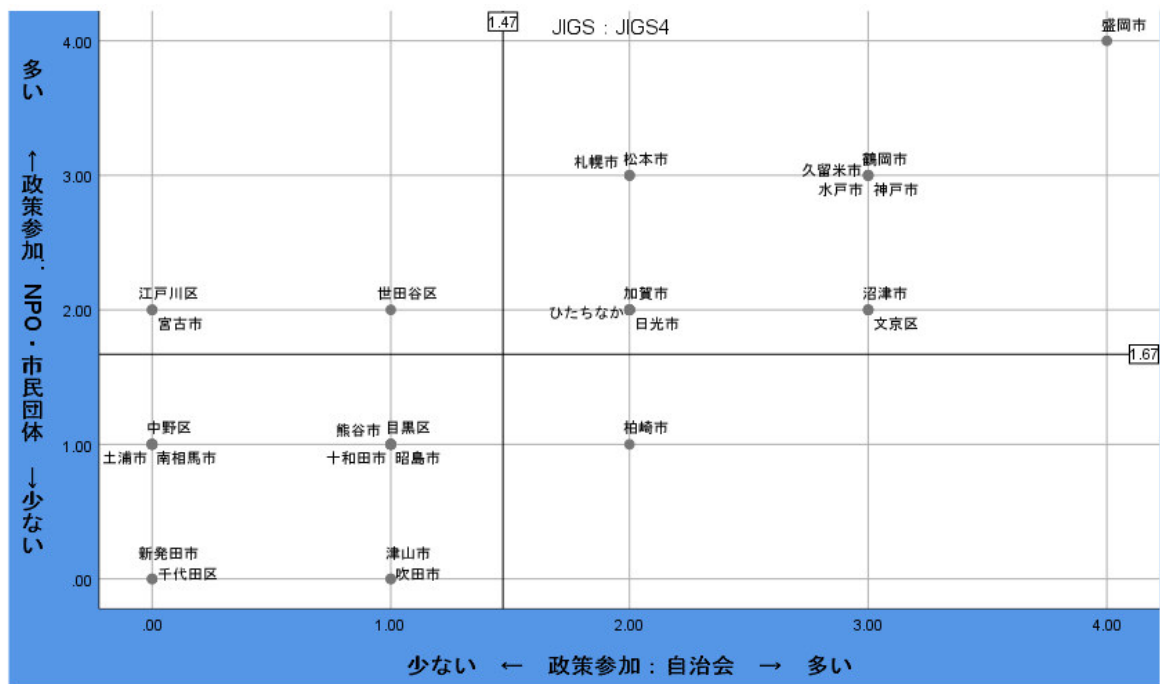


注) ピアソンの相関係数 (r) = 0.590 ($p < 0.01$, $n = 43$)

図 4 「審議会・懇談会」と「計画策定」プロセスへの政策参加度合いの関係 (JIGS4)



(a) JIGS2 (ピアソンの相関係数 (r) = 0.764, $p < 0.01$, $n = 48$)



(b) JIGS4 (ピアソンの相関係数 (r) = 0.754, $p < 0.01$, $n = 43$)

注) 政策参加は「審議会・懇談会」、「計画策定」、「政策執行」、「行政評価」の各プロセスに参加している「自治会」、「NPO・市民団体」の該当数(合計)を示す。図中の線分は各変数の平均値を示す。

図 5 自治会およびNPO・市民団体の政策参加の地域差

3-4 団体・組織に対する行政（市民活動部署）の接触状況（LG 調査・Q23）

さらに、本調査の Q23 には自治会・町内会、NPO/市民団体、それ以外の諸団体と行政がどのくらい頻繁に接触しているのか、「1.団体から自治体に対する要望」～「5.委託業務等についての連絡」の目的別に調査している。表 25 は、それを利用した集計結果を示している。筆者は表 26 の集計結果をもとに、二時点の傾向の変化について表 26 にまとめた。

表 25 目的に応じた直接接​​触の単純集計結果

	n			全体	%			全体
	月1回以上	半年に1回以上	半年に1回未満		月1回以上	半年に1回以上	半年に1回未満	
【JIGS2】								
自治会								
1.団体から自治体への要望	14	14	16	44	31.8	31.8	36.4	100.0
2.行政方針についての説明・説得	12	18	17	47	25.5	38.3	36.2	100.0
3.相互の意見交換	19	18	9	46	41.3	39.1	19.6	100.0
4.団体からの新規事業提案	2	3	34	39	5.1	7.7	87.2	100.0
5.委託業務等についての連絡	6	13	21	40	15.0	32.5	52.5	100.0
NPO・市民団体								
1.団体から自治体への要望	4	15	23	42	9.5	35.7	54.8	100.0
2.行政方針についての説明・説得	5	8	28	41	12.2	19.5	68.3	100.0
3.相互の意見交換	17	14	12	43	39.5	32.6	27.9	100.0
4.団体からの新規事業提案	2	9	32	43	4.7	20.9	74.4	100.0
5.委託業務等についての連絡	15	5	21	41	36.6	12.2	51.2	100.0
諸団体								
1.団体から自治体への要望	1	5	22	28	3.6	17.9	78.6	100.0
2.行政方針についての説明・説得	1	2	26	29	3.4	6.9	89.7	100.0
3.相互の意見交換	2	3	25	30	6.7	10.0	83.3	100.0
4.団体からの新規事業提案	0	1	29	30	0.0	3.3	96.7	100.0
5.委託業務等についての連絡	1	2	25	28	3.6	7.1	89.3	100.0
【JIGS4】								
	n			全体	%			全体
	月1回以上	半年に1回以上	半年に1回未満		月1回以上	半年に1回以上	半年に1回未満	
自治会								
1.団体から自治体への要望	18	10	15	43	41.9	23.3	34.9	100.0
2.行政方針についての説明・説得	16	11	16	43	37.2	25.6	37.2	100.0
3.相互の意見交換	21	15	8	44	47.7	34.1	18.2	100.0
4.団体からの新規事業提案	4	5	31	40	10.0	12.5	77.5	100.0
5.委託業務等についての連絡	13	6	22	41	31.7	14.6	53.7	100.0
NPO・市民団体								
1.団体から自治体への要望	5	9	26	40	12.5	22.5	65.0	100.0
2.行政方針についての説明・説得	4	6	29	39	10.3	15.4	74.4	100.0
3.相互の意見交換	10	11	20	41	24.4	26.8	48.8	100.0
4.団体からの新規事業提案	2	7	30	39	5.1	17.9	76.9	100.0
5.委託業務等についての連絡	12	7	18	37	32.4	18.9	48.6	100.0
諸団体								
1.団体から自治体への要望	1	2	27	30	3.3	6.7	90.0	100.0
2.行政方針についての説明・説得	1	2	26	29	3.4	6.9	89.7	100.0
3.相互の意見交換	1	4	26	31	3.2	12.9	83.9	100.0
4.団体からの新規事業提案	1	0	27	28	3.6	0.0	96.4	100.0
5.委託業務等についての連絡	3	1	24	28	10.7	3.6	85.7	100.0

ここ10年にかけて、目的に応じた接触状況には次のような変化がみられる。まず、政策参加の議論の中で、自治会の参加が増えている状況を確認したように、自治会と行政の間には、目的に応じて頻繁に接触が行われている。とりわけ、「委託業務等の連絡」を「月1回以上」行う自治体が16.7ポイント増えており、次に「行政方針についての説明・説得」、「団体から自治体への要望」のそれぞれが11.7ポイント、10.0ポイントも増加している。

次に、NPO/市民団体との接触頻度は自治会のそれとは異なる。とりわけ、「団体から自治体への要望」を伝える機会が減ったせいも、「半年に1回未満」の接触が10.2ポイントも増え、「相互の意見交換」を「月1回以上」行う自治体が15.1ポイントも減っている。

加えて、諸団体との接触頻度はそもそもの水準が低いのだけれども、とりわけ「団体から自治体への要望」を目的に接触する機会が減っており、「半年に1回未満」が11.4ポイント増加するように変化している。

上述の変化をまとめると、自治会を相手とする交流は頻繁に行われており、相互の働きかけがより重要になってきていることは推察される。他方で、あらゆる政策課題の分野で連携や協働が叫ばれている割には、NPO・市民団体や諸団体との関係は十分に構築できていない。この点は、他部署の接触頻度の傾向も含めて考える事にしたい。

表 26 目的に応じた直接接​​触の単純集計結果の二時点比較

	JIGS2vsJIGS4		
	月1回以上	半年に1回以上	半年に1回未満
自治会			
1.団体から自治体への要望	10.0	-8.6	-1.5
2.行政方針についての説明・説得	11.7	-12.7	1.0
3.相互の意見交換	6.4	-5.0	-1.4
4.団体からの新規事業提案	4.9	4.8	-9.7
5.委託業務等についての連絡	16.7	-17.9	1.2
NPO・市民団体			
1.団体から自治体への要望	3.0	-13.2	10.2
2.行政方針についての説明・説得	-1.9	-4.1	6.1
3.相互の意見交換	-15.1	-5.7	20.9
4.団体からの新規事業提案	0.5	-3.0	2.5
5.委託業務等についての連絡	-4.2	6.7	-2.6
諸団体			
1.団体から自治体への要望	-0.2	-11.2	11.4
2.行政方針についての説明・説得	0.0	0.0	0.0
3.相互の意見交換	-3.4	2.9	0.5
4.団体からの新規事業提案	3.6	-3.3	-0.2
5.委託業務等についての連絡	7.1	-3.6	-3.6

3-5 行政（市民活動部署）に対する集団・組織の主観的影響力評価（LG 調査・Q24）

さらに、本調査の Q24 には「政策立案」、「政策決定」、「政策執行」の政策プロセスに応じた、以下の表 27 に挙げる「首長」～「企業」までの各アクターが自治体に与える影響力を、行政職員の主観的評価によって調査している。それは「1：影響力なし～7：影響力あり（最大得点）」という尺度（最大7、最小1）が設定されている。

筆者は、各政策プロセスに応じたアクターの影響力評価について、調査し得た都市を全体として平均値化し、その結果を表 27 にまとめた。さらに、筆者は Q24 を利用して、市民活動部署による主観的影響力評価の結果に、順位を付け、二次点に分けた表を連結させることによって、アクターの相対的位置の変化（影響力の違い）を可視化することにした。表 28 は、その結果を示している。

本来であれば、社会情勢の変化を鑑みて、数値の変化を論じるべきであるが、ここでは数値上にみられる変化の大小にのみ言及することにした。詳細な検討は今後の課題である。

まず、表 27 にみられる数値上の変化/未変化は以下の通りであった。政策プロセスにおいては総じて、首長、副首長、市民活動部署、財務担当部署への影響力評価は高く（特に首長、副首長）、政策過程の中で重要な位置を占めていることは変わらない。

但し、審議会・懇談会が自治体レベルの政策運営に及ぼす影響力は政策立案のプロセスでは-0.57 と微減している。

加えて、国－都道府県－市区町村（他の自治体）の関係からみると、中央省庁のプレゼンスが微増している。一方で、政策参照を行おうと、情報収集を目的として多組織と連携を図ろうとする中で、他の自治体の影響力が増していない。中央省庁が与える影響が、政策立案（0.38）、政策決定（0.41）、政策執行（0.40）の全てに増しているようであり、多様な都市ガバナンスのパターンにも一定の影響力を及ぼしている可能性がある。

また、議会議員が及ぼす影響力についても変化が起きている。市/区議会議員のそれが減少し、審議会・懇談会の影響力の方が「政策決定」では逆転している。さらに、社会団体が及ぼす影響力は相対的に低い位置であることに変わりはないが、数値の減少が著しい。自治会を含め、NPO/市民団体、特に多様な社会的諸団体の影響力にも負の変化が生じている。

では、各アクターの相対的な位置がどのように変化しているのかを、表 28 によって確認することにした。例えば、政策形成過程では4位の審議会・懇談会、5位の財務担当部署に入れ替わりが生じているのに対し、区議会議員、自治会の位置はそれぞれ6位、7位と変わらない。ここ10年では、中央省庁の順位（10位から8位）や各議員の順位も上がっている。一方、11位からは、社会団体の入れ替わりが激しい。市民活動部署では福祉団体が11位から17位に降格する一方で、外郭団体・第三セクターの順位が繰り上がり（18位から13位）、企業の順位は上がる（19位から15位）のに対し、経済・商工団体の順位が下がる（14位から18位）という現象が起きている。

上述の傾向と似通った知見は政策決定過程や政策執行過程にも確認することができるが、その詳細は表 28 を参照されたい。

表 27 政策立案・政策決定・政策実施における集団・組織の主観的影響力評価

	【政策立案】					変化
	JIGS2		JIGS4			
	n	平均	n	平均		
首長	42	6.33	35	6.69	0.36	
副首長	41	6.05	35	6.34	0.29	
市民活動部署	42	6.21	35	6.34	0.13	
財務担当部署	41	4.88	35	4.77	-0.11	
職員組合	37	1.65	34	1.59	-0.06	
審議会・懇談会	38	4.95	34	4.38	-0.57	
中央省庁	37	3.24	34	3.62	0.38	
都道府県	37	3.76	34	3.47	-0.29	
他の自治体	37	2.81	34	2.47	-0.34	
市/区議会議員	39	4.87	35	4.26	-0.61	
県/都議会議員	37	2.49	35	2.60	0.11	
地元選出国会議員	37	2.43	35	2.43	0.00	
自治会・町内会	38	4.68	36	4.19	-0.49	
NPO・市民団体	37	4.30	37	3.54	-0.76	
環境団体	36	2.78	34	2.21	-0.57	
福祉団体	36	2.83	33	2.18	-0.65	
経済・商工団体	36	2.67	33	2.06	-0.61	
農林水産業団体	36	2.61	33	2.03	-0.58	
外郭団体・第三セクター	35	2.26	33	2.39	0.13	
企業	35	2.14	34	2.35	0.21	

	【政策決定】					変化
	JIGS2		JIGS4			
	n	平均	n	平均		
首長	42	6.81	34	6.91	0.10	
副首長	42	6.48	35	6.60	0.12	
市民活動部署	42	6.26	35	6.17	-0.09	
財務担当部署	41	5.41	35	5.69	0.28	
職員組合	37	1.59	34	1.62	0.03	
審議会・懇談会	38	4.61	34	4.74	0.13	
中央省庁	37	2.95	36	3.36	0.41	
都道府県	37	3.35	36	3.33	-0.02	
他の自治体	37	2.43	36	2.28	-0.15	
市/区議会議員	39	5.05	35	4.57	-0.48	
県/都議会議員	37	2.43	34	2.21	-0.22	
地元選出国会議員	37	2.38	34	2.24	-0.14	
自治会・町内会	38	4.11	38	3.84	-0.27	
NPO・市民団体	37	3.68	38	3.50	-0.18	
環境団体	36	2.67	34	2.15	-0.52	
福祉団体	36	2.64	33	1.97	-0.67	
経済・商工団体	36	2.53	33	1.97	-0.56	
農林水産業団体	36	2.47	33	1.94	-0.53	
外郭団体・第三セクター	35	2.14	33	2.24	0.10	
企業	35	2.11	33	2.21	0.10	

	【政策執行】					変化
	JIGS2		JIGS4			
	n	平均	n	平均		
首長	41	6.22	36	6.53	0.31	
副首長	41	5.95	35	6.31	0.36	
市民活動部署	42	6.26	36	6.39	0.13	
財務担当部署	40	5.02	36	5.03	0.01	
職員組合	37	1.70	34	1.82	0.12	
審議会・懇談会	38	4.18	34	4.12	-0.06	
中央省庁	37	2.86	34	3.26	0.40	
都道府県	37	3.30	34	3.32	0.02	
他の自治体	37	2.43	35	2.46	0.03	
市/区議会議員	39	4.64	36	4.39	-0.25	
県/都議会議員	37	2.43	35	2.4	-0.03	
地元選出国会議員	37	2.41	35	2.43	0.02	
自治会・町内会	38	4.21	37	3.95	-0.26	
NPO・市民団体	37	3.78	38	3.61	-0.17	
環境団体	36	2.67	34	2.15	-0.52	
福祉団体	36	2.64	34	2.12	-0.52	
経済・商工団体	36	2.58	33	1.97	-0.61	
農林水産業団体	36	2.53	33	1.94	-0.59	
外郭団体・第三セクター	35	2.23	34	2.35	0.12	
企業	35	2.14	33	2.21	0.07	

表 28 政策立案・政策決定・政策実施における集団・組織の主観的影響力評価（順位・平均）

政策形成			
JIGS2		JIGS4	
順位	平均	順位	平均
1 位首長	(6.33)	1 位首長	(6.69)
2 位市民活動部署	(6.21)	2 位市民活動部署	(6.34)
3 位副首長	(6.05)	3 位副首長	(6.34)
4 位審議会・懇談会	(4.95)	4 位財務担当部署	(4.77)
5 位財務担当部署	(4.88)	5 位審議会・懇談会	(4.38)
6 位市/区議会議員	(4.87)	6 位市/区議会議員	(4.26)
7 位自治会・町内会	(4.68)	7 位自治会・町内会	(4.19)
8 位 NPO・市民団体	(4.30)	8 位中央省庁	(3.62)
9 位都道府県	(3.76)	9 位 NPO・市民団体	(3.54)
10 位中央省庁	(3.24)	10 位都道府県	(3.47)
11 位福祉団体	(2.83)	11 位県/都議会議員	(2.6)
12 位他の自治体	(2.81)	12 位他の自治体	(2.47)
13 位環境団体	(2.78)	13 位地元選出国会議員	(2.43)
14 位経済・商工団体	(2.67)	14 位外郭団体・第三セクター	(2.39)
15 位農林水産業団体	(2.61)	15 位企業	(2.35)
16 位県/都議会議員	(2.49)	16 位環境団体	(2.21)
17 位地元選出国会議員	(2.43)	17 位福祉団体	(2.18)
18 位外郭団体・第三セクター	(2.26)	18 位経済・商工団体	(2.06)
19 位企業	(2.14)	19 位農林水産業団体	(2.03)
20 位職員組合	(1.65)	20 位職員組合	(1.59)

政策決定			
JIGS2		JIGS4	
順位	平均	順位	平均
1 位首長	(6.81)	1 位首長	(6.91)
2 位副首長	(6.48)	2 位副首長	(6.6)
3 位市民活動部署	(6.26)	3 位市民活動部署	(6.17)
4 位財務担当部署	(5.41)	4 位財務担当部署	(5.69)
5 位市/区議会議員	(5.05)	5 位審議会・懇談会	(4.74)
6 位審議会・懇談会	(4.61)	6 位市/区議会議員	(4.57)
7 位自治会・町内会	(4.11)	7 位自治会・町内会	(3.84)
8 位 NPO・市民団体	(3.68)	8 位 NPO・市民団体	(3.5)
9 位都道府県	(3.35)	9 位中央省庁	(3.36)
10 位中央省庁	(2.95)	10 位都道府県	(3.33)
11 位環境団体	(2.67)	11 位他の自治体	(2.28)
12 位福祉団体	(2.64)	12 位地元選出国会議員	(2.24)
13 位経済・商工団体	(2.53)	13 位外郭団体・第三セクター	(2.24)
14 位農林水産業団体	(2.47)	14 位県/都議会議員	(2.21)
15 位県/都議会議員	(2.43)	15 位企業	(2.21)
16 位他の自治体	(2.43)	16 位環境団体	(2.15)
17 位地元選出国会議員	(2.38)	17 位福祉団体	(1.97)
18 位外郭団体・第三セクター	(2.14)	18 位経済・商工団体	(1.97)
19 位企業	(2.11)	19 位農林水産業団体	(1.94)
20 位職員組合	(1.59)	20 位職員組合	(1.62)

政策執行			
JIGS2		JIGS4	
順位	平均	順位	平均
1 位市民活動部署	(6.26)	1 位首長	(6.53)
2 位首長	(6.22)	2 位市民活動部署	(6.39)
3 位副首長	(5.95)	3 位副首長	(6.31)
4 位財務担当部署	(5.02)	4 位財務担当部署	(5.03)
5 位市/区議会議員	(4.64)	5 位市/区議会議員	(4.39)
6 位自治会・町内会	(4.21)	6 位審議会・懇談会	(4.12)
7 位審議会・懇談会	(4.18)	7 位自治会・町内会	(3.95)
8 位 NPO・市民団体	(3.78)	8 位 NPO・市民団体	(3.61)
9 位都道府県	(3.30)	9 位都道府県	(3.32)
10 位中央省庁	(2.86)	10 位中央省庁	(3.26)
11 位環境団体	(2.67)	11 位他の自治体	(2.46)
12 位福祉団体	(2.64)	12 位地元選出国会議員	(2.43)
13 位経済・商工団体	(2.58)	13 位県/都議会議員	(2.40)
14 位農林水産業団体	(2.53)	14 位外郭団体・第三セクター	(2.35)
15 位他の自治体	(2.43)	15 位企業	(2.21)
16 位県/都議会議員	(2.43)	16 位環境団体	(2.15)
17 位地元選出国会議員	(2.41)	17 位福祉団体	(2.12)
18 位外郭団体・第三セクター	(2.23)	18 位経済・商工団体	(1.97)
19 位企業	(2.14)	19 位農林水産業団体	(1.94)
20 位職員組合	(1.70)	20 位職員組合	(1.82)

加えて、筆者は主観的影響力評価が、各アクターの政策参加の状況によって、どの様に異なるのかを把握するために、両者の関係を相関分析によって推し測る作業を行った。なお、ここでは、都市ガバナンスを考える上で重要な社会アクターとして自治会・町内会と、NPO/市民団体を取り上げて分析を行った。その結果が表 29 である。それによれば、ほとんどの政策参加の度合いが主観的影響力と統計的に有意な関係が確認されなかったのに対し、自治会・町内会の政策立案（JIGS2 時点）にのみ関係が認められた。これは、自治会・町内会の影響力が、政策参加の度合いに対応して増加する関係を意味している。しかしながら、それがどうしてか、JIGS4 時点には消失してしまっている。自治会から要望を求めて接触するルートも依然として在ることが確認されていたが、行政からみた影響力の評価には関連性がみられないようである。しかしながら、この分析では、自治会自身の認識をもとにしていないわけではないので、政策参加と主観的影響力の関係を解釈する場合には、自治会調査も踏まえて考える事にしたい。

表 29 自治会・NPO/市民団体の政策参加と市民活動部署からみた主観的影響力評価の関係

	主観的影響力評価（1 点～7 点）					
	自治会・町内会			NPO・市民団体		
	政策立案	政策決定	政策執行	政策立案	政策決定	政策執行
JIGS2	0.361*					
	36	36	36	35	35	35
JIGS4						
	32	34	33	32	33	33

* ピアソンの相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。上段は相関係数、下段の数字は n を示す。
注）政策参加は、「自治会」と「NPO/市民団体」の各団体が「審議会・懇談会」、「計画策定」、「政策執行」、「行政評価」のプロセスに参加している「該当数」の合計数（0 点～4 点）を利用している。

3-6 NPO 市民団体の活動・取り組みに対する行政(市民活動部署)の評価(LG 調査・Q25)

加えて、本調査の Q25 を利用して、NPO/市民団体に対する意見がどのように変化しているのかを把握するために、表 30、表 31、表 32 を作成した。表 30 および表 31 は二時点に分けた、各都市の意見評価の状況を示した個票である。数値は調査票の 5 段階評価に基づいて、「1：そう思う、2：ある程度そう思う、3：どちらともいえない、4：あまりそう思わない、5：そう思わない」を意味している。そして、表 31 は集計結果を表し、とりわけ特徴の確認された意見評価に対しては、図を作成して傾向を把握することを試みた。なお、図を作成する場合には、5 段階評価のスケールを変えずに、値を逆転させて分析に利用した。すなわち、値が大きくなるほど、賛意を表す様に変換している。

表 30 個票：NPO・市民活動の取り組み評価 (JIGS2)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	サービス供給の側面が強い	均一なサービス提供が難しい	専門知識・ノウハウに欠ける	継続低活動の基盤が弱い	先駆的活動ができる	受益者のニーズに対応できる	効率的なサービスを提供できる	多面的価値観を表現できる	公平なサービスを提供できる	腐敗・汚職の危険が少ない
札幌市										
十和田市	3	2	3	2	3	3	3	3	3	4
盛岡市	4	4	3	2	2	2	3	2	3	3
宮古市	2	2	3	1	2	2	2	2	3	3
山形市	2	3	3	4	2	2	2	3	3	3
鶴岡市	3	3	4	4	2	3	3	3	3	3
南相馬市	3	4	4	4	2	2	2	3	3	3
水戸市	2	3	3	4	2	2	3	3	3	3
土浦市	4	4	3	2	2	2	3	2	3	3
ひたちなか	1	2	4	4	2	1	1	2	2	1
日光市	1	3	5	3	1	1	3	3	3	4
熊谷市	1	1	3	2	1	1	2	2	3	3
千代田区	4	2	4	3	4	2	3	3	3	3
文京区	2	3	3	3	3	2	2	2	3	3
江東区	1		3	1	3	2	4	3	5	3
目黒区	2	3	3	2	3	2	3	3	3	3
世田谷区	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
中野区	1	2	3	4	2	2	2	2	3	4
杉並区	3	4	3	2	2	2	2	3	4	3
板橋区	2	4	4	3	2	2	3	3	3	3
足立区	2	4	3	2	2	2	3	2	3	3
江戸川区	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
昭島市	2	3	3	3	3	3	2	3	5	3
多摩市	3	5	5	2	1	1	3	1	5	5
横須賀市	2	3	4	2	2	2	3	3	4	4
厚木市	3	3	2	3	2	2	3	3	4	3
柏崎市	2	2	3	3	2	1	2	2	3	3
新発田市	2	4	4	3	1	1	2	3	5	3
加賀市	3	3	3	2	2	2	2	2	3	3
松本市	2	3	1	1	2	2	2	3	2	3
上田市	3	2	4	2	2	1	1	2	4	3
飯田市	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3
伊那市	3	2	4	2	2	2	3	2	4	3
高山市	2	2	4	2	2	3	2	2	4	4
関市	3	3	3	2	2	2	3	2	4	4
沼津市	2	2	3	2	3	2	4	4	4	3
豊橋市	3	3	3	1	1	2	3	3	3	3
伊勢市	2	3	4	3	2	2	2	2	3	3
伊賀市	2	2	4	3	2	2	2	2	4	3
京都市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
堺市	4	4	3	5	3	3	3	2	3	3
吹田市	2	2	3	2	1	1	3	3	4	4
神戸市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
松江市	3	2	3	2	3	2	2	2	3	3
津山市	2	2	2	3	3	2	2	2	3	3
広島市	2	2	4	2	2	2	2	3	4	3
高松市	3	4	5	3	2	1	3	2	4	3
久留米市	2	4	3	2	2	2	2	2	3	3
都城市	1	2	4	3	2	2	3	2	4	3
延岡市	3	4	3	2	3	2	2	3	3	3
那覇市	2	3	3	2	2	2	2	2	2	3

表 31 個票：NPO・市民活動の取り組み評価（JIGS4）

	1 サービス 供給の側 面が強い	2 均一な サービス 提供が 難しい	3 専門知 識・ノウ ハウに欠 ける	4 継続低 活動の 基盤が 弱い	5 先駆的 活動が できる	6 受益者 のニーズに 対応で きる	7 効率的 なサー ビスを 提供で きる	8 多元的 価値観 を表現 できる	9 公平な サービ スを提 供で きる	10 腐敗・ 汚職の 危険が 少ない
札幌市	5	5	5	3	1	1	1	1	3	3
十和田市	2	3	3	4	3	2	2	3	3	3
盛岡市	3	5	4	3	3	2	4	2	4	3
宮古市	3	2	3	3	3	2	4	3	4	4
山形市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
鶴岡市	3	3	3	2	2	3	4	4	4	3
南相馬市	2	2	3	1	3	2	3	3	4	4
水戸市	3	5	5	2	1	1	2	1	3	3
土浦市	1	3	4	2	2	2	3	3	3	5
ひたちなか市	3	2	2	2	4	3	2	2	4	3
日光市	1	1	4	1	3	3	3	3	4	3
熊谷市	3	3	4	4	3	3	3	2	4	3
千代田区	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
文京区	2	1	4	2	3	2	4	2	5	3
江東区	3	2	3	3	3	2	3	3	3	3
目黒区	1	2	2	2	4	2	2	2	3	3
世田谷区	1	2	3	1	1	1	2	3	4	3
中野区	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
杉並区	2	3	4	3	3	3	3	3	3	3
板橋区	1	2	5	2	1	1	2	1	5	3
足立区	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
江戸川区	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
昭島市	1	5	4	2	2	1	2	2	2	2
多摩市	2	3	3	1	2	2	4	2	3	3
横須賀市	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
厚木市	1	1	3	3	2	2	2	2	3	3
柏崎市	2	3	4	2	3	3	2	2	4	3
新発田市	3	3	3	3	3	3	3	5	5	
加賀市	2	2	3	4	3	3	3	3	3	3
松本市	2	3	3	3	3	2	3	2	4	3
上田市	3	3	1	3	2	2	2	2	3	3
飯田市	1	2	3	3	2	2	2	3	3	3
伊那市	3	2	3	2	2	3	3	2	4	2
高山市	2	3	4	2	4	3	3	3	3	4
関市	2	1	2	1	2	3	3	2	3	5
沼津市	2	3	3	2	3	2	2	3	3	3
豊橋市	3	3	3	3	2	2	3	2	3	3
伊勢市	2	4	4	3	2	2	2	2	3	3
伊賀市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
京都市	2	3	5	1	2	2	3	2	4	3
堺市	2	3	3	2	2	2	2	2	3	3
吹田市	1	3	3	3	3	2	2	3	2	3
神戸市	3	3	3	3	2	2	2	2	4	4
松江市	99	3	99	99	99	99	99	99	99	99
津山市	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3
広島市	3	2	4	3	2	2	2	2	4	3
高松市	3	3	4	3	2	2	2	2	3	3
久留米市	4	4	4	2	1	2	3	2	4	3
都城市	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3
延岡市	3	3	4	3	2	3	4	4	4	5
那覇市	3	3	5	3	2	2	3	2	3	3

表 32 は JIGS2 時点における、賛意を示す回答結果を割合の高いものから降順に並べたものである。それによれば、NPO/市民団体に対して、「行政よりも受益者のニーズへ柔軟に対応できる」という意見は 85.4%から 64.4%にまで急減し、同様の傾向は「行政よりも旧弊や慣習に縛られない先駆的な活動が出来る」という見解にも見受けられる。社会では NPO・市民団体の取り組みへの注目が集まっている中で、様々な社会変化を受けている現在では、NPO/市民活動団体の活動や取り組みへの考え方に消極的な変化が起きている。

また、依然として「政策の提案よりもサービスの供給を担っている側面が強い」という評価が過半を占めており、「行政よりも効率的なサービスを提供できる」という評価の水準は 4 割程度と伸びていない。一方で、「行政よりも多面的な価値観を表現できる」という意見には過半数の自治体が賛意を示しているため、NPO/市民団体への評価や考え方の変化は一様ではない。今後は自治体の社会経済状況を整理し、意識の変化にどのようなパターンが生じているのかを把握することにしたい。

表 32 NPO・市民活動の取り組み評価に関する二時点比較

	JIGS2			JIGS4		
	n	全体	%	n	全体	%
6.行政よりも受益者のニーズへ柔軟に対応できる	41	48	85.4	29	45	64.4
5.行政よりも旧弊や慣習に縛られない先駆的な活動が出来る	35	48	72.9	24	45	53.3
1.政策の提案よりもサービスの供給を担っている側面が強い	27	48	56.3	24	45	53.3
4.継続的な活動をする基盤が弱い	25	48	52.1	21	45	46.7
8.行政よりも多面的な価値観を表現できる	24	47	51.1	25	45	55.6
7.行政よりも効率的なサービスを提供できる	23	48	47.9	19	45	42.2
2.特定の対象に偏っており、サービスを均一に提供することが難しい	17	47	36.2	16	46	34.8
3.専門的な知識やノウハウに欠ける部分がある	3	48	6.3	4	45	8.9
9.行政よりも公平なサービスを提供できる	3	48	6.3	2	45	4.4
10.行政よりも腐敗・汚職の危険が少ない	1	48	2.1	2	44	4.5

注) n は「そう思う」、「ある程度そう思う」の該当数、全体は無回答を除いた合計を示す。

さて、NPO/市民団体に対する考え方が、自治体レベルの政策過程に参加している度合いによって、どのような違いが生じるのかを把握するために、筆者は「NPO/市民団体の政策参加の度合い」との関係性を可視化する作業を行った。

次頁の図 6 は、それぞれここ 10 年の間に、特徴に変化が見受けられた傾向についてまとめたものである。まず、図 6(a)によれば、「特定の対象に偏り、サービスの均一化に難しい」という意見について、二時点を比較してみると、政策参加の程度が異なることで、評価のされ方に変化が生じている。それは、JIGS2 時点では、政策参加の度合いが変化しようとも、市民活動部署の評価は、平均的に「3=どちらでもない」という傾向が強かったのに対し、JIGS4 時点になると、政策参加の度合いが 2 点から 4 点へと変わるにつれて、「そう思わない」という回答傾向に傾いている。なお、2 点の時点では、市民活動の評価がやや厳しくなる。しかし、図 6 (a)によれば、政策参加の度合いが増すことで、NPO/市民団体の活動が見直されるのかもしれない。それによって、サービスの公平性を考える上では、活動の重要

性が認識されるように変化している可能性も考えられる。

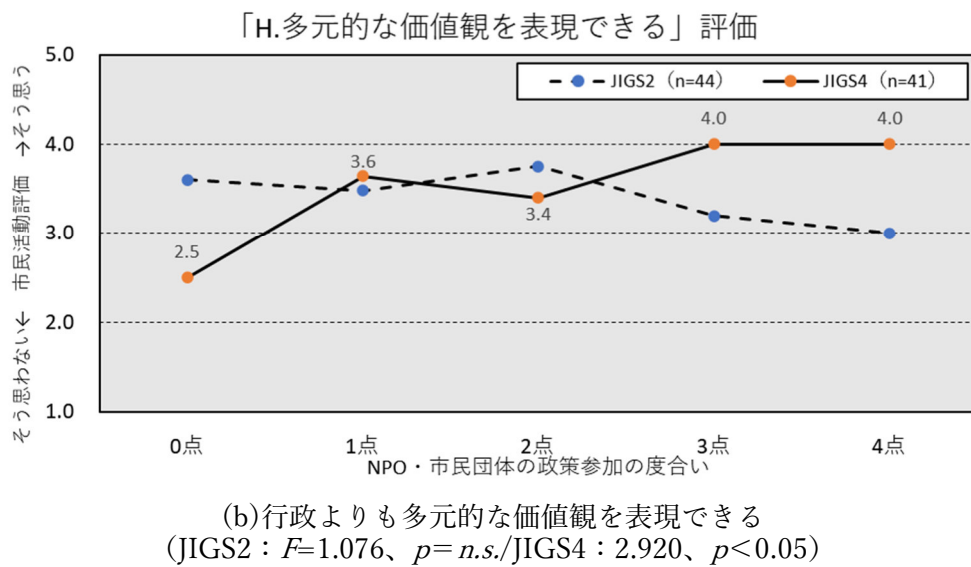
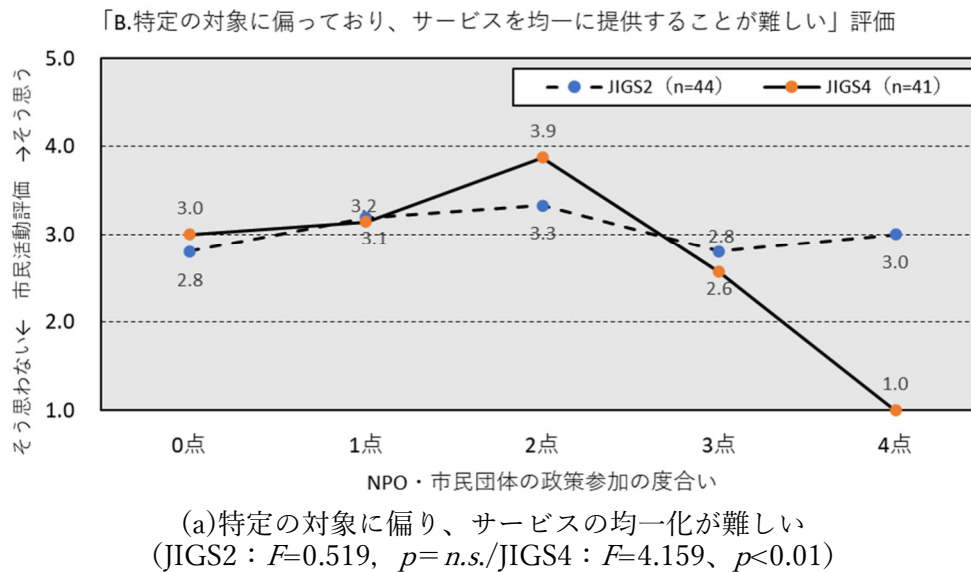


図 6 政策参加の度合いに応じて変化する NPO・市民団体への意見評価

加えて、図 6 (b) は JIGS4 時点では、「多元的な価値観を表現できる」という意見が NPO/市民団体の政策参加の度合いによって変化することを示唆している。これに関しても JIGS2 時点の分析では分散分析の結果によると、統計的に有意に認められる違いは確認されなかった。しかし、JIGS4 時点の市民活動部署に関する調査に基づけば、政策参加が進展している都市では、NPO/市民団体の活動を肯定的に評価する傾向が示されている。

以上の知見を踏まえた上で、今後は NPO/市民団体が政策過程に多く関与することで、公共サービスの公平性を維持し、政策運営に多様な意見を反映するしくみを都市ガバナンスの観点から考察することにしたい。

3-7 諸団体の接触に対する行政（市民活動部署）の評価（LG 調査・Q26）

続いて、本調査の Q26 では諸団体と接触することに対する市民活動部署の見解を調査している。それは、「1. 正当性を付与する」～「8. 自律性を失う」ことに対する評価を 5 段階尺度のリッカート・スケール（1. そう思う～5. そう思わない）によって調べている。以下の表 33 および表 34 は、その個票結果を都市別にまとめたものである。値の「99」は欠損値を意味し、それぞれの値は自治体が評価した状況を意味する。筆者は、表 33 および表 34 を時点に分けて集計し、表 35 に時点間の比較集計結果をまとめた。

表 33 個票：諸団体接触への評価（JIGS2）

	1	2	3	4	5	6	7	8
	正統性を付与する	利害調整に役立つ	必要な情報を得られる	施策の反対が緩和	市民参加を促す	先進的施策実施に役立つ	運営の長期的視野を欠く	自律性を失う
札幌市	99	99	99	99	99	99	99	99
十和田市	3	3	3	3	3	2	3	2
盛岡市	4	3	2	3	1	2	4	4
宮古市	3	3	1	3	2	2	3	3
山形市	2	2	2	3	2	2	4	4
鶴岡市	4	4	1	4	1	1	4	4
南相馬市	2	3	2	3	1	2	4	4
水戸市	3	2	2	2	2	2	3	3
土浦市	3	4	2	3	2	2	3	3
ひたちなか	2	4	2	3	2	3	3	3
日光市	3	3	1	5	1	1	5	5
熊谷市	3	3	2	3	2	3	3	3
千代田区	3	3	3	3	1	2	3	3
文京区	2	3	2	3	2	2	4	4
江東区	2	2	1	3	3	3	3	3
目黒区	4	4	2	3	2	3	3	4
世田谷区	99	99	99	99	99	99	99	99
中野区	3	2	2	3	2	2	3	3
杉並区	4	2	2	2	2	2	5	4
板橋区	3	3	2	4	1	1	5	5
足立区	2	3	2	2	1	1	4	4
江戸川区	3	3	3	3	3	3	3	3
昭島市	3	5	2	3	3	3	3	3
多摩市	3	3	1	3	1	1	5	5
横須賀市	2	2	2	3	1	2	3	4
厚木市	3	3	2	3	2	3	3	3
柏崎市	2	2	2	3	1	2	5	5
新発田市	2	1	1	3	2	2	5	5
加賀市	2	2	2	3	2	2	4	4
松本市	3	3	2	3	2	3	4	4
上田市	3	3	1	4	1	2	4	5
飯田市	3	3	2	3	3	2	3	3
伊那市	2	3	2	3	2	2	4	4
高山市	2	2	2	3	2	3	4	4
関市	3	3	2	3	2	2	3	3
沼津市	4	3	2	4	2	3	4	4
豊橋市	3	3	2	3	1	2	5	5
伊勢市	3	3	2	3	2	3	3	3
伊賀市	2	2	1	2	1	1	4	5
京都市	3	3	2	3	1	2	3	4
堺市	3	2	2	2	1	2	4	4
吹田市	4	2	2	5	3	2	4	4
神戸市	99	99	99	99	99	99	99	99
松江市	2	3	3	3	1	2	3	3
津山市	3	3	2	2	4	2	3	3
広島市	2	3	2	2	2	3	4	4
高松市	2	3	1	3	1	2	5	5
久留米市	3	3	2	3	2	2	3	4
都城市	2	2	2	3	2	3	4	3
延岡市	3	3	1	2	2	3	3	3
那覇市	2	2	2	3	1	2	3	3

表 34 個票：諸団体接触への評価 (JIGS4)

	1 正統性を 付与する	2 利害調整 に役立つ	3 必要な情 報を得ら れる	4 施策の反 対が緩和	5 市民参加 を促す	6 先進的施 策実施に 役立つ	7 運営の長 期視を欠 く	8 自律性 を失う
札幌市	3	1	1	3	3	1	5	5
十和田市	2	4	2	4	4	3	4	4
盛岡市	3	2	1	3	1	2	5	5
宮古市	3	3	3	3	2	3	3	4
山形市	4	3	2	4	2	2	4	4
鶴岡市	2	2	2	3	2	3	4	4
南相馬市	3	3	3	3	3	3	3	3
水戸市	3	2	2	3	1	2	5	5
土浦市	1	1	1	2	1	2	3	3
ひたちなか市	99	99	99	99	99	99	99	99
日光市	5	5	1	5	1	3	3	3
熊谷市	4	3	2	4	2	3	4	4
千代田区	3	3	3	3	2	3	3	3
文京区	3	3	2	3	2	4	4	4
江東区	99	99	99	99	99	99	99	99
目黒区	3	3	2	3	1	2	4	4
世田谷区	99	99	99	99	99	99	99	99
中野区	99	99	99	99	99	99	99	99
杉並区	2	2	1	3	3	4	4	3
板橋区	3	3	2	3	2	2	5	5
足立区	99	99	99	99	99	99	99	99
江戸川区	99	99	99	99	99	99	99	99
昭島市	2	3	2	3	1	2	4	4
多摩市	99	99	99	99	99	99	99	99
横須賀市	99	99	99	99	99	99	99	99
厚木市	3	3	2	3	3	2	3	3
柏崎市	3	3	3	3	2	3	4	4
新発田市	99	99	99	99	99	99	99	99
加賀市	2	3	2	2	2	2	4	4
松本市	3	2	2	3	2	2	4	4
上田市	3	2	2	3	2	2	4	3
飯田市	3	2	2	3	1	2	3	3
伊那市	2	2	2	3	2	3	4	4
高山市	3	3	4	3	2	2	4	5
関市	1	1	1	2	1	1	3	5
沼津市	3	3	2	3	2	3	3	3
豊橋市	3	3	3	3	2	3	3	3
伊勢市	2	2	2	2	3	2	4	5
伊賀市	4	4	3	4	4	4	4	4
京都市	3	2	1	2	1	2	4	4
堺市	3	3	3	3	2	2	5	5
吹田市	3	3	3	3	3	3	4	4
神戸市	99	99	99	99	99	99	99	99
松江市	99	99	99	99	99	99	99	99
津山市	3	3	1	3	1	1	3	2
広島市	3	3	2	3	3	2	3	3
高松市	2	2	2	3	2	3	4	4
久留米市	99	99	99	99	99	99	99	99
都城市	3	3	3	3	3	3	3	3
延岡市	3	2	1	1	3	2	3	2
那覇市	2	2	1	3	2	3	5	5

表 35 の集計結果は、JIGS2 時点の回答結果をもとに、肯定的意見の割合が高い順に整理している。それによれば、ここ 10 年の間で、諸団体と接触することで、「必要な情報を得ることができる」、「市民参加を活発にする」、そして「先進的な施策の実施に役立つ」という評価が急減しており、それぞれ 17.3 ポイント、13.6 ポイント、17.0 ポイントずつ減少している。また、「行政の首長に正統性を付与する」という意見は 3 割に満たない。しかしながら、「利害調整に役立つ」ことに対して一定の評価がされるパターンは変わっていない。依然として 4 割程度の自治体が評価している。諸団体との接触に対する意見は、自治体の中でやや消極的な方向に変化しているといえるだろう。

表 35 諸団体接触への評価の二時点比較

	JIGS2			JIGS4		
	n	全体	%	n	全体	%
3.必要な情報を得ることが出来る	44	48	91.7	29	39	74.4
5.市民参加を活発にする	41	48	85.4	28	39	71.8
6.先進的な施策の実施に役立つ	34	48	70.8	21	39	53.8
1.行政の主張に正統性を付与する	18	48	37.5	11	39	28.2
2.利害調整に役立つ	15	48	31.3	16	39	41.0
4.政策・施策への反対が緩和される	8	48	16.7	6	39	15.4
8.行政判断の自律性を失う	1	48	2.1	2	39	5.1
7.行政運営の長期的な視野を欠く	0	48	0.0	0	39	0.0

注) n は「そう思う」、「ある程度そう思う」の該当数、全体は無回答を除いた合計を示す。

4. 市民活動部署（課長級職員）の政治・行政・経済に対する意見（LG 調査・Q27）

さらに、本調査の Q27 には政治・行政・経済に対する様々な意見を総合的に尋ねている。それぞれの意見に対する評価は 5 段階尺度のリッカート・スケール（1.そう思う～5.そう思わない）によって調べている。以下の表 36 はその単純集計の結果を時点に分けて、JIGS2 時点の回答結果を降順に整理したものである。

それによれば、企業に求める姿勢（企業は利益追求だけでなく社会貢献も行うべき）は変わらない。民間への外部委託については、ややポイントが落ちるが 7 割以上の自治体が賛意を表明している。しかしながら、団体政治にとって「団体の活動は、国民の要求やニーズの反映に必要である」という評価が 77.1%から 54.8%に減少していることは詳細に検討すべき問題であろう。それに対して、「市民の直接参加はもっと促進されるべき」とする回答は依然として過半数の自治体がある程度以上の賛意を認識しており、こうした一様ではない変化が都市ガバナンスにとってどのようなインパクトを与えるのかについて、今後は詳細

に検討していくことにしたい。その他の詳しい回答結果の変化は表 36 のとおりである。

表 36 政治、行政・経済に対する評価の二時点比較

	JIGS2			JIGS4		
	n/ そう思う+ある程度	全体	%	n/ そう思う+ある程度	全体	%
11.企業は利益追求だけでなく社会貢献も行うべきである	47	48	97.9	38	42	90.5
10.行政サービスのうち民間に業務委託をなるべくした方が良い	42	48	87.5	31	42	73.8
5.地方自主財源はさらに拡大されるべきである	38	48	79.2	32	42	76.2
12.団体の活動は、国民の要求やニーズの反映に必要である。	37	48	77.1	23	42	54.8
4.国の権限のうち可能なものは地方に移譲した方が良い	33	48	68.8	20	42	47.6
13.市民の直接的参加はもっと促進されるべきである	32	48	66.7	28	42	66.7
8.広域行政に向けた取り組みは推進されるべきである	29	48	60.4	21	42	50.0
15.市/区の運営には全体的に見て満足できる	27	48	56.3	28	42	66.7
3.国の主要な政策課題は地域間格差の是正である	24	48	50.0	15	42	35.7
1.行政の評価基準としては政策の効率性が最も重要	21	48	43.8	8	42	19.0
2.国や自治体はどちらかといえば経済成長より環境保護を重視したほうが良い	11	48	22.9	2	42	4.8
6.都道府県との関係はますます強くなる	10	48	20.8	11	42	26.2
9.税負担を増やせない以上、行政サービスの低下は仕方がない	6	48	12.5	4	42	9.5
7.中央省庁との関係はますます強くなる	5	48	10.4	9	42	21.4
14.国の行政運営は全般的に満足できる	4	48	8.3	6	42	14.3

以上

第IV部

都市ガバナンスにおける社会イノベーションと
エコシステム分析に向けて
—理論的背景の整理と事例検証—

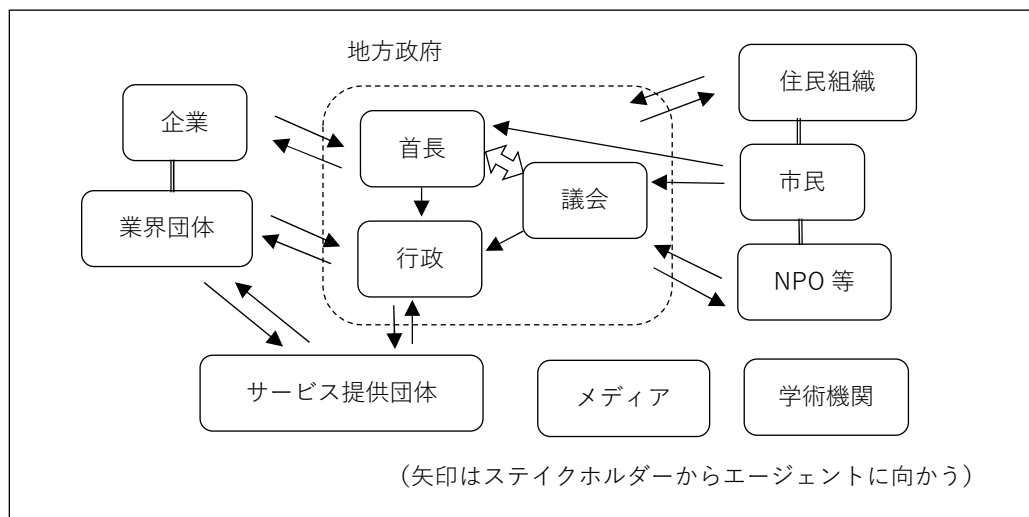
青尾 謙

1. 背景と本研究の目的

都市ガバナンスとステイクホルダー

本研究課題「日本とアジアの市民社会と都市ガバナンスの比較実証・公共政策研究」において、都市ガバナンスとそのQOL（Quality of Life: 生活の質）との関係を分析するにあたり、「都市ガバナンス」とは一定の領域（都市・自治体・地域等）中の政策空間における関係者による自律的な相互関係と定義することができる（Kooiman 2003; Rhodes 1997; 辻中 2010）。各領域における政策空間の関係者には、政府・企業・市民社会他のステイクホルダーが含まれ、本研究計画では特に国家・市民社会関係を中心に分析を行っていく（図1）。

図1：都市ガバナンスの政策空間におけるステイクホルダー



伊藤・近藤（2010: 31）より一部改変

本研究課題の中での本研究の目的は社会団体、NPO/NGO、財団等の市民社会組織（Civil society organization）が公共政策の形成やQOLの向上にどのような影響を及ぼしているかを、そのプロセスやメカニズムを含め実証的に検討し、他の統計的分析やモデル作成に貢献することにある。

当初の予定では、本（2020）年度中にタイの地方都市におけるフィールド調査を実施する予定としていたものの、新型コロナウイルスの世界的流行により、その実施が不可能となった。それに代わって、本年度は理論的な分析枠組を整理（2.）した上で、インタビューや二次資料等によって情報収集が可能となった岡山県周辺の事例を用い、その枠組を検証する（3.）。最後に今後の研究への展望や課題を示すものとする（4.）。

2. 分析枠組：「社会イノベーション」の創出・発展における地域エコシステム

公共政策と社会イノベーション

その際に本研究では、公共政策を既存の行政・福祉等のサービス提供を超えた、「社会イノベーション (Social innovation)」の形成過程としても見ていくものとする。社会イノベーションは 2000 年代に入ってから初め北米・欧州で、後にアジアや中南米でも政策・学術用語として用いられるようになった。EU 等の先進国での政策においては、SI は主に貧困地域あるいは移民・難民や未就業の若年層、障がい者、高齢者や女性等のいわゆる社会的弱者とされるグループを、起業や社会的企業 (Social enterprise)²での雇用によって社会・経済的に包摂していくことに主眼が置かれた (青尾 2018a)。またアジアを含めた新興国では、社会的企業や NGO によって多様な福祉等の社会サービスを提供するとともに、経済成長や雇用面での貢献を期待された。いずれの文脈においても、国家が福祉等のサービスをフルに提供する福祉国家モデルの代替としての意味を持っており、政府・企業・市民社会組織や地域コミュニティの協働によって、必要なサービス等を提供していくという志向を持っていた (Aoo 2019)。

政策の実施と並行し、2010 年代には欧州を中心に社会イノベーションの研究も大きく進展した³。その結果として、海外文献における社会イノベーションの定義としては、①社会的課題に対応するため、あるいは社会的価値を作り出すにあたって、既に存在するものより優れた製品・サービス、取組等であり、かつ②そのプロセスを通じて、社会における視点、価値観、行動様式、規範意識、法や制度、関係性や資源分配等が変わるもの という 2 重の定義が広く用いられるようになってきている。また当初の社会イノベーションを単一の起業家や組織と同一視する視点から、その生成と発展が多くのステイクホルダーの連関の中で生じることが理解されるようになってきている (Domanski and Kaletka 2017; Mulgan 2019; Nicholls et al. 2015; Westley et al. 2017 他)。

社会イノベーションの地域エコシステム

また社会イノベーションは個別の組織やプロジェクトに留まるものでなく、それが国単位等、社会全般に広まり、社会変革を起こしていく「拡大 (Scaling/Systemic change)」に大きな期待が寄せられていた。しかし実際には、個別の好事例は増えても、それが社会全体への拡大には至らないという問題点が指摘されており (Haxeltine et al. 2016; Howaldt et al. 2014a)、その結果として、スペインのバスク地方やウィーン、ソウル等の都市や地域における社会イノベーション、並びにそれを生み出す関係者間のエコシステムへの関心が強まってきている (Domanski 2018 ; Kim et al. (2015); Lin and Chen 2016; Moulaert et al. 2013)。

世界中の約 80 国から 1,000 を超える社会イノベーション事例を分析した SI-DRIVE プロジェクトによる集計 (Howaldt et al. 2014b) によれば、社会イノベーションには NGO/NPO (n=464)、政府 (412)、私企業 (343)、研究教育組織 (144)、財団 (129)、個人やグルー

² 営利と社会的目的の両方を追求する組織。英国の Community Interest Company や米国の B Corp、韓国やシンガポール、マレーシアの社会的企業等、独自の法人格や税制優遇、行政からの支援が認められる国も増えてきている (青尾 2018b; 藤井他 2013; ボルザガ・ドゥフルニ 2004)。

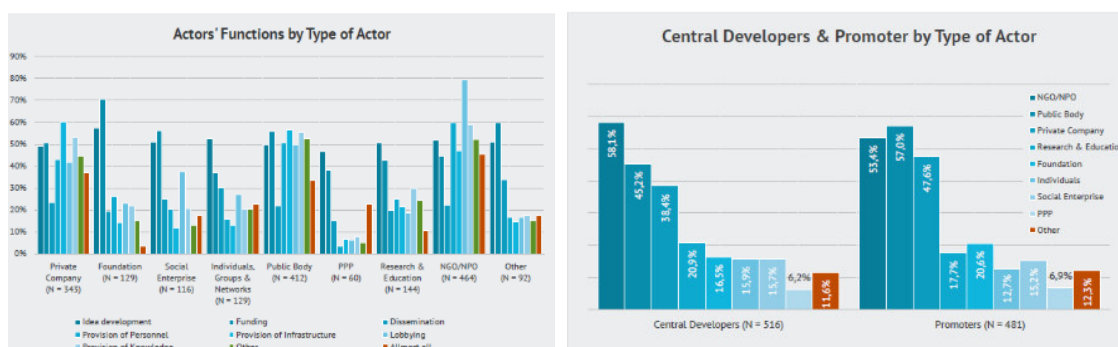
³ 近年の社会イノベーション研究の詳細については青尾 (2018a) を参照されたい。

プ (129)、社会的企業 (116)、PPP (60)、その他 (92) と多様な主体が参加しており、それぞれがアイデア創出、資金・人員・インフラの提供、普及、ロビイング、知見の提供と様々な役割を果たしていることが示された (図 2)。

また同研究では、社会イノベーションの「中心的な開発者 (Central developer)」は NGO/NPO (58%)、政府 (45%)、私企業 (38%)、研究教育組織 (21%) の順となり、支援者 (Promoter) は政府 (51%)、NGO/NPO (53%)、研究教育組織 (48%)、財団 (21%) の順となる。この結果からは、ともに市民社会組織である NGO/NPO と財団の開発者・支援者 (財団は主に資金とアイデアの提供者) としての役割の大きさが強調される一方で、政府や企業の参加率も高く、どのセクターもそれ単体で社会イノベーションを行えるわけではなく、協働が必要であることが示されている。また従来は社会イノベーションの主役と考えられてきた社会的企業の存在感が意外に低い (それぞれ 15.7%/15.2%) ことも見て取ることができる (図 3) ⁴。

図 2：社会イノベーションに関わる主体とその果たす役割

図 3：社会イノベーションの「中心的な開発者」と「支援者」



Howaldt et al. (2014b: 107)

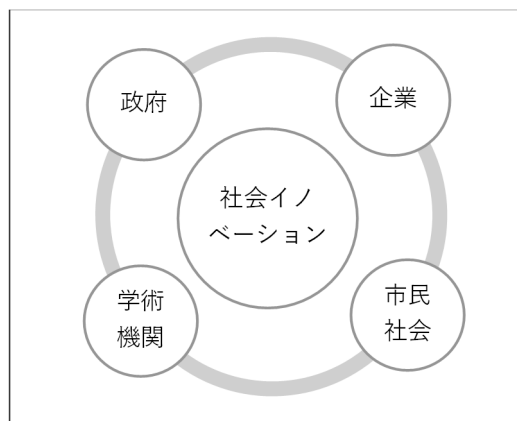
ドマンスキらは SI-DRIVE の知見に基づき、社会イノベーションのエコシステムについて政府・企業・市民社会・学術機関の「4本の柱 (Quadruple Helix)」モデルを提唱した (図 4) ⁵。また各セクターの特質と限界についても言及しており、政府や公的セクターによる適切な政策枠組と支援、企業と市民社会それぞれが持つ資源の統合、学術機関による知見交流や人材育成が必要とする (Domanski 2018: 7; Domanski and Kaletka 2018)。また社会イノベーションの地域開発への貢献を重視する Sgaragli らは、都市や地域のエコシステムにお

⁴ この観測は、アジア4国 (日本・中国・韓国・インドネシア) の社会イノベーション事例の拡大プロセスを分析し、社会イノベーションの発端は市民社会を含めたどのセクターからでも起こりうるが、その拡大が成功するためには多セクター間の「同盟」の成立と拡散が、特に地域レベルにおいて必要と結論した Aoo (2019) とも合致する。

⁵ その例として Domanski (2018) では、ウィーンにおける社会イノベーションの創出・育成において、政府 (ウィーン州政府・ウィーン市庁・ウィーン産業庁)、企業 (オーストリア産業連盟) 市民社会組織 (アショカ (Ashoka Austria)、インパクト・ハブ (Impact Hub Vienna)、カリタス (Caritas Vienna)、ユリウス・ラーブ財団 (Julius Raab Stiftung)、ERSTE財団等)、学術組織 (ウィーン大学経済・ビジネス学部、社会イノベーションセンター (ZSI)) がそれぞれ果たす役割を詳述している。

いて学術機関、非営利組織、営利企業等の多様な関係者が集い、アイデアを出し育てていく「場」の重要性と、そういった場が更に人々を惹きつける可能性について指摘している (Montanari 2014: 38-39)。

図4：社会イノベーションにおける「4本の柱」モデル



Domanski and Kaletka (2018: 208)より

更に社会イノベーション研究の第一人者であるマルガンは、「蜂」と「樹」のメタファーを用いてそれぞれのセクターの特質について説明している。「蜂」は個人やNPO/NGO・社会的企業等の小規模な組織であり、新しいアイデアを持ち、実行することに長けているが、規模の拡大には向いていない。「樹」は政府や大規模な企業・NGO・財団等であり、創造性には欠けるものの実施力に優れ、拡大のために必要な資源を有する。社会イノベーションによって新たなアイデアが拡大していくには、両者の結合が必要とされる (Mulgan 2019: 26-29; Mulgan et al. 2007: 20)。

しかしながら、社会イノベーションにおける地域エコシステム論の現時点での弱みは、それが社会起業家等を支援する各種組織の列挙に終わりがちなことであり、関係者のガバナンスを通じて都市・地域として一定の規模に拡大しえた社会イノベーションを創出するプロセス、またそれに固有の歴史・文化・制度等が与える影響についての分析まで至ることが難しいという点である (Domanski 2018: 18)。

ポストコロナ社会における意味

新型コロナウイルス (COVID-19) はグローバル化と大都市への集中を前提としていた世界経済に大きな打撃を与えた。同時に、国が大きくなるほど、中央政府による画一的な政策や措置だけでなく、地方自治体等による、各地域の実情に応じた感染対策等の施策が求められることとなった (小磯 2020)。新型コロナウイルス「後」の社会においても、公共政策が既存のサービスを提供するだけでなく、各地域の特色ある経済・産業や社会を、それぞれの地域が持つ資源を活かしながら作っていく必要性は一層増すものと考えられる。その参照となる公共政策における社会イノベーションと、それを創出し拡大する都市ガバナンスの

持つ意味は大きいと思われる。

3. 枠組の検証：岡山周辺の事例より

整理すると、上記のような近年の社会イノベーション研究・エコシステムの文献では、大まかに言って以下のような枠組が提唱されていた。

- (ア) 社会イノベーションによって新たなアイデアが創出され、それが社会に拡大するには政府・企業・市民社会・学術機関の関与による「エコシステム」が必要である
- (イ) 新たなアイデアや実践は多く個人（イノベーター）や小規模な NPO/NGO・社会企業によって生み出される（ただし SI-DRIVE の大規模事例調査では全セクターの関与が指摘）
- (ウ) 新たなアイデアが社会に拡大していくためには、政府や企業、財団等による支援や取り込み（政策としての採用等）が必要となる

本節では、筆者が在住する岡山県近辺の、一定の「拡大」をみた社会イノベーションの事例を取り上げ、これらの枠組の妥当性について検証を行うものとする。

事例①：ベネッセアートサイト直島／瀬戸内国際芸術祭

瀬戸内海は 1934 年に日本で最初に国立公園に指定された多島海の景勝地であり、また古くから大阪と各地をつなぐ海運の中心地として栄えた（宮本 2018）。しかし近代に入ると精錬所や工場排水等によって環境汚染が広がり、また 1907 年にはハンセン病患者の療養所として大島青松園が設置され、1970 年代からは豊島で産業廃棄物の不法投棄と反対運動が長く続くなど、苦難の歴史も刻まれてきた。更に島しょ部の高齢化と人口減は著しく、多くの集落ではコミュニティの維持も危ぶまれる状況である（石井 2018）。

香川県直島町の直島では、島南部のリゾート開発が失敗した後で、1985 年に福武書店⁶の福武哲彦社長と三宅親連町長⁷が出会ったことから、現在に続くベネッセアートサイト直島（BASN）の活動が開始する。1986 年の哲彦氏の没後社長となった福武総一郎氏は当初哲彦氏の構想に従って国際交流のためのキャンプ場として開発を進めたが、1988 の「直島文化村構想」で芸術文化を通じた交流を進めることとし、1992 年にホテルと現代アートの美術館の機能を併せ持つベネッセハウスが完成する。そして特定の地にアート作品を設置する「サイトスペシフィック・アート」を開始し、1998 年には住宅地である本村地区の古民家「角屋」を現代アート作品として再生（図 5）し、「家プロジェクト」が開始される（笠原 2011; 野中他 2014）。

図 5：直島の「家プロジェクト」第 1 号となった角屋（左）。内部の宮島達男「Sea of Time '98」（右）は島民が参加して制作された。

⁶ 1995年よりベネッセコーポレーション、2009年よりベネッセホールディングス

⁷ 三宅町長は、1960年より島北部（産業）・中央部（教育）・南部（観光）に分けた町づくり構想を抱いており、ベネッセアートサイト直島はこれに呼応するものであった（笠原 2011）。



ベネッセアートサイト直島ウェブサイトより

直島でも当初はベネッセが住宅地区に入ってくることに住民の反発もあったが、三宅町長や福武氏らによる対話・説得、またアーティストが作品を住民と共同制作すること等を通じて、住民の理解も進み、協力も得られるようになっていった（宮本 2019）⁸。2008 年には岡山県の犬島（旧精錬所を再生したもの）、2010 年には香川県土庄町の豊島にそれぞれ美術館が誕生し、豊島では棚田の再生、犬島では家プロジェクトも展開されている（清水・坂井 2017）。

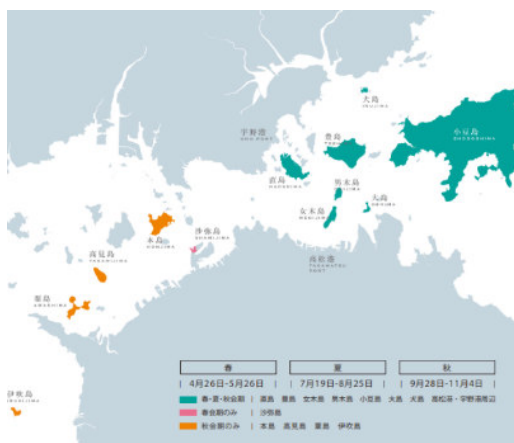
更に 2010 年以降は香川県（当時は真鍋武紀知事）との協働に基づき、瀬戸内国際芸術祭（瀬戸芸）が始まり、2019 年開催地は BASN の 3 島を含む 12 の島と高松港・宇野港に広がった（図 6）。瀬戸芸は福武氏を総合プロデューサー、そして 2000 年より越後妻有の「大地の芸術祭」を進めてきた北川フラム氏をアートディレクターに迎え、「海の復権」をテーマに、アーティストや来訪者・ボランティアと島民が交流し、コミュニティの食や文化等の資源を復活させることを目的とした。これは海外を含め高い評価を得ており、2019 年会期中には 118 万人の来訪者を数えた⁹。これによって 180 億円と推計される経済効果¹⁰だけでなく、島の価値が認められることでホテルや食堂等の開業、また住民の帰還や移住者の流入等の効果も認められている。また「負の歴史」を負わされた島々に、「SETOUCHI」が国際的な現代アートの聖地としての価値が認められたことの意味も大きい（野中他 2014; 福武・北川 2016）。

図 6：瀬戸内国際芸術祭開催地と作品例

⁸ 直島はもともと1917年より三菱合資会社（現三菱マテリアル）の精錬所があり、他の島に比べ外部者にオープンな文化があったことも一因と見られる。

⁹ 「瀬戸内国際芸術祭2019 総括報告」

¹⁰ 「瀬戸芸の経済効果180億円 香川県内、訪日客増が追い風」, 『日本経済新聞』2020. 2. 4



西堀隆史「うちわの骨の広場」 Photo:Keizo Kioku

瀬戸内国際芸術祭 2019 総括報告書より

BASN と瀬戸芸の進展にあたり、ベネッセホールディングスと福武財団、そしてその両方のトップであった福武氏¹¹の存在は大きい。福武氏は「経済は文化の僕」として営利企業の利潤を公益に奉仕させる「公益資本主義」を提唱しており、それによって直島等で「あるものを活かさないものを創る」ことで、高齢者の「幸せなコミュニティ」を作ることとしている（福武・北川 2016）。数多くのアーティストや安藤忠雄を筆頭とする建築家、北川フラム等、多彩な人物や地域コミュニティを巻き込みつつ事業を拡大してきたのは福武氏のビジョンと資源、手腕によるところが大きい。

事例②：真庭市の循環型社会

岡山県北、鳥取との県境に位置する真庭市は総面積約 800 平方キロで、その約 8 割が森林という中山間地域である。現在の人口は約 44,000 人（2021 年 1 月現在）であり、最も多かった 1950 年の国勢調査時の 84,513 人に比べると、半数近くにまで落ち込んでいる¹²。

戦後、真庭郡近辺にはスギ・ヒノキの人工林や木材市場や製材所も多く、中国地方を代表する林業地帯であった（伊藤 1988）。1980 年代頃までは木材価格が良好であったものの、その後の価格の落ち込みによって伐採や植林も停滞している¹³。また県内での集成材生産も国産材より価格・品質に勝る欧州材等が多く使われているため、国産材そのものの需要が減少している。

真庭市に本社を置く製材会社の銘建工業¹⁴は 1923 年創業、1970 年より集成材の生産を開始し、1985 年には大断面集成材、1990 年代にはプレカット工場、2010 年にはクロス・ラミネーテッド・ティンバー（直交集成材、CLT）と積極的に新たな技術を導入していった。

¹¹ 現在はベネッセホールディングス名誉顧問、福武財団理事長

¹² いずれも真庭市ホームページより

¹³ 林業とともに同地域の収入源であった炭焼きも、1960年頃よりガスや石油への転換が進んだことにより、産業としてはほぼ消滅した（中国新聞社 1975: 132-134）。

¹⁴ 以下、特に断りのない限り銘建工業に関しては2020. 9. 25同社並びに真庭バイオマス発電インタビュー時聴取事項より。

また集成材生産から出る木くずを利用して、1984年には社内に小規模（175kw）な発電装置を設置し、1997年には1,950kwの新設備を、更に2013年には真庭市・真庭木材事業協同組合等9社・団体の出資による真庭バイオマス発電（10,000kw）を設立した（図7）¹⁵。真庭バイオマス発電は地域の間伐材や未利用材、製材所からの端材等を燃やすため、年間10万トン超の燃料を地元の企業や森林組合等から約14億円で購入しており、売電収集は約23億円となっている。バイオマスは地元の山林所有者の収入源となり、同時に新素材であるCLTもスギ等の国産材を用いるものであることで、森林の手入れや伐採を行うインセンティブとなることが期待されている。

図7： 真庭バイオマス発電



こうした取組は銘建工業だけに留まるものではなく、2006年には市長を会長とする真庭バイオマス産業都市推進協議会が設置され、産業観光「バイオマスツアー真庭」を開始した。更に2013年に太田昇市長が就任すると、2014年には「真庭バイオマス産業都市構想」として市政に取り入れられた。真庭市が2019年に地域分散型・地域資源循環型の「SDGs未来都市真庭」に採択されるにあたって、中核的な位置付けに置かれた¹⁶。藻谷(2013: 132)では『里山資本主義』の他地域にも拡大可能な「木材利用の技術革新」モデルとして真庭市の事例が紹介されるなど、高い評価を受けている。

これらの取組を進めてきた銘建工業の中島浩一郎社長は、次のように述べている。「かつて、我がふるさとの真庭の山々は生活の糧を生み出す「宝の山」でした。その木々は時代の変化の中で使われなくなり、売買もなくなりました。当社の歩んだ道は新たな「宝の山」を求める旅のようなものです。」¹⁷。中島社長は1990年代に若手経営者・公務員・医師等の集まり「21世紀の真庭塾」を創設し、外部有識者を交え真庭の将来について構想を練っていた（2002年にNPO法人化）。1997年のシンポジウムではメンバーから既に木質バイオマス発電の実現がうたわれるなど、地域の「あるものを生かす使い方を考える」という理念が一貫して見られる¹⁸。企業人ではあるが、儲けるだけに意味を見出さず、「活動が続けられるなら、社会のために使うということが企業にはあっていいはずです」¹⁹と言う中島氏には、地域のために理想を追求する姿勢が見られる。

4. 結論と今後に向けて

¹⁵ また2004年より木質ペレットの販売を開始しており、国内トップシェアを占めている。

¹⁶ 真庭市「岡山県真庭市 SDGs未来都市計画」

¹⁷ 「中島浩一郎氏(1) 木材の新たな可能性探る」『日本経済新聞』2020.10.16

¹⁸ 「中島浩一郎氏(18) 90年代に「21世紀真庭塾」」、『日本経済新聞』2020.11.12

¹⁹ 「中島浩一郎氏(33) 「三兎」 追い夢は海外へ」『日本経済新聞』2020.12.4

岡山周辺の2事例²⁰から見えてくるのは、「志」を持つ企業家が先見の明を持ち、自ら持つ資金や技術・人的ネットワーク等の資源をもとに社会イノベーションを構想し、数々の機会や出会いを活かしながら、政府や企業、地域コミュニティをも巻き込みつつ拡大してきた姿である。福武氏は福武財団、中島氏はNPO法人21世紀の真庭塾と、それぞれに市民社会組織に類する組織を関与させてはいるものの、そこには社会イノベーション文献で一般的である、社会起業家やNPO/NGOがアイデアや萌芽的な実践を創り、それが行政・企業・財団等の支援を受けながら拡大していく、という図式とは異なる様相が見られる²¹。

この2事例をもって社会イノベーションを代表するものと言えないことは当然²²としても、依田・岩井がSI-DRIVEに倣って日本の社会イノベーション事例38件の参画者を検証した際にも、市民社会組織(22.7%)は政府(31.8%)・企業(26.9%)²³に次ぐ位置にあり、必ずしも市民社会組織が社会イノベーションを主導しているとは言えない姿が浮かび上がる(依田・岩田 2019: 44)。

上記のような「志を持った企業人」、あるいはそれにつながるフィランソロピーや市民社会組織の社会イノベーションに果たす役割は、アジアにおいても共通する可能性がある。筆者がトヨタ財団・日本財団勤務、あるいは国際交流基金アジア・フェローとしてアジア各国を訪問した際に見聞した限りでも、近年、アジアでも富裕層の増加に従って、家族財団・企業財団その他の組織を通じてフィランソロピー活動を行う事例が増加している(Shapiro 2018)。その中で、伝統的な救貧活動や奨学金供与等の慈善事業に留まらず、シンガポールで高齢化課題等のモデル作りや政策提言に取り組むリエン財団(Lien Foundation)や、タイで教育改革や社会起業家を支援するKhon Thai Foundation、インドネシアで営利事業を行いつつ教育支援を行うYCAB Foundation等、社会課題に対処し、他者と協働しつつその解決を目指すような「戦略的フィランソロピー」活動を行う組織が出てきている(Anand 2014; 青尾 2018b)。アジア各国で、企業と近いフィランソロピーが社会イノベーションの創出と拡大に影響を与えている可能性は十分考えられる。近年企業等によって創設された財団(基金会)の数が急増している中国の農村部で、福武氏の「直島メソッド」が導入されていることも、その一端と言えよう(Fukutake and Henderson 2020)。

もちろん、現時点で軽々に結論を出すことはできないものの、今後も国内や海外の他の社会イノベーション事例やその都市ガバナンスにおいて、市民社会組織等の多様なステークホルダーがどのように連携しているかを調査することで、本研究課題全体に資する知見を蓄積することを今後の課題と致したい。

²⁰ 岡山県内でも子ども食堂、フードバンク、生活困窮者のためのシェルター等、より市民社会組織主導で広がりつつある活動も見られるが、現状でそれが「拡大」しているとは言い切れない部分もあったことから、今回は成果が顕著な2事例を採った。

²¹ 瀬戸内国際芸術祭については、視点を変えれば社会運動的な理念を強く持つ北川氏の掲げた運動が拡大したものとも見ることが可能だが、その詳細な分析については今後の課題と致したい。

²² また岡山という土地の歴史・文化による影響も考慮に入れる必要がある。岡山は倉敷の大原家(孫三郎・總一郎父子)に代表されるように、民間によるフィランソロピーの伝統が強く、特に福武家の場合こうした伝統が影響している可能性がある(阿部 2017; 兼田 2009)。

²³ ただしSI-DRIVEは複数回答、依田・岩井は単数回答のため数値の単純比較はできないことに留意。

参考文献

(英語文献)

- Anand, P. (2014) *Levers for Change: Philanthropy in select South East Asian countries*. Singapore: Lien Centre for Social Innovation.
- Aoo, K. (2019) *Social Innovation Scaling Process in Asia: Bridging the gaps between stakeholders*. Okayama: University Education Press.
- Domanski, D. (2018) *Developing the Social Innovation Ecosystem of the Vienna Region*. ZSI Discussion Paper No. 37, Vienna: Centre for Social Innovation.
- Domanski, D. and Kaletka, C. (2018) "Social Innovation Ecosystems", in Howaldt, J., Kaletka, C., Schroder, A., and Zirngiebl, M. (eds.) *Atlas of Social Innovation: New practices for a better future*. pp. 208-211, Dortmund: Sozialforschungsstelle.
- Domanski, D. and Kaletka, C. (2017) "Social Innovation Research on Concepts and Theories", Domanski, D. and Kaletka, C. (eds.) *Exploring the Research Landscape of Social Innovation*. Dortmund: Sozialforschungsstelle, pp. 11-30.
- Fukutake, S., and Henderson, J. (2020) *With Art as My Weapon: Revitalizing rural communities and introducing public interest capitalism*. San Francisco: Long River Press.
- Haxeltine, A., Avelino, F., Pel, B., Dumitru, A., Kemp, R., Longhurst, N., Chilvers, J., and Wittmayer, J. W. (2016). *A Framework for Transformative Social Innovation*. TRANSIT Working Paper No. 5.
- Howaldt, J., Butzin, A., Domanski, D., and Kaletka, C. (2014a). *Theoretical Approaches to Social Innovation - A critical literature review*. Dortmund: Sozialforschungsstelle.
- Howaldt, J., Schroder, A., Kaletka, C., Refheld, D., and Terstriep, J. (2014b) *Mapping the World of Social Innovation: A global comparative analysis across sectors and world regions*. Dortmund: Sozialforschungsstelle.
- Kim, J., Rim, S., Han, S., and Park, A. (2015) "Seoul City's Social Innovation Strategy: New models of communication to strengthen citizen engagement", in Nicolls, A., Simon, J., and Gabriel, M. (eds.) *New Frontiers in Social Innovation Research*. pp. 170-191, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Kooiman, J. (2003) *Governing as Governance*. London: SAGE Publications.
- Lin, C. Y-Y., and Chen, J. (2016). *The Impact of Societal and Social Innovation*. Singapore: Springer.
- Montanari, F. (2014) "Creative Territories as Breeding Ground for Social Innovation Ecosystems", in Sgaragli, F. (ed.) *Enabling Social Innovation Ecosystems for Community-Led Territorial Development*. Rome: Fondazione Giacomo Brodolini, pp. 33-40.
- Moulaert, F., MacCallum, D., and Hillier, J. (2013) "Social Innovation: Intuition, precept, concept, theory and practice", in Moulaert, F., MacCallum, D., Mehmood, A., and Hamdouch, A. (eds.) *The International Handbook on Social Innovation: Collective action, social learning and transdisciplinary research*. pp. 13-24, Cheltenham: Elgar.
- Mulgan, G. (2019) *Social Innovation: How societies find the power to change*. Bristol: Policy Press.
- Mulgan, G., Tucker, S., Ali, R., and Sanders, B. (2007) *Social Innovation: What it is, why it matters and how it can be accelerated*. Skoll Centre for Social Entrepreneurship Working Paper, Oxford: Said Business School.
- Nicholls A., Simon, J., and Gabriel, M. (2015) "Introduction: Dimensions of social innovation", in Nicholls, A., Simon, J., and Gabriel, M. (eds.) *New Frontiers in Social Innovation Research*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Rhodes, R. (1997) *Understanding Governance: Policy networks, governance, reflexivity and accountability*. Maidenhead: Open University Press.
- Shapiro, R. (2018) "Not Just Giving: How do companies play?", in Shapiro, R., Mirchandani, M., and Jang, H. (eds.) *Pragmatic Philanthropy: Asian charity explained*. Palgrave Macmillan, pp. 133-144.
- Westley, F., McGowan, K., and Tjornbo, O. (2017) *The Evolution of Social Innovation: Building resilience through transitions*. Cheltenham: Edward Elgar.

(日本語文献)

- 青尾謙 (2018a) 「ソーシャルイノベーション理論の展開と課題—日本、欧州、北米の比較分析を中心に」、『国際日本研究』 Vol.10, pp. 103-119.
- 青尾謙 (2018b) 「アジア共通の社会課題解決に向けた市民社会の役割—一次世代リーダー協働のためのネットワーク形成」、平成 29 年度アジア・フェローシップ報告書. 国際交流基金アジアセンター.
- 阿部武司編著 (2017) 『大原孫三郎—地域創成を果たした社会事業家の魁』. PHP 研究所.
- 石井亨 (2018) 『もう「ゴミの島」と言わせない—豊島産廃不法投棄、終わりなき闘い』. 藤原書店.
- 伊藤勝久 (1988) 「森林組合事業の展開と地域における役割—岡山県真庭森林組合を事例として」、『島根大農研報』 Vol. 22, pp. 73-84.
- 伊藤修一郎・近藤康史 (2010) 「ガバナンス論の展開と地方政府・市民社会—理論的検討と実証に向けた操作化」、辻中豊・伊藤修一郎編著『ローカル・ガバナンス—地方政府と市民社会』. 木鐸社, pp. 19-38.
- 笠原良二 (2011) 「ベネッセアートサイト直島の活動の軌跡とその意義—現代アート活動による地域活性化の一例」、『財政と公共政策』 Vol. 50, pp. 67-75.
- 兼田麗子 (2009) 『大原孫三郎の文化貢献』. 成文堂.
- 小磯修二 (2020) 『地方の論理』. 岩波書店.
- 清水李太郎・坂井猛 (2017) 「アートサイト直島にみる社会的広域圏形成プロセスの展開」、『都市政策研究』, 18 号, pp. 127-141.
- 中国新聞社編 (1975) 『中国山地 (上)』. 未来社, pp. 132-134.
- 辻中豊 (2010) 「序章」、辻中・伊藤編著 前掲書, pp. 9-17.
- 野中郁次郎・廣瀬文乃・平田透 (2014) 『実践ソーシャルイノベーション—知を価値に変えたコミュニティ・企業・NPO』. 千倉書房.
- 福武總一郎・北川フラム (2016) 『直島から瀬戸内国際芸術祭へ—美術が地域を変えた』. 現代企画室.
- 藤井敦史・原田晃樹・大高研高 (2013) 『戦う社会的企業—コミュニティ・エンパワメントの担い手』. 勁草書房.
- C. ボルザガ・J. ドッフルニ編、内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳 (2004) 『社会的企業—雇用・福祉の EU サードセクター』. 日本経済評論社.
- 宮本常一 (2018) 『瀬戸内文化誌』. 八坂書房.
- 宮本結佳 (2019) 「地域がアートに出会う時—直島における展開過程の検討」、『フォーラム現代科学』 Vol. 18, pp. 111-121.
- 藻谷浩介・NHK 広島取材班 (2013) 『里山資本主義』. 角川書店.
- 依田真美・岩井秀樹 (2019) 「ソーシャル・イノベーションの現状と課題—欧州 SI-DRIVE Global Mapping 調査と日本の研究対象事例の比較から」、『相模女子大学文化研究』 第 37 号, pp. 33-56.

編者 辻中 豊 (Yutaka Tsujinaka)

1954年 大阪生まれ

1981年 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。1996年 京都大学博士(法学)

現職 東海大学 政治経済学部 教授 筑波大学名誉教授(いずれも2018年4月より)

E-mail: ty807039@tsc.u-tokai.ac.jp yutaka-tsujinaka.fu@u.tsukuba.ac.jp

主要著書

- 『利益集団』東京大学出版会、1988年。
- Defending the Japanese State: Structures, Norm and the Political Responses to Terrorism and Violent Social Protest in the 1970s and 1980s.* (with Peter J. Katzenstein) East Asia Program, Cornell University, 1991.
- 『現代日本の市民社会・利益団体』(編著) 木鐸社、2002年。
- “From Developmentalism to Maturity: Japan’s Civil Society Organizations in Comparative Perspective.” *The State of Civil Society in Japan*, edited by Frank Schwartz and Susan Pharr, 83-115. Cambridge University Press, 2003.
- 『現代韓国の市民社会・利益団体：日韓比較による体制移行の研究』(廉載鎬との共編著) 木鐸社、2004年。
- 『現代日本の自治会・町内会—第1回全国調査にみる自治力・ネットワーク・ガバナンス』(R.ベッカネン・山本英弘との共著) 木鐸社、2009年。
- 『ローカル・ガバナンス—地方政府と市民社会—』(伊藤修一郎との共編著) 木鐸社、2010年。
- 『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会—』(森裕城との共編著) 木鐸社、2010年。
- “Civil Society and Social Capital in Japan” *In International Encyclopedia of Civil Society*, edited by Helmut K. Anheier and Stefan Toepler, 252-259. Springer, 2010.
- 『現代日本のNPO 政治—市民社会の新局面—』(坂本治也・山本英弘との共編著) 木鐸社、2012年。
- 『政治学入門—公的決定の構造・アクター・状況—』放送大学出版会、2012年。
- 『現代中国の市民社会・利益団体—比較の中の中国—』(李景鵬・小嶋華津子との共編著) 木鐸社、2014年。
- 『政治変動期の圧力団体』(編著) 有斐閣、2016年。
- 『当代中国社会団体与地方治理—比較視野中的中国』(黄媚 訳) 北京:社会科学文献出版社、2016年
- Aftermath: Fukushima and the 3.11 Earthquake*, co-eds, with Hiroaki INATSUGU, Trans Pacific Press, 2018
- 『ソーシャル・キャピタルと市民社会・政治』(山内直人との共編著) ミネルヴァ書房、2019年。
- 『現代日本の比較都市ガバナンス・市民社会』(山本英弘との共編著) 木鐸社、2021年。

編者・執筆者紹介

和嶋 克洋 (筑波大学人文社会科学研究科博士後期課程、東海大学臨時職員) **編者 第I部、第II部**

『現代日本の比較都市ガバナンス・市民社会』(木鐸社2021年:5章、9章、11章(単著))、
「自民党政権の政策過程の変容——農地政策を事例として」筑波法政70号(2017)。「誰が参議院議員になるのか」(共著)『都市問題』(2013)。「地域における市民社会アクターの変化と踊り場にある都市ガバナンス」(共著)『都市とガバナンス』(2019)。

戸川 和成 (千葉商科大学 政策情報学部 助教)

第III部

『現代日本の比較都市ガバナンス・市民社会』(木鐸社2021年:5章、6章(10章))、「コミュニティ特性の構造要因を探る——東京の都心・下町・山の手の比較から」、辻中豊・山内直人編『ソーシャル・キャピタル叢書第5巻 ソーシャル・キャピタルと市民社会・政治』, 2019年。

青尾 謙 (岡山大学 副理事 岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科 講師) **第IV部**

Social Innovation Scaling Process in East Asia: Bridging the gaps between stakeholders 大学教育出版 2019

To Be Supported, or Not to Be: Images of older people in policy and the reality in local communities in Japan

Frontiers in Sociology (共著) 4(16) 2019年3月

21世紀日本の都市ガバナンス・市民社会 事例集 (中間報告)

2021年3月刊行

編著者 辻中豊・和嶋克洋 発行者 辻中豊

発行所 東海大学 政治経済学部政治学科 (〒259-1292 神奈川県平塚市北金目 4-1-1 湘南キャンパス 3号館)

TEL: 0463-58-1211(代表) 内線 3244 FAX: 0463-50-2025

印刷所 (株)いなもと印刷 (〒300-0007 茨城県土浦市板谷 6丁目 28-8)

TEL: 029-826-1221 FAX: 029-826-1080